

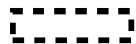
熊原第21-008号  
令和3年4月6日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号  
原子燃料工業株式会社  
代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画について  
の認可申請書の一部補正について

令和2年8月27日付け熊原第20-022号をもって申請し、令和2年10月29日付け熊原第20-026号、令和3年1月25日付け熊原第20-032号、令和3年3月11日付け熊原第21-007号をもって一部補正しました核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画についての認可申請書を、別紙のとおり一部補正します。



内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

別 紙

1. 補正の内容

補正内容を以下に示す。

補正箇所		変更内容
本文	一、名称及び住所並びに代表者の氏名 二、加工施設の変更に関する事業所の名称及び所在地 三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法 四、加工施設の変更に係る工事工程表 五、加工施設の変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 六、加工施設の変更の理由 七、分割申請の理由	別記1のとおり変更する。
別添	別添Ⅰ 加工施設の変更に関する設計及び工事の方法 別添Ⅱ 加工施設の変更に係る工事工程表 別添Ⅲ 保安品質保証計画書	別記2のとおり変更する。
添付書類	添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 添付書類3 設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書	別記3のとおり変更する。

2. 補正の理由

- (1) 申請対象の位置、構造、強度（寸法、材料）、機能・性能を明確にする観点等から、記載を適正化する。
- (2) その他記載の適正化を行う。

別記 1

一、名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社  
 住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目3番5号  
 代表者氏名 代表取締役社長 北川 健一

二、加工施設の変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 原子燃料工業株式会社 熊取事業所  
 所 在 地 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地

三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法

新規制基準に基づいた核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に係る加工施設の変更として、以下に示す施設の設計及び工事の方法について申請する。なお、表中の変更区分欄を「変更なし」としているものは、本申請において工事を行うことなく新規制基準への適合性の確認を行うものを示す。また、加工事業変更許可における施設名称には、加工事業変更許可申請書に示した安全機能を有する施設の名称を示す。

○成型施設

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟	第2加工棟 —	{1002}	改造	1	第2加工棟

○被覆施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	{3001}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	{3002}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	{3003}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	{3004}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1 —	{3006}	改造	1台	ペレット編成挿入装置 燃料棒解体装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 —	{3007}	改造	1台	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	{3008}	改造	1台	脱ガス設備 脱ガス装置




○被覆施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 運搬台車	{3009}	改造	1台	脱ガス設備 脱ガス装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	{3010}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	{3011}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	{3012}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	{3013}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	{3014}	改造	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	{3015}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	{3016}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	{3017}	改造	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料 棒移送装置(A)	{3018}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.2
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料 棒移送装置(2)	{3019}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.3
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2 —	{3020}	改造	1台	検査設備 ペレット検査台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料 棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1 部	{3021}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料 棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	{3022}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料 棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	{3023}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台 —	{3024}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5 —	{3025}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	{3026}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部	{3027}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機

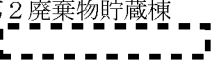
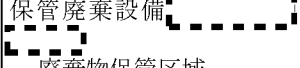

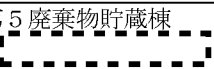
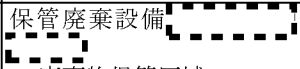
○被覆施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2 —	{3028}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 9 —	{3029}	変更なし	1台	検査設備 計量設備架台
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 10 —	{3030}	変更なし	1台	検査設備 計量設備架台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9 —	{3031}	変更なし	1台	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 9

○核燃料物質の貯蔵施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟 	燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 —	{5053}	改造	1台	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラック C型
第2加工棟 	燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 —	{5054}	改造	1台	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラック C型
第2加工棟 	燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 —	{5055}	改造	1台	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラック D型

○放射性廃棄物の廃棄施設

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟 —	{1014}	撤去	1	第2廃棄物貯蔵棟 <sup>(1)</sup>
第2廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備  廃棄物保管区域	{6137-2}	撤去	1	 <sup>(1)</sup>
第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟 —	{1006}	新設	1	第5廃棄物貯蔵棟
第5廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備  廃棄物保管区域	{6137}	新設	1	保管廃棄設備

(1) 本施設は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設名称を記載する。

○放射線管理施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
屋外	モニタリングポスト No. 1 —	{7026}	改造	1台	モニタリングポスト
屋外	モニタリングポスト No. 2 —	{7027}	改造	1台	モニタリングポスト
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト） —	{7027-2}	改造	1台	モニタリングポスト

○その他の加工施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可に おける施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカー)) <sup>(2)</sup>	{8007}	改造	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(アンプ))	{8007-12}	改造	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機(PHSアンテ ナ))	{8007-11}	改造	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定 電話機)	{8007-13}	変更なし	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器) <sup>(2)</sup>	{8009}	改造	1式	自動火災報知設備
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(受信 機)	{8009-11}	改造	1式	自動火災報知設備
第2加工棟	消火設備 消火器	{8010}	増設	1式	消火器
第2加工棟	緊急設備 避難通路	{8027}	新設	1式	避難通路
第2加工棟	緊急設備 非常用照明 <sup>(2)</sup>	{8029}	改造	1式	非常用照明、誘導灯
第2加工棟	緊急設備 誘導灯 <sup>(2)</sup>	{8029-4}	改造	1式	非常用照明、誘導灯
第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	{8048}	新設	1式	防護壁又は防護柵
第2加工棟	緊急設備 防護壁	{8049}	新設	1式	防護壁
第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	{8050}	改造	1式	防護閉止板又はコン クリート
第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	{8051}	改造	1式	堰、密閉構造扉(溢水 防護区域境界の扉の 開口部)
第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	{8009-10}	撤去	1式	非常用通報設備 火 災警報設備 <sup>(1)</sup>
第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-8}	撤去	1式	消火設備 消火器 <sup>(1)</sup>
第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	{8038-3}	撤去	1式	非常用設備 非常灯 <sup>(1)</sup>
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカー))	{8007-5}	新設	1式	所内通信連絡設備
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機(PHSアンテ ナ))	{8007-6}	新設	1式	所内通信連絡設備
第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	{8009-4}	新設	1式	自動火災報知設備
第5廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-4}	新設	1式	消火器
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	{8034}	新設	1式	避難通路

○その他の加工施設

設置場所	設備・機器名称 機器名	加工事業変更許可における施設名称			
		管理番号	変更区分	員数	
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	{8037}	新設	1式	非常用照明、誘導灯
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	{8037-2}	新設	1式	非常用照明、誘導灯
屋外	消火設備 屋外消火栓配管	{8012-6}	仮移設	1式	消火栓

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設名称を記載する。
- (2) 本設備・機器には第2次設工認で仮移設した施設（{8007-9}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8029-2}緊急設備 非常用照明、{8029-3}緊急設備 誘導灯）を含む。本申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、適合性を確認する。

加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の詳細を別添Ⅰに示す。

四、加工施設の変更に係る工事工程表

加工施設の変更に係る工事工程表を別添Ⅱに示す。

五、加工施設の変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ、設計及び工事に係る品質マネジメントは、別添Ⅲに示す保安品質保証計画書に従って行うものとする。

六、加工施設の変更の理由

- ・地震、竜巻及び外部からの衝撃による損傷防止対策、並びに溢水対策のため、第2加工棟を補強する。
- ・第2加工棟の安全機能を確保するため、第2加工棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を設置する。
- ・地震対策のため、第2加工棟の被覆施設及び核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器を補強する。併せて、設備・機器の構成装置を更新する。
- ・液体廃棄物の保管廃棄設備の地震及び竜巻対策のため、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備~~（図面参照）~~ 廃棄物保管区域を撤去し、代替施設として第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備~~（図面参照）~~ 廃棄物保管区域を設置する。
- ・第2廃棄物貯蔵棟の撤去に併せて、第2廃棄物貯蔵棟の付属設備（火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を撤去する。
- ・第5廃棄物貯蔵棟の安全機能を確保するため、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を設置する。
- ・伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様のモニタリングポストを新たに設置し、既設の機器を撤去する。
- ・第2次申請で一時的に取り外し仮移設した第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の通信連絡設備、火災感知設備及び緊急設備を仮移設の状態から



復旧し本設する工事を行う。

- ・第2加工棟の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、屋外の消火設備を一時的に取り外し仮移設する。
- ・新規制基準に基づいた核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に係る加工施設について、新規制基準への適合性確認を行う。

七、分割申請の理由

新規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設の変更は下表のとおりであり、以下の理由により分割して設計及び工事の方法の認可又は設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）を申請する。なお、今後の進捗に応じて、申請内容を変更する可能性がある。

- ・新規制基準に適合した加工施設とするため、建物・構築物及び設備・機器について、耐震補強、竜巻対策、火災対策等の改造工事、新設工事、撤去工事を行う。
- ・新規制基準対応工事を段階的に行い、基準適合を早めるため、建物・構築物及び設備・機器に対して5分割の設工認申請を行う予定としている。
- ・加工施設の構造又は工事内容により、工事期間に時間を要する建物・構築物及び設備・機器の新規制基準対応工事を先行して行う。

区分		成型施設	被覆施設	組立施設	核燃料物質の貯蔵施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	その他の加工施設
		建物・構築物						
第2加工棟	④	⑤	④⑤	⑤	①④⑤ ①②	⑤ ②⑤	④⑤	④⑤ ②⑤
第1-3貯蔵棟	⑤	—	—	—	⑤	—	⑤	⑤
第1加工棟	③③	—	—	—	③③	③	③	③⑤
第1廃棄物貯蔵棟	⑤	—	—	—	—	⑤	⑤	⑤ ⑤
第2廃棄物貯蔵棟	④	—	—	—	—	④	—	④
第3廃棄物貯蔵棟	⑤	—	—	—	—	⑤	—	⑤
第5廃棄物貯蔵棟	④	—	—	—	—	④	—	④
発電機・ポンプ棟	⑤	—	—	—	—	—	—	⑤
遮蔽壁・防護壁	③⑤	—	—	—	—	—	—	—
屋外	—	—	—	—	—	—	④	⑤

適合性確認を行う建物・構築物、設備・機器 ①：第1次申請（令和元年10月8日付け認可）、②：第2次申請（令和元年12月2日付け認可）、③：第3次申請（令和2年10月2日付け認可）、④：第4次申請（本申請）、⑤：第5次申請（令和3年2月申請）

撤去する建物・構築物、設備・機器 ①：第1次申請（令和元年10月8日付け認可）、②：第2次申請（令和元年12月2日付け認可）、③：第3次申請（令和2年10月2日付け認可）、④：第4次申請（本申請）、⑤：第5次申請（令和3年2月申請）

本申請は、設計が完了した成型施設の建物、被覆施設の設備・機器、核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器、放射性廃棄物の廃棄施設の建物、設備・機器、放射線管理施設の設備・機器、その他の加工施設の設備・機器の一部について、新規制基準への適合性確認について申請するものである。

## 目 次

別添Ⅰ 加工施設の変更に関する設計及び工事の方法

別添Ⅱ 加工施設の変更に係る工事工程表

別添Ⅲ 保安品質保証計画書

添付書類 1 加工事業変更許可との対応に関する説明書

添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書

添付書類 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

付属書類 1 核燃料物質の臨界防止に関する基本方針書

付属書類 2 安全機能を有する施設の地盤及び地震による損傷の防止（建物・構築物の耐震性）に関する基本方針書

付属書類 3 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書

付属書類 4 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 5 外部からの衝撃（積雪及び降下火砕物）による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 6 外部からの衝撃（外部火災・爆発）による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 7 閉じ込めの機能（落下防止構造）に関する基本方針書

付属書類 8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 9 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 10 遮蔽に関する基本方針書

付属書類 11 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶（200 L）の転倒防止策）に関する基本方針書

別記 2

別添 I 加工施設の変更に関する設計及び工事の方法

## 目 次

イ. 化学処理施設（該当なし）

ロ. 濃縮施設（該当なし）

ハ. 成型施設

ニ. 被覆施設

ホ. 組立施設（該当なし）

ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

チ. 放射線管理施設

リ. その他の加工施設

## 八. 成型施設

## 目 次

### ハ. 成型施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法



## ハ. 成型施設

加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）（以下「加工事業変更許可」という。）に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視、点検、定期事業者検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既認可の設計及び工事の方法の認可（以下「既設工認」という。）との対応を表ハ－１－１に、変更内容を表ハ－１－２に示す。

ここで、表ハ－１－１以降において、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類１ 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添１表２に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ハ－２－１に、関係図面を図ハ－１－１－１～図ハ－２－１－５－９に示す。

ここで、表ハ－２－１において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第１項に対する設備・機器の設計仕様  
[5.1-B1]：技術基準規則第五条第１項に対する建物・構築物の設計仕様  
[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表ハ-1-1 成型施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物名称又は 設備・機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物名称又は 設備・機器名称 機器名
第2加工棟	第2加工棟	{1002} 第2加工棟 —	第2加工棟 —

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ハ-1-2 成型施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	建物・構築物名称又は 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟	第2加工棟 —	1	改造 ①外壁の改造 ②外部扉の改造 ③コンクリート充填扉の新設 ④防護壁の新設 ⑤防護柵の新設 ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止 ⑦防火区画等の改造 ⑧堰、グレーチング及び扉の改造


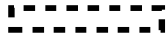
表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	第2加工棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 自動式又は遠隔操作式の消火設備 消火栓 避難通路 非常用照明、誘導灯 漏水検知器 遮水板 防護壁又は防護柵 防護壁 防護閉止板又はコンクリート 堰、密閉構造扉 (溢水防護区域境界の扉の開口部)	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1002} 第2加工棟 —	(付属設備)	{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010} 消火設備 消火器 {8011} 消火設備 自動式の消火設備 {8012} 消火設備 屋内消火栓 {8027} 緊急設備 避難通路 {8029} 緊急設備 非常用照明 {8029-4} 緊急設備 誘導灯 {8052} 緊急設備 漏水検知器 {8065} 緊急設備 遮水板 {8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵 {8049} 緊急設備 防護壁 {8050} 緊急設備 コンクリート閉止部 {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉
建物・構築物の区分	本体、付属設備		
変更内容	(本体) 改造 新規基準に適合させるために、第2加工棟に以下の改造を行う。 また、第2加工棟の各部位の仕様を別表ハ-2-1-11に、各部位の位置を図ハ-I-1~図ハ-I-14に、改造工事完了後の第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図ハ-II-1~図ハ-II-5に示す。  ①外壁の改造 (仕様を別表ハ-2-1-1に示す。) 地震による損傷の防止対策として、西面 (I 通り) の耐震壁の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) 対策のため、北面 (D 通り) 外壁の3階の一部の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻・外部火災) 対策のため、南面 (A 通り) 外壁の1階から3階の一部の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 対策として、南面1階の大型搬入口扉を爆風圧から防護するための防護壁を新設する。 遮蔽のために、東面1階12通り C-D 通り間の開口部を鉄筋コンクリートで閉止 (閉止部③) する。		

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>変更内容</p>	<p>②外部扉の改造（仕様を別表ハ-2-1-2に示す。）          設計竜巻（F1、最大風速49 m/s。以下「F1 竜巻」という。）による損傷の防止対策として、既設の外部に面した鋼製扉（以下「外部扉」という。）（⑥で閉止するもの及び大型搬入口扉を除く。）をF1 竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉（以下「F1 竜巻対策扉」という。）に改造する。</p> <p>③コンクリート充填扉の新設（仕様を別表ハ-2-1-3に示す。）          F1 竜巻による損傷の防止対策として、西面1階1通りにF1 竜巻による飛来物（以下「F1 飛来物」という。）から外部扉を防護するためのコンクリート充填扉を新設する。</p> <p>④防護壁の新設（仕様を別表ハ-2-1-4に示す。）          F1 竜巻による損傷の防止対策として、南面1階A通り6-7間、北面1階D通り7-8間、1階11通りA-B間、1階11通りC-D間の外部扉をF1 飛来物から防護するための鉄筋コンクリート造の防護壁を新設する。          また、F1 竜巻による損傷の防止対策として、3階第2分析室、第2開発室に試料保管棚をF1 飛来物から防護するための防護壁を新設する。</p> <p>⑤防護柵の新設（仕様を別表ハ-2-1-5に示す。）          F1 竜巻による損傷の防止対策として、南面2階A通りの3-4間、8-9間の非常用進入口の扉及び西面2階1通りのA-B間、C-D間の機器搬出入用の扉をF1 竜巻飛来物から防護するために鋼製の防護柵を新設する。</p> <p>⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止（仕様を別表ハ-2-1-6に示す。）          F1 竜巻による損傷の防止対策として、1階11通りC-D間の外部扉（閉止部①）及び南面2階A通り8-9間の給気ガラリ（閉止部②）を撤去し、鉄筋コンクリートで閉止する。</p> <p>⑦防火区画等の改造（仕様を別表ハ-2-1-7に示す。）          火災による損傷の防止対策として、以下の改造を行う。          ・2階11通りA-B間、C-D間の防火シャッターを更新する<sup>(41)</sup>。          ・火災による損傷の防止対策として、中2階8-9間通りA-B間通りの窓を防火区画壁で閉止する。同様に2階5通りB-C間の壁開口部に防火板を設置し、2階1-2/B-C間通りの床開口部を防火区画床で閉止する。          ・1階B通り3-4間、5-6間及び1階C通り3-4間、5-6間の防火区画壁を貫通する部屋排気ダクトを、当該防火区画壁を貫通しないルートに変更するため、ダクトルート変更後の鉄筋コンクリート壁開口部をモルタルで閉止する。（部屋排気ダクトのルート変更は次回以降の設工認で申請する。）          ・同一の火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域（第2種管理区域）が存在する火災区域2P-5、2P-7については、第1種管理区域の境界間仕切り壁及び境界扉に防火性能を追加し、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画とする改造を行う。施設の運用上必要な火災区画境界上の開口部は耐火性能を有した防火板等を設置する。</p> <p>⑧堰、グレーチング及び扉の改造（仕様を別表ハ-2-1-8に示す。）          内部溢水対策のため、堰、グレーチングを設置する。また、既存扉を密閉構造扉（エアタイト扉）に改造する。</p> <p>（付属設備）付属設備については、リ、その他の加工施設の項で示す。</p>
-------------	---

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

設置場所	第2加工棟（第2加工棟の位置を図ハ-1-1-1に示す。）	
員数	（建物）1 （付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）	
一般仕様	型式	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造4階建て（一部中2階付き） （付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）
	主要な構造材	（建物）別表ハ-2-1-1～別表ハ-2-1-9に示す。
	寸法（単位：mm）	（建物）概略寸法：  建築面積：約 2200 m <sup>2</sup> 延べ床面積：約 6500 m <sup>2</sup> 床面積：1階 約 2070 m <sup>2</sup> 中2階 約 350 m <sup>2</sup> 2階 約 2030 m <sup>2</sup> 3階 約 1440 m <sup>2</sup> 4階 約 610 m <sup>2</sup>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-B1]</p> <p>第2加工棟内を臨界安全管理上の領域に区分する。第2加工棟建物の臨界隔離壁で、臨界安全管理上の領域を核的に隔離し、各領域間に中性子相互作用がないようにする。</p> <p>○臨界隔離壁の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造の既設臨界隔離壁（床を含む） 厚さ 30.5 cm 以上</li> </ul> <p>臨界安全管理上の領域図、臨界隔離壁（床を含む）の配置を図ハ-2-1-1-1に示す。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>第2加工棟（本体）の基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第2加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、一部地盤改良を行い、N値 10 以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>○支持地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 N値 10 以上の洪積層（粘土層及び砂層）に、一部地盤改良を行い、直接基礎（べた基礎）で支持させる。</li> <li>支持層深さ 約 GL-3 m ～ GL-6 m（地盤改良部下端）</li> <li>基礎伏図 図ハ-2-1-2-1</li> <li>地盤改良 ぐり石コンクリート置換 </li> </ul> <p>地盤改良の範囲及び土質柱状図を図ハ-2-1-1-2に示す。</p> <p>{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049} 緊急設備 防護壁、{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1]                  以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。                  ・ {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))                  ・ {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))                  ・ {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))                  ・ {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)                  ・ {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)                  ・ {8011} 消火設備 自動式の消火設備                  ・ {8027} 緊急設備 避難通路                  ・ {8029} 緊急設備 非常用照明                  ・ {8029-4} 緊急設備 誘導灯                  ・ {8052} 緊急設備 漏水検知器                  ・ {8065} 緊急設備 遮水板                  ( {8011} 消火設備 自動式の消火設備、 {8052} 緊急設備 漏水検知器、 {8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup>                   {8012} 消火設備 屋内消火栓は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は {8012} 消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。                  ( {8012} 消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]                  第2加工棟建物の耐震重要度分類は第1類とする。                  第2加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。                  位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-3～図ハ-2-1-1-10、図ハ-2-1-2-1～図ハ-2-1-2-29、図ハ-2-1-3-1及び図ハ-2-1-3-2に示す。                   ○一次設計                  常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする<sup>(1)</sup>。                   ○二次設計                  建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第2加工棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る<sup>(2)</sup>。                   {8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、 {8049} 緊急設備 防護壁、 {8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、 {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟に固定することにより地震による損傷を防止する。</p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]                  以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。                  ・ {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))                  ・ {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))                  ・ {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))                  ・ {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)                  ・ {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)                  ・ {8029} 緊急設備 非常用照明                  ・ {8029-4} 緊急設備 誘導灯</p> <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟に固定する又は {8012} 消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。                  ( {8012} 消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p> <p>{8011} 消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。                  ( {8011} 消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p> <p>{8052} 緊急設備 漏水検知器は、耐震重要度分類を第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。                  ( {8052} 緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p> <p>{8065} 緊急設備 遮水板は、被水からの防護対象となる設備・機器近傍の溢水源となり得る配管に設置し、当該配管と同じ耐震重要度分類とする。                  ( {8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p> <p>第2加工棟に付属する設備のうち、耐震重要度分類第3類の設備は、耐震重要度分類第1類又は第2類の地震力で損傷するおそれがあるが、第2加工棟の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、第2加工棟と同じ耐震重要度分類第1類で設計する必要はない。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—<sup>(5)</sup></p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻)                  [8.1-B2]                  第2加工棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。                  第2加工棟の F1 竜巻に対する安全機能を有する部位 (以下「F1 竜巻防護境界」という。) の壁、屋根は、F1 竜巻の荷重に耐えるとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある部分は、F1 飛来物の貫通を防止する厚さを確保する。                  F1 竜巻防護境界の扉は F1 竜巻対策扉<sup>(3)</sup> とするとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある F1 竜巻対策扉の前には {8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵を設け、F1 飛来物の衝撃荷重から F1 竜巻対策扉を防護する。                  1階 11 通り C-D 間の外部扉及び南面 2階 A 通り 8-9 間の給気ガラリーを撤去し、鉄筋コンクリートで閉止することにより、F1 竜巻防護境界には、不要な扉、給気ガラリーなどの開口部を設けない。                  更なる安全対策として、第2加工棟の3階第2開発室及び第2分析室の試料保管柵の周囲には試料保管柵を防護するための {8049} 緊急設備 防護壁を設置する。</p>



表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>第2加工棟建物本体における位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-2、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-1 1～図ハ-2-1-1-1 7、図ハ-2-1-3-1 7、図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-2 3に示す。</p> <p>○(8048)緊急設備 防護壁及び防護柵</p> <p>北側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 11、図ハ-2-1-1-1 6に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-6に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。</li> </ul> <p>南側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 11、図ハ-2-1-1-1 5に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-5に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。</li> </ul> <p>コンクリート充填扉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 11、図ハ-2-1-1-1 7に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-3、図ハ-2-1-3-4に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-3に示す。</li> </ul> <p>扉1-1 袖壁、扉1-2 袖壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 11、図ハ-2-1-1-1 7に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-7に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。</li> </ul> <p>防護柵 No.1、防護柵 No.2、防護柵 No.3、防護柵 No.4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 2、図ハ-2-1-1-1 5、図ハ-2-1-1-1 7に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-1 0～図ハ-2-1-3-1 3に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-5に示す。</li> </ul>
-------------------	------------------------	--



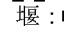



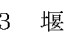
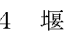
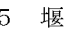
表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>○{8050}緊急設備 コンクリート閉止部<sup>(3)</sup>                  閉止部①、閉止部②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置                      配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15、図ハ-2-1-1-17に示す。</li> <li>・構造・寸法                      仕様を図ハ-2-1-3-14、図ハ-2-1-3-15に示す。</li> <li>・材料                      主な材料を別表ハ-2-1-6に示す。</li> </ul> <p>○{8049}緊急設備 防護壁                  試料保管棚防護壁 No.1、試料保管棚防護壁 No.2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置                      配置を図ハ-2-1-1-13に示す。</li> <li>・構造・寸法                      構造・寸法を図ハ-2-1-3-8、図ハ-2-1-3-9に示す。</li> <li>・材料                      材料を別表ハ-2-1-4に示す。</li> </ul> <p>(落雷)                  [8.1-B6]                  建築基準法第三十三条、建築基準法施行令第百二十九条の十四に基づき、高さ20mを超える第2加工棟に避雷設備である避雷針(むね上げ導体を含む)を設置するため、落雷の発生は安全機能に影響を及ぼさない<sup>(4)</sup>。                  避雷針の構造はJIS A4201-1992に基づくものとする。                  避雷針の配置を図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17に示す。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避雷針(むね上げ導体を含む):1式</li> </ul> <p>(極低温(凍結))                  [8.1-F2]                  {8012}消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管の凍結を防止する。<sup>(12)</sup>                  ({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>(火山活動(降下火砕物))                  [8.1-B3]                  屋根は、湿潤密度1.5g/cm<sup>3</sup>とした降下火砕物の厚さ12cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪)                  [8.1-B4]                  屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる29cmの積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象)                  [8.1-F4]                  {6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1 ダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。                  ({6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1 ダクトは次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>(航空機落下)                  —<sup>(6)</sup></p>
------------	-----------------	---

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))              [8.1-B5] [8.2-B2]              原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上又は想定する爆発源からの爆風圧が施設に影響を及ぼさないよう第2加工棟南面 (A 通り) 外壁の1階から3階の一部を10 cm 以上増し打ち、南面 (A 通り) 1階3-4 通り間的大型搬入口扉を爆風圧から防護するために、10 cm 以上の防護増し打ち壁を設ける。              想定する航空機落下火災が発生した場合に、外壁温度は 200°C を超えない。              位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-18~図ハ-2-1-1-23、図ハ-2-1-3-18~図ハ-2-1-3-20 に示す。               防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係をハ-2-1-5-2~図ハ-2-1-5-5 に、想定する航空機落下位置を図ハ-2-1-5-9 に示す。               (電磁的障害)              一<sup>(7)</sup>               (交通事故 (自動車))              一<sup>(8)</sup></p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1]              加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。              管理区域を設定する加工施設の建物への ID カードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。              手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。              周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。              第2加工棟は、別表ハ-2-1-9 に示す材料を用いて、図ハ-2-1-1-54~図ハ-2-1-1-61 に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。              図ハ-2-1-5-7 に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。               [9.1-B2]              加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システム (施設運転制御系システム) は、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為から防護するために、社内コンピュータシステムと接続せず、外部と物理的に遮断する。</p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-B1]          線量告示に基づき 1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。          第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。</p> <p>[10.1-B2]          第2加工棟の第1種管理区域の床、及び壁（地下貯槽ピットの床、壁を含む。）であって人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ2 mまで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。</p> <p>液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器から施設外へ漏えいが拡大することを防止するため、第1種管理区域外へ通じる経路上の扉の付近等に堰（{8051}堰、密閉構造扉）を設ける。          ○第1種管理区域外へ通じる経路上の扉の付近等に設ける堰（{8051}堰、密閉構造扉）の高さ          （1階）          ・溢水対策3 堰： mm          ・溢水対策4 堰： mm          ・既設溢水対策1 堰： mm          （3階）          ・溢水対策18 堰： mm          ・溢水対策27 堰： mm          ・溢水対策28 堰： mm</p> <p>また、第2加工棟には、液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器を設置するための場所として、建物の壁及び堰（{8051}堰、密閉構造扉）で囲まれた液溜を設け、液体状の核燃料物質等を周囲の床面より低い位置に設置するための地下貯槽ピットを設ける。          ○液溜を構成する堰（{8051}堰、密閉構造扉）の高さ          ・既設溢水対策13 堰： mm          ・既設溢水対策14 堰： mm          ・既設溢水対策15 堰： mm          液溜の位置、構造、寸法を図ハ-2-1-3-49に示す。</p> <p>○地下貯槽ピット          地下貯槽ピットの位置、構造、寸法を図ハ-2-1-3-49～図ハ-2-1-3-51に示す。</p> <p>なお、第2加工棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-B3]          第2加工棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する。          第2加工棟の第1種管理区域の室は、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No. 1の排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa（2 mm 水柱）以上の負圧に維持する。          （{6001}～{6008}気体廃棄設備 No. 1の排風機は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>
-------------------	----------------	---

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1]<sup>(14)</sup></p> <p>第2加工棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を持たせた能力単位の5倍以上の粉末消火器<sup>(9)</sup>を、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。{8010}消火設備 消火器は固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（{8010}消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABC粉末消火器10型：102本</li> <li>・ABC粉末消火器50型：17本</li> <li>・BC粉末消火器20型：19本</li> <li>・金属火災用消火器：3本</li> <li>・二酸化炭素消火器：1本</li> <li>・乾燥砂（消火用）：2個</li> </ul> <p>{8010}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-4-1～図リ-2-1-4-5に示す。</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。</p> <p>第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012}消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。</p> <p>（{8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>{8011}消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置する。</p> <p>（{8011}消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。</p> <p>（{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>[11.1-F2]<sup>(14)</sup></p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように配置する。</p> <p>火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数（{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱感知器（スポット型）：280台</li> <li>・煙感知器（スポット型）：90台</li> <li>・発信機：11台</li> </ul> <p>○設備の員数（{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機（P型受信機）：1台</li> </ul> <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5に示す。自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-1-1に示す。</p>
-------------------	--------------------	--

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B1]          第2加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。          第2加工棟に使用する材料を別表ハ-2-1-1～別表ハ-2-1-9に示す。</p> <p>[11.3-B2]          第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画<sup>(10)</sup>を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。          各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>各火災区画の仕様</p> <p>○火災区域2P-1・火災区画2P-1の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備（防火戸）及び防火板</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>防火区画壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>防火区画床（ALCパネル厚さ100mm以上：1時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間）</li> <li>特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>（8045）緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul> <p>○火災区域2P-2・火災区画2P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</li> <li>特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>（8045）緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul>
-------------------	--------------------	--

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区域2P-3・火災区画2P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 防火区画壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul> <p>○火災区域2P-4・火災区画2P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸、防火シャッター）及び防火板 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> </ul> <p>○火災区域2P-5・火災区画2P-5（Ⅰ）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り（壁片面）：1時間）<sup>(17)</sup> 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul> <p>○火災区域2P-5・火災区画2P-5（Ⅱ）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備（防火戸）及び防火板 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り（壁片面）：1時間）<sup>(17)</sup> 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 防火区画床（ALCパネル厚さ100mm以上：1時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul>
-------------------	--------------------	--

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区域2P-6・火災区画2P-6の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸、防火シャッター）及び水平シャッター                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</li> <li>特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>水平シャッター（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区域2P-7・火災区画2P-7（Ⅰ）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り（壁片面）：1時間）<sup>(17)</sup></li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （8045緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区域2P-7・火災区画2P-7（Ⅱ）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り（壁片面）：1時間）<sup>(17)</sup></li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区域2P-8・火災区画2P-8の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （8045緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区域2P-9・火災区画2P-9の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （8045緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
-------------------	--------------------	---



表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7（I）になる。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。使用電圧が600Vを超えるケーブルは、火災区画2P-1で使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3]<sup>(16)</sup></p> <p>火災区域間の延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管が貫通する壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。</p> <p>火災区域貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p> <p>[11.5-B1]</p> <p>可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6001}～{6008}気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約<math>1.3 \times 10^4</math> (m<sup>3</sup>)</p> <p>{6001}～{6008}気体廃棄設備No.1の排風機の排気能力：約<math>1.3 \times 10^5</math> (m<sup>3</sup>/時)</p> <p>（{6001}～{6008}気体廃棄設備No.1の排風機は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>
-------------------	--------------------	---

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B2]</p> <p>溢水防護区画を設定し、第2加工棟の第1種管理区域から第1種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第1種管理区域外から第1種管理区域への溢水の流入を防止する。</p> <p>溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す。</p> <p>溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水防護区画A1-2及びA1-3の溢水を受けける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。</p> <p>{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉、地下貯槽ピット及び流入する経路の各貫通孔及び開口部の位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-8、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53、図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-51に示す。</p> <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉（図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-8）とするとともに、溢水防護区画内において閉じ込め機能を有する堰を除き区画内及び部屋間の溢水の流出入を妨げる堰がない構造とする。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部はモルタル、シーラ材、その他の不燃材料により閉止し、溢水の拡大を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す没水水位より高くなる高さに配置し、シーラ等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[12.1-F4]</p> <p>溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。 （{8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>震度5弱相当の地震時に、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。 （{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。 （{8065}緊急設備 遮水板、{8058}緊急設備 防水カバーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>
-------------------	----------------------------	---

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1]                  第2加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備 避難通路を設置する。{8027}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8029-4}緊急設備 誘導灯<sup>(14)</sup>を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8029}非常用照明：94 台</li> <li>・{8029-4}誘導灯：75 台</li> </ul> <p>{8027}緊急設備 避難通路、{8029}緊急設備 非常用照明及び{8029-4}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に示す。</p> <p>[13.1-F2]                  加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。                  {8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。                  （{8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-B1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。                  （第2加工棟の設計基準事故時の環境条件は、設計基準事故の対象施設である{2044}粉末混合機 No.2-1 粉末投入機、{2050}プレス No.2-1、{2064}連続焼結炉 No.2-1、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1 の排風機の安全機能とあわせて説明するため、次回以降申請する。）</p> <p>[14.1-F1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。                  （第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>[14.2-B1]                  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1]                  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。                  （第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

技術基準に基づく仕様	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]                      消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知、報知することができるように設け、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備 No.1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。                      （{6048}気体廃棄設備 No.1 差圧計は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。                      （{8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-B1]                      第2加工棟の第1種管理区域の床及び壁であって人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ2 mまで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料<sup>(15)</sup>で仕上げる。</p>
	遮蔽	<p>[22.1-B1]                      貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。                      周辺監視区域境界の位置を図ハ-1-1-1に示す。</p> <p>○第2加工棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮蔽評価に考慮する壁の位置、構造、寸法、材料                          別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、 図ハ-2-1-1-2 9～図ハ-2-1-1-3 6、図ハ-2-1-3-1 6、図ハ-2-1-5-1</li> <li>・壁、床及び天井の厚さは、図ハ-2-1-5-1に示す設計確認値以上。</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量<math>\geq 2400</math>以上</li> </ul> <p>[22.2-B1]                      壁、屋根により外部放射線を低減する。</p>
	換気設備	<p>[23.1-B1]                      第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1 の排風機により平均6 回/時以上の換気を行う。                      第2加工棟の容積：約<math>1.3 \times 10^4</math> (m<sup>3</sup>)                      {6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1 の排風機の排気能力：約<math>1.3 \times 10^5</math> (m<sup>3</sup>/時)                      （{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1 の排風機は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2]</p> <p>以下の設備は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))</li> <li>・ {8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)</li> <li>・ {8029}緊急設備 非常用照明</li> <li>・ {8029-4}緊急設備 誘導灯</li> <li>・ {8012}消火設備 屋内消火栓</li> </ul> <p>({8012}消火設備 屋内消火栓、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p>
-------------------	----------------	---

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○：該当、－：該当なし)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 内蔵</th> <th>非常用発電 機に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)*</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>消火設備 屋内消火栓*</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：次回以降の申請。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 内蔵	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	○	○	－	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	－	－	○	通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)*	○	○	－	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))	－	－	○	通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	－	－	○	火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	○	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	－	－	○	緊急設備 非常用照明	○	○	－	緊急設備 誘導灯	○	○	－	消火設備 屋内消火栓*	－	○	－
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 内蔵	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作																																										
通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	○	○	－																																											
通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	－	－	○																																											
通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)*	○	○	－																																											
通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))	－	－	○																																											
通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	－	－	○																																											
火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	○	○	－																																											
火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	－	－	○																																											
緊急設備 非常用照明	○	○	－																																											
緊急設備 誘導灯	○	○	－																																											
消火設備 屋内消火栓*	－	○	－																																											
通信連絡設備	<p>[25.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。                  {8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、                  {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))を設置し、アンプに付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。                  ({8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))及び{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより、{8007}{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の事業所内への放送を可能とする設備・機器は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup>  <sup>3)</sup></p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)を設置し、PHSアンテナに付属する所内携帯電話機(PHS)又は固定電話機により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。                  {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する。                  ({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)の配置を図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5に、系統図を図リ-2-1-9及び図リ-2-1-10示す。</p>																																													

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8007} 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））：66 台</li> <li>・ {8007-12} 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））：1 台</li> <li>・ {8007-11} 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））：15 台</li> <li>・ {8007-13} 所内通信連絡設備（固定電話機）：23 台</li> </ul> <p>[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した {8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 （{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>
<p>その他許可で求める仕様</p>		<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする。 全ての屋根へのアクセスルート、図ハ-2-1-1-24～図ハ-2-1-1-28に示す。</p> <p>[99-B4] 第2加工棟は F3 竜巻荷重を十分に上回る保有水平耐力を確保し、F3 竜巻荷重による倒壊を防止する。</p> <p>F3 竜巻発生時の部分的な損傷の程度については以下に示す。 第2加工棟の1階の外壁、外部扉は、F3 竜巻の風荷重、想定する全ての F3 竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。（建物1階の損傷はないため、設備への影響はない。） 2階の外壁は、F3 竜巻の風荷重、想定する全ての F3 竜巻飛来物の建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。（F3 竜巻飛来物による鋼製材が外部扉を貫通し、設備が損傷する。ただし、燃料集合体及び燃料棒の貯蔵施設は、内壁によって防護されるため損傷はない。） 3階の外壁は F3 竜巻の風荷重による損傷はないが、F3 竜巻飛来物によって外部扉及び一部の外壁は損傷、貫通する。（飛来物が外壁、外部扉を貫通し、設備が損傷する。ただし、貯蔵施設は、内壁、防護壁によって損傷はない。） 屋根は、想定する全ての F3 竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。（建物屋根の損傷はないため、設備への影響はない。）</p> <p>[99-B5] 第2加工棟は、更なる安全性余裕を確保し、放射線被ばくのおそれを低減するため、Sクラスに求められる程度の静的地震力（1 G 程度）に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない。</p> <p>[99-F7] F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している {6047}～{6047-4} 気体廃棄設備 No.1 のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、{6047}～{6047-4} 気体廃棄設備 No.1 のダクトにダンパーを設ける。 （{6047}～{6047-4} 気体廃棄設備 No.1 のダクトは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>
<p>添付図</p>		<p>図ハ-I-1～図ハ-I-14、図ハ-II-1～図ハ-II-5、図ハ-1-1-1～図ハ-2-1-5-9、図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-4-5、図リ-2-1-7、図リ-2-1-9～図リ-2-1-11、図リ-2-1-14</p>

(1) 具体的には、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を 0.2 として、地震地域係数  $Z$ （大阪府の場合 1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じた静的地震力を算定し、常時

作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

- (2) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 $C_0$ を1.0として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 $D_s$ と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 $F_{es}$ を乗じて求める必要保有水平耐力 $Q_{un}$ に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (3) 第2加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置する箇所はない。
- (4) 第2加工棟は消防法に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所には該当しないため、設置する避雷針は消防法の適用を受けない。
- (5) 本加工施設の敷地は海拔約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (6) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が $10^{-7}$ (回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機落下を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (7) 第2加工棟の建物本体、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (8) 第2加工棟と町道の位置関係を示したものを図ハ-2-1-5-6に示す。第2加工棟は敷地南側の町道での交通事故の影響を受けるおそれを否定できないが、加工事業変更許可申請書に示すとおり、建物はF3竜巻の飛来物(路線バス)に耐える構造とすることから、竜巻対策の設計で対応できる。
- (9) 粉末消火器の必要能力単位47となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は411となる。
- (10) 第2加工棟の防火区画の境界の一部については、建築基準法施行令第百十二条の防火区画の免除を受けているが、防火板等を設置する。
- (11) 平成17年改正建築基準法(現建築基準法施行令第百十二条第19項第1号ロ)により、「閉鎖又は作動するに際して周囲の人の安全を確保する」機能が要求されているため、危害防止機構付きの防火シャッタに更新する。
- (12) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。{8012}消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管のうち、埋設の場合は公共建築工事標準仕様書(国土交通省官庁営繕部)に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外は300mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。
- (13) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表ハ-2-1-10に示す。
- (14) {8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8029-4}緊急設備 誘導灯、{8010}消火設備 消火器の配置は、公設消防と協議済みである。
- (15) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。
- (16) 気体廃棄設備No.1のダクトが貫通する箇所には建築基準法施行令第百十二条第21項に基づき、特定防火設備を設ける。
- (17) 強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼りは、既設の7mmの繊維強化せっこうボードに増し貼りとする。



別表ハ-2-1-1 (1/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)

改造項目	位置・部位	使用材料	員数	対応図
外壁の改造 (外壁の増し打ち)	西面外壁 (1階) 1 通り A-B 通り間 及び C-D 通り間 (耐震)	基礎ばり型部	1	図ハ-2-1-1-3~図 ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図 ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)
		壁部		
		2階はり型部		
		柱型部		
	西面外壁 (2階及び3階) 1 通り B-C 間 (耐震)	2階及び3階はり型部	1	
		2階及び3階壁部		
2階及び3階柱型部				

別表ハ-2-1-1 (2/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)

改造項目	位置・部位		使用材料	員数	対応図
外壁の改造 (外壁の増し打ち)	北面外壁 D通り 9-11 通り間 3階 (竜巻)	壁部		1	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-1-16 図ハ-2-1-3-17 (工事概要図、北面壁増し打ち)
	南面外壁 A通り 1階から3階の一部 (外部爆発、3階9-11間は竜巻と共通対策)	壁部		1	図ハ-2-1-1-18~ 図ハ-2-1-1-23 図ハ-2-1-3-18 (工事概要図、南面壁増し打ち1)
	南面外壁 (電気ケーブルボックス部) A通り 8-9 通り間 1階から3階 (外部爆発)	壁部		1	図ハ-2-1-1-18~ 図ハ-2-1-1-23 図ハ-2-1-3-19 (工事概要図、南面壁増し打ち2)
		底部			
		はり部 (CB1)			
	はり部 (B60)				
大型搬入口扉防護増し打ち壁 A通り 3-4 通り間1階から中2階 (外部爆発)	袖壁部	1	図ハ-2-1-1-18 図ハ-2-1-1-19 図ハ-2-1-1-22 図ハ-2-1-3-20 (工事概要図、大型搬入口扉防護増し打ち壁)		
壁部					
外壁の改造 (開口部閉止)	閉止部③ 東面外壁 12通り C-D 通り間 (遮蔽)	壁部	1	図ハ-2-1-1-29 図ハ-2-1-1-30 図ハ-2-1-1-35 図ハ-2-1-3-16 (工事概要図、12通り閉止遮蔽壁)	

改造項目	部位	断面(単位:mm) 使用材料	員数	対応図
外部扉の改造	鋼製の外部扉-第2加工棟玄関扉 扉番号:1-1	[断面図]	12	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-9 図ハ-2-1-4-12 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-出荷ヤード入口扉 扉番号:1-2		14	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-9 図ハ-2-1-4-13 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-第2-1ペレット室南側扉、第2-2ペレット室北側扉 扉番号:1-11、1-4		7×2	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-9 図ハ-2-1-4-14 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-第2粉末受入室西側扉 扉番号:1-7		13	図ハ-2-1-4-1
			2	図ハ-2-1-4-6
			1	図ハ-2-1-4-9
			1	図ハ-2-1-4-15 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-第2粉末受入室西側扉 扉番号:1-8		6	図ハ-2-1-4-1
			2	図ハ-2-1-4-6
			1	図ハ-2-1-4-9
			1	図ハ-2-1-4-16 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-第2粉末受入室西側扉 扉番号:1-9		13	図ハ-2-1-4-1
2		図ハ-2-1-4-6		
1		図ハ-2-1-4-9		
1		図ハ-2-1-4-15 (配置図、建具表、姿図、詳細図)		
鋼製の外部扉-第2梱包室北側扉、第2部品室北側扉、3階通路北側扉 扉番号:2-1、2-2、3-1	7×3	図ハ-2-1-4-3		
		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-7 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-17 (配置図、建具表、姿図、詳細図)		
鋼製の外部扉-第2-2燃料棒加工室西側扉、第2-1燃料棒加工室西側扉、第2フィルタ室西側扉 扉番号:2-3、2-4、3-3、3-4	14×4	図ハ-2-1-4-3		
	2×4	図ハ-2-1-4-4		
	2×4	図ハ-2-1-4-7		
	4×4	図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-18 (配置図、建具表、姿図、詳細図)		

改造項目	部位	断面 (単位 : mm) 使用材料	員数	対応図	
外部扉の改造	鋼製の外部扉-第2-1 燃料棒検査室南側扉、第 2-1組立室南側扉 扉番号 : 2-5、2-6		7×2	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-17 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)	
	2 ・ 3 階		鋼製の外部扉-第2機械 室北側扉 扉番号 : 3-2	8	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8
			2	図ハ-2-1-4-11 図ハ-2-1-4-19 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)	
			6		
	鋼製の外部扉-第2開発 室南側扉 扉番号 : 3-5		14	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-20 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)	
	鋼製の外部扉-第2放射 線管理室南側扉 扉番号 : 3-6		7	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-21 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)	
	1 ・ 2 ・ 3 階		鋼製の外部扉-ダクトス ペース扉 (2階)、ダクト スペース扉 (3階)、電気 設備配線用パイプシャフ ト (1階、2階、3階) 扉番号 : 1-ク、2-ヤ、2-オ、 2-ノ、3-ラ、3-ナ、3-ネ	6×7	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-7 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-11 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)
	4 階		鋼製の外部扉-第2排風 機室西側扉 扉番号 : 4-1	16	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-22 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)
			鋼製の外部扉-第2排風 機室東側扉 扉番号 : 4-2	14	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-23 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)
			鋼製の外部扉-第2排風 機室南側扉 扉番号 : 4-a	7	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-17 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)

別表ハ-2-1-3 第2加工棟の改造の仕様（コンクリート充填扉の新設）

改造項目	部位	断面等（単位：mm）	員数	対応図
	第2加工棟 西側屋外 第2粉末受入室西側外部扉前		1	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-3 図ハ-2-1-3-4 （工事概要図、コンクリート充填扉1、コンクリート充填扉2）
コンクリート充填扉の新設	コンクリート充填扉下部レール受け部（1階） 1通りA-B通り間及びC-D通り間 （竜巻）			図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-1～ 図ハ-2-1-3-4 （工事概要図、耐震壁配筋図）
	コンクリート充填扉下部レール受け部（1階） 1通りB-C通り間 （竜巻）			1
	コンクリート充填扉上部垂れ壁部（1階） 1通りB-C通り間 （竜巻）		1	

別表ハ-2-1-4 第2加工棟の改造の仕様 (防護壁の新設)

改造項目	位置・部位		使用材料	員数	対応図
防護壁の新設	第2-1ペレット室南側外部扉屋外側 (南側防護壁)	底部		1	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-5 (工事概要図、南側防護壁)
		壁部			
		はり部 (CB2)			
		はり部 (B60A)			
	第2-2ペレット室北側外部扉屋外側 (北側防護壁)	底部		1	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-16 図ハ-2-1-3-6 (工事概要図、北側防護壁)
		壁部			
	第2加工棟入口扉屋外側 (扉1-1袖壁、扉1-2袖壁)	袖壁		4	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-7 (工事概要図、11通り袖壁)
第2分析室試料保管棚防護壁No.1	本体	1	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-3-8 図ハ-2-1-3-9 (工事概要図、第2分析室防護壁)		
第2開発室試料保管棚防護壁No.2	本体	1	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-3-8 図ハ-2-1-3-9 (工事概要図、第2開発室防護壁)		

別表ハ-2-1-5 第2加工棟の改造の仕様（防護柵の新設）

改造項目	部位	使用材料（単位：mm）	員数	対応図
防護柵の新設	第2-1 燃料棒検査室 南側扉（防護柵 No. 1）		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-15 図ハ-2-1-3-10 （工事概要図、防護柵 No. 1）
	第2-1 組立室南側扉 （防護柵 No. 2）		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-15 図ハ-2-1-3-11 （工事概要図、防護柵 No. 2）
	第2-2 燃料棒加工室 西側扉（防護柵 No. 3）		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-16 図ハ-2-1-1-1-17 図ハ-2-1-3-12 （工事概要図、防護柵 No. 3）
	第2-1 燃料棒加工室 西側扉（防護柵 No. 4）		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-15 図ハ-2-1-1-1-17 図ハ-2-1-3-13 （工事概要図、防護柵 No. 4）

別表ハ-2-1-6 第2加工棟の改造の仕様（扉、ガラリ撤去及び閉止）

改造項目	部位	使用材料	員数	対応図
扉、ガラリの撤去 及び閉止	閉止部① 第2-1 作業支援室 東側扉		1	図ハ-2-1-1-1-11 図ハ-2-1-1-1-17 図ハ-2-1-3-14 （工事概要図、11通り コンクリート閉止）
	閉止部② 第2-1 組立室 ガラリ		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-15 図ハ-2-1-3-15 （工事概要図、ガラリ閉 止）

別表ハ-2-1-7 第2加工棟の改造の仕様（防火区画等の改造）

改造項目	部位	仕様（単位：mm）	員数	対応図
防火シャッタの更新	2階11通りA-B通り間及びC-D通り間 扉2-t1、扉2-ラ1		2	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7 （工事概要図、配置図、建具表）
防火板の改造	2階5通りB-C通り間 防火板2-h3		1	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7 （工事概要図、配置図、建具表）
防火区画の改造 （防火区画壁）	中2階8-9通り間A-B 通り間 窓閉止		各1	図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-2 （工事概要図、ボード閉止）
防火区画の改造 （防火区画床）	2階1-2通り間B-C 通り間 床閉止		1	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3 （工事概要図、ALC閉止）
第1種管理区域境界 火災区画壁の改造 （開口部閉止・防火性能追加）	・火災区画2P-5 （Ⅰ）（Ⅱ）の境界 2階A-D通り間、2-4 通り間 ・火災区画2P-7 （Ⅰ）（Ⅱ）の境界 3階B-C間通り、3-8 通り間		各1	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-1-40 図ハ-2-1-3-21 （工事概要図、火災区画の改造）
第1種管理区域境界 火災区画境界扉の 改造 （扉の窓閉止）	火災区画2P-5 （Ⅰ）（Ⅱ）の境界 扉2-l、扉2-c、 扉2-d		3	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21 （工事概要図、火災区画の改造）
第1種管理区域境界 火災区画境界防火板 の改造	火災区画2P-5 （Ⅰ）（Ⅱ）の境界 防火板2-h4、 防火板2-h5、 防火板2-h6、		3	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21 （工事概要図、火災区画の改造）
部屋排気ダクト迂回 後の防火区画開口部 のモルタル閉止	1階B通り3-4間、5-6 間及び1階C通り3-4 間、5-6間 開口部閉止		8	図ハ-2-1-1-37 図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-1 （工事概要図、防火区画の改造）



改造項目	位置	仕様(単位:mm)	員数	対応図
堰の改造	溢水対策1 通路(1階)		1	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-23 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策3 第2-2ペレット室 (1階)		1	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-25 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策4 第2-1ペレット室 (1階)		1	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-26 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策8 第2部品室(2階)		1	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-30 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策9 第2-2燃料棒加工 室(2階)		1	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-31 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策10 第2-1燃料棒加工 室(2階)		1	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-32 (工事概要図、溢水対策)

改造項目	位置	仕様 (単位: mm)	員数	対応図
堰の改造	溢水対策1 1 第2-1燃料棒加工 室前ダクトスペース (2階)		1	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-33 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策1 2 第2梱包室 (2階) 溢水対策1 3 第2-1組立室 (2 階)		2	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-34 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策1 7 第2フィルタ室東 側・西側ダクトスペー ス (3階)		2	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-38 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策1 8 第2開発室 (3階)		1	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-39 図ハ-2-1-3-40 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策2 1 第2フィルタ室 (3階)		1	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-43 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策2 2 第2排風機室ダクト スペース (4階)		1	図ハ-2-1-1-50 図ハ-2-1-3-44 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策2 6 (2階)		1	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-46 (工事概要図、溢水対策)

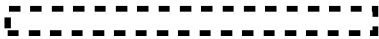

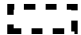


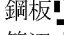

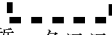
別表ハ-2-1-8 (3/3)

## 第2加工棟の改造の仕様(堰、グレーチング及び扉の改造)

改造項目	位置	仕様(単位:mm)	員数	対応図	
堰の改造	溢水対策27 溢水対策28 (3階)		2	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46 (工事概要図、溢水対策)	
グレーチングの改造	溢水対策2 通路(1階)		2	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-24 (工事概要図、溢水対策)	
	溢水対策5 第2廃棄物処理室入口(1階)		4	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-27 図ハ-2-1-3-28 (工事概要図、溢水対策)	
扉の改造	溢水対策6 第2-2ペレット室 扉1-4(1階)		12		図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-1-53 図ハ-2-1-3-29 図ハ-2-1-3-35 図ハ-2-1-3-36 図ハ-2-1-3-37 図ハ-2-1-3-41 図ハ-2-1-3-42 図ハ-2-1-3-45 図ハ-2-1-3-47 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策7 第2-1ペレット室 扉1-11(1階)				
	溢水対策14 第2-2燃料棒加工室 扉2-3(2階)				
	溢水対策15 第2-1燃料棒加工室 扉2-4(2階)				
	溢水対策16 第2放射線管理室 扉3-6(3階)				
	溢水対策19 第2分析室 扉3-j(3階)				
	溢水対策20 第2開発室 扉3-5(3階)				
	溢水対策23 第2粉末受入室 扉1-7(1階)				
	溢水対策24 第2粉末受入室 扉1-8(1階)				
	溢水対策25 第2粉末受入室 扉1-9(1階)				
	溢水対策29 第2フィルタ室 扉3-3、扉3-4(3階)				

※耐火シーリング材は、耐火用、耐火構造用又は耐火目地用のシーリング材を使用する。

<p>建物</p>	<p>基礎：直接基礎 (べた基礎)                  地上部：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 (9-12 通り間、A-D 通り間屋根)                  床：鉄筋コンクリート造                  壁：鉄筋コンクリート造、せっこうボード間仕切壁                  屋根：鉄筋コンクリート造、一部合成スラブ (9-12 通り間、A-D 通り間屋根)</p>
<p>主要な構造材等 (既設材料)</p>	<p>①基礎・基礎ばり                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup>                  鉄筋：<math>\square</math></p> <p>②柱、大ばり (鉄骨鉄筋コンクリート造部分)                  鉄骨：<math>\square</math>                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>③小ばり (鉄筋コンクリート部分)                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>④大ばり・小ばり (合成スラブ屋根部分)  <math>\square</math></p> <p>⑤床                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑥鉄筋コンクリート壁                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑦せっこうボード壁                  軽量鉄骨下地・せっこうボード貼り</p> <p>⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ)                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑨屋根 (合成スラブ)                  デッキプレート <math>\square</math>                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑩堰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堰 (鉄筋コンクリート造：既設溢水対策 1)                      鉄筋コンクリート (既設躯体の一部)                      高さ：<math>\square</math></li> <li>・堰 (鋼製：既設溢水対策 1 3)                      溝形鋼                      アンカーボルト 径：<math>\square</math>                      高さ：<math>\square</math></li> <li>・堰 (鉄筋コンクリート造：既設溢水対策 1 4)                      鉄筋コンクリート (既設躯体の一部)                      高さ：<math>\square</math></li> </ul>

主要な構造材等 (既設材料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堰 (鉄筋コンクリート造: 既設溢水対策15) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ: </li> <li>⑪扉・防火板                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・扉・防火板共通 材料: 鋼</li> <li>・防火区画 仕様: 特定防火設備</li> <li>・溢水防護区画上の扉 仕様: エアタイト扉 (PAT 仕様)</li> </ul> </li> <li>⑫地下貯槽ピット 防水層: 鉄筋コンクリート 鉄板  (C-D 通り間貯槽ピットのみ) 材質: </li> <li>⑬大型搬入口扉 (扉 1-6、扉 1-10) 鉄筋:  コンクリート: Fc =  鋼板  等辺山形鋼  六角穴付きボルト  止水パッキン 材質: クロロプレンゴム (難燃性)</li> <li>⑭避雷針、むね上げ導体 避雷針突針: 銅棒 避雷針突針支柱: 炭素鋼管 むね上げ導体: 銅線</li> <li>⑮第1種管理区域の床及び室内壁の塗装 (核燃料物質等による汚染の防止)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・床塗装 「消防法施行令の一部改正に伴う運用について (通知) (昭和 54 年消防予第 184 号)」において、不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う旨示されている酸素指数 26 以上の合成樹脂塗料</li> <li>・壁塗装 基材と塗料の組合せで国土交通大臣の防火材料認定を受けた塗料塗装/不燃材料 (認定番号 NM-8585)、塗料塗装/準不燃材料 (認定番号 QM-9816)、塗料塗装/難燃材料 (認定番号 RM-9364)</li> </ul> </li> </ul>
主要な構造材の寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基礎・基礎ばり: 図ハ-2-1-2-16 及び図ハ-2-1-2-17</li> <li>②柱、大ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-18 ~ 図ハ-2-1-2-23</li> <li>③小ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-24 及び図ハ-2-1-2-25</li> <li>④大ばり、小ばり (合成スラブ屋根部分): 図ハ-2-1-2-20 及び図ハ-2-1-2-25</li> <li>⑤床: 図ハ-2-1-2-26 及び図ハ-2-1-2-27</li> <li>⑥鉄筋コンクリート壁: 図ハ-2-1-2-28</li> <li>⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ): 図ハ-2-1-2-26</li> <li>⑨屋根 (合成スラブ): 図ハ-2-1-2-25</li> <li>⑩堰: 図ハ-2-1-3-48</li> <li>⑪扉: 図ハ-2-1-4-1 ~ 図ハ-2-1-4-8</li> <li>⑫地下貯槽ピット: 図ハ-2-1-3-48 ~ 図ハ-2-1-3-51</li> <li>⑬大型搬入口扉: 図ハ-2-1-3-48、図ハ-2-1-4-6、図ハ-2-1-4-24</li> <li>⑭避雷針: 図ハ-2-1-1-15 ~ 図ハ-2-1-1-17</li> </ul>

別表ハ-2-1-10 (1/3) 第2加工棟 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。	{8012} 消火設備 屋内消火栓
	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。	{8011} 消火設備 自動式の消火設備 {8052} 緊急設備 漏水検知器 {8065} 緊急設備 遮水板
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類第3類とし、第2加工棟に固定する又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。	{8012} 消火設備 屋内消火栓
	[6.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。	{8011} 消火設備 自動式の消火設備
	[6.1-F1] 耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。	{8052} 緊急設備 漏水検知器
	[6.1-F1] 被水からの防護対象となる設備・機器近傍の溢水源となり得る配管に設置し、当該配管と同じ耐震重要度分類とする。	{8065} 緊急設備 遮水板
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-F2] {8012} 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管の凍結を防止する。	{8012} 消火設備 屋内消火栓
	[8.1-F4] 気体廃棄設備 No.1 のダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。	{6047} ~ {6047-4} 気体廃棄設備 No.1 のダクト
閉じ込めの機能	[10.1-B3] 第1種管理区域の室は、{6001} ~ {6008} 気体廃棄設備 No.1 排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する。	{6001} ~ {6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機
火災等による損傷の防止	[11.1-F1] {8012} 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径 25 m とし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。 消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び {8012} 消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを 2 以上確保する。	{8012} 消火設備 屋内消火栓
	[11.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、{8011} 消火設備 自動式の消火設備を設置する。	{8011} 消火設備 自動式の消火設備
	[11.1-F1] 消防法施行令第二十条に準拠して {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプを設置する。	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ
	[11.3-B2] 第2加工棟は建築基準法施行令百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。	{8045} 緊急設備 防火ダンパー
	[11.5-B1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6001} ~ {6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機により平均 6 回/時以上の換気を行う。	{6001} ~ {6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機

別表ハ-2-1-10 (2/3) 第2加工棟 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
内部溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。	{8052}緊急設備 漏水検知器
	[12.1-F4] 震度5弱相当の地震時には、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。	{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置
	[12.1-F4] 粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。	{8065}緊急設備 遮水板 {8058}緊急設備 防水カバー
安全避難通路等	[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。	{8038-4}緊急設備 可搬型照明
安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	{2044}粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 {2050}プレス No. 2-1 {2064}連続焼結炉 No. 2-1 {6001}～{6008}気体廃棄設備 No. 1の排風機
	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	{8012}消火設備 屋内消火栓 {8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 {8065}緊急設備 遮水板
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	{8012}消火設備 屋内消火栓 {8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 {8065}緊急設備 遮水板
警報設備等	[18.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備 No. 1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。	{6048}気体廃棄設備 No. 1 差圧計
	[18.1-F1] {8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。	{8052}緊急設備 漏水検知器
換気設備	[23.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No. 1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	{6001}～{6008}気体廃棄設備 No. 1の排風機

別表ハ-2-1-10 (3/3) 第2加工棟 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)
	[24.2-F2] {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯、{8012}消火設備 屋内消火栓は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8012}消火設備 屋内消火栓 {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機
	[24.2-F2] {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) {8005}非常用電源設備 A 非常用発電機
通信連絡設備	[25.1-F1] {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) 及び{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に付属するマイクにより、{8007} {8007-2} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の事業所内への放送が可能とする。	{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) {8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) {8007} {8007-2} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))
	[25.1-F1] {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する。	{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)
	[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。	{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備
その他許可で求める仕様	[99-F7] F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している{6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1 のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため{6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1 のダクトにダンパーを設ける。	{6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1 のダクト



別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (1/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁 T-1	第2-2混合室、第2-2ペレット室と屋外 (D通り/1-5通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-6) 表面PL-4.5両面 内寸301mmに コンクリート充填 (既設溢水対策 11)	鉄筋 コンクリート 鋼材・鉄板(特 定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-24	工事なし
		外壁 T-2	階段室と屋外 (D通り/5-7通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-5)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		外壁 T-3	第2-2ペレット室、第2廃棄物処理室、第2-1作業支援室と屋外 (D通り/7-11通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造
		外壁 T-4	屋外 (東側外壁) (12通り/C-D通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1 図ハ-2-1-3-16	改造
		外壁 T-5	屋外 (東側外壁) (12通り/A-C通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		外壁 T-6 ①	第2-1作業支援室と出荷ヤード (11通り/C <sup>(1)</sup> -D通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1 図ハ-2-1-3-14	改造
		外壁 T-6 ②	第2廃棄物処理室と出荷ヤード (11通り/C-C <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-2)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造
外壁 T-7	第2集合体保管室と出荷ヤード (11通り/B-C通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
外壁 T-8	第2加工棟入口、第2出入管理室と出荷ヤード (11通り/A-B通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
		扉 (扉:1-1)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造			
外壁 T-9 ①	第2出入管理室と屋外 (A通り/9-11通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	改造			

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (2/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁 1-9-②	第2-1ペレット検査室と屋外 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -9通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
		外壁 1-10	外壁増し打ち部 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
		外壁 1-11	第2-1ペレット室と屋外 (A通り/4-8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
		外壁 1-12	第2-1ペレット室と屋外 (A通り/3.4 <sup>(1)</sup> -4通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	扉 (扉: 1-10)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-1	改造
				表面PL-4.5両面 内寸196mmに 鋼材・鉄板(特 定防火設備)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-6	改造
		外壁 1-13	第2-1ペレット室、第2-1 混合室と屋外 (A通り/1-3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	扉 (扉: 1-11)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1	改造
				大型搬入口扉防護 増し打ち壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-6	改造
		外壁 1-14	第2-1ペレット室、第2-1 混合室と屋外 (A通り/1-3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
		外壁 1-15	第2-1混合室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	扉 (扉: 1-7)	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
				扉 (扉: 1-8)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1	改造
				扉 (扉: 1-9)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-6	改造
				扉 (扉: 1-9)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1	改造
		外壁 1-16	第2-1混合室と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	扉 (扉: 1-8)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-6	改造
				扉 (扉: 1-9)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1	改造
外壁 1-17	第2-2混合室と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造		
外壁 1-17	第2-2ペレット室と階段室 (D通り/5-7通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし		
外壁 1-18	第2-1ペレット室と増設外壁 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし		

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (3/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	外壁・外部扉	外壁 M2-1	中2階吹抜と屋外 (D 通り / 1-5 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-1 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-2	中2階階段室と屋外 (D 通り / 5-7 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-2 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-3	中2階吹抜と屋外 (D 通り / 7-11 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-3 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-4	屋外 (東側外壁) (12 通り / C-D 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-4 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-5	屋外 (東側外壁) (12 通り / A-C 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-5 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-6-①	中2階吹抜と屋外 (11 通り / C <sub>D</sub> <sup>①</sup> -D 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-6-① の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-6-②	第2洗濯室と屋外 (11 通り / C-C <sub>D</sub> <sup>①</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-6-② の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-7	中2階吹抜と屋外 (11 通り / B-C 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-7 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-8	第2-1 事務室と屋外 (11 通り / A-B 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-8 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-9-①	第2-1 事務室と屋外 (A 通り / 9-11 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-9-① の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-9-②	第2-1 事務室と屋外 (A 通り / 8 <sub>9</sub> <sup>①</sup> -9 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-9-② の壁部分と同様の仕様。
外壁 M2-10	外壁増し打ち部 (A 通り / 8 <sub>9</sub> <sup>①</sup> -8 <sub>9</sub> <sup>①</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-10 の壁部分と同様の仕様。		

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(4/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
中2階	外壁・外部扉	外壁M2-11	中2階吹抜と屋外 (A通り/4-8 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-11の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-12	中2階吹抜と屋外 (A通り/3-4 <sup>(1)</sup> -4通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-12の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-13	中2階吹抜と屋外 (A通り/1-3-4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-13の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-14	中2階吹抜と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-14の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-15	中2階吹抜と屋外 (1通り/B-C通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-15の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-16	中2階吹抜と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-16の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-17	中2階吹抜と屋外階段 (D通り/5-7通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-17の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-18	中2階吹抜と増設外壁 (A通り/8-9 <sup>(1)</sup> -8-9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-18の壁部分と同様の仕様。				
2階	外壁・外部扉	外壁S2-1	第2-2燃料棒加工室と屋外 (D通り/1-2通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁S2-1①	ダクトスペース外壁 (D通り/2-3通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁S2-2②	ダクトスペース外壁 (D通り/3-3-4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
				扉(扉:2-ハ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		外壁S2-3	第2部品室、第2梱包室、第2輸送容器保管室と屋外 (D通り/3-4 <sup>(1)</sup> -12通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
				扉(扉2-1)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	改造
				扉(扉2-2)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (5/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	外壁・外部扉	外壁 2-4	第2輸送容器保管室と屋外 (12通り/A-D通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁 2-5	第2輸送物保管室、第2-1組立室と屋外 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -12通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-15	改造
				扉 (扉2-6)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
		外壁 2-6	外壁増し打ち部 (A通り/8-8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造
				扉 (扉:2-7)	鉄		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
				扉 (扉:2-8)	鉄		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
		外壁 2-7	第2-1組立室、第2燃料棒検査室と屋外 (A通り/3.4 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造
				扉 (扉:2-5)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
		外壁 2-8	第2-1燃料棒加工室と屋外 (A通り/3.4 <sup>(1)</sup> -3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造
		外壁 2-9-①	ダクトスペース外壁 (A通り/3-3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
				扉 (扉:2-9)	鉄		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
		外壁 2-9-②	ダクトスペース外壁 (A通り/2-3通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁 2-10	第2-1燃料棒加工室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造
外壁 2-11	第2-1燃料棒加工室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		扉 (扉:2-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造		
外壁 2-12	第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室と屋外 (1通り/B-C通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造		
外壁 2-13	第2-2燃料棒加工室と増設外壁 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		扉 (扉:2-3)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造		

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(6/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	外壁・外部扉	外壁 2-14	第2-2燃料棒加工室とダクトスペース (D通り/2-2_3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	-	図ハ-II-3	工事なし
				扉(扉:2-f)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
		外壁 2-15	第2部品室とダクトスペース (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁 2-16-①	第2-1燃料棒加工室とダクトスペース (A通り/2-3通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
				扉(扉:2-e)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
外壁 2-17	第2-1組立室と増設外壁 (A通り/8_9 <sup>(1)</sup> -8_9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-3	工事なし			
3階	外壁・外部扉	外壁 3-1	第2フィルタ室と屋外 (D通り/1-2通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	
		外壁 3-2-①	ダクトスペース外壁 (D通り/2-3通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	
		外壁 3-2-②	ダクトスペース仕切り壁 (3通り/D通り外側) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	-	工事なし	
		外壁 3-3	ダクトスペース外壁 (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	
		外壁 3-4	第2機械室、第2-2事務室、第2-3事務室、第2-2作業支援室と屋外 (D通り/3_4 <sup>(1)</sup> -9通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	
				扉(扉:3-2)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	
外壁 3-5	吹抜部と屋外 (D通り/9-11通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	改造			

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(7/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
3階	外壁・外部扉	外壁3-6	吹抜部と屋外 (D通り/11-12通り間、12通り/A-D通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		外壁3-7	吹抜部と屋外 (A通り/9-12通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
		外壁3-8	第2放射線管理室と屋外 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -9通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
				扉(扉:3-6)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	
		外壁3-9	外壁増し打ち部 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
				扉(扉:3-ネ)	鉄	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	
				扉(扉:3-ナ)	鉄	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	
		外壁3-10	第2放射線管理室、第2開発室と屋外 (A通り/3.4 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
				扉(扉:3-5)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	
		外壁3-11①	ダクトスペース外壁 (A通り/3-3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉(扉:3-ラ)	鉄	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	
		外壁3-11②	ダクトスペース外壁 (A通り/2-3通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		外壁3-12	第2フィルタ室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
		外壁3-13	第2フィルタ室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉(扉:3-4)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	
外壁3-14	第2フィルタ室と屋外 (1通り/B-C通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造		
外壁3-15	第2フィルタ室と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
		扉(扉:3-3)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造			
外壁3-16	第2フィルタ室とダクトスペース (D通り/2-3通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
		扉(扉:3-e)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし			

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (8/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	外壁・外部扉	外壁 3-17	階段室・第2機械室とパイプシャフト (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉: 3-i)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		外壁 3-18	第2放射線管理室と増設外壁 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				外壁 3-19-①	第2フィルタ室とダクトスペース (A通り/2-3通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート
外壁 3-19-②	第2開発室とダクトスペース (A通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし			
		4階	外壁・外部扉	外壁 4-1	ダクトスペース外壁 (D通り/2.3 <sup>(1)</sup> -3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5
外壁 4-2	第2排風機室、階段室と屋外 (D通り/3.4 <sup>(1)</sup> -6通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5
外壁 4-3	第2排風機室と屋外 (6通り/A-D通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
				扉 (扉: 4-2)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造	
外壁 4-4	第2排風機室と屋外 (A通り/4.5 <sup>(1)</sup> -6通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
				扉 (扉: 4-a)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造	
外壁 4-5	第2排風機室と屋外 (A通り/3.4 <sup>(1)</sup> -4.5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
				外壁 4-6	ダクトスペース外壁 (A通り/2.3 <sup>(1)</sup> -3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5
外壁 4-7	第2排風機室と屋外 (2.3 <sup>(1)</sup> 通り/A-D通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
				扉 (扉: 4-1)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造	
外壁 4-8	第2排風機室とダクトスペース (D通り/2.3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし			
		扉 (扉: 4-d)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし			



別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (9/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
4階	外壁・外部扉	外壁 4-9	階段室とダクトスペース (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
				扉 (扉: 4-e)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
		外壁 4-10	第2排風機室とダクトスペース (A通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし
				扉 (扉: 4-c)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-II-5	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		外壁 4-11	第2排風機室とダクトスペース (A通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし
				扉 (扉: 4-b)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-II-5	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし
1階	内壁・内部扉	内壁 1-1	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-2	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				自動扉 (扉: 1-f)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-3	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-4	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
				扉 (扉: 1-g)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
				防火板 (防火板: 1-#1、1-#2)	鋼		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁 1-5	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-h)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁 1-6	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-7	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-i)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
内壁 1-8	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし		
内壁 1-9	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (10/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-10	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	-	図ハ-II-1	工事なし
				せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-11	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	扉 (扉: 1-d)	鉄		図ハ-II-1	工事なし
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-12	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-e)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-13	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-II-1	工事なし
				せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-14	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	扉 (扉: 1-f)	鉄		図ハ-II-1	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-15	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-g)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-16	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-6	工事なし
				図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1
		内壁 1-17	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1
		内壁 1-18	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	扉 (扉: 1-h)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
				図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-6
		内壁 1-19	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
				扉 (扉: 1-i)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
				防火板 (防火板: 1-m1、1-m2)	鋼		図ハ-2-1-4-6	工事なし
内壁 1-20	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
		扉 (扉: 1-j)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1	工事なし			
内壁 1-21	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-6	工事なし			

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (11/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	
1階	内壁・内部扉	内壁 1-22	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-23	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 自動扉 (扉: 1-3)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-1 図ハ-2-1-4-1	工事なし 工事なし	
		内壁 1-24, 1-24'	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-25	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-26	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉: 1-ナ)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-II-1 図ハ-2-1-4-1	工事なし 工事なし	
		内壁 1-27	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-28	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-29	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-30	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 自動扉 (扉: 1-エ)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-1 図ハ-2-1-4-1	工事なし 工事なし	
		内壁 1-31	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-32	欠番						
		内壁 1-33	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-34	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (12/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-35	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-o)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-36	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-37	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-38	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-39	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-40	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-41	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-b)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事 なし
		内壁 1-42	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-7)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
内壁 1-43	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			
内壁 1-44	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			
内壁 1-45	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			
内壁 1-46	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			
内壁 1-47	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (13/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-48	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-l)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-49	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
				扉 (扉:1-8)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁 1-50	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-9)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-51	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-10)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁 1-52	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-53	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-54	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-55	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-k1)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-56	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				シャワーユニット	既製品		-	工事なし
内壁 1-58	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
		扉 (扉:1-n)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1	工事なし			
		扉 (扉:1-k2)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-6	工事なし			
内壁 1-59	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (14/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-60	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-61	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-62	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-63	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
						扉 (扉:1-h)	鉄	図ハ-2-1-4-1
		内壁 1-64	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
						自動扉 (扉:1-c)	鉄	図ハ-2-1-4-1
		内壁 1-65	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-66	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-67	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-68	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-69	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-70	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-71	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
扉 (扉:1-m)	鉄 (特定防火 設備)					図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし	
内壁 1-72	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし		
				扉 (扉:1-o)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし	

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (15/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-73	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉: 1-a)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-74	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉: 1-b)	鉄			
		内壁 1-75	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉: 1-c)	鉄			
		内壁 1-76	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉: 1-f)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-77	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉: 1-g)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-78	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉: 1-h)	鉄			
		内壁 1-79	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉: 1-k)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事 なし
内壁 1-80	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボ ード	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉: 1-l)	鉄 (特定防火 設備)					
内壁 1-81	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉: 1-7)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			
内壁 1-82	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボ ード	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉: 1-m)	鉄					
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-1	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし	
				扉 (扉: 2-v)	鉄			
		内壁 M2-2	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし	
扉 (扉: 2-u)	鉄			図ハ-2-1-4-2	工事 なし			

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (16/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-4	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-t)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁 M2-5	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁		鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2
		内壁 M2-6	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-s)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事 なし
		内壁 M2-7	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁		鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2
		内壁 M2-8	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁		鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2
		内壁 M2-9	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁		鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2
		内壁 M2-10	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁		鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2
		内壁 M2-11	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-s)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁 M2-12	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁			鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-13	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-14	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-15	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-16	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		
内壁 M2-17	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし		



別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (17/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中 2 階	内 壁 ・ 内 部 扉	内壁M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉:2-j)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2	工事 なし
				扉 (扉:2-q)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2	工事 なし
				扉 (扉:2-r)	鉄		図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁M2-19	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁M2-20	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 強化せっこう ボード		図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21	改造
		内壁M2-21	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁M2-22	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉:2-o)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁M2-24	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉:2-m)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事 なし
		内壁M2-25	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
扉 (扉:2-k)	鉄 (特定防火 設備)			図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし			
内壁M2-26	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
内壁M2-27	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
内壁M2-28	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
内壁M2-29	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (18/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-30	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-31	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-t)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし	
		内壁 M2-32	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-u)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし	
		内壁 M2-33	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-v)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし	
		内壁 M2-34	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-w)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし	
		内壁 M2-35	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-x)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし	
		内壁 M2-36	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-y)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし	
		内壁 M2-37	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
扉 (扉: 2-z)	鉄			図ハ-2-1-4-2	工事 なし			
内壁 M2-38	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし		
		扉 (扉: 2-i)	鉄	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし			
内壁 M2-39	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし		
		扉 (扉: 2-p)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし			
内壁 M2-40	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし		
		扉 (扉: 2-r)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事 なし			
内壁 M2-41	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし		

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (19/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-42	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-43	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-44	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-45	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-46	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	改造
		内壁 M2-47	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-48	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-49	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-50	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-51	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-52	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-53	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-54	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	改造
		内壁 M2-55	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (20/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-56	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-57①	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-57②	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-57③	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-58	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
2階	内壁・内部扉	内壁2-1	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし
				扉 (扉: 2-7)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
				扉 (扉: 2-ル)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
	内壁2-2	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし	
			自動扉 (扉: 2-テ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし	
	内壁2-3	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード		図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造	
			扉 (扉: 2-L)	鉄		図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	
			扉 (扉: 2-a)	鉄		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	
	内壁2-4	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード		図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造	
			扉 (扉: 2-b)	鉄		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	
	内壁2-5	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし	

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (21/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-6	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード	-	図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造
				防火板 (2-h6)	鋼		図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21	改造
		内壁2-7	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし
				扉 (扉: 2-ネ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-8	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし
				扉 (扉: 2-ナ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-9	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし
		内壁2-10	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし
				扉 (扉: 2-シ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
				扉 (扉: 2-ソ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-11	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし
		内壁2-12	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード		図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造
				扉 (扉: 2-c)	鉄		図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
		内壁2-13	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード		図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造
防火板 (2-h5)	鋼			図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21	改造			
内壁2-14	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-3	工事なし			
		扉 (扉: 2-ウ)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし			

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (22/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容				
2階	内壁・内部扉	内壁2-15	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	-	図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造				
				せっこうボード壁	せっこうボード 強化せっこうボード							
		内壁2-16	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		-	図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造			
				せっこうボード壁	せっこうボード 強化せっこうボード							
				扉 (扉:2-d)	鉄					図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7		
		内壁2-17	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	防火板 (2-h4)	鋼		-	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21	改造			
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨					-	図ハ-II-3	工事なし
				せっこうボード壁	せっこうボード							
		内壁2-18	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	扉 (扉:2-n)	鉄		-	図ハ-2-1-4-3	工事なし			
				扉 (扉:2-ク)	鉄					-	図ハ-2-1-4-3	工事なし
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨							
		内壁2-19	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	せっこうボード壁	せっこうボード		-	図ハ-2-1-4-3	工事なし			
				扉 (扉:2-ル)	鉄					-	図ハ-II-3	工事なし
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨							
		内壁2-20	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	せっこうボード壁	せっこうボード		-	図ハ-2-1-4-3	工事なし			
				扉 (扉:2-ス)	鉄					-	図ハ-II-3	工事なし
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨							
		内壁2-21	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	せっこうボード壁	せっこうボード		-	図ハ-2-1-4-3	工事なし			
				扉 (扉:2-リ)	鉄					-	図ハ-II-3	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート							
		内壁2-22	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		-	図ハ-II-3	工事なし			
扉 (扉:2-チ)	鉄 (特定防火設備)			-	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし						
鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート									-	図ハ-II-3	工事なし
内壁2-23	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	防火板 (2-h2) (閉止部)	鋼	-	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし						
		防火板 (2-h3)	鋼				-	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造			
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート									

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (23/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-24	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-25	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
				扉 (扉:2-カ)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事 なし	
		内壁2-26	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-27	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-28	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-29	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-30	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-31	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-32	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-33	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボー ド	図ハ-II-3	工事 なし	
				扉 (扉:2-3)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事 なし	
		内壁2-34	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事 なし	
				扉 (扉:2-カ)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事 なし	
内壁2-35	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし		
内壁2-36	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (24/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容		
2階	内壁・内部扉	内壁2-37	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-3	工事なし		
				扉 (扉:2-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし		
		内壁2-38	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-39	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-40	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-41	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-42	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
				扉 (扉:2-9)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし		
				扉 (扉:2-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし		
		内壁2-43	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
				扉 (扉:2-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし		
		内壁2-44	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-45	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-46	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-47	欠番							
		内壁2-48	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
内壁2-49	欠番									



別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (25/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容		
2階	内壁・内部扉	内壁2-50	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-51①	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-51②	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
				扉 (扉:2-ト2)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3	工事なし			
				防火シャッター (扉:2-ト1)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造			
		内壁2-51③	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
				扉 (扉:2-ラ2)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3	工事なし			
				防火シャッター (扉:2-ラ1)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造			
		3階	内壁・内部扉	内壁3-1	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				内壁3-2	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
						扉 (扉:3-L)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし	
				内壁3-3	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
扉 (扉:3-q)	鉄					図ハ-2-1-4-4	工事なし			
扉 (扉:3-ト)	鉄					図ハ-2-1-4-4	工事なし			
扉 (扉:3-k)	鉄					図ハ-2-1-4-4	工事なし			
扉 (扉:3-ハ)	鉄					図ハ-2-1-4-4	工事なし			
内壁3-4	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
内壁3-5	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
				扉 (扉:3-チ)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし			
内壁3-6	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
		扉 (扉:3-a)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし					

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (26/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-7	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-b)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-8	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-c)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4	工事なし
				扉 (扉:3-d)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-9	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-ホ)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-10	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-m)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-11	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-g)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
				扉 (扉:3-h)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
				扉 (扉:3-ツ)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
				扉 (扉:3-o)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-12	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこう ボード		図ハ-II-4 図ハ-2-1-3-21	改造
		内壁3-13	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-j)	鉄		図ハ-2-1-4-4	改造
				扉 (扉:3-l)	鉄		図ハ-2-1-4-8	工事なし
				扉 (扉:3-ク)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-14	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (27/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-15	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-16	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-17	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-18	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-19	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-7)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-20	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-8)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-21	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-9)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-22	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-10)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-23	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-n)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-24	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-25	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
内壁3-26	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
内壁3-27	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (28/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-28	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-29	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
				扉 (扉:3-3)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし	
		内壁3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-32	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-33	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-34	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-35	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
				扉 (扉:3-p)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事 なし	
		内壁3-36	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボ ード		図ハ-II-4	工事 なし
				扉 (扉:3-7)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事 なし	
		内壁3-37①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
				扉 (扉:3-o)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし	
内壁3-37②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし		
内壁3-38	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (29/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-39	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-カ)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4	工事なし
				扉 (扉:3-ナ)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-40	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-41	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-42	図ハ-I-6 第2加工棟 部 位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-43	図ハ-I-6 第2加工棟 部 位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
内壁3-44	図ハ-I-6 第2加工棟 部 位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし			
4階	内壁・内部扉	内壁4-1	図ハ-I-8 第2加工棟 部 位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
				扉 (扉:4-ニ)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし	
		内壁4-2	図ハ-I-8 第2加工棟 部 位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
		内壁4-3	図ハ-I-8 第2加工棟 部 位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
				扉 (扉:4-フ)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし	
内壁4-4	図ハ-I-8 第2加工棟 部 位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし			

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (30/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	床	S1-1㉑	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-1㉒	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-2	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-3	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-4	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-5	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-6	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-7	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-8	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-9	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
S1-10	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし		
中2階	床	S中2-1㉑	図ハ-I-10 第2加工棟 部位位置図 中2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-10 図ハ-2-1-2-3	工事 なし
		S中2-1㉒	図ハ-I-10 第2加工棟 部位位置図 中2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-10 図ハ-2-1-2-3	工事 なし
2階	床	S2-1	図ハ-I-11 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-11 図ハ-2-1-2-4	工事 なし
		S2-2㉑	図ハ-I-11 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-11 図ハ-2-1-2-4	工事 なし
				防火板 (2-h1)	鋼		図ハ-2-1-4-3	工事 なし
		防火区画床	鋼 ALC パネル		図ハ-2-1-1-3 9 図ハ-2-1-3-2 1	改造		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (31/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	床	S2-2㉔	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-1 図ハ-2-1-2-4	工事 なし
		S2-2㉔	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-1 図ハ-2-1-2-4	工事 なし
				水平シャッタ (扉: 2-7)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
S2-3	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-1 図ハ-2-1-2-4	工事 なし		
3階	床	S3-1	図ハ-I-1-2 第2加工棟 部位位置図 3階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-2 図ハ-2-1-2-5	工事 なし
		S3-2	図ハ-I-1-2 第2加工棟 部位位置図 3階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-2 図ハ-2-1-2-5	工事 なし
4階	4FL床スラブ	S4-1㊦	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
		S4-1㉔	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
	4FL屋根スラブ	S4-2	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
		S4-3	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
		S4-4	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	鉄筋コンクリート 屋根 デッキスラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
R階	RFL屋根スラブ	SR-1㊦	図ハ-I-1-4 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-4 図ハ-2-1-2-7	工事 なし
		SR-1㉔	図ハ-I-1-4 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-4 図ハ-2-1-2-7	工事 なし
		SR-2	図ハ-I-1-4 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-4 図ハ-2-1-2-7	工事 なし
地下貯槽ピット	ピット部壁	P-1	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁 (地下貯槽ピ ット) 参照	防水層 (鉄筋コン クリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-4 8 図ハ-2-1-3-4 9 図ハ-2-1-3-5 0	工事 なし
		P-2	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁 (地下貯槽ピ ット) 参照	防水層 (鉄筋コン クリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-4 8 図ハ-2-1-3-4 9 図ハ-2-1-3-5 0	工事 なし
		P-3	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁 (地下貯槽ピ ット) 参照	防水層 (鉄筋コン クリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-4 8 図ハ-2-1-3-4 9 図ハ-2-1-3-5 0	工事 なし

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (32/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	
地下貯槽 ユニット	コンクリート部壁	P-4	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)	-	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	
		P-5	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	
		P-6	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	
		P-7	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	
		P-8	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	
		P-9	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	
		P-10	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	
		P-11	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	
		P-12	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板 (SS400)		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	
		P-13	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	基礎ばり側面 (鉄筋コンクリート)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工事なし	
		P-14	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	基礎ばり側面 (鉄筋コンクリート)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工事なし	
		P-15	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	基礎ばり側面 (鉄筋コンクリート)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工事なし	
		P-16	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	基礎ばり側面 (鉄筋コンクリート)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工事なし	
		コンクリート部床	SP-1	図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ (地下貯槽ピット) 参照	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)		鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし
			SP-2	図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ (地下貯槽ピット) 参照	基礎ばり上面 (鉄筋コンクリート)		鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工事なし

- (1) 通り番号の間に壁がある場合 (a\_bはa通りとb通りの間) を示す。  
 (2) 安全機能に対して厚さの要求はないため、「-」とする。



4. 添付図一覧表

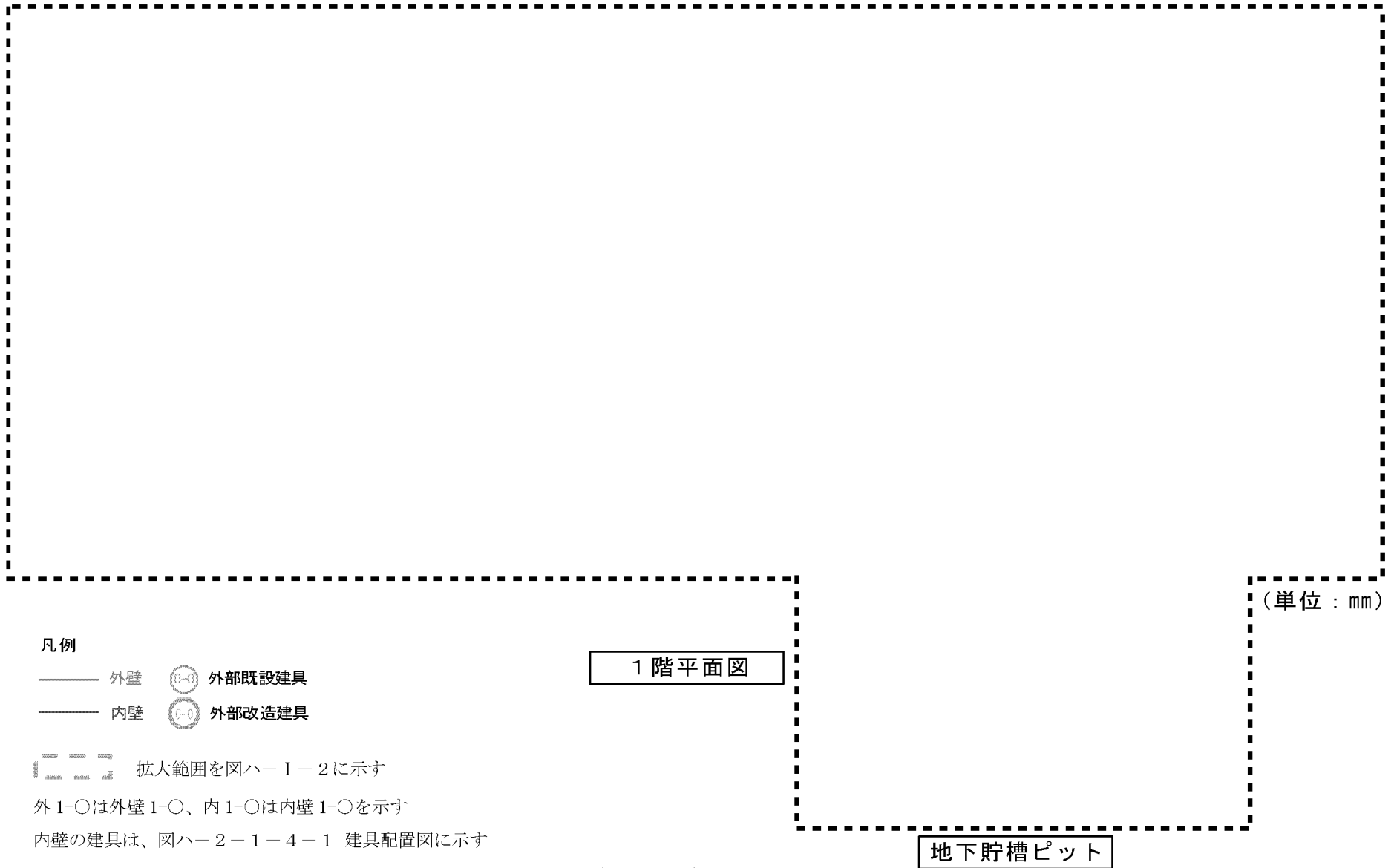
番号	名称
図ハ－Ⅰ－1	第2加工棟 部位位置図 1階壁
図ハ－Ⅰ－2	第2加工棟 部位位置図 1階壁（拡大図）
図ハ－Ⅰ－3	第2加工棟 部位位置図 中2階壁
図ハ－Ⅰ－4	第2加工棟 部位位置図 中2階壁（拡大図）
図ハ－Ⅰ－5	第2加工棟 部位位置図 2階壁
図ハ－Ⅰ－6	第2加工棟 部位位置図 3階壁
図ハ－Ⅰ－7	第2加工棟 部位位置図 3階壁（拡大図）
図ハ－Ⅰ－8	第2加工棟 部位位置図 4階壁
図ハ－Ⅰ－9	第2加工棟 部位位置図 1階スラブ
図ハ－Ⅰ－10	第2加工棟 部位位置図 中2階スラブ
図ハ－Ⅰ－11	第2加工棟 部位位置図 2階スラブ
図ハ－Ⅰ－12	第2加工棟 部位位置図 3階スラブ
図ハ－Ⅰ－13	第2加工棟 部位位置図 4階スラブ
図ハ－Ⅰ－14	第2加工棟 部位位置図 R階スラブ
図ハ－Ⅱ－1	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（1階）
図ハ－Ⅱ－2	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（中2階）
図ハ－Ⅱ－3	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（2階）
図ハ－Ⅱ－4	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（3階）
図ハ－Ⅱ－5	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（4階）
図ハ－1－1－1	敷地内における主要な加工施設の位置
図ハ－2－1－1－1（1）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界安全管理上の領域
図ハ－2－1－1－1（2）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図（1階）
図ハ－2－1－1－1（3）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図（中2階）
図ハ－2－1－1－1（4）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図（2階）
図ハ－2－1－1－1（5）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図（3階）
図ハ－2－1－1－1（6）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図（B通り、B0通り）
図ハ－2－1－1－1（7）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図（B1通り、B2通り）
図ハ－2－1－1－1（8）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図（B3通り、C0通り）
図ハ－2－1－1－1（9）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図（C通り、D通り）
図ハ－2－1－1－1（10）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図（2A通り、2B通り、5通り、6通り）
図ハ－2－1－1－1（11）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図（6A通り、7通り、8通り、9A通り）
図ハ－2－1－1－1（12）	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図（9C通り、10通り、11通り）
図ハ－2－1－1－2（1）	第2加工棟 地盤改良（ぐり石コンクリート置換）範囲図 安全機能を有する施設の地盤
図ハ－2－1－1－2（2）	第2加工棟 土質柱状図（No. 2TD(㉟)） 安全機能を有する施設の地盤
図ハ－2－1－1－2（3）	第2加工棟 土質柱状図（No. 3P(㊸)） 安全機能を有する施設の地盤
図ハ－2－1－1－2（4）	第2加工棟 土質柱状図（No. 1-1(2015)） 安全機能を有する施設の地盤
図ハ－2－1－1－3	第2加工棟 工事概要図（1階）地震による損傷の防止
図ハ－2－1－1－4	第2加工棟 工事概要図（中2階）地震による損傷の防止
図ハ－2－1－1－5	第2加工棟 工事概要図（2階）地震による損傷の防止
図ハ－2－1－1－6	第2加工棟 工事概要図（3階）地震による損傷の防止
図ハ－2－1－1－7	第2加工棟 工事概要図（4階）地震による損傷の防止
図ハ－2－1－1－8	第2加工棟 工事概要図（A通り軸組図）地震による損傷の防止
図ハ－2－1－1－9	第2加工棟 工事概要図（D通り軸組図）地震による損傷の防止
図ハ－2－1－1－10	第2加工棟 工事概要図（1通り・12通り軸組図）地震による損傷の防止
図ハ－2－1－1－11	第2加工棟 工事概要図（1階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止
図ハ－2－1－1－12	第2加工棟 工事概要図（2階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止
図ハ－2－1－1－13	第2加工棟 工事概要図（3階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止

番号	名称
図ハ-2-1-1-14	第2加工棟 工事概要図(4階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-15	第2加工棟 工事概要図(南立面)外部からの衝撃(竜巻・落雷)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-16	第2加工棟 工事概要図(北立面)外部からの衝撃(竜巻・落雷)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-17	第2加工棟 工事概要図(東西立面)外部からの衝撃(竜巻・落雷)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-18	第2加工棟 工事概要図(1階)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-19	第2加工棟 工事概要図(中2階)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-20	第2加工棟 工事概要図(2階)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-21	第2加工棟 工事概要図(3階)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-22	第2加工棟 工事概要図(南立面)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-23	第2加工棟 工事概要図(東西立面)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-24	第2加工棟 工事概要図(4階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-25	第2加工棟 工事概要図(R階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-26	第2加工棟 工事概要図(南立面)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-27	第2加工棟 工事概要図(北立面)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-28	第2加工棟 工事概要図(東西立面)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-29	第2加工棟 工事概要図(1階)遮蔽
図ハ-2-1-1-30	第2加工棟 工事概要図(中2階)遮蔽
図ハ-2-1-1-31	第2加工棟 工事概要図(2階)遮蔽
図ハ-2-1-1-32	第2加工棟 工事概要図(3階)遮蔽
図ハ-2-1-1-33	第2加工棟 工事概要図(4階)遮蔽
図ハ-2-1-1-34	第2加工棟 工事概要図(南立面)遮蔽
図ハ-2-1-1-35	第2加工棟 工事概要図(東西立面)遮蔽
図ハ-2-1-1-36	第2加工棟 工事概要図(断面図)遮蔽
図ハ-2-1-1-37	第2加工棟 工事概要図(1階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-38	第2加工棟 工事概要図(中2階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-39	第2加工棟 工事概要図(2階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-40	第2加工棟 工事概要図(3階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-41	第2加工棟 工事概要図(4階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-42	第2加工棟 工事概要図(南立面)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-43	第2加工棟 工事概要図(北立面)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-44	第2加工棟 工事概要図(東西立面)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-45	第2加工棟 工事概要図(断面図)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-46	第2加工棟 工事概要図(1階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-47	第2加工棟 工事概要図(中2階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-48	第2加工棟 工事概要図(2階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-49	第2加工棟 工事概要図(3階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-50	第2加工棟 工事概要図(4階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-51	第2加工棟 工事概要図(南立面)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-52	第2加工棟 工事概要図(北立面)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-53	第2加工棟 工事概要図(東西立面)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-54	第2加工棟 工事概要図(1階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-55	第2加工棟 工事概要図(中2階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-56	第2加工棟 工事概要図(2階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-57	第2加工棟 工事概要図(3階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-58	第2加工棟 工事概要図(4階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-59	第2加工棟 工事概要図(南立面)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-60	第2加工棟 工事概要図(北立面)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-61	第2加工棟 工事概要図(東西立面)人の不法な侵入の防止

番号	名称
図ハ-2-1-2-1	第2加工棟 基礎伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-2	第2加工棟 1階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-3	第2加工棟 中2階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-4	第2加工棟 2階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-5	第2加工棟 3階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-6	第2加工棟 4階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-7	第2加工棟 R階伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-8	第2加工棟 軸組図A通り、B通り
図ハ-2-1-2-9	第2加工棟 軸組図B0通り、B2通り
図ハ-2-1-2-10	第2加工棟 軸組図B3通り、C0通り
図ハ-2-1-2-11	第2加工棟 軸組図C通り、D通り
図ハ-2-1-2-12	第2加工棟 軸組図1通り-3通り
図ハ-2-1-2-13	第2加工棟 軸組図4通り-6A通り
図ハ-2-1-2-14	第2加工棟 軸組図7通り-9A通り
図ハ-2-1-2-15	第2加工棟 軸組図10通り-12通り
図ハ-2-1-2-16	第2加工棟 既設部材リスト基礎1
図ハ-2-1-2-17	第2加工棟 既設部材リスト基礎2
図ハ-2-1-2-18	第2加工棟 既設部材リスト柱1
図ハ-2-1-2-19	第2加工棟 既設部材リスト柱2
図ハ-2-1-2-20	第2加工棟 既設部材リスト大ばり1
図ハ-2-1-2-21	第2加工棟 既設部材リスト大ばり2
図ハ-2-1-2-22	第2加工棟 既設部材リスト大ばり3
図ハ-2-1-2-23	第2加工棟 既設部材リスト大ばり4
図ハ-2-1-2-24	第2加工棟 既設部材リスト小ばり1
図ハ-2-1-2-25	第2加工棟 既設部材リスト小ばり2
図ハ-2-1-2-26	第2加工棟 既設部材リストスラブ1
図ハ-2-1-2-27	第2加工棟 既設部材リストスラブ2
図ハ-2-1-2-28	第2加工棟 既設部材リスト壁
図ハ-2-1-2-29	第2加工棟 基礎スラブ・床スラブ 配筋要領
図ハ-2-1-3-1	第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1
図ハ-2-1-3-2	第2加工棟 1通り耐震壁配筋図2
図ハ-2-1-3-3	第2加工棟 コンクリート充填扉1
図ハ-2-1-3-4	第2加工棟 コンクリート充填扉2
図ハ-2-1-3-5(1)	第2加工棟 南側防護壁
図ハ-2-1-3-5(2)	第2加工棟 南側防護壁
図ハ-2-1-3-6(1)	第2加工棟 北側防護壁
図ハ-2-1-3-6(2)	第2加工棟 北側防護壁
図ハ-2-1-3-7	第2加工棟 11通り袖壁
図ハ-2-1-3-8	第2加工棟 試料保管棚防護壁 No.1、No.2 姿図
図ハ-2-1-3-9	第2加工棟 試料保管棚防護壁 No.1、No.2 配筋図
図ハ-2-1-3-10	第2加工棟 防護柵 No.1
図ハ-2-1-3-11	第2加工棟 防護柵 No.2
図ハ-2-1-3-12	第2加工棟 防護柵 No.3
図ハ-2-1-3-13	第2加工棟 防護柵 No.4
図ハ-2-1-3-14	第2加工棟 閉止部①(1階11通りC-D間)扉閉止
図ハ-2-1-3-15	第2加工棟 閉止部②(2階A通り8-9間)ガラリ閉止
図ハ-2-1-3-16	第2加工棟 閉止部③(1階12通りC-D間)開口部閉止
図ハ-2-1-3-17	第2加工棟 北面増し打ち
図ハ-2-1-3-18	第2加工棟 南面増し打ち1
図ハ-2-1-3-19	第2加工棟 南面増し打ち2
図ハ-2-1-3-20	第2加工棟 大型搬入口扉防護増し打ち壁
図ハ-2-1-3-21(1)	第2加工棟 防火区画の改造

番号	名称
図ハ-2-1-3-21(2)	第2加工棟 火災区画の改造
図ハ-2-1-3-21(3)	第2加工棟 火災区画の改造
図ハ-2-1-3-21(4)	第2加工棟 火災区画の改造 (防火板詳細図1)
図ハ-2-1-3-21(5)	第2加工棟 火災区画の改造 (防火板詳細図2)
図ハ-2-1-3-21(6)	第2加工棟 火災区画の改造 (防火板詳細図3)
図ハ-2-1-3-21(7)	第2加工棟 防火区画の改造
図ハ-2-1-3-22	第2加工棟 改造溢水対策一覧表
図ハ-2-1-3-23	第2加工棟 溢水対策1
図ハ-2-1-3-24	第2加工棟 溢水対策2
図ハ-2-1-3-25	第2加工棟 溢水対策3
図ハ-2-1-3-26	第2加工棟 溢水対策4
図ハ-2-1-3-27	第2加工棟 溢水対策5 (1)
図ハ-2-1-3-28	第2加工棟 溢水対策5 (2)
図ハ-2-1-3-29	第2加工棟 溢水対策6・7
図ハ-2-1-3-30	第2加工棟 溢水対策8
図ハ-2-1-3-31	第2加工棟 溢水対策9
図ハ-2-1-3-32	第2加工棟 溢水対策10
図ハ-2-1-3-33	第2加工棟 溢水対策11
図ハ-2-1-3-34	第2加工棟 溢水対策12・13
図ハ-2-1-3-35	第2加工棟 溢水対策14
図ハ-2-1-3-36	第2加工棟 溢水対策15
図ハ-2-1-3-37	第2加工棟 溢水対策16
図ハ-2-1-3-38	第2加工棟 溢水対策17
図ハ-2-1-3-39	第2加工棟 溢水対策18 (1)
図ハ-2-1-3-40	第2加工棟 溢水対策18 (2)
図ハ-2-1-3-41	第2加工棟 溢水対策19
図ハ-2-1-3-42	第2加工棟 溢水対策20
図ハ-2-1-3-43	第2加工棟 溢水対策21
図ハ-2-1-3-44	第2加工棟 溢水対策22
図ハ-2-1-3-45	第2加工棟 溢水対策23・24・25
図ハ-2-1-3-46	第2加工棟 溢水対策26・27・28
図ハ-2-1-3-47	第2加工棟 溢水対策29
図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 既設溢水対策一覧表
図ハ-2-1-3-49	第2加工棟 地下貯槽ピット・液溜 配置図
図ハ-2-1-3-50(1)	第2加工棟 地下貯槽ピット 詳細図1
図ハ-2-1-3-50(2)	第2加工棟 地下貯槽ピット 詳細図2
図ハ-2-1-3-51	第2加工棟 地下貯槽ピット 詳細図3
図ハ-2-1-4-1	第2加工棟 建具配置図 1階
図ハ-2-1-4-2	第2加工棟 建具配置図 中2階
図ハ-2-1-4-3	第2加工棟 建具配置図 2階
図ハ-2-1-4-4	第2加工棟 建具配置図 3階
図ハ-2-1-4-5	第2加工棟 建具配置図 4階
図ハ-2-1-4-6(1)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 1
図ハ-2-1-4-6(2)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2
図ハ-2-1-4-7(1)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (中2階・2階) 1
図ハ-2-1-4-7(2)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (中2階・2階) 2
図ハ-2-1-4-8(1)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 1
図ハ-2-1-4-8(2)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 2
図ハ-2-1-4-9	第2加工棟 改造鋼製建具 姿図1
図ハ-2-1-4-10	第2加工棟 改造鋼製建具 姿図2
図ハ-2-1-4-11	第2加工棟 改造鋼製建具 姿図3
図ハ-2-1-4-12	第2加工棟 1-1 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-13	第2加工棟 1-2 改造鋼製建具詳細図 部材表

番号	名称
図ハ-2-1-4-14	第2加工棟 1-4、1-11 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-15	第2加工棟 1-7、1-9 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-16	第2加工棟 1-8 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-17	第2加工棟 2-1、2-2、2-5、2-6、3-1、4-a 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-18	第2加工棟 2-3、2-4、3-3、3-4 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-19	第2加工棟 3-2 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-20	第2加工棟 3-5 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-21	第2加工棟 3-6 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-22	第2加工棟 4-1 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-23	第2加工棟 4-2 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-24	第2加工棟 1-6、1-10 大型搬入口扉詳細図
図ハ-2-1-5-1 (1)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟)
図ハ-2-1-5-1 (2)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 1階)
図ハ-2-1-5-1 (3)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 中2階)
図ハ-2-1-5-1 (4)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 2階)
図ハ-2-1-5-1 (5)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 3階)
図ハ-2-1-5-1 (6)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 4階)
図ハ-2-1-5-1 (7)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 A通り、A1通り)
図ハ-2-1-5-1 (8)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B通り、B0通り)
図ハ-2-1-5-1 (9)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B1通り、B2通り)
図ハ-2-1-5-1 (10)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B3通り、C0通り)
図ハ-2-1-5-1 (11)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 C通り、C1通り)
図ハ-2-1-5-1 (12)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 D通り)
図ハ-2-1-5-1 (13)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 1通り、2A通り、2B通り、2C通り)
図ハ-2-1-5-1 (14)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 3通り、5通り、6通り、6A通り)
図ハ-2-1-5-1 (15)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 7通り、8通り、8B通り、9通り)
図ハ-2-1-5-1 (16)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 9A通り、9B通り、10通り、11通り)
図ハ-2-1-5-1 (17)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 12通り)
図ハ-2-1-5-2	防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置関係
図ハ-2-1-5-3	防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係
図ハ-2-1-5-4	敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置
図ハ-2-1-5-5	敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置
図ハ-2-1-5-6	加工施設と町道の位置関係
図ハ-2-1-5-7	第2加工棟 管理区域区分
図ハ-2-1-5-8	第2加工棟 火災区域及び火災区画
図ハ-2-1-5-9	想定する航空機落下火災位置



凡例

- 外壁 (〇-〇) 外部既設建具
- 内壁 (〇-〇) 外部改造建具

⋯⋯⋯ 拡大範囲を図ハ- I - 2 に示す

外 1-〇は外壁 1-〇、内 1-〇は内壁 1-〇を示す

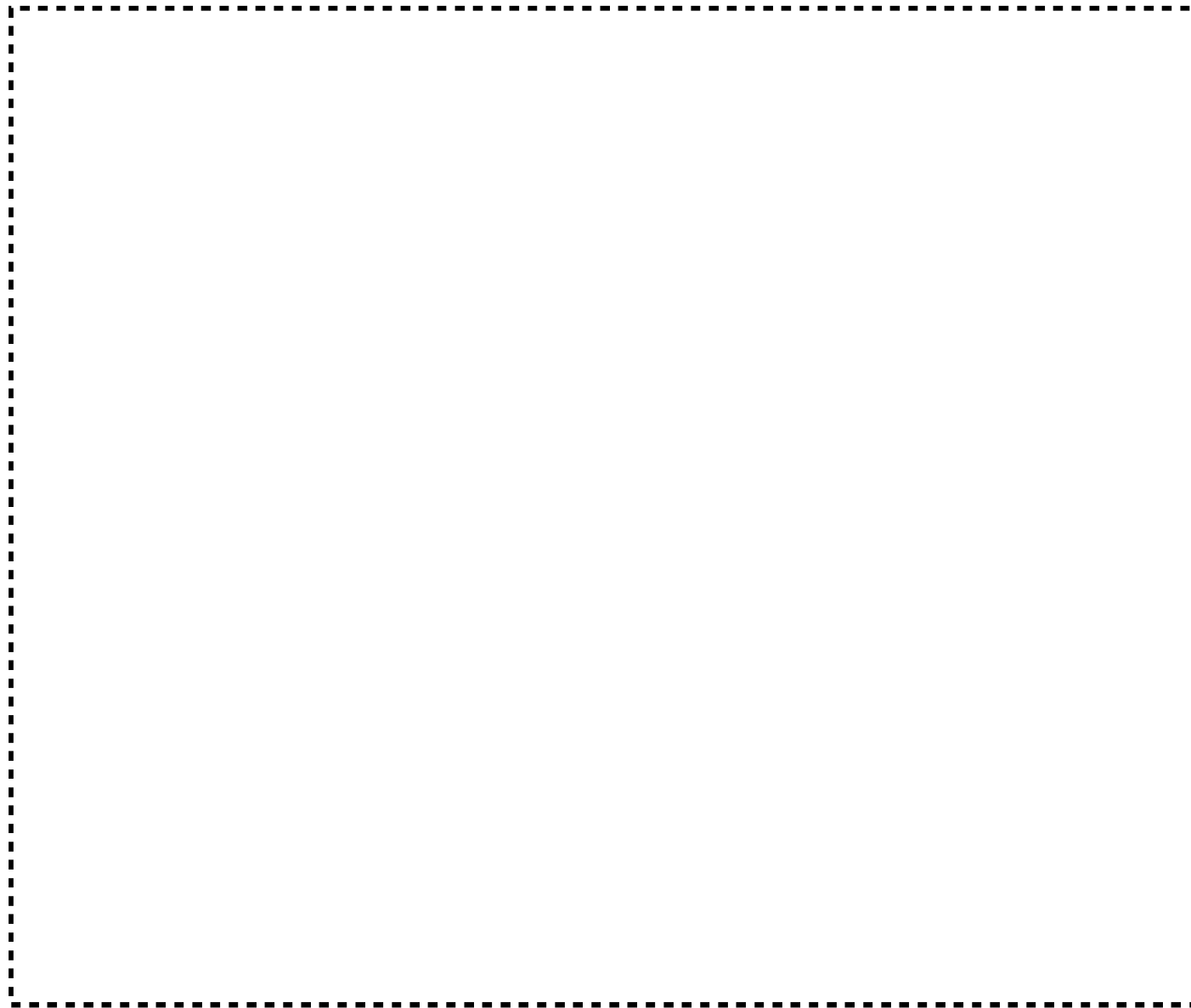
内壁の建具は、図ハ- 2 - 1 - 4 - 1 建具配置図に示す

1階平面図

地下貯槽ピット

(単位 : mm)

図ハ- I - 1 第2加工棟 部位位置図 1階壁



凡例

—— 内壁

内 1-○は内壁 1-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-1

建具配置図に示す

(単位：mm)

図ハ-1-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (拡大図)




中 2 階平面図

凡例

(単位 : mm)

—— 外壁

—— 内壁

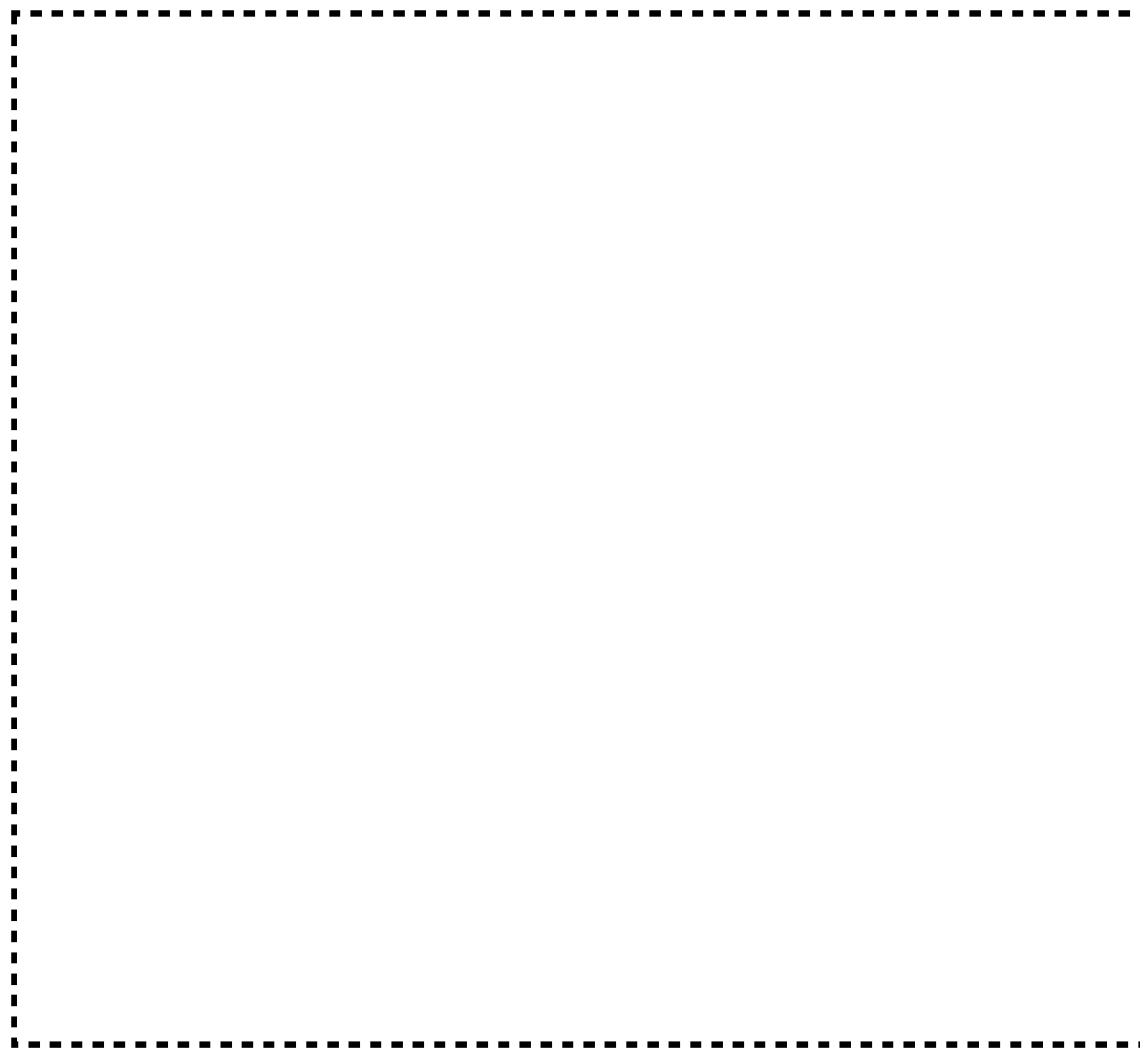
 拡大範囲を図ハ- I - 4 に示す

外 M2-○は外壁 M2-○、内 M2-○は内壁 M2-○を示す

内壁の建具は、図ハ- 2 - 1 - 4 - 2 建具配置図に示す

図ハ- I - 3 第 2 加工棟 部位位置図 中 2 階壁





凡例

—— 内壁

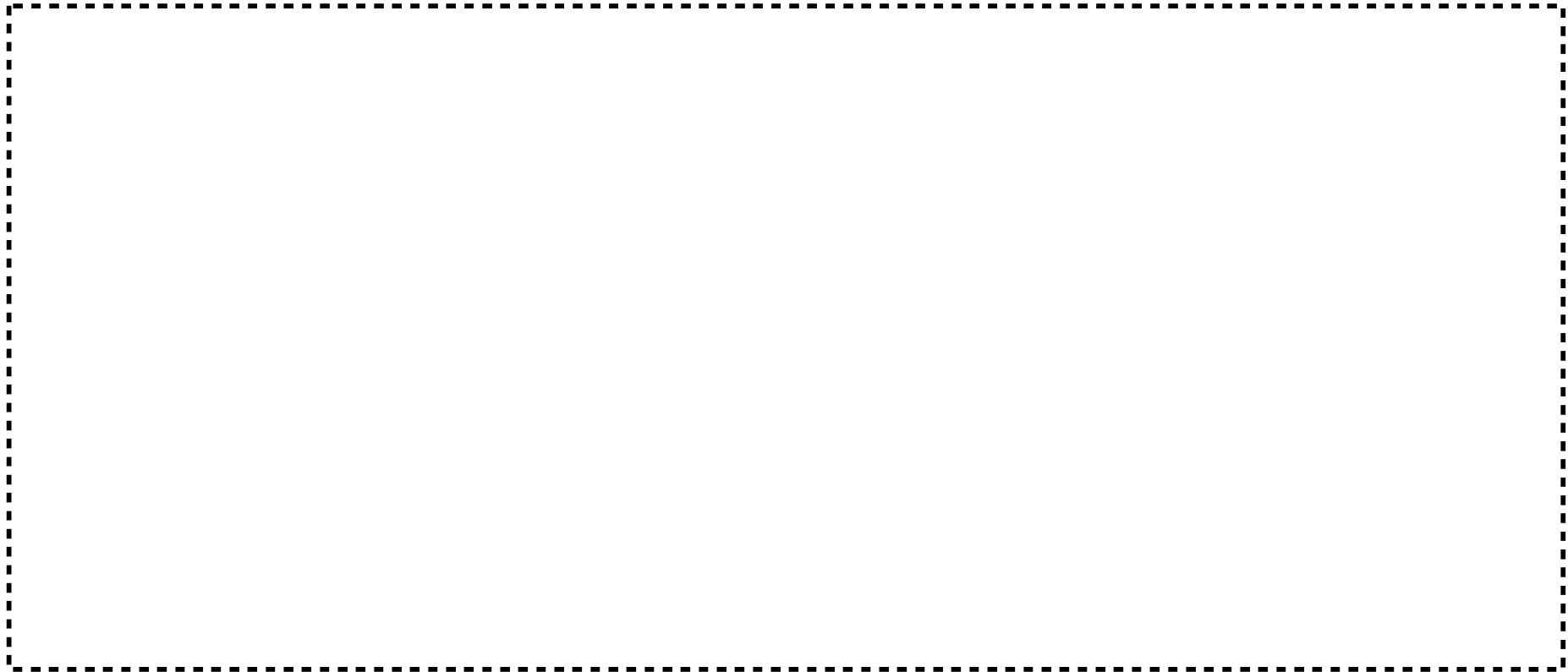
内 M2-○は内壁 M2-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-2

建具配置図に示す

(単位：mm)

図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁 (拡大図)



(単位：mm)

2 階平面図

凡例

- 外壁 0-0 外部既設建具
- 内壁 0-0 外部改造建具

外 2-○は外壁 2-○、内 2-○は内壁 2-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-3 建具配置図に示す

図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁



3 階平面図

凡例 (単位：mm)

—— 外壁      (0-0) 外部既設建具

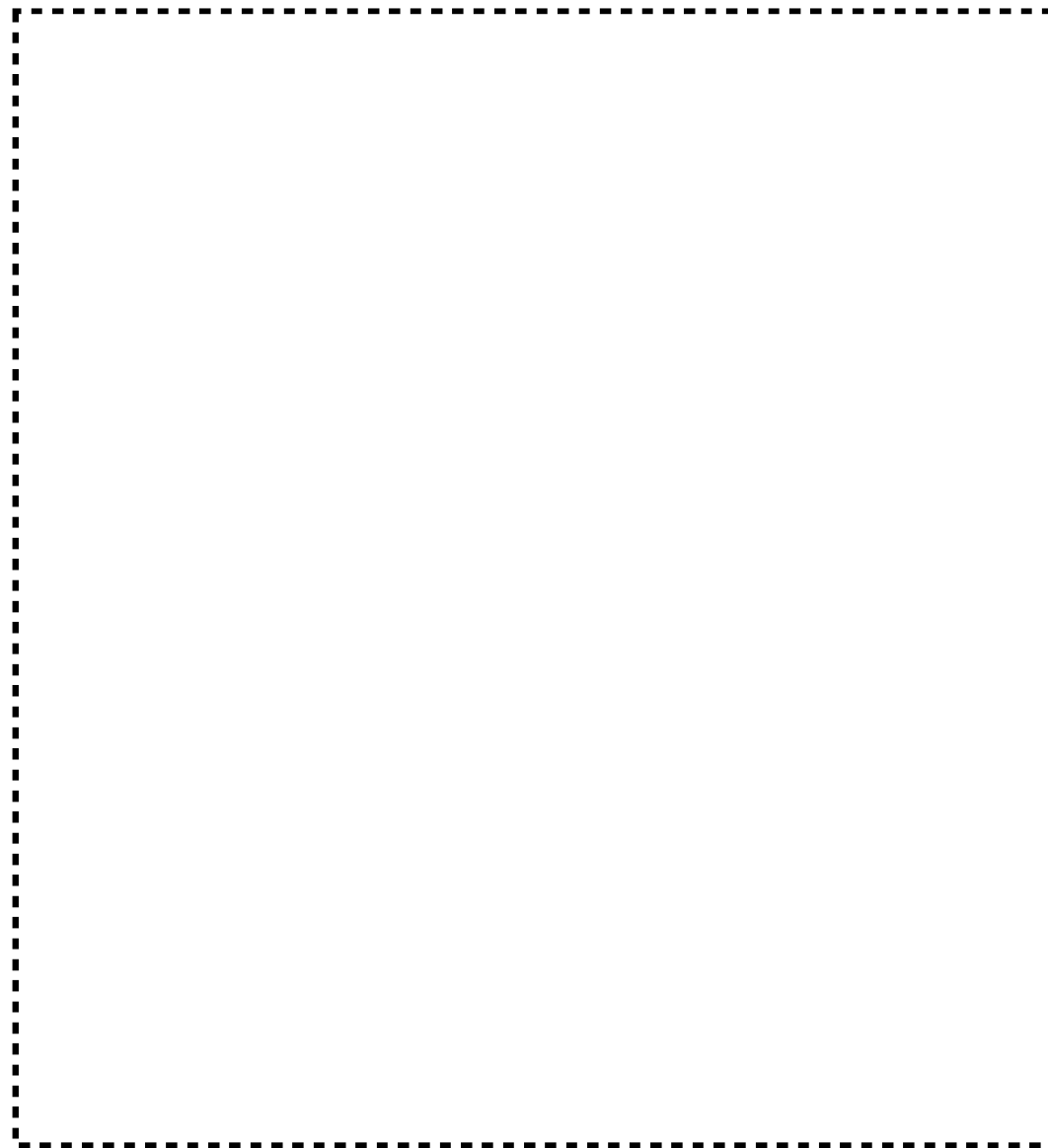
—— 内壁      (1-0) 外部改造建具

⋯⋯⋯ 拡大範囲を図ハ-I-7に示す

外3-○は外壁3-○、内3-○は内壁3-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-4 建具配置図に示す

図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁



凡例

—— 内壁

内 3-○は内壁 3-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-4

建具配置図に示す

(単位：mm)

図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁 (拡大図)

100



4 階平面図

凡例

(単位 : mm)

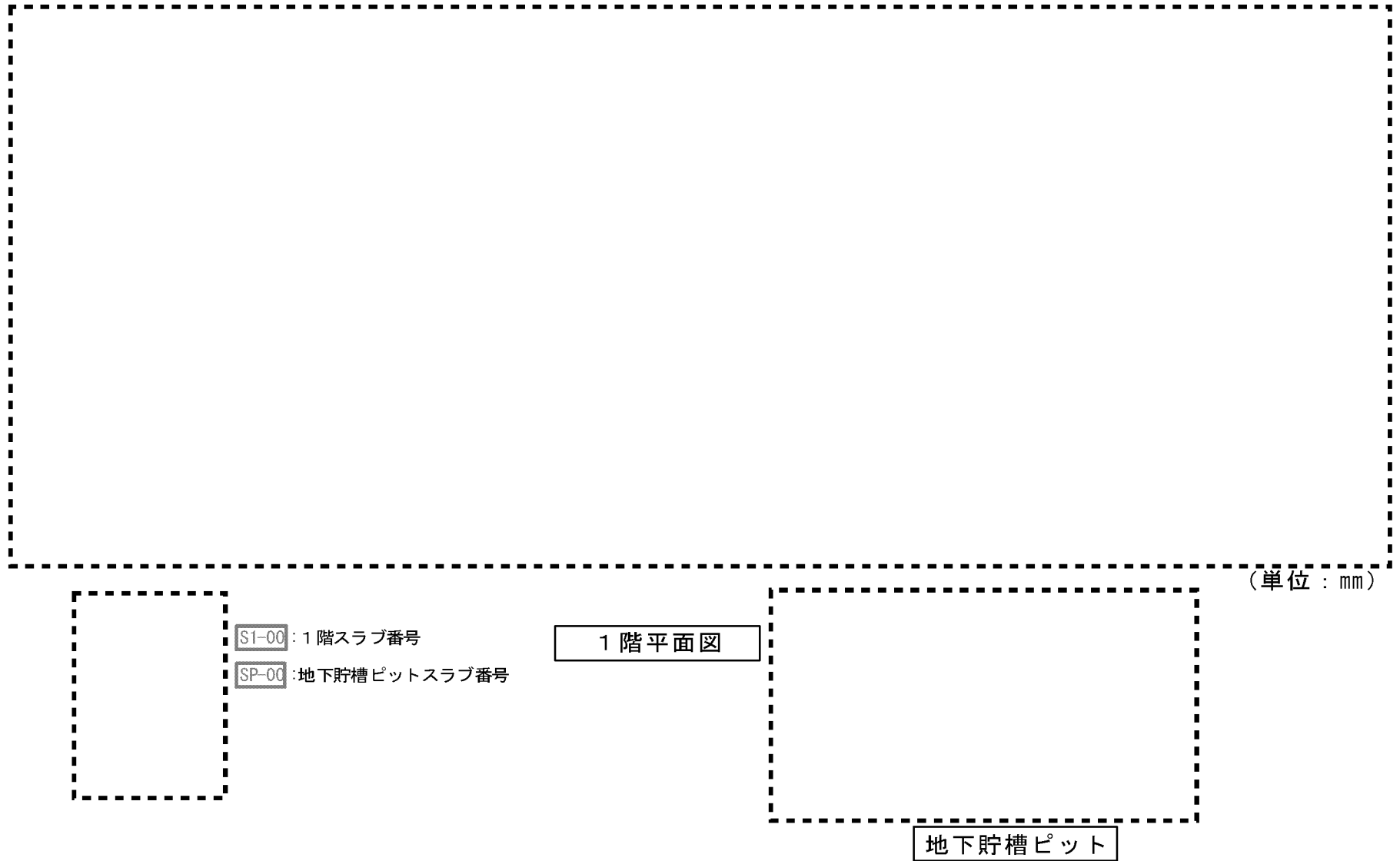
—— 外壁 (0-0) 外部既設建具

—— 内壁 (0-0) 外部改造建具

外 4-○は外壁 4-○、内 4-○は内壁 4-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-5 建具配置図に示す

図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁



図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ



中 2 階 平 面 図



S中2-00 : 中 2 階 スラ ブ 番 号

( 単 位 : mm )

図ハ一 I - 1 0 第 2 加 工 棟 部 位 位 置 図 中 2 階 スラ ブ



(単位：mm)

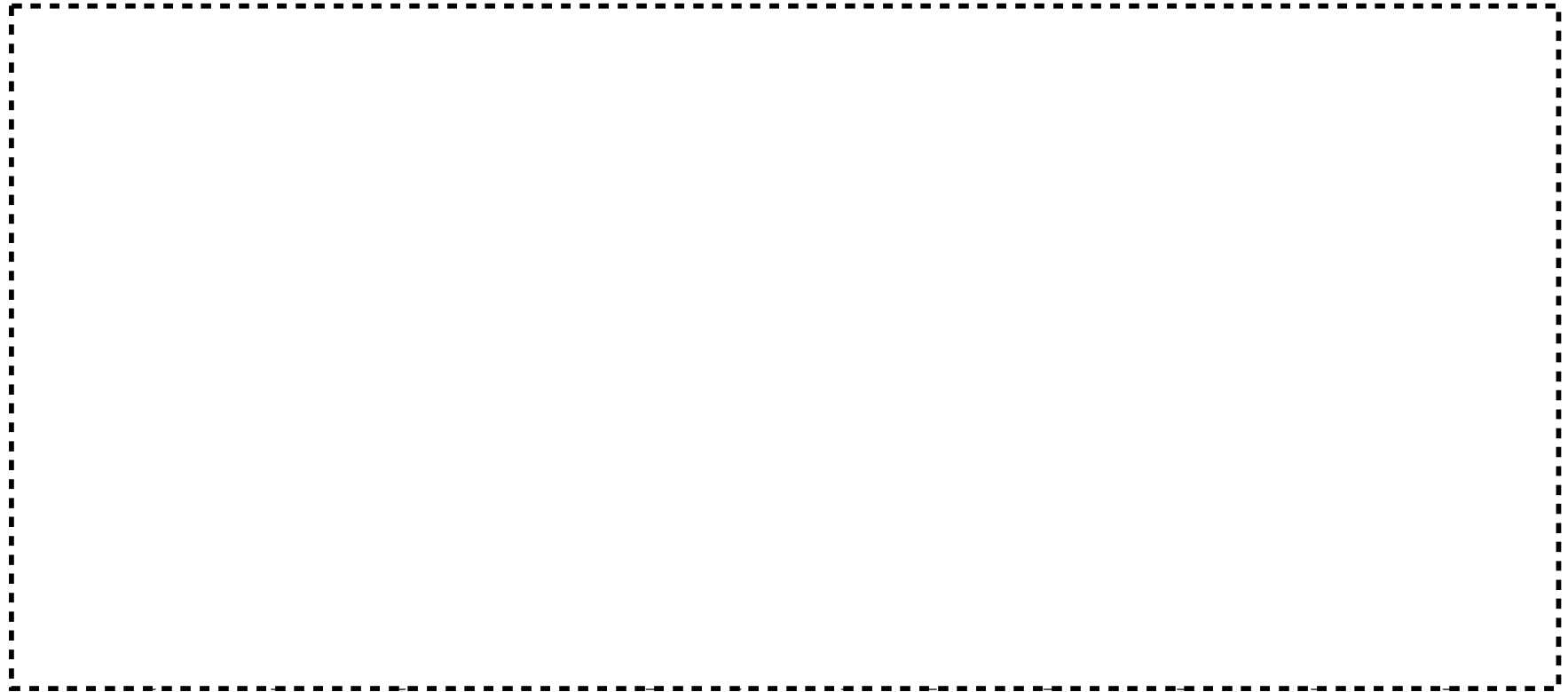
2 階平面図



\$2-00 : 2 階スラブ番号  
床閉止

図ハ-I-11 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ





(単位：mm)

3 階平面図



S3-00 : 3 階スラブ番号

図ハ-I-12 第2加工棟 部位位置図 3階スラブ



(単位 : mm)

4 階 平 面 図



S4-00 : 4 階スラブ番号

図ハ-I-13 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ



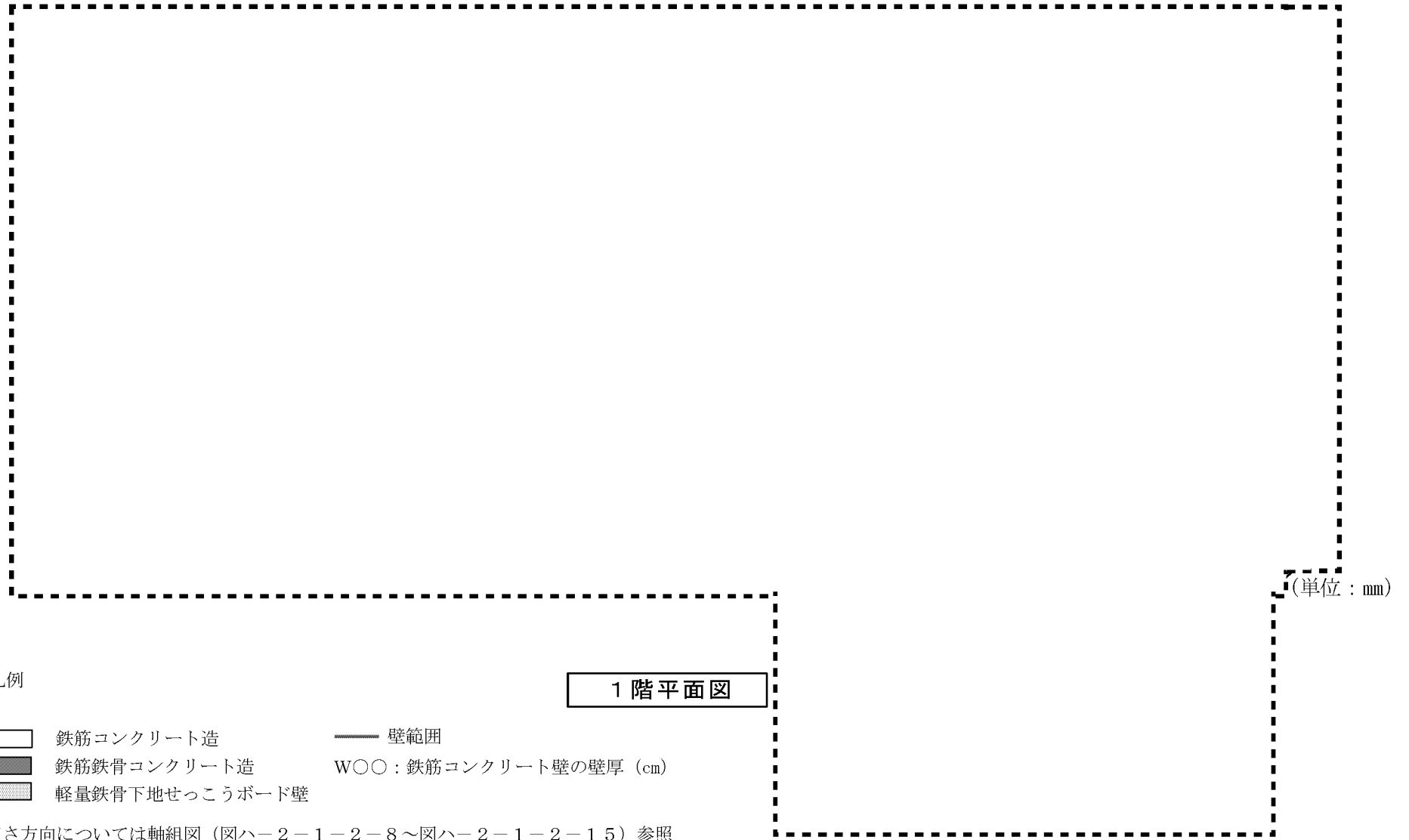
R 階平面図



SR-00 : R 階スラブ番号

(単位 : mm)

図ハ一 I - 1 4 第 2 加工棟 部位位置図 R 階スラブ



凡例

鉄筋コンクリート造

鉄筋鉄骨コンクリート造

軽量鉄骨下地せっこうボード壁

壁範囲

W〇〇: 鉄筋コンクリート壁の壁厚 (cm)

1階平面図

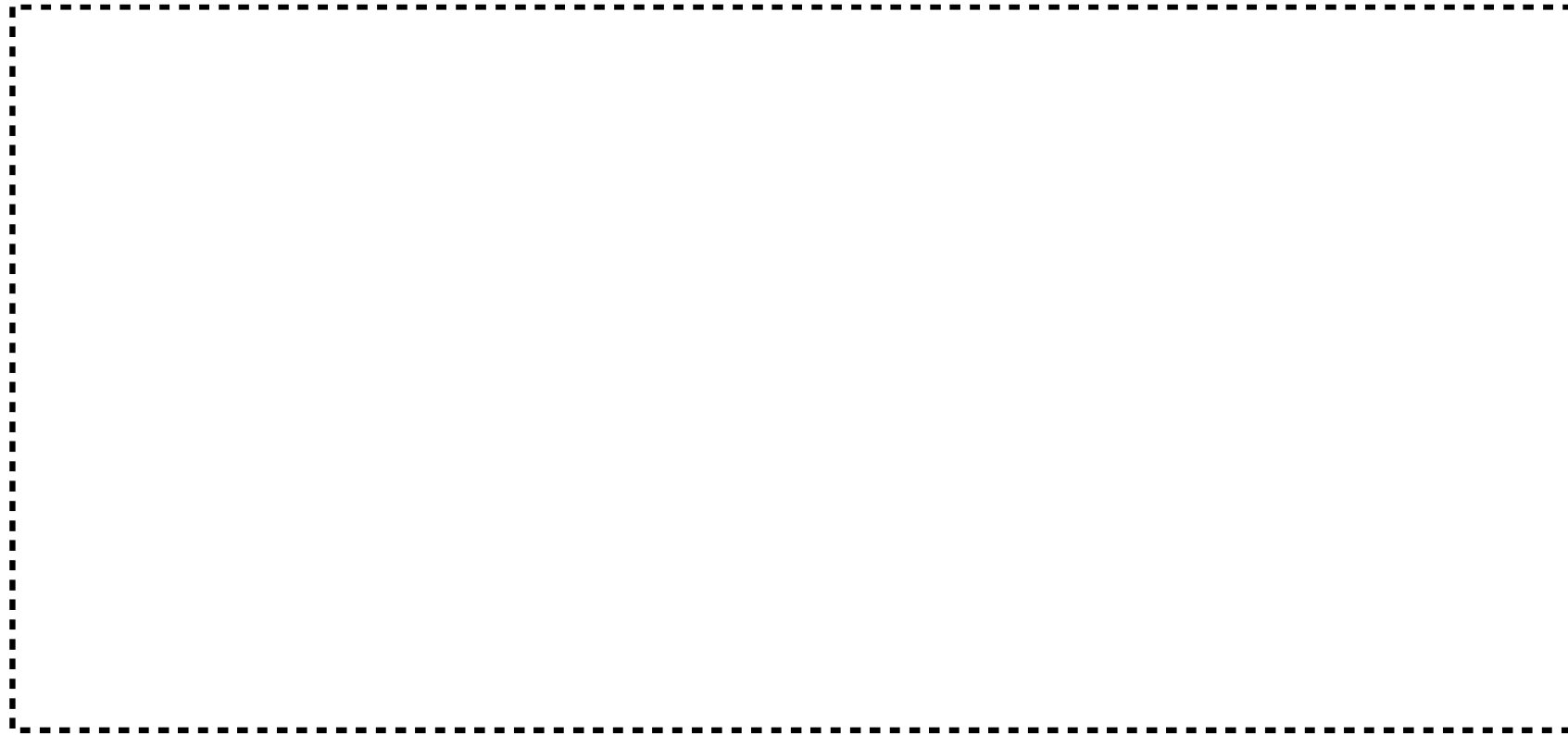
地下貯槽ピット

(単位: mm)

高さ方向については軸組図 (図ハ-2-1-2-8~図ハ-2-1-2-15) 参照

地下貯槽ピットの詳細構造については図ハ-2-1-3-49~図ハ-2-1-3-51参照

図ハ-II-1 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (1階)



(単位：mm)

中 2 階 平 面 図

凡例

鉄筋コンクリート造

鉄筋鉄骨コンクリート造

軽量鉄骨下地せっこうボード壁

壁範囲

W○○：鉄筋コンクリート壁の壁厚(cm)





高さ方向については軸組図（図ハ-2-1-2-8～図ハ-2-1-2-15）参照

図ハ-Ⅱ-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（中2階）



**2階平面図**

凡例

-  鉄筋コンクリート造
-  鉄筋鉄骨コンクリート造
-  軽量鉄骨下地せっこうボード壁
-  壁範囲
- W〇〇：鉄筋コンクリート壁の壁厚(cm)

高さ方向については軸組図（図ハ-2-1-2-8～図ハ-2-1-2-15）参照

図ハ-Ⅱ-3 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（2階）

110



3 階平面図

凡例

□ 鉄筋コンクリート造

■ 鉄筋鉄骨コンクリート造

▨ 軽量鉄骨下地せっこうボード壁

—— 壁範囲

W○○ : 鉄筋コンクリート壁の壁厚(cm)

高さ方向については軸組図 (図ハ-2-1-2-8~図ハ-2-1-2-15) 参照

図ハ-Ⅱ-4 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (3階)



(単位：mm)

4 階平面図

凡例

□ 鉄筋コンクリート造

■ 鉄筋鉄骨コンクリート造

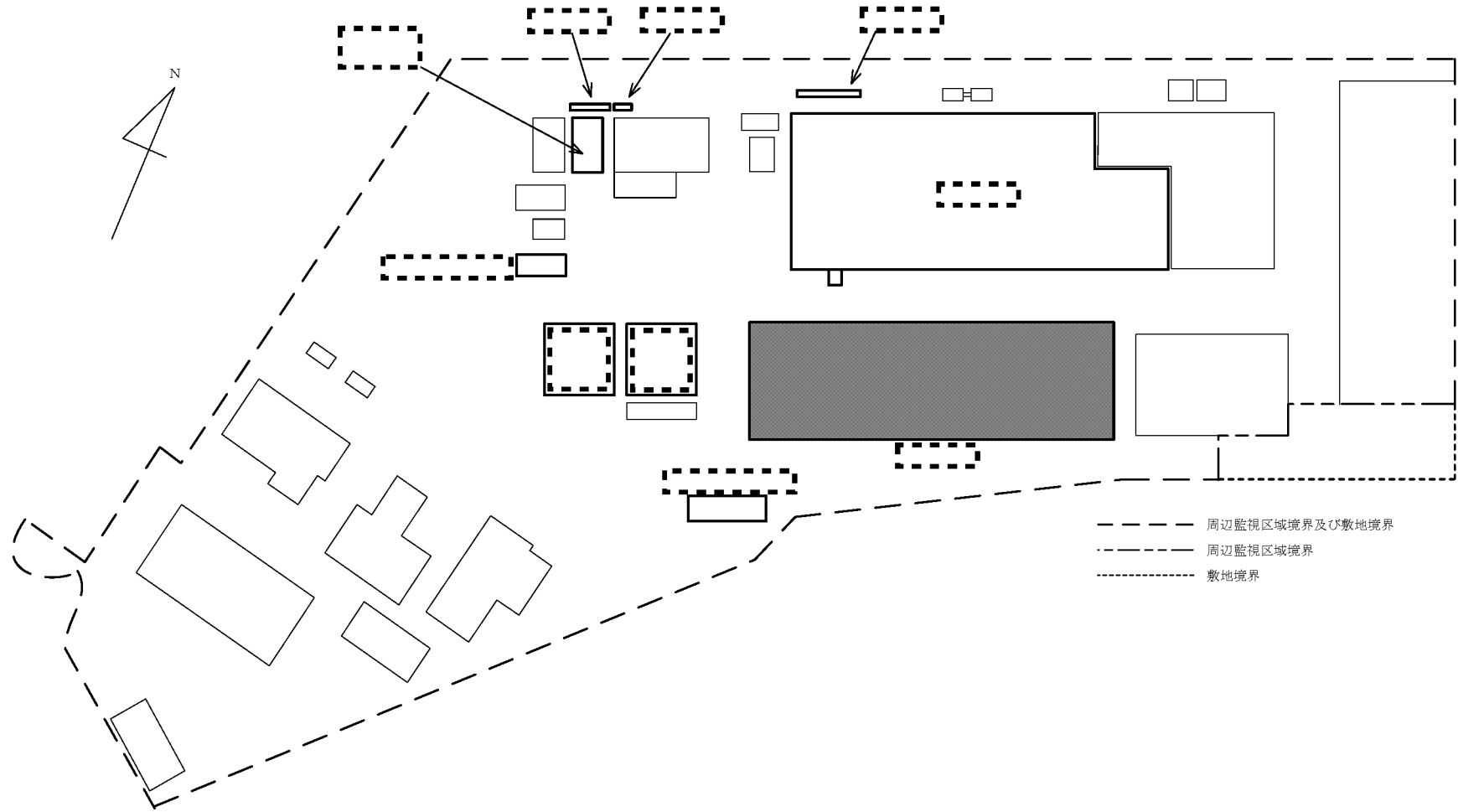
—— 壁範囲

W○○：鉄筋コンクリート壁の壁厚(cm)

高さ方向については軸組図（図ハ-2-1-2-8～図ハ-2-1-2-15）参照

図ハ-Ⅱ-5 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（4階）





図ハ-1-1-1 敷地内における主要な加工施設の位置



図ハ-2-1-1-1 (1) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界安全管理上の領域



1階平面図

(単位：mm)

凡例  
■：臨界隔離壁（厚さ30.5 cm以上）のコンクリートを示す。

図ハ-2-1-1-1 (2) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図 (1階)



中 2 階 平 面 図

(単位：mm)

凡例

■ : 臨界隔離壁 (厚さ 30.5 cm 以上) のコンクリートを示す。

図ハ-2-1-1-1 (3) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図 (中2階)



2階平面図

(単位：mm)

凡例

■ : 臨界隔離壁 (厚さ 30.5 cm以上) のコンクリートを示す。

□ : 開口部

2階の床は開口部を除き臨界隔離壁とする。

図ハ-2-1-1-1 (4) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図 (2階)



3階平面図

(単位：mm)

凡例

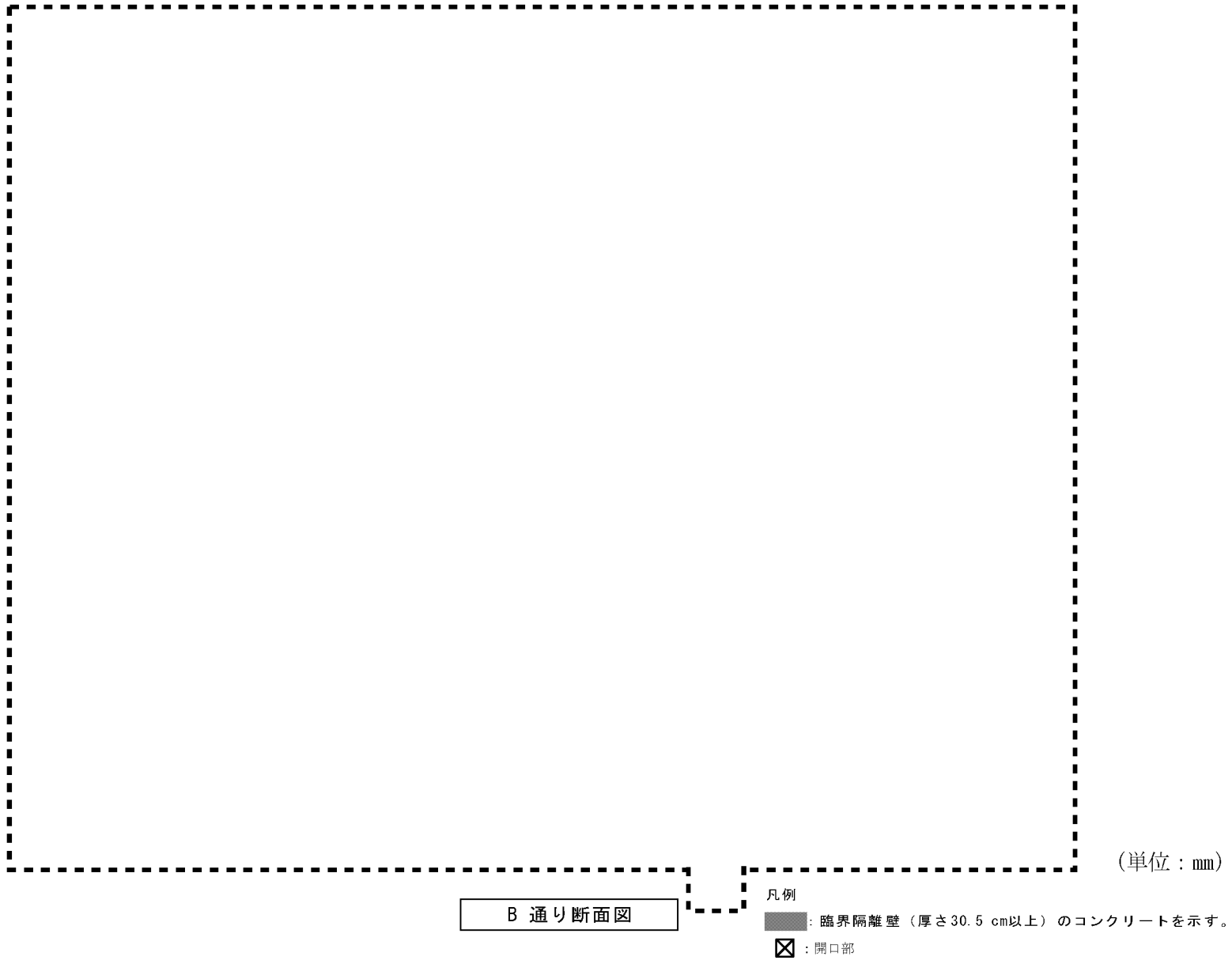
■：臨界隔離壁（厚さ30.5 cm以上）のコンクリートを示す。\*

□：開口部

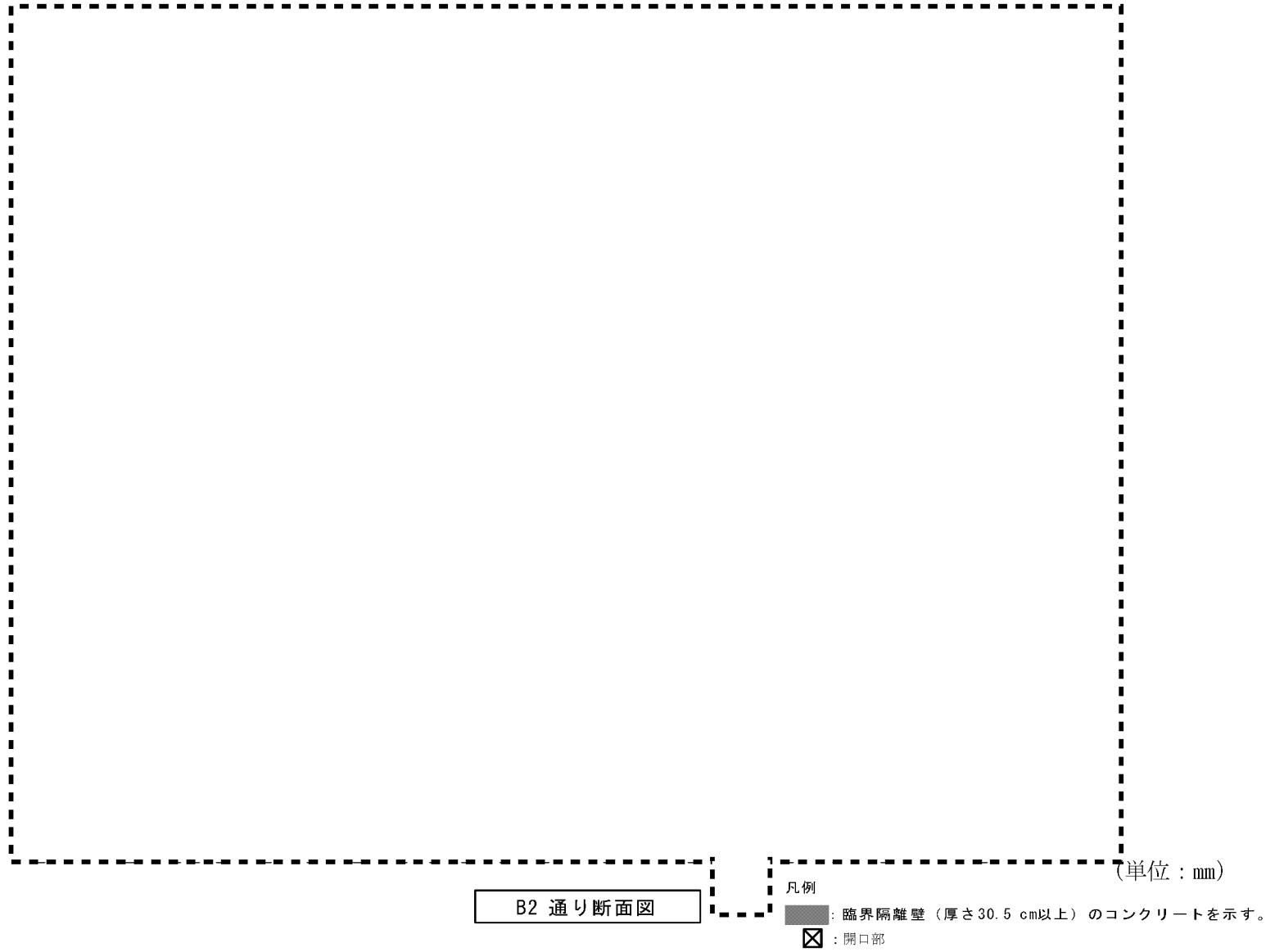
※ 3階の壁に臨界隔離壁はない。

3階の床は開口部を除き臨界隔離壁とする。

図ハ-2-1-1-1 (5) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図 (3階)

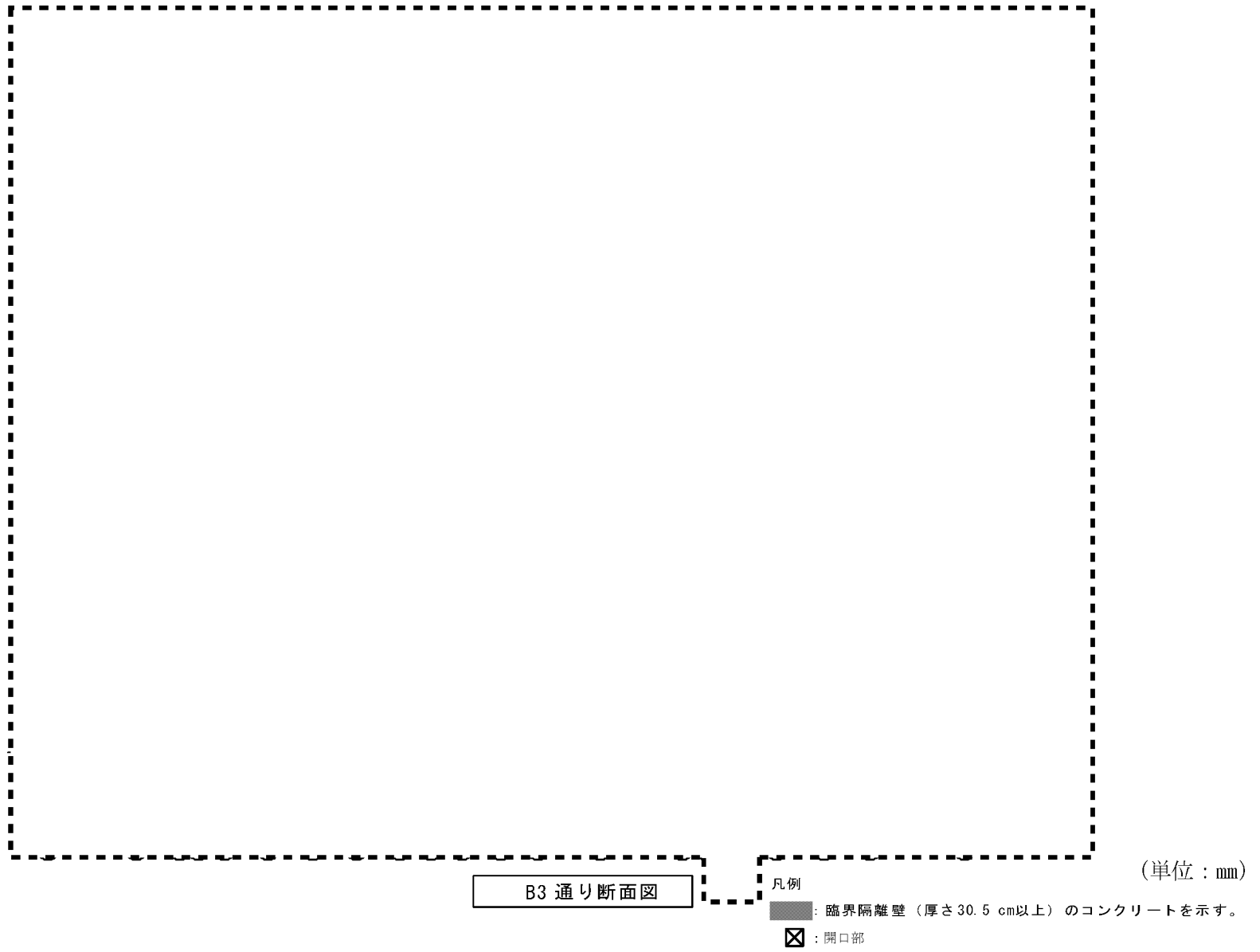


図ハ-2-1-1-1 (6) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (B通り、B0通り)

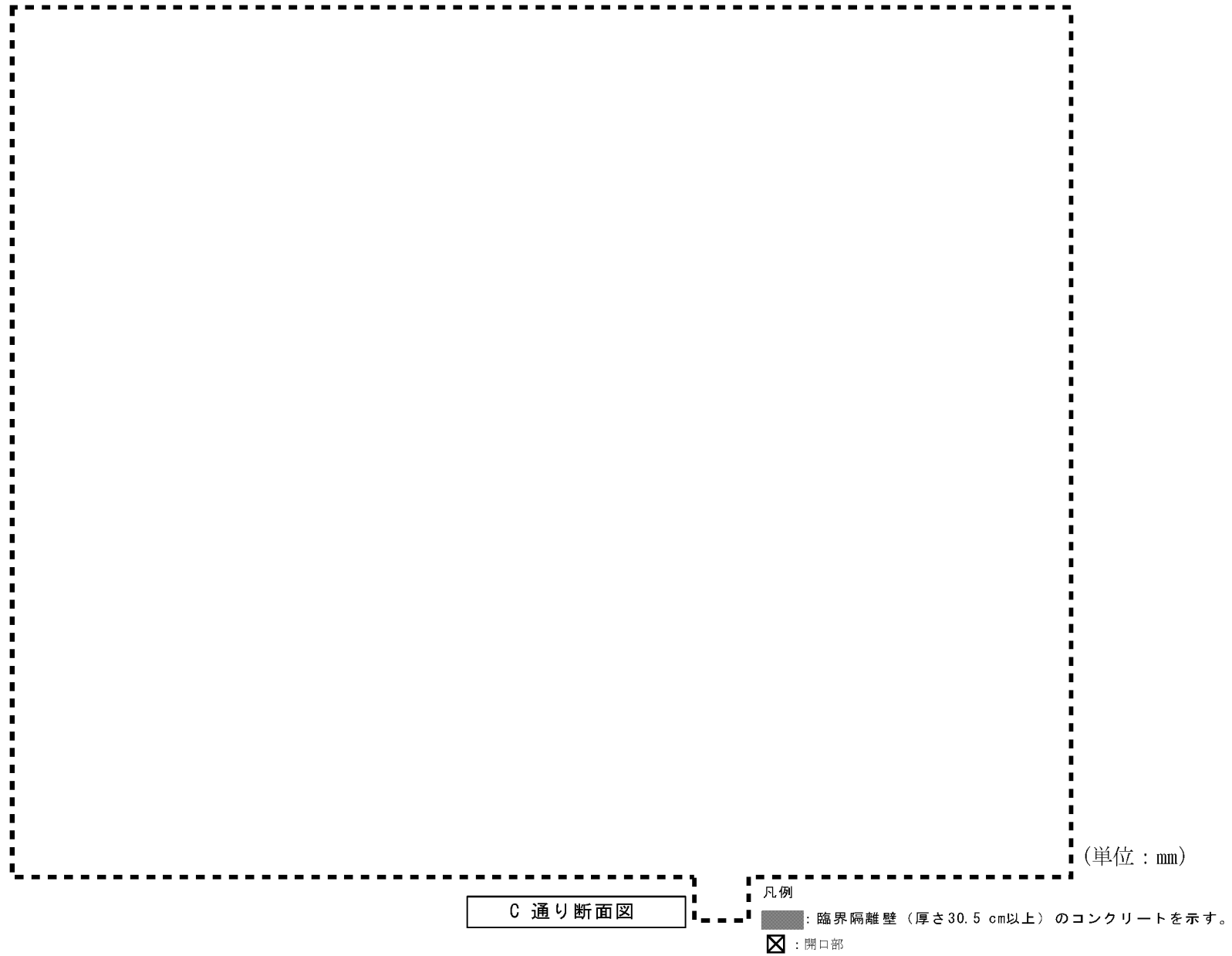


図ハ-2-1-1-1 (7) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (B1通り、B2通り)

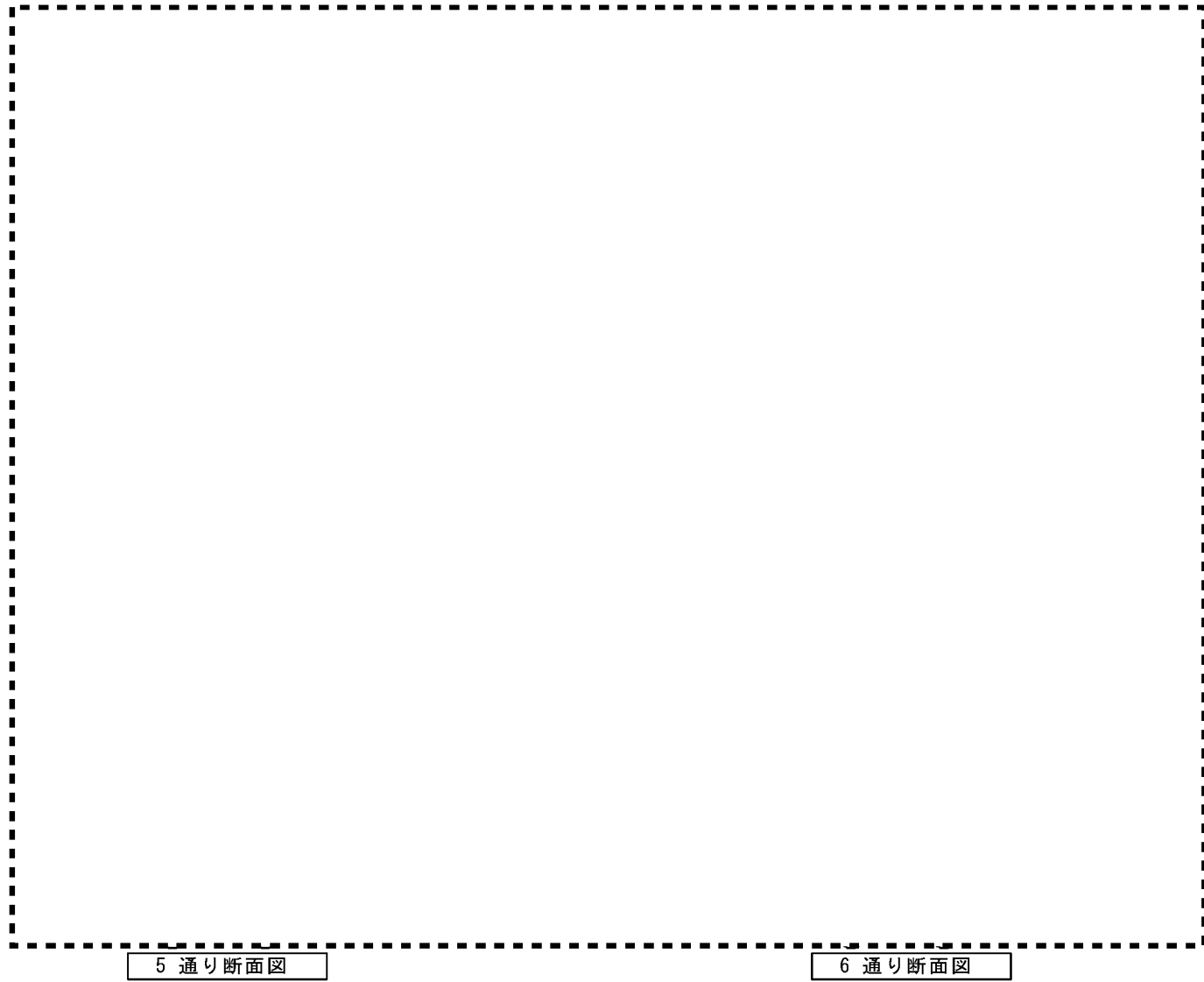




図ハ-2-1-1-1 (8) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (B3通り、C0通り)



図ハ-2-1-1-1 (9) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (C通り、D通り)



5通り断面図

6通り断面図

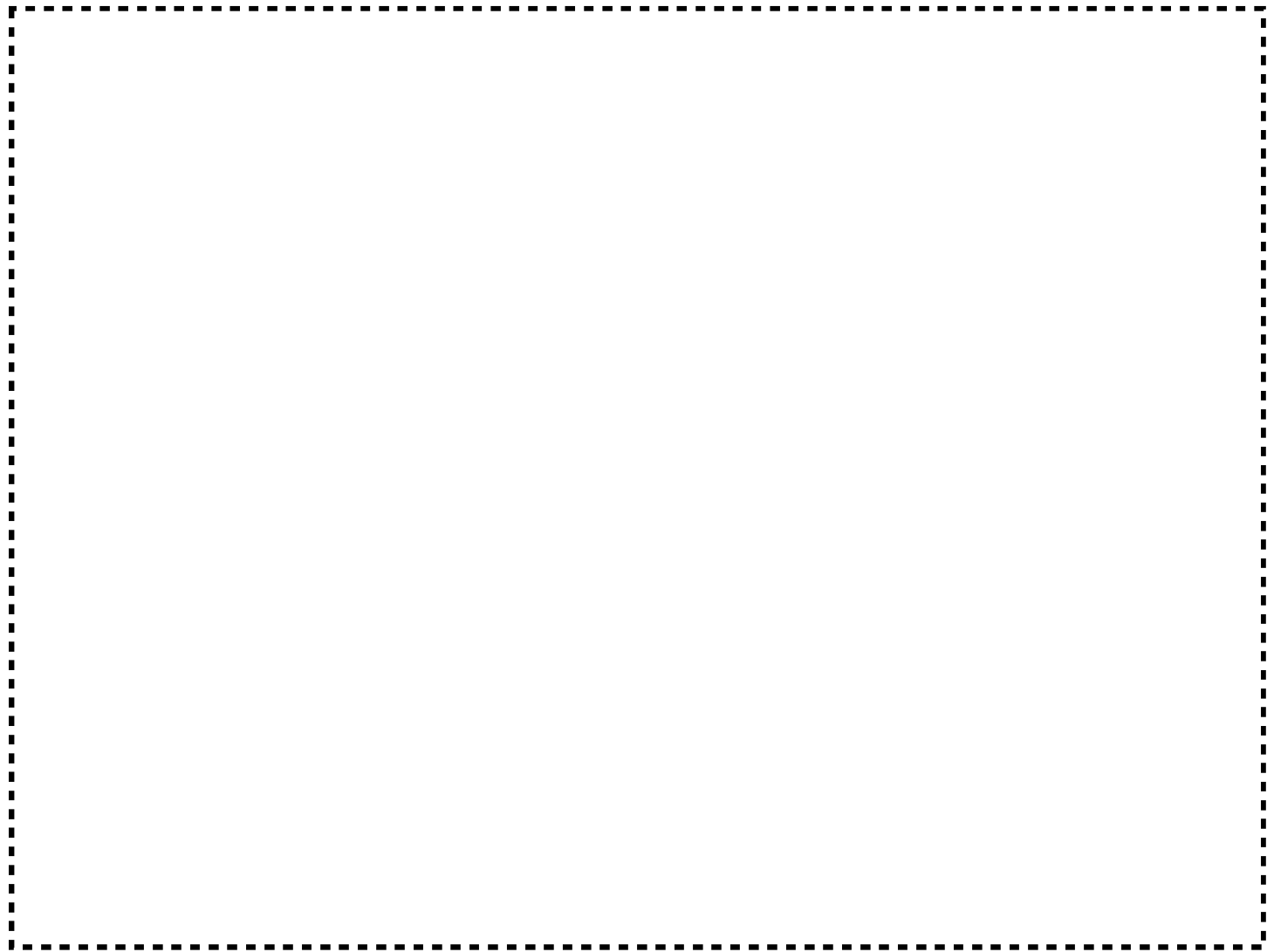
(単位：mm)

凡例

■：臨界隔離壁（厚さ30.5 cm以上）のコンクリートを

☒：開口部

図ハ-2-1-1-1 (10) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (2 A通り、2 B通り、5通り、6通り)



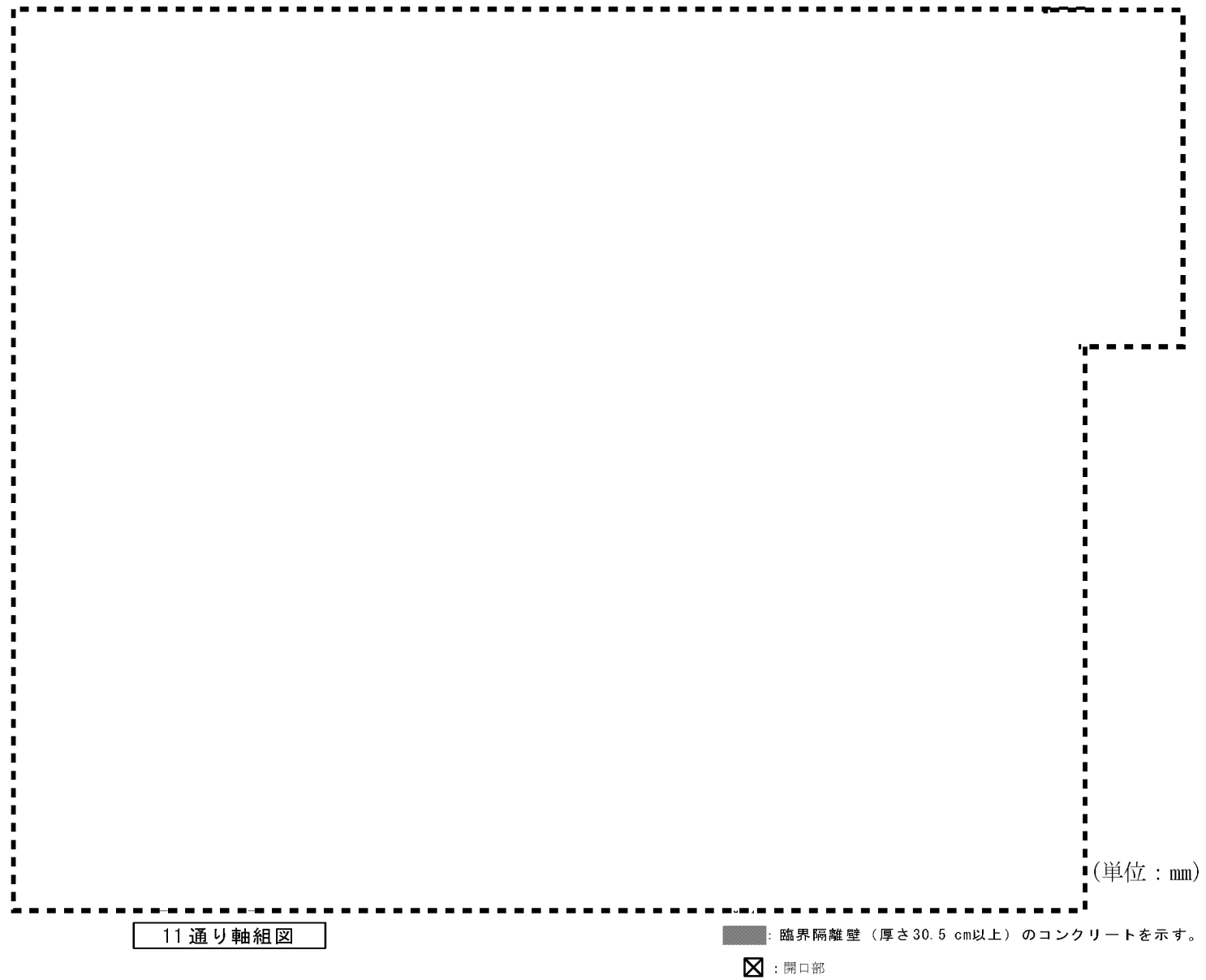
8 通り断面図

9A通り断面図

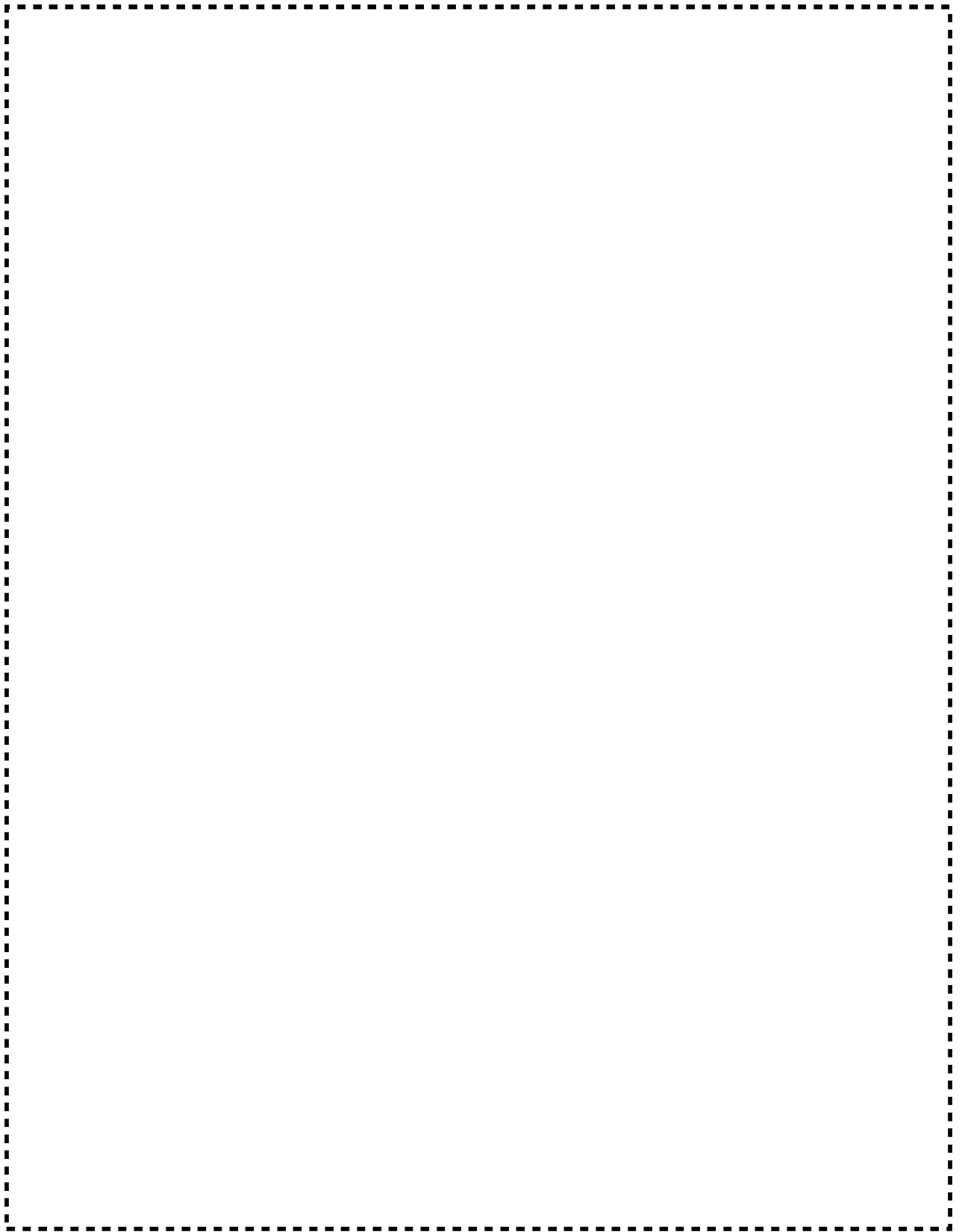
(単位：mm)

- 凡例
- 臨界隔離壁（厚さ30.5 cm以上）のコンクリートを示す。
  - 開口部    ※：臨界安全評価（立体角法）で考慮した開口部

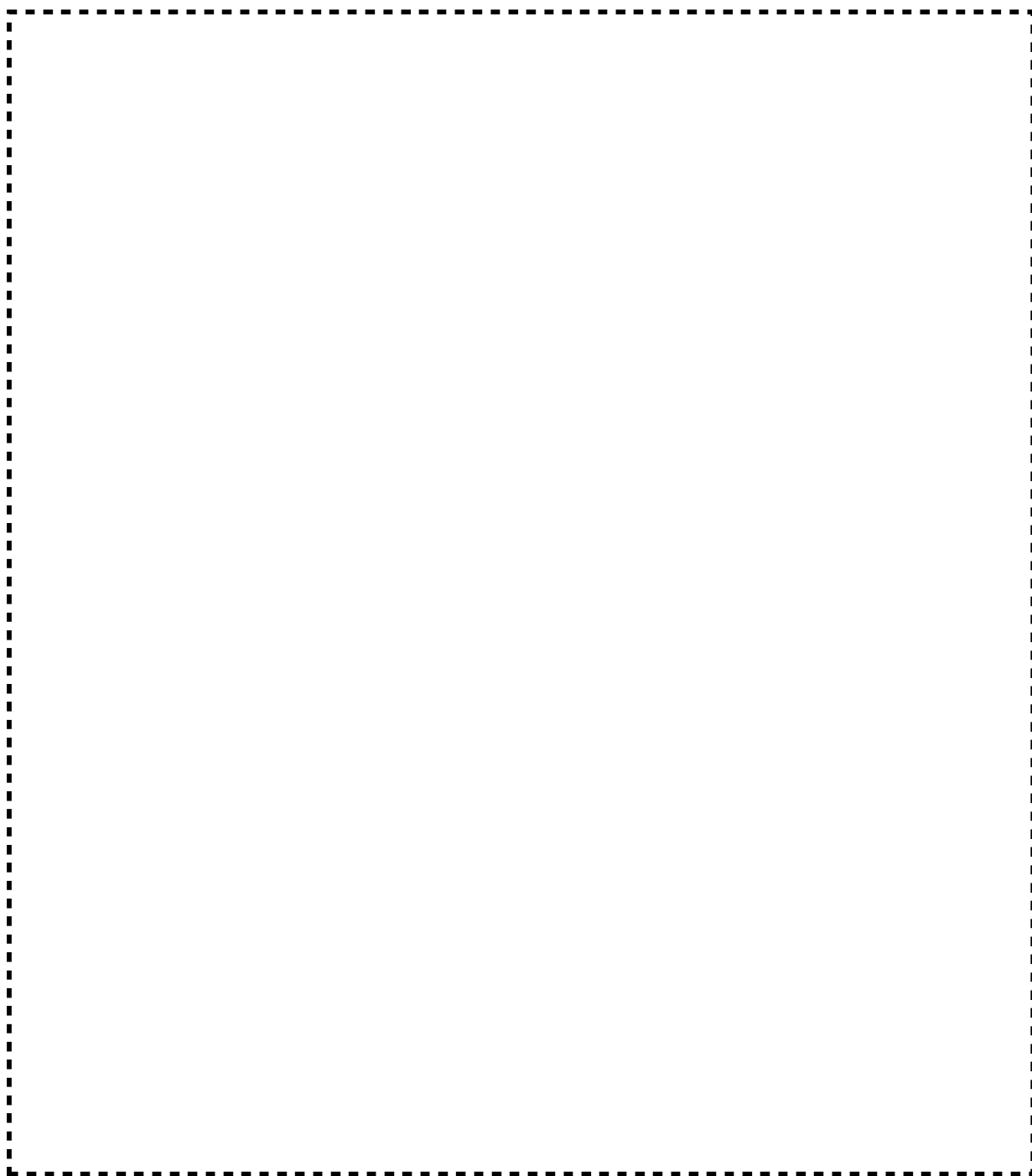
図ハ-2-1-1-1 (11) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (6A通り、7通り、8通り、9A通り)



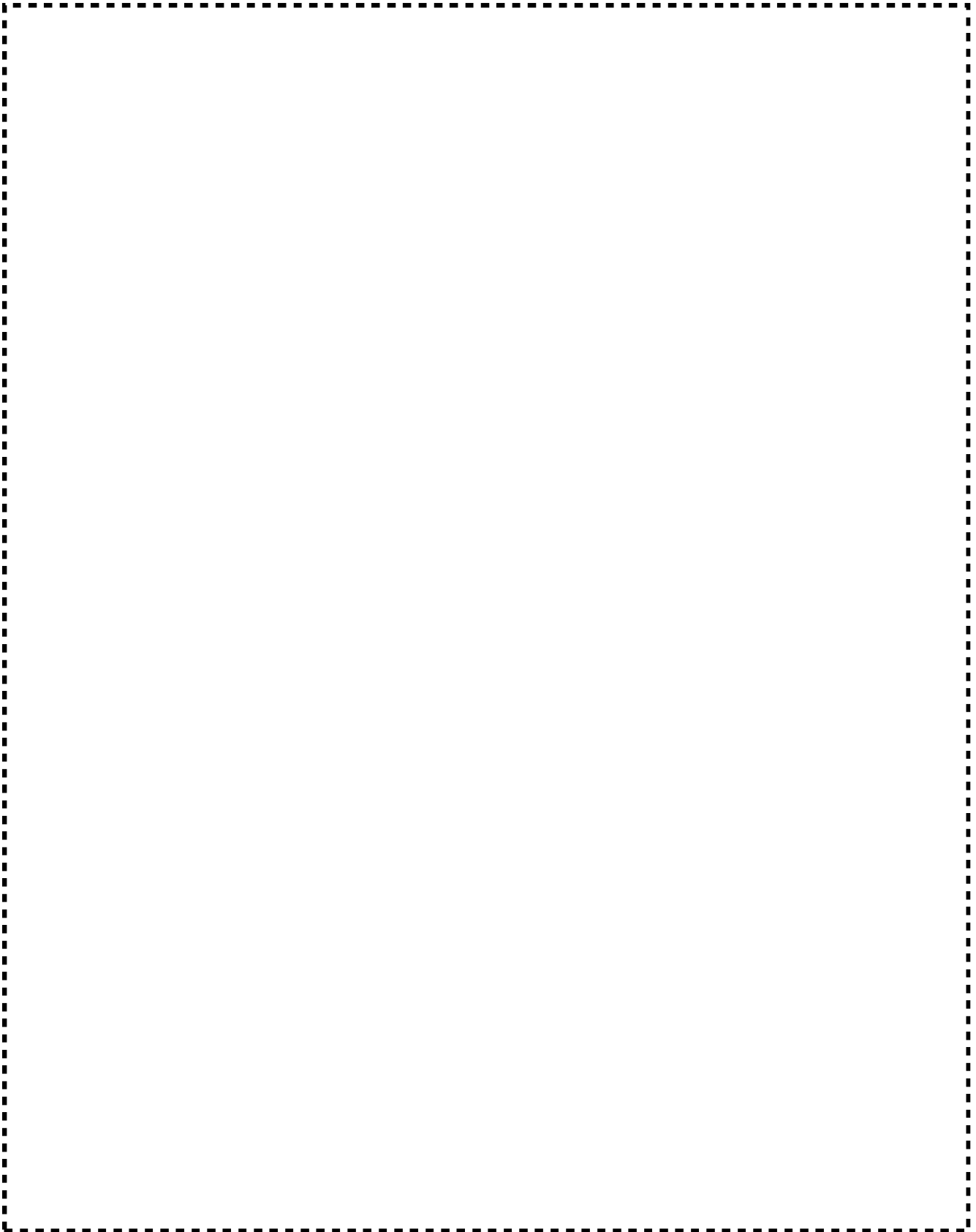
図ハ-2-1-1-1 (12) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (9C通り、10通り、11通り)



図ハ-2-1-1-2 (1) 第2加工棟 地盤改良(ぐり石コンクリート置換) 範囲図  
安全機能を有する施設の地盤

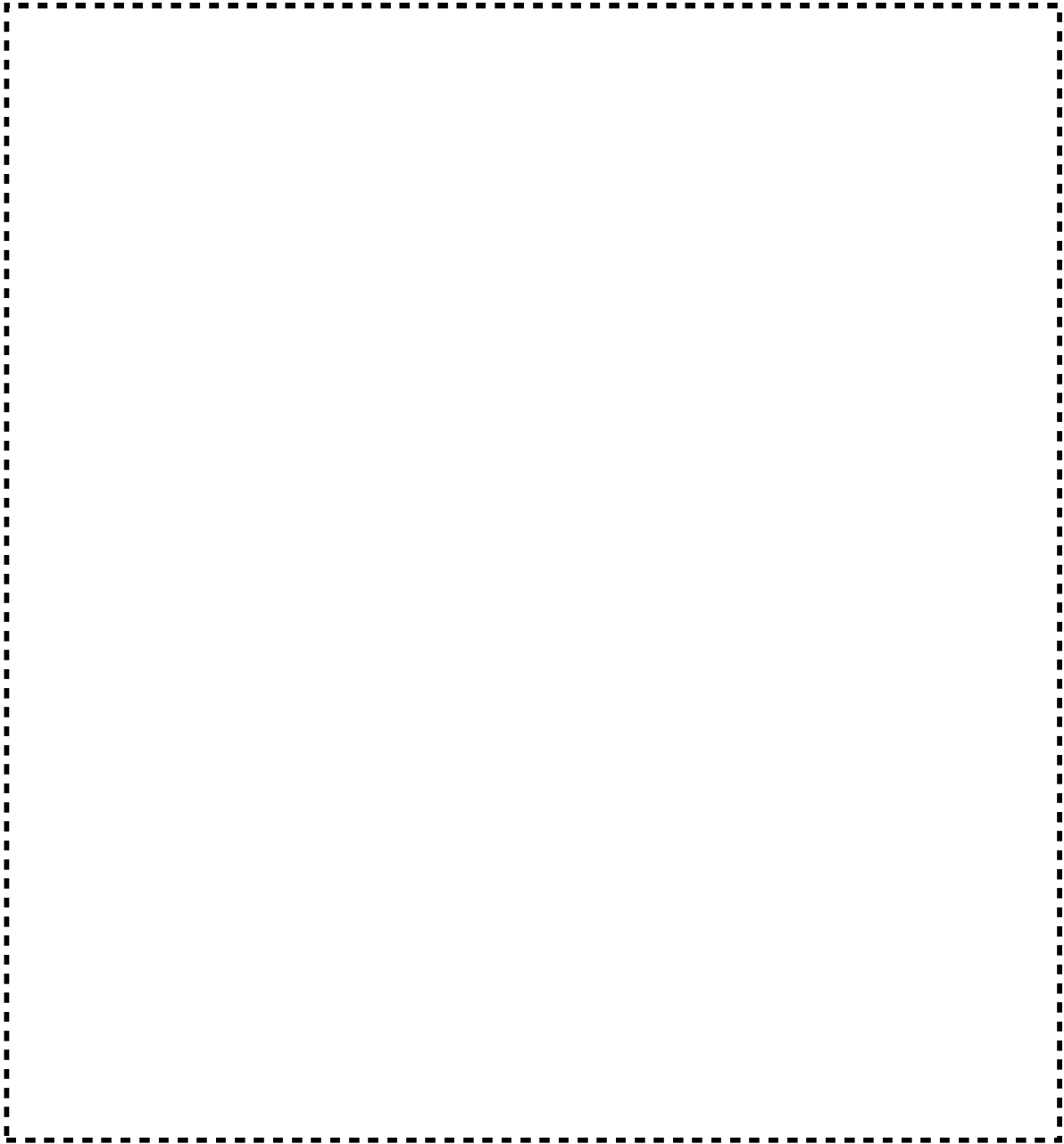


図ハ-2-1-1-2 (2) 第2加工棟 土質柱状図 (No. 2TD(⑤))  
安全機能を有する施設の地盤



図ハ-2-1-1-2 (3) 第2加工棟 土質柱状図 (No. 3P(⑥))  
安全機能を有する施設の地盤





図ハ-2-1-1-2(4) 第2加工棟 土質柱状図 (No. 1-1(2015))  
安全機能を有する施設の地盤



(単位：mm)

1 階平面図

- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00 (単位cm)

※ 遮蔽の改造工事に伴う開口部のRC閉止を耐震壁としても考慮する。  
※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。



図ハ-2-1-1-3 第2加工棟 工事概要図 (1階) 地震による損傷の防止

130



(単位：mm)

中 2 階平面図

-  改造耐震工事
-  既設耐震壁 W00(単位cm)

※ 遮蔽の改造工事に伴う開口部のRC閉止を耐震壁としても考慮する。  
※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-4 第2加工棟 工事概要図(中2階) 地震による損傷の防止



2階平面図

(単位：mm)

- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00(単位cm)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-5 第2加工棟 工事概要図 (2階) 地震による損傷の防止



(単位：mm)

3 階平面図

- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00 (単位 cm)



※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-6 第2加工棟 工事概要図 (3階) 地震による損傷の防止



4 階平面図

(単位：mm)

-  改造耐震工事
-  既設耐震壁 W00 (単位 cm)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-7 第2加工棟 工事概要図 (4階) 地震による損傷の防止



(単位：mm)

A 通り軸組図



- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00 (単位 cm)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-8 第2加工棟 工事概要図 (A通り軸組図) 地震による損傷の防止

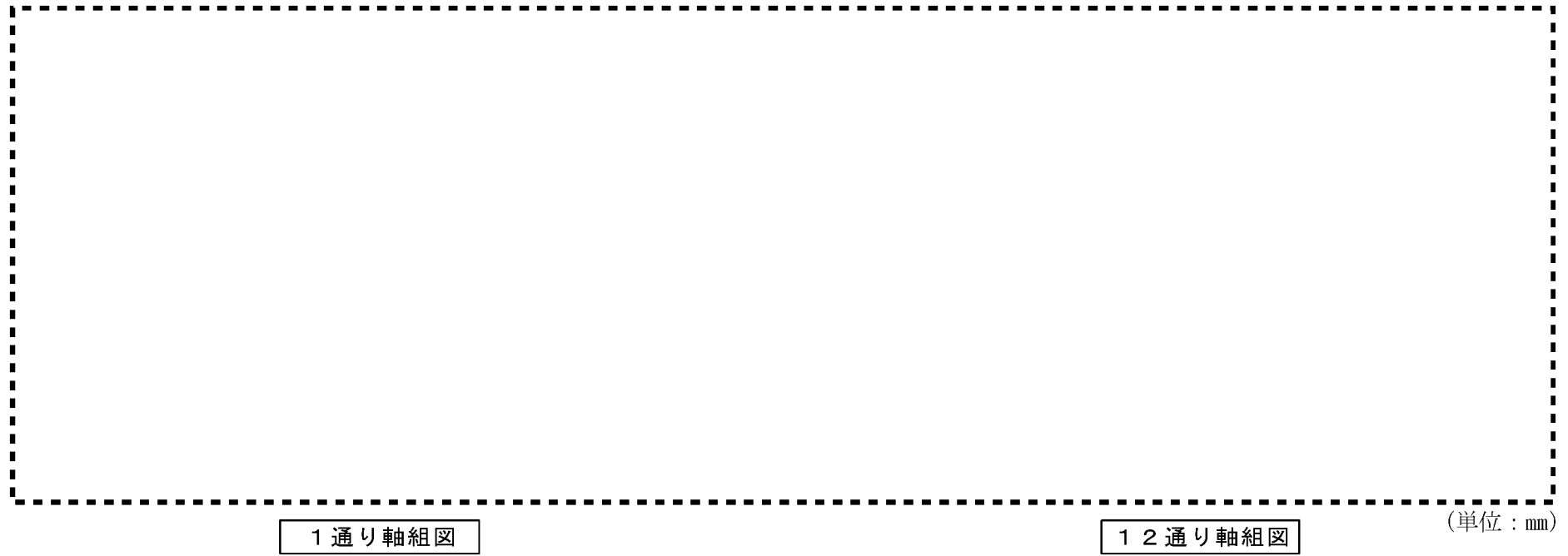


D通り軸組図

-  改造耐震工事
  -  既設耐震壁 W00 (単位cm)
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-9 第2加工棟 工事概要図 (D通り軸組図) 地震による損傷の防止





改造耐震工事 W00 (単位 cm)

既設耐震壁 W00 (単位 cm)

[W00+W00] は既設耐震壁+新設耐震壁を示す。(単位 cm)

※1 遮蔽の改造工事に伴う開口部のRC閉止を耐震壁としても考慮する。

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-10 第2加工棟 工事概要図 (1通り・12通り軸組図) 地震による損傷の防止



(単位：mm)

1 階平面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
  - 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
  - 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- F1 竜巻防護境界

図ハ-2-1-1-1 第2加工棟 工事概要図（1階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止



2 階平面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
  - 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
  - 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- F1 竜巻防護境界

図ハ-2-1-1-12 第2加工棟 工事概要図（2階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止



(単位：mm)

3階平面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
  - 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
  - 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- F1 竜巻防護境界

図ハ-2-1-1-13 第2加工棟 工事概要図（3階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止



4 階平面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
  - 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
  - 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- F1 竜巻防護境界

図ハ-2-1-1-14 第2加工棟 工事概要図（4階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止



(単位：mm)

南立面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
- 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
- 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

図ハ-2-1-1-15 第2加工棟 工事概要図（南立面）外部からの衝撃（竜巻・落雷）による損傷の防止

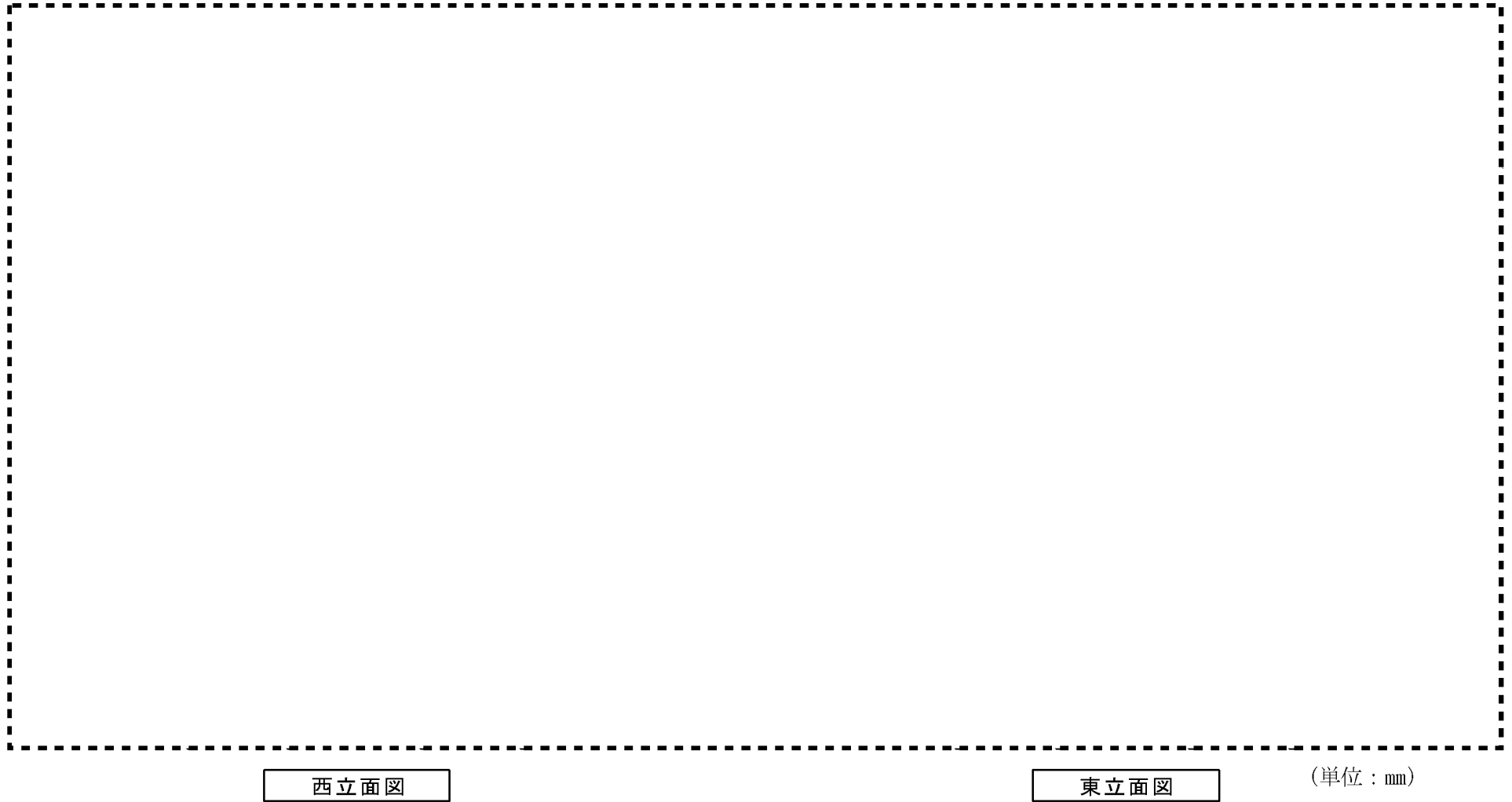


(単位：mm)

北立面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
- 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
- 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

図ハ-2-1-1-16 第2加工棟 工事概要図（北立面）外部からの衝撃（竜巻・落雷）による損傷の防止



■ □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事  
【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止  
【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

図ハ-2-1-1-17 第2加工棟 工事概要図（東西立面）外部からの衝撃（竜巻・落雷）による損傷の防止





1 階平面図

外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-18 第2加工棟 工事概要図（1階）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



中 2 階 平 面 図

外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-19 第2加工棟 工事概要図（中2階）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



(単位：mm)

2階平面図

外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-20 第2加工棟 工事概要図（2階）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



3 階平面図

- 外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事
- 竜巻対策共通部

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-21 第2加工棟 工事概要図（3階）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



(単位：mm)

南立面図

-  外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事
-  竜巻対策共通部

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-22 第2加工棟 工事概要図（南立面）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



西立面図

東立面図

(単位：mm)

外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-23 第2加工棟 工事概要図（東西立面）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止

150



(単位：mm)

4 階平面図

⇨ 屋上・屋根へのアクセスルート

既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-24 第2加工棟 工事概要図（4階）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止



(単位：mm)

R階平面図

⇨ 屋上・屋根へのアクセスルート  
既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-25 第2加工棟 工事概要図 (R階) 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止





南立面図

(単位：mm)

□ 既設鋼製梯子

既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-26 第2加工棟 工事概要図（南立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止



(単位：mm)

北立面図

□ 既設鋼製梯子  
既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-27 第2加工棟 工事概要図（北立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止



154

西立面図

東立面図

(単位：mm)

図ハ-2-1-1-27の ※◁A位置からの立面

□ 既設鋼製梯子

既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-28 第2加工棟 工事概要図（東西立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止



1 階平面図

- (単位：mm)
- 開口閉止部
  - ▨ 「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
  - 「外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
設工認工事後に [00] の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-29 第2加工棟 工事概要図 (1階) 遮蔽



(単位：mm)

中 2 階 平 面 図

- 開口閉止部
- ▨ 「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)  
設工認工事後に[00]の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-30 第2加工棟 工事概要図(中2階) 遮蔽



2階平面図

(単位：mm)

- ▨ 「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- 「外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)  
設工認工事後に[00]の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-31 第2加工棟 工事概要図(2階) 遮蔽



(単位：mm)

3 階平面図

- ▨ 「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- 「外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
設工認工事後に [00] の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-32 第2加工棟 工事概要図 (3階) 遮蔽



(単位：mm)

4 階平面図

「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に  
遮蔽能力を考慮する。

[00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)

設工認工事後に [00] の壁厚を満たす。

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-33 第2加工棟 工事概要図 (4階) 遮蔽





(単位：mm)

南立面図

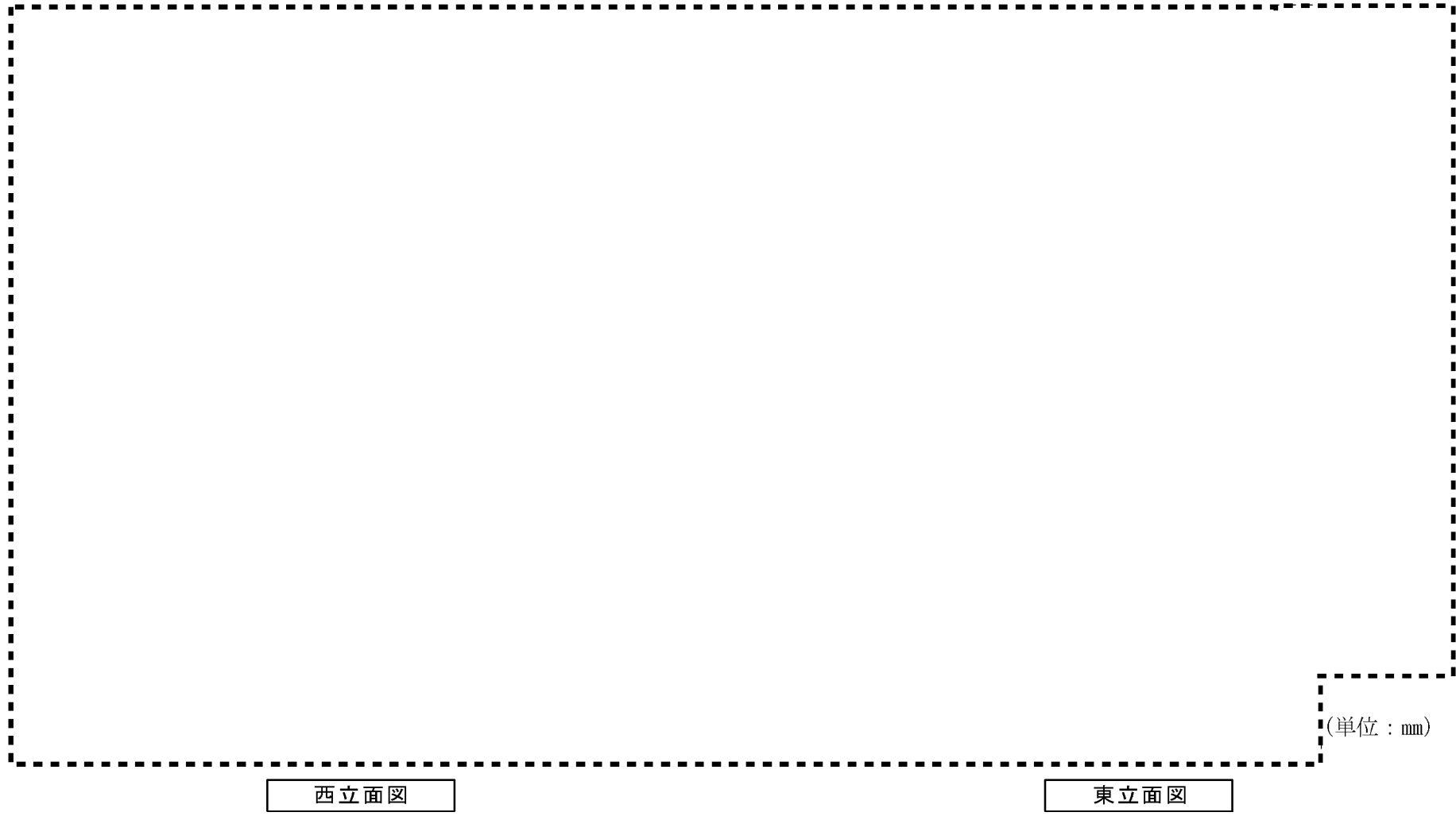
「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に  
遮蔽能力を考慮する。

[00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)

設工認工事後に [00] の壁厚を満たす。

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-34 第2加工棟 工事概要図(南立面) 遮蔽



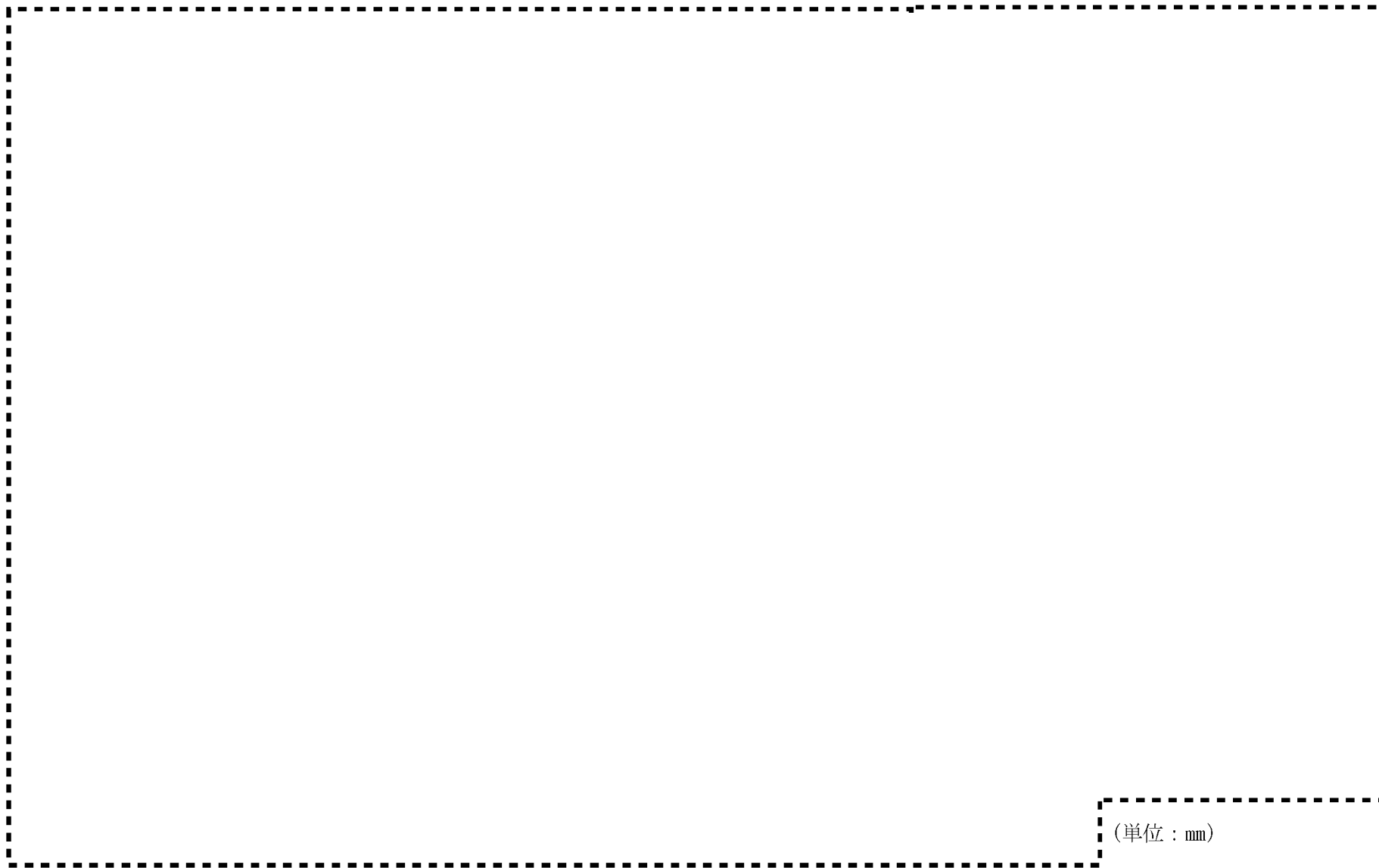
西立面図

東立面図

(単位：mm)

- 開口閉止部
- ▨ 「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- 「外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)
- 設工認工事後に[00]の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-35 第2加工棟 工事概要図(東西立面) 遮蔽









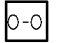





4-5 通り間断面図

図ハ-2-1-1-36 第2加工棟 工事概要図(断面図) 遮蔽



(単位：mm)












1階平面図

- |   |  |  |
|---|--|--|
|  火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト)   |  火災区域の壁面貫通部を示す。(配線)   |  火災区域・火災区画境界          |
|  火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト) |  火災区域の床面貫通部を示す。(配線) |  火災源のある区画を示す。        |
|  既設防火板を示す。         |  防護対象設備のある区画を示す。  |  改造建具(特定防火設備)を示す。   |
|   |  |  既設建具(特定防火設備)を示す。   |
|   |  |  火災区域の壁面貫通部を示す。(配管) |
|   |  |  火災区域の床面貫通部を示す。(配管) |

図ハ-2-1-1-37 第2加工棟 工事概要図(1階) 火災による損傷の防止



中 2 階平面図

- |   |                     |   |                    |   |                    |
|---|---------------------|---|--------------------|---|--------------------|
|  | 火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト) |  | 火災区域の壁面貫通部を示す。(配線) |    | 火災区域・火災区画境界        |
|  | 火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト) |  | 火災区域の床面貫通部を示す。(配線) |   | 火災源のある区画を示す。       |
|   |                     |   |                    |  | 防護対象設備のある区画を示す。    |
|   |                     |   |                    |  | 改造建具(特定防火設備)を示す。   |
|   |                     |   |                    |  | 既設建具(特定防火設備)を示す。   |
|   |                     |   |                    |  | 火災区域の壁面貫通部を示す。(配管) |
|   |                     |   |                    |  | 火災区域の床面貫通部を示す。(配管) |

図ハ-2-1-1-38 第2加工棟 工事概要図(中2階) 火災による損傷の防止



(単位：mm)

2階平面図













- 火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト)
- 火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト)
- 火災区域の壁面貫通部を示す。(配線)
- 火災区域の床面貫通部を示す。(配線)
- 火災区域・火災区画境界
- 火災区画
- 火災区域(床閉止)
- 火災源のある区画を示す。
- 防護対象設備のある区画を示す。
- 既設建具(特定防火設備)を示す。
- 新設防火板を示す。
- 既設防火板を示す。
- 改造建具(特定防火設備)を示す。
- 改造建具(防火性能追加)を示す。
- 火災区域の壁面貫通部を示す。(配管)
- 火災区域の床面貫通部を示す。(配管)

図ハ-2-1-1-39 第2加工棟 工事概要図(2階) 火災による損傷の防止



(単位：mm)

3階平面図







-  火災区域・火災区画境界
-  火災区画
-  火災源のある区画を示す。
-  防護対象設備のある区画を示す。
-  改造建具（特定防火設備）を示す。
-  既設建具（特定防火設備）を示す。
-  火災区域の壁面貫通部を示す。（ダクト）
-  火災区域の壁面貫通部を示す。（配線）
-  火災区域の壁面貫通部を示す。（配管）
-  火災区域の床面貫通部を示す。（ダクト）
-  火災区域の床面貫通部を示す。（配線）
-  火災区域の床面貫通部を示す。（配管）






図ハ-2-1-1-40 第2加工棟 工事概要図（3階）火災による損傷の防止



(単位：mm)

4 階平面図

- |   |                     |   |                    |   |                    |
|---|---------------------|---|--------------------|---|--------------------|
|  | 火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト) |  | 火災区域の壁面貫通部を示す。(配線) |  | 火災区域の壁面貫通部を示す。(配管) |
|  | 火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト) |  | 火災区域の床面貫通部を示す。(配線) |  | 火災区域の床面貫通部を示す。(配管) |

-  火災区域・火災区画境界
-  火災源のある区画を示す。
-  防護対象設備のある区画を示す。
-  改造建具(特定防火設備)を示す。
-  既設建具(特定防火設備)を示す。

図ハ-2-1-1-41 第2加工棟 工事概要図(4階) 火災による損傷の防止





南立面図

(単位：mm)

図ハ-2-1-1-42 第2加工棟 工事概要図（南立面）火災による損傷の防止

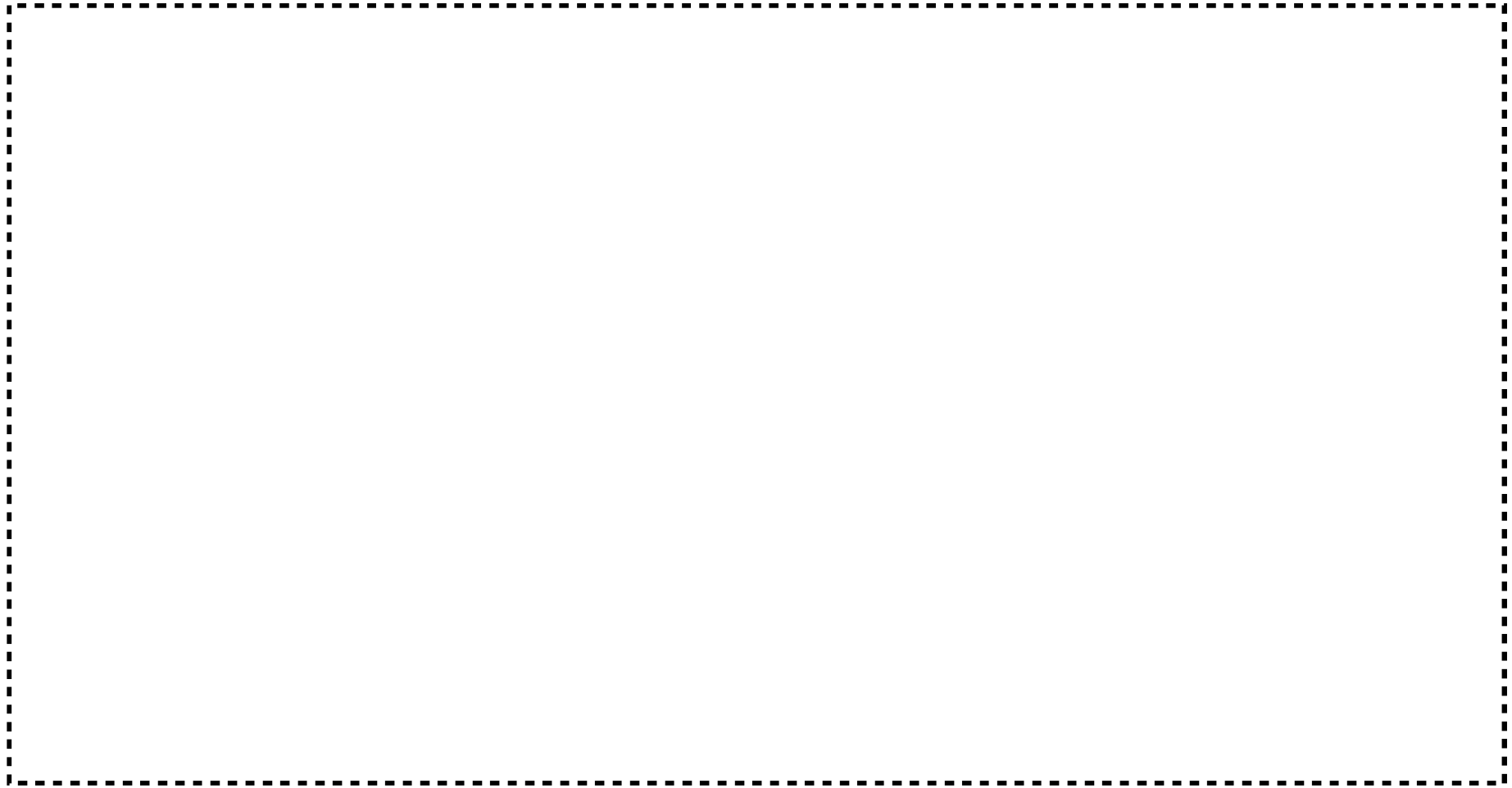


北立面図

(単位：mm)

図ハ-2-1-1-43 第2加工棟 工事概要図（北立面）火災による損傷の防止

170



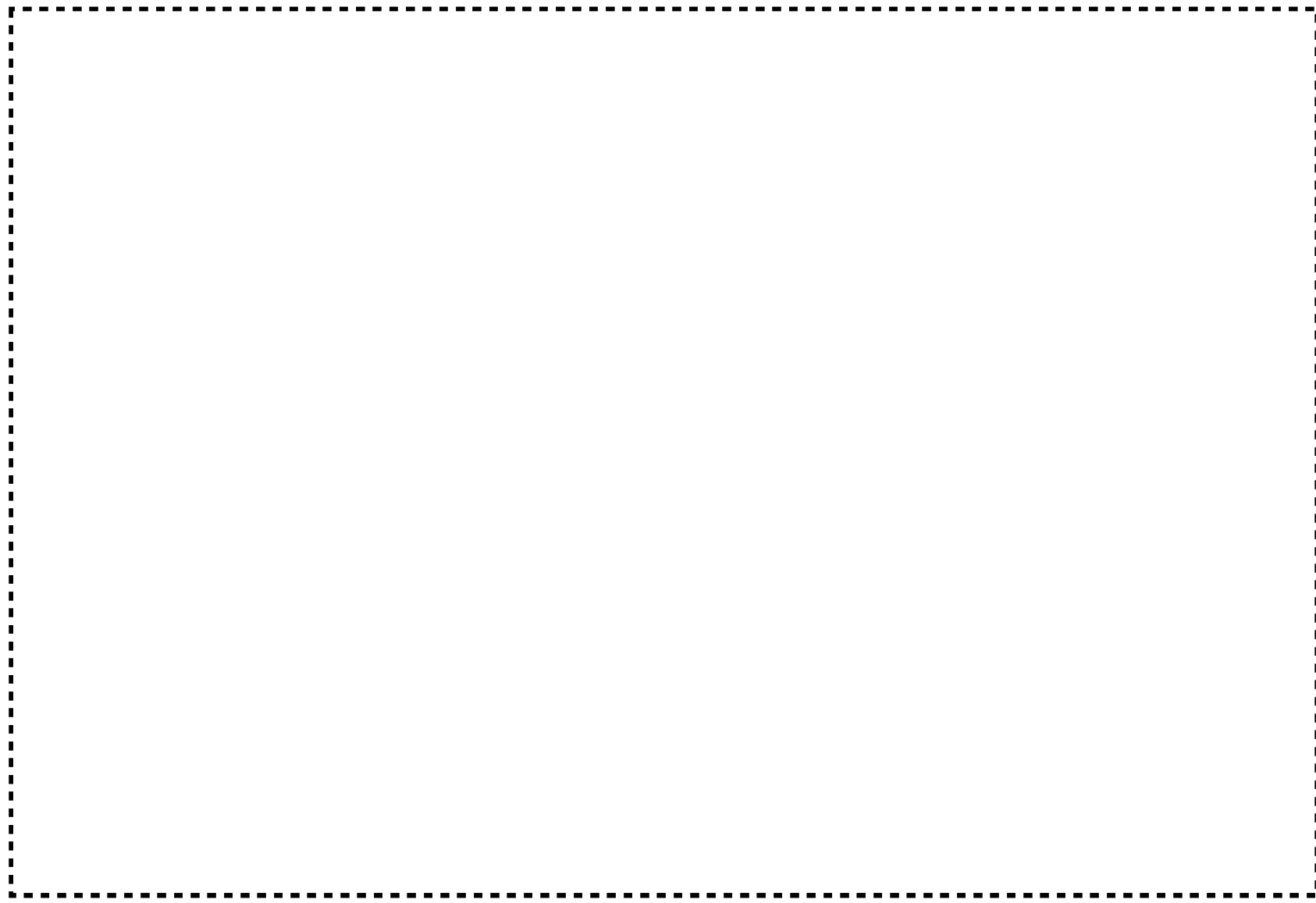
西立面図

東立面図

□ 改造建具を示す。

(単位：mm)

図ハ-2-1-1-44 第2加工棟 工事概要図（東西立面）火災による損傷の防止

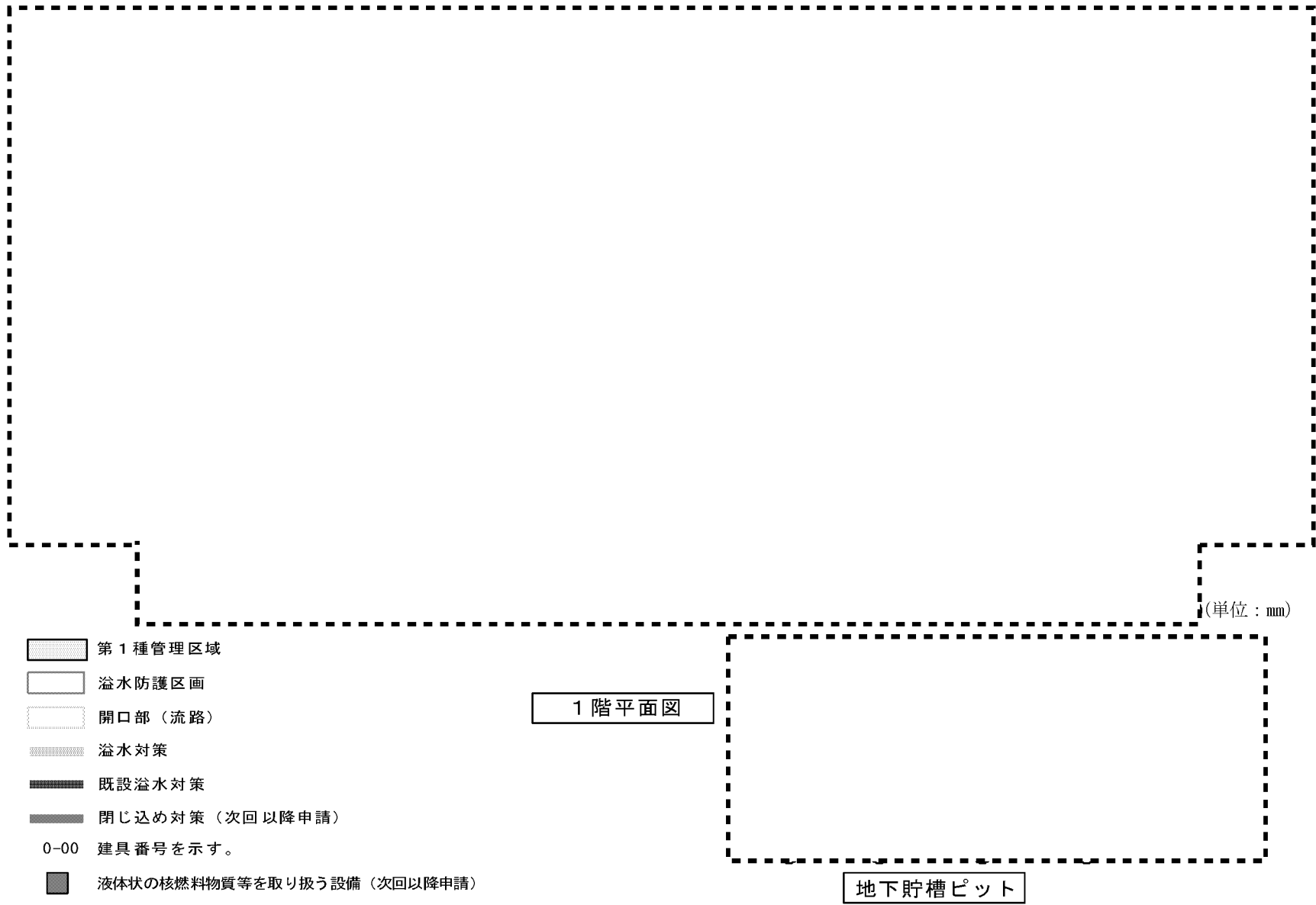


4 通り断面図

火災区域

(単位 : mm)

図ハ-2-1-1-45 第2加工棟 工事概要図 (断面図) 火災による損傷の防止






図ハ-2-1-1-46 第2加工棟 工事概要図 (1階) 溢水による損傷の防止



(単位：mm)

中 2 階平面図

-  第 1 種管理区域
-  溢水防護区画
-  開口部（流路）



下階への床面貫通部を示す。（ダクト）

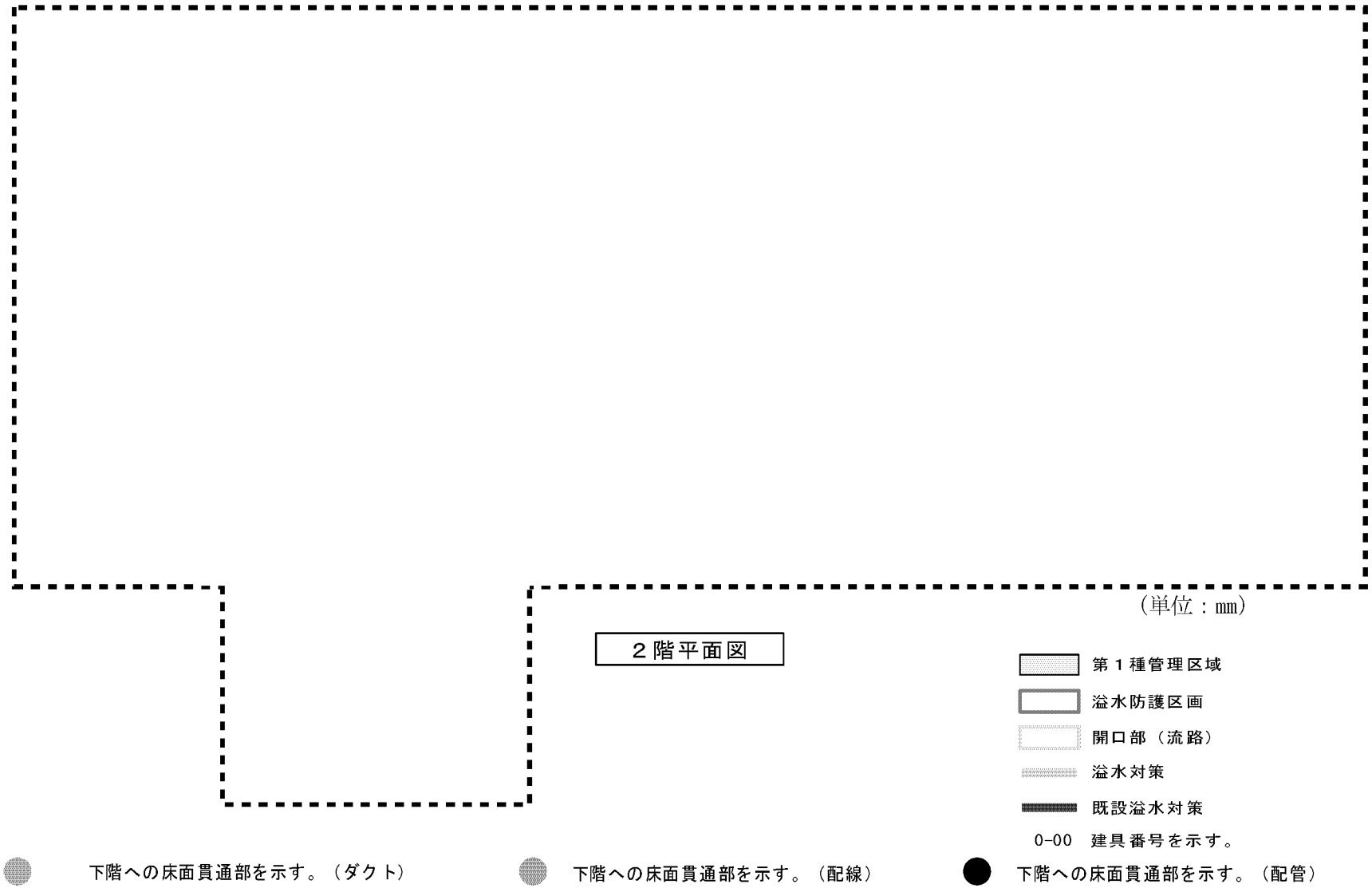


下階への床面貫通部を示す。（配線）



下階への床面貫通部を示す。（配管）



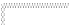




図ハ-2-1-1-47 第2加工棟 工事概要図（中2階）溢水による損傷の防止






図ハ-2-1-1-48 第2加工棟 工事概要図 (2階) 溢水による損傷の防止



3 階平面図

-  第 1 種管理区域
-  溢水防護区画
-  開口部（流路）
-  溢水対策
-  既設溢水対策
-  閉じ込め対策（次回以降申請）
- 0-00 建具番号を示す。
-  液体状の核燃料物質等を取り扱う設備（次回以降申請）

-  下階への床面貫通部を示す。（ダクト）
-  下階への床面貫通部を示す。（配線）
-  下階への床面貫通部を示す。（配管）

図ハ-2-1-1-49 第2加工棟 工事概要図（3階）溢水による損傷の防止







(単位：mm)


4 階平面図


 溢水防護区画


 溢水対策

 既設溢水対策

0-00 建具番号を示す。

 下階への床面貫通部を示す。(ダクト)

 下階への床面貫通部を示す。(配線)

 下階への床面貫通部を示す。(配管)



(単位：mm)

南立面図

- ▨ 溢水対策
- 既設溢水対策
- 0-00 建具番号を示す。

図ハ-2-1-1-51 第2加工棟 工事概要図（南立面） 溢水による損傷の防止



北立面図

(単位：mm)

- ▨ 溢水対策
- 既設溢水対策
- 0-00 建具番号を示す。

図ハ-2-1-1-52 第2加工棟 工事概要図（北立面） 溢水による損傷の防止

179



図ハ-2-1-1-53 第2加工棟 工事概要図（東西立面） 溢水による損傷の防止

180



(単位：mm)

1 階平面図

----- 侵入防止境界

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-54 第2加工棟 工事概要図（1階）人の不法な侵入の防止

181



(単位：mm)

中 2 階 平 面 図

----- 侵入防止境界

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-55 第2加工棟 工事概要図（中2階）人の不法な侵入の防止



(単位：mm)

2 階平面図

----- 侵入防止境界

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

183



(単位：mm)

3 階平面図

----- 侵入防止境界

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-57 第2加工棟 工事概要図（3階）人の不法な侵入の防止





(単位：mm)

4 階平面図

- 侵入防止境界
- ※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。
- ※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-58 第2加工棟 工事概要図（4階）人の不法な侵入の防止



(単位：mm)

南立面図

- ：改造扉を示す。
- ※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。
- ※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-59 第2加工棟 工事概要図（南立面）人の不法な侵入の防止



(単位：mm)

北立面図

□：改造扉を示す。

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-60 第2加工棟 工事概要図（北立面）人の不法な侵入の防止



西立面図

東立面図

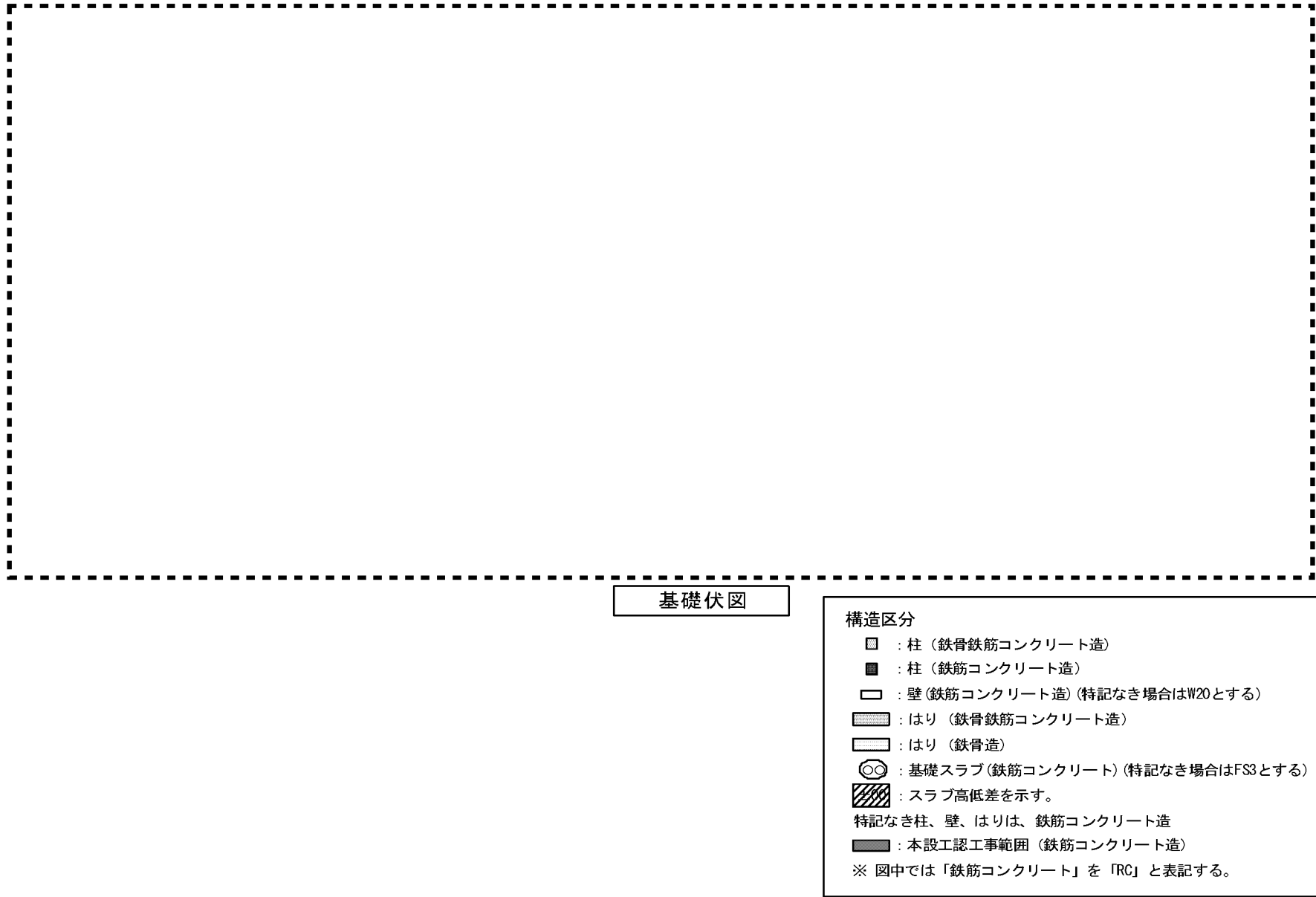
(単位：mm)

□：改造扉を示す。

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-61 第2加工棟 工事概要図（東西立面）人の不法な侵入の防止



図ハ-2-1-2-1 第2加工棟 基礎伏図兼構造区分図



1階はり伏図

構造区分

- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS6とする)
- ▨ : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

- : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)








※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-2 第2加工棟 1階はり伏図兼構造区分図




中2階はり伏図

## 構造区分

-  : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : 柱 (鉄筋コンクリート造)
-  : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
-  : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨造)
-  : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS6とする)
-  : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

 : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-3 第2加工棟 中2階はり伏図兼構造区分図



2階はり伏図

## 構造区分

- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS5とする)
- ±00 : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

■ : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造、一部ALC)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-4 第2加工棟 2階はり伏図兼構造区分図





3階はり伏図

**構造区分**

- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- ▨ : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- ▨ : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS5とする)
- ▨ : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

■ : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-5 第2加工棟 3階はり伏図兼構造区分図



4階はり伏図

構造区分

- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- ▨ : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- ▨ : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS6とする)
- ±00 : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

■ : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-6 第2加工棟 4階はり伏図兼構造区分図



R階伏図

**構造区分**

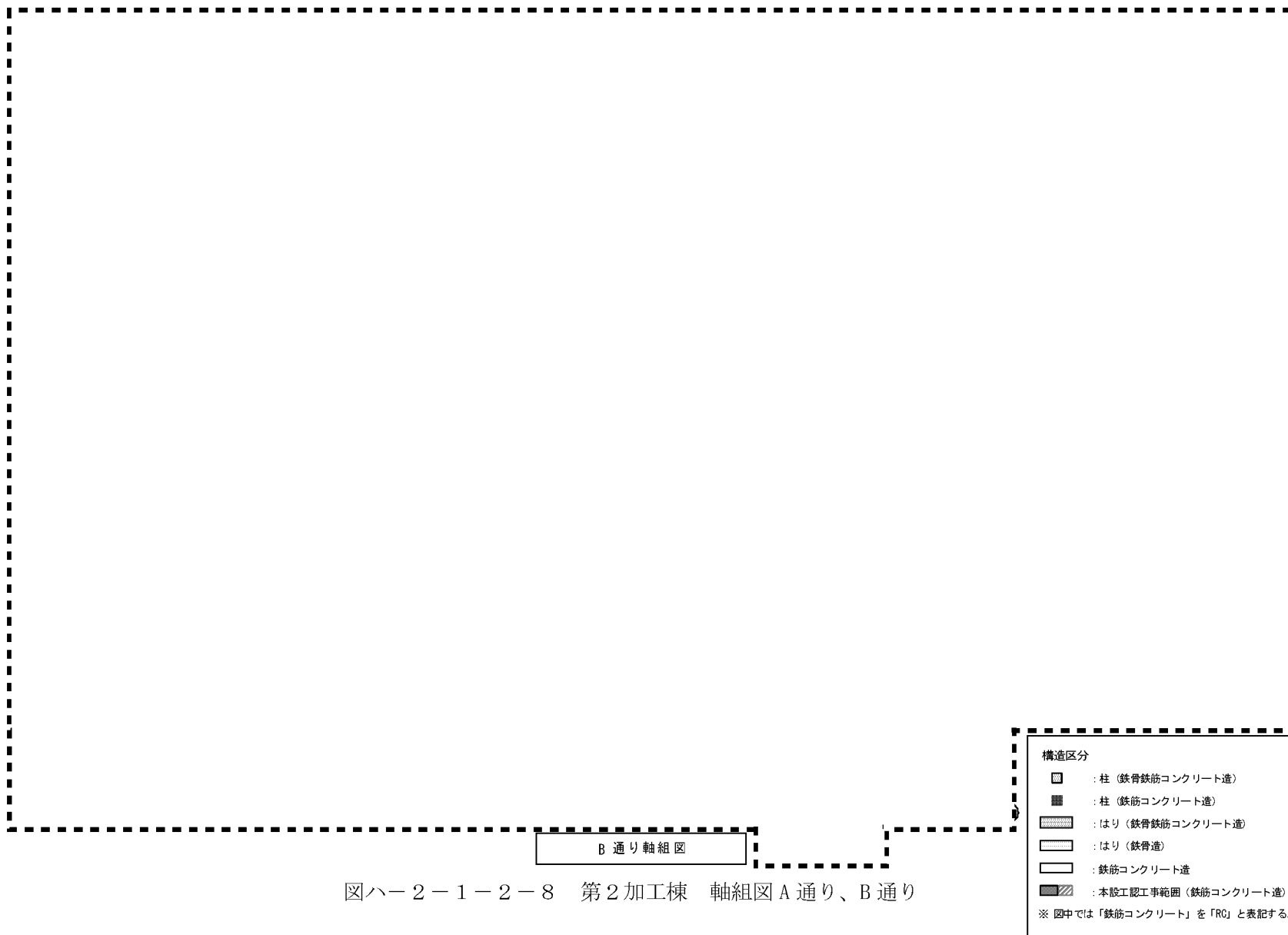
- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS6とする)
- : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

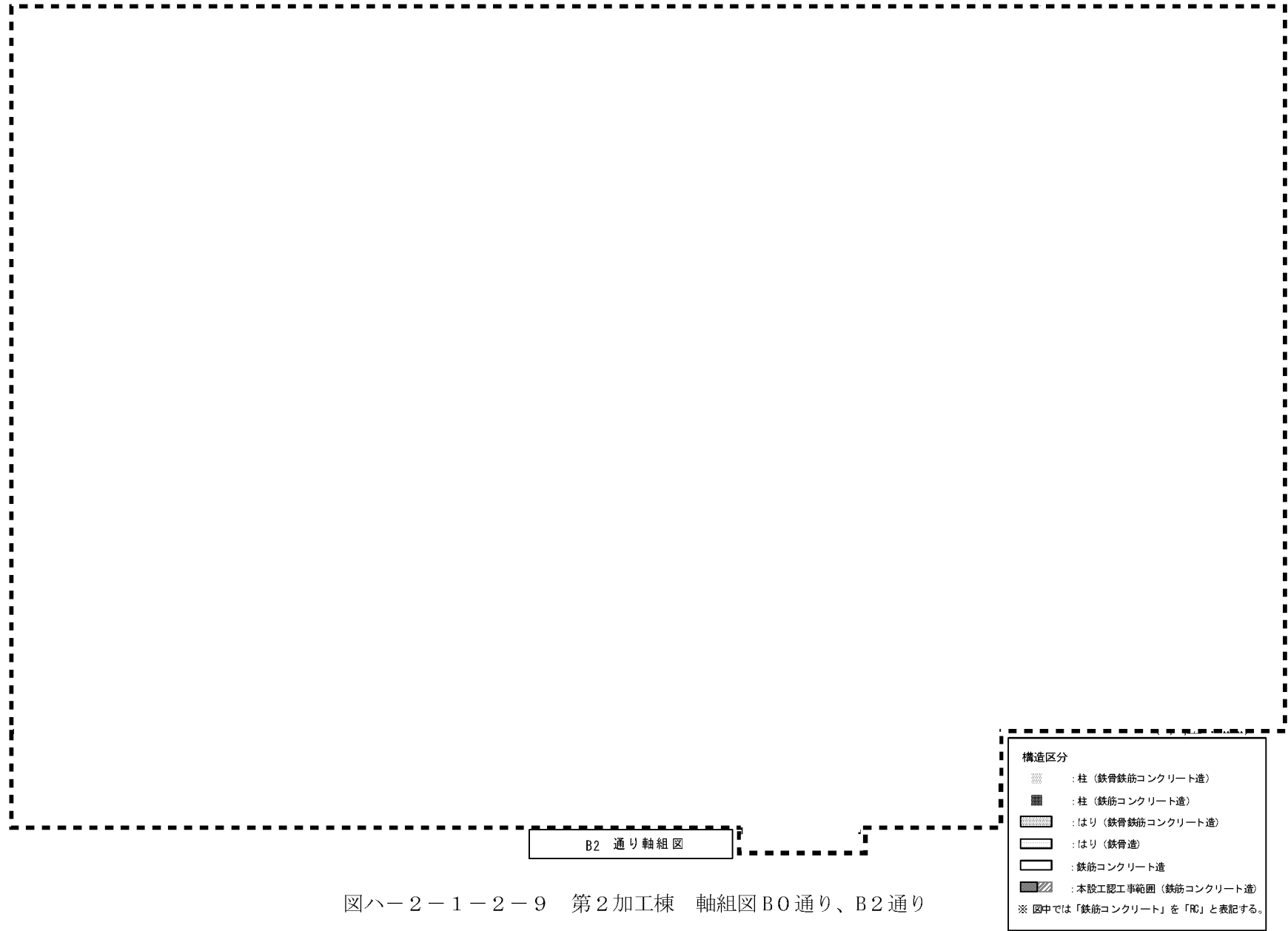
: 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-7 第2加工棟 R階伏図兼構造区分図

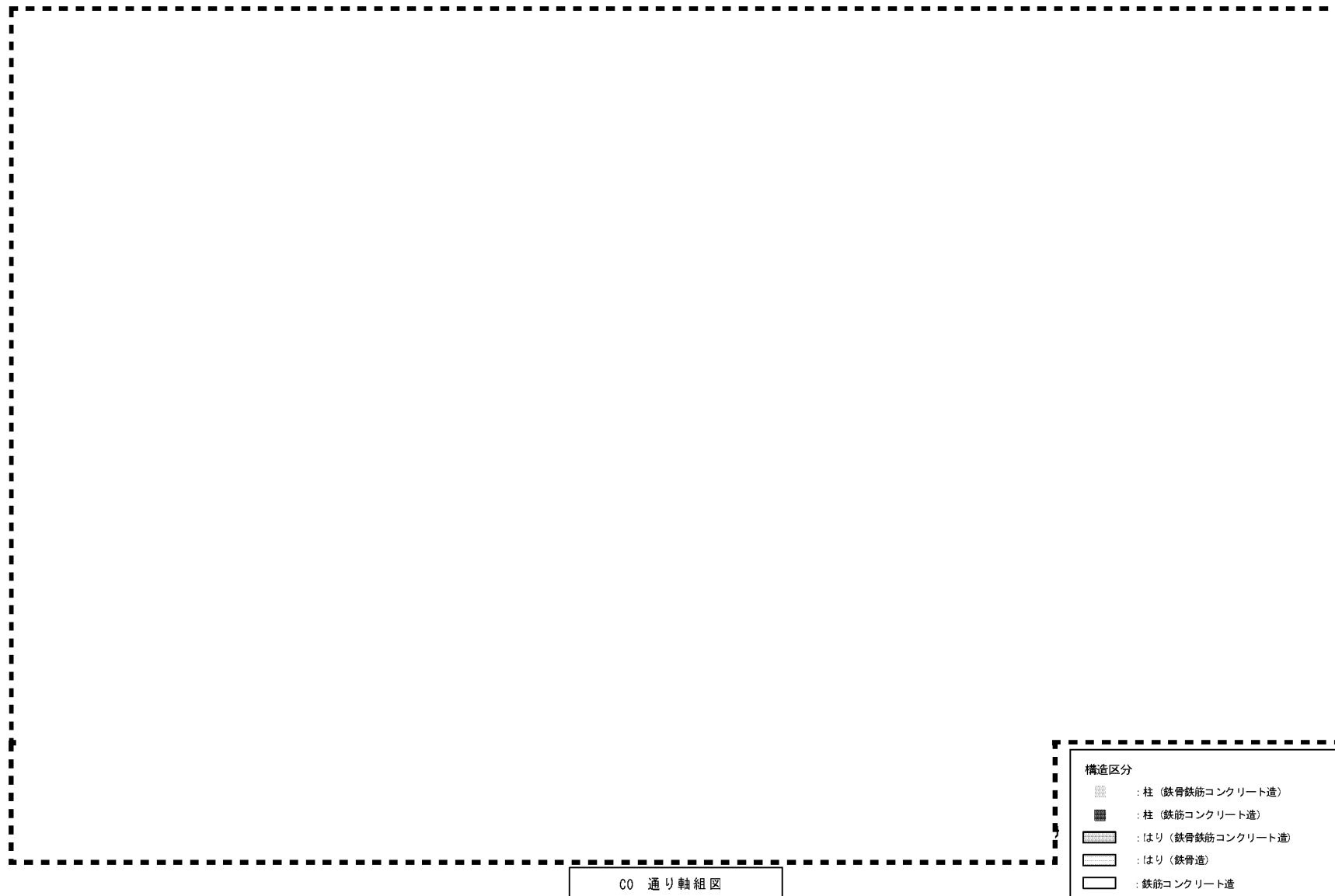


図ハ-2-1-2-8 第2加工棟 軸組図A通り、B通り









B2 通り軸組図

図ハ-2-1-2-9 第2加工棟 軸組図B0通り、B2通り

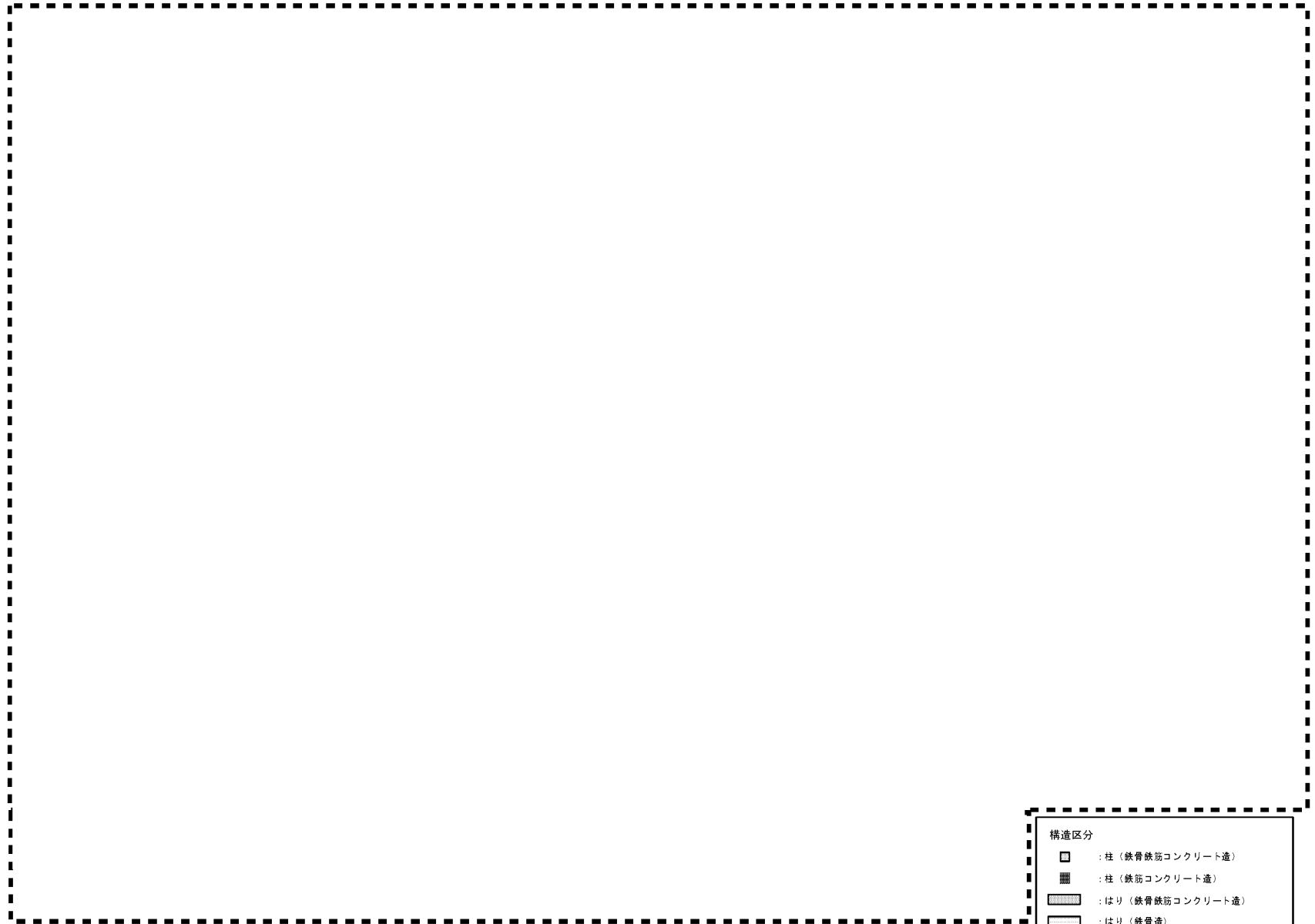


**構造区分**

-  : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : 柱 (鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨造)
-  : 鉄筋コンクリート造
-  : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-10 第2加工棟 軸組図 B3 通り、C0 通り



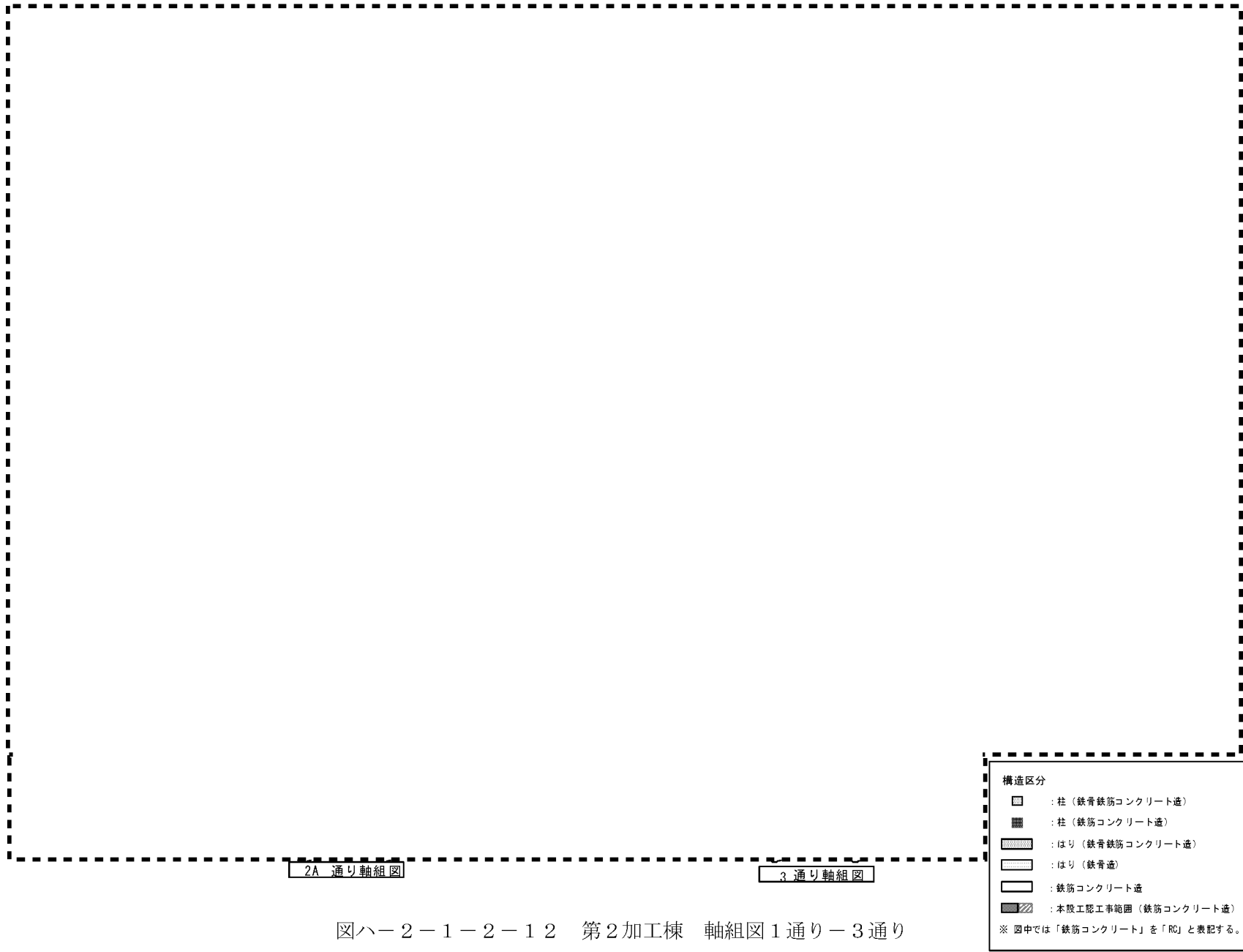
D 通り軸組図

構造区分

- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨造)
- : 鉄筋コンクリート造
- : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

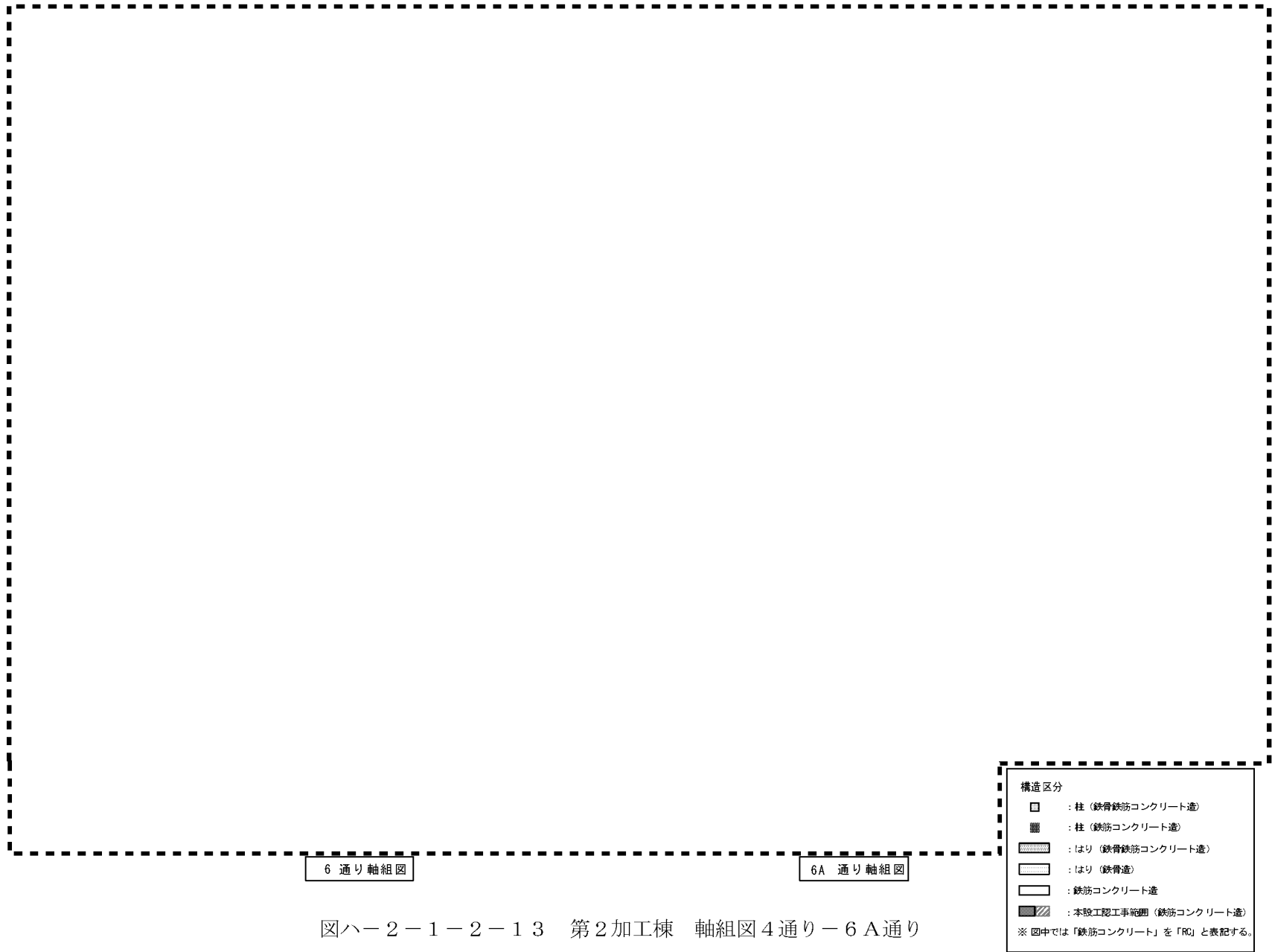
※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-11 第2加工棟 軸組図C通り、D通り

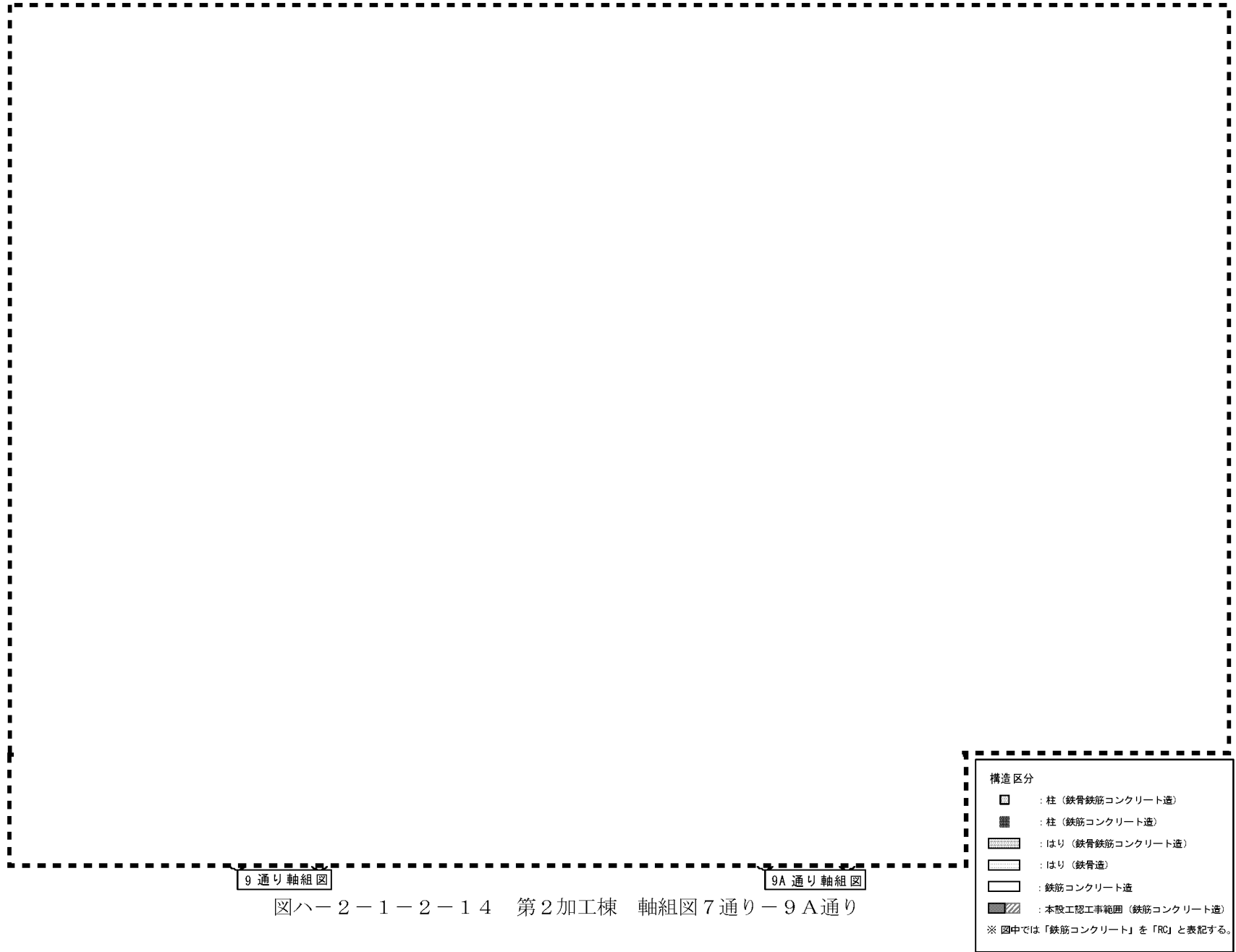


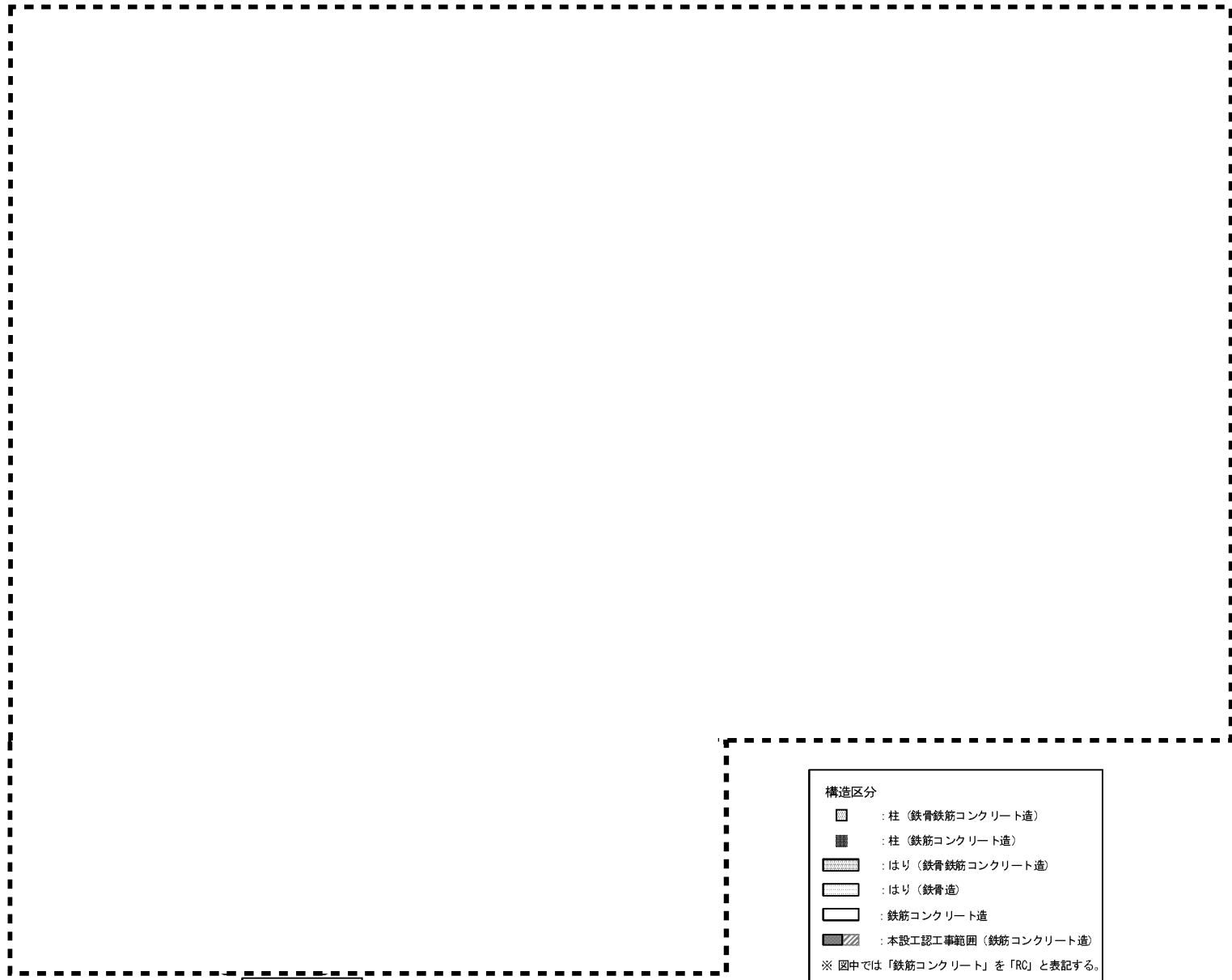
図ハ-2-1-2-12 第2加工棟 軸組図1通り-3通り











図ハ-2-1-2-13 第2加工棟 軸組図4通り-6A通り





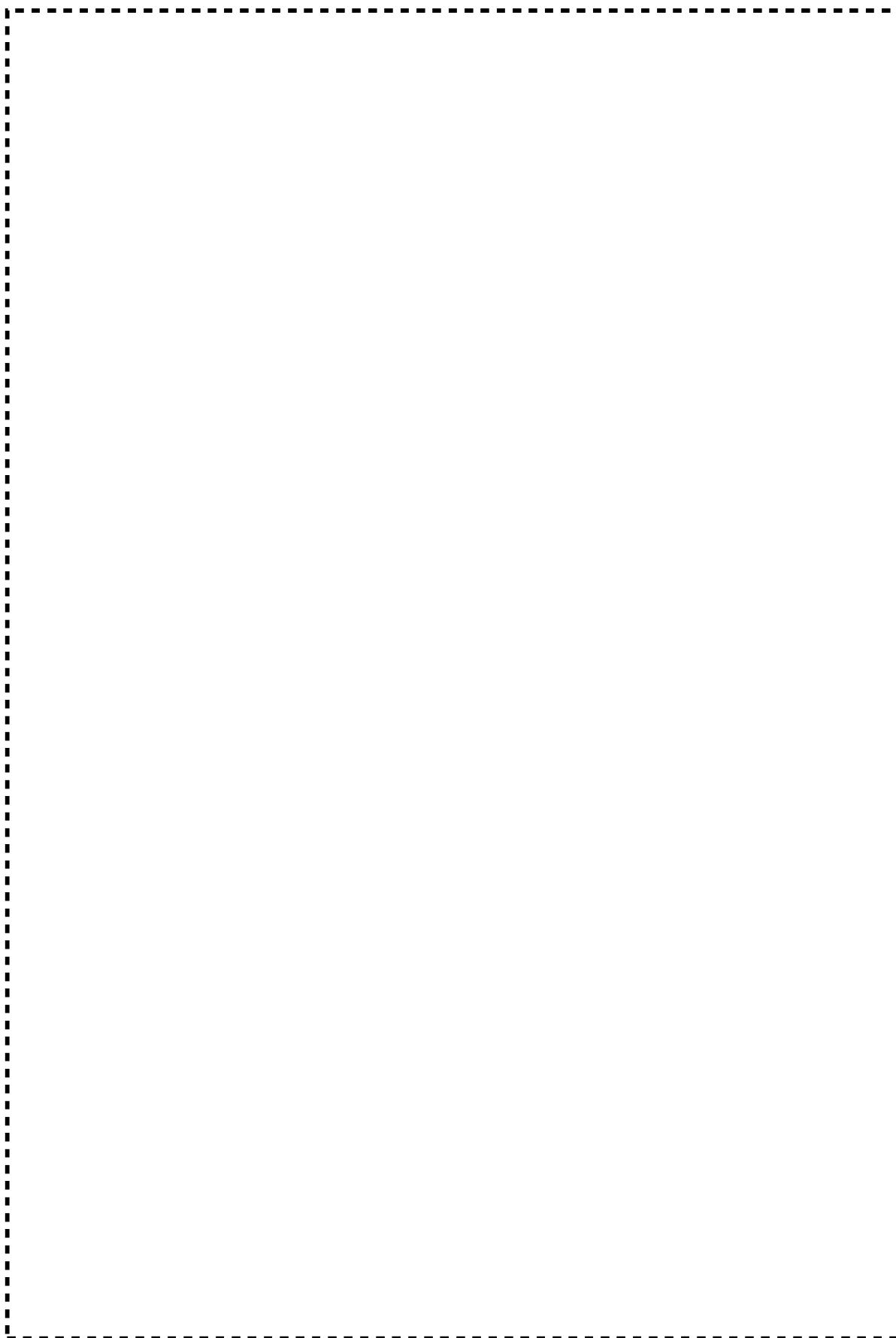
12 通り軸組図

構造区分

-  : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : 柱 (鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨造)
-  : 鉄筋コンクリート造
-  : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

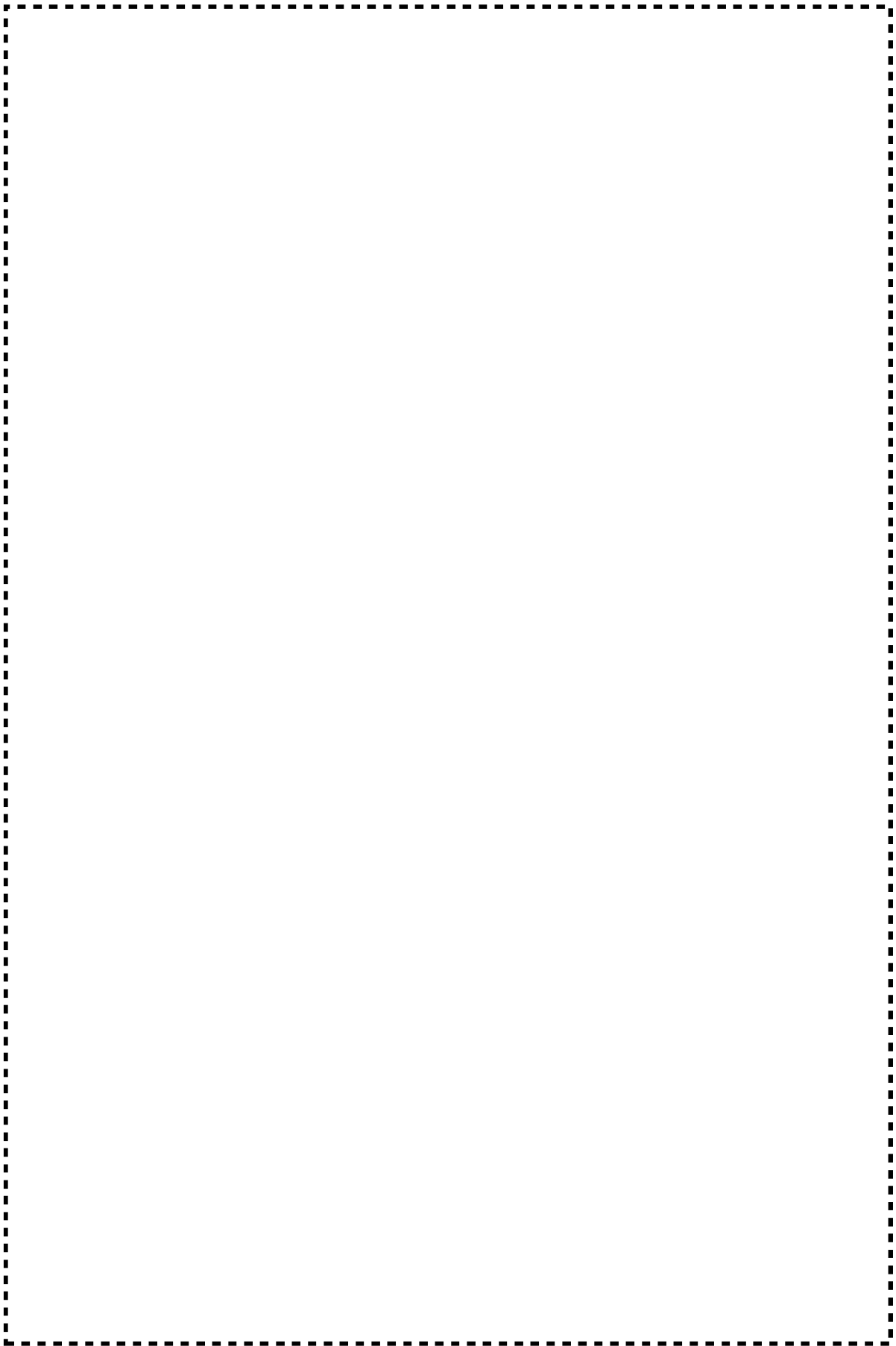
※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-15 第2加工棟 軸組図10通り-12通り



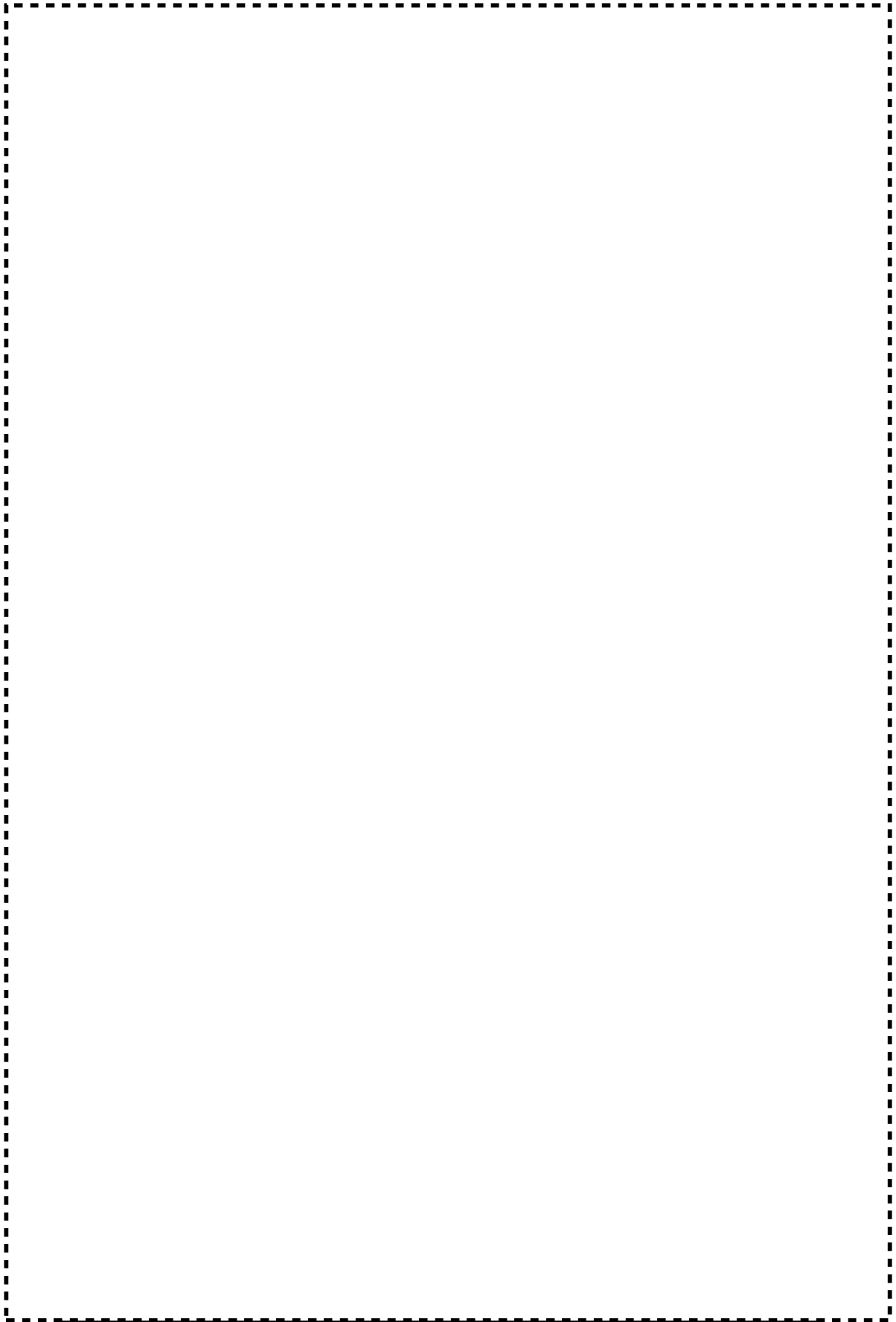
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-16 第2加工棟 既設部材リスト基礎1



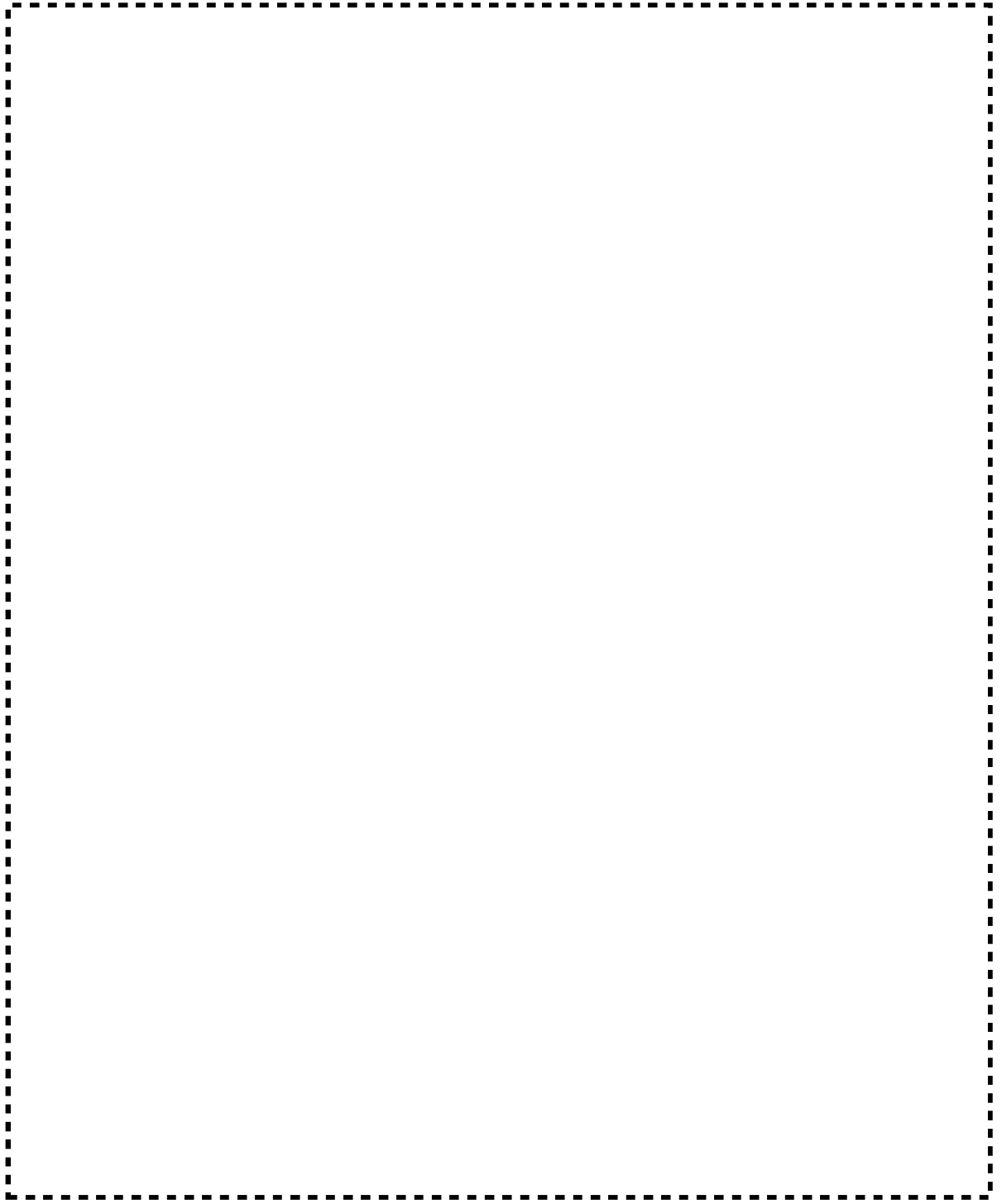
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-17 第2加工棟 既設部材リスト基礎2



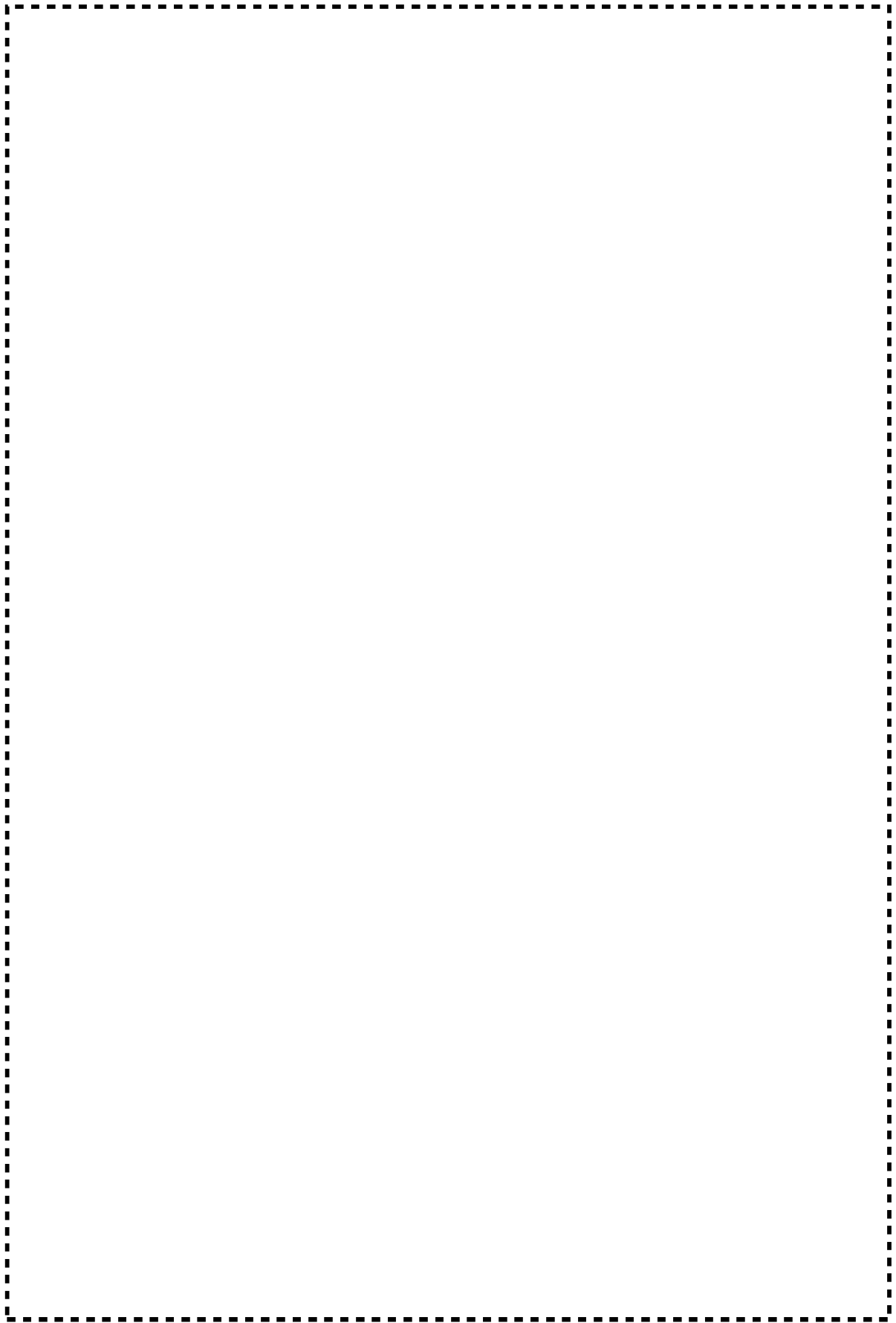
(単位 : mm)

図ハ-2-1-2-18 第2加工棟 既設部材リスト柱1



(単位 : mm)

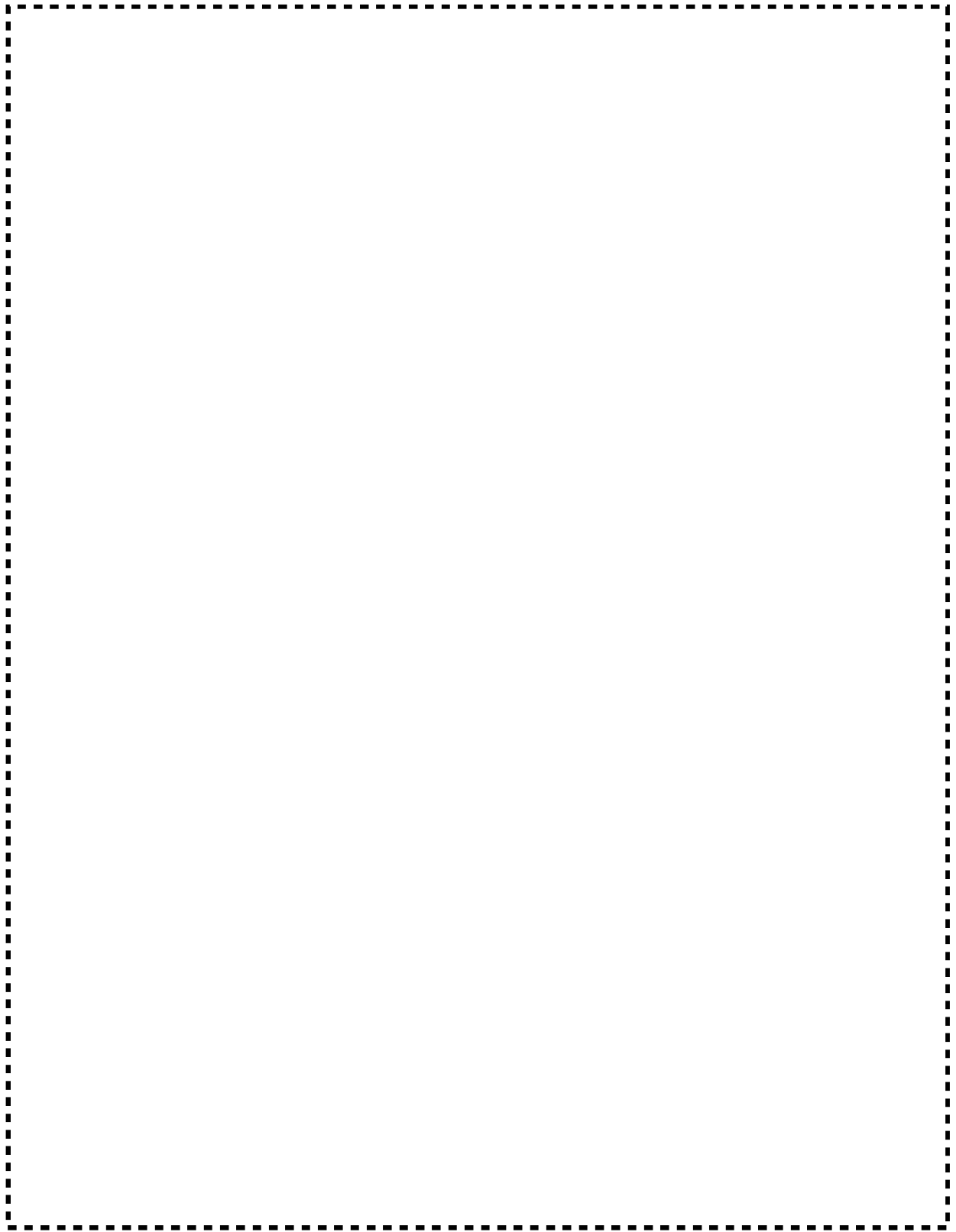
図ハ-2-1-2-19 第2加工棟 既設部材リスト柱2



(単位：mm)

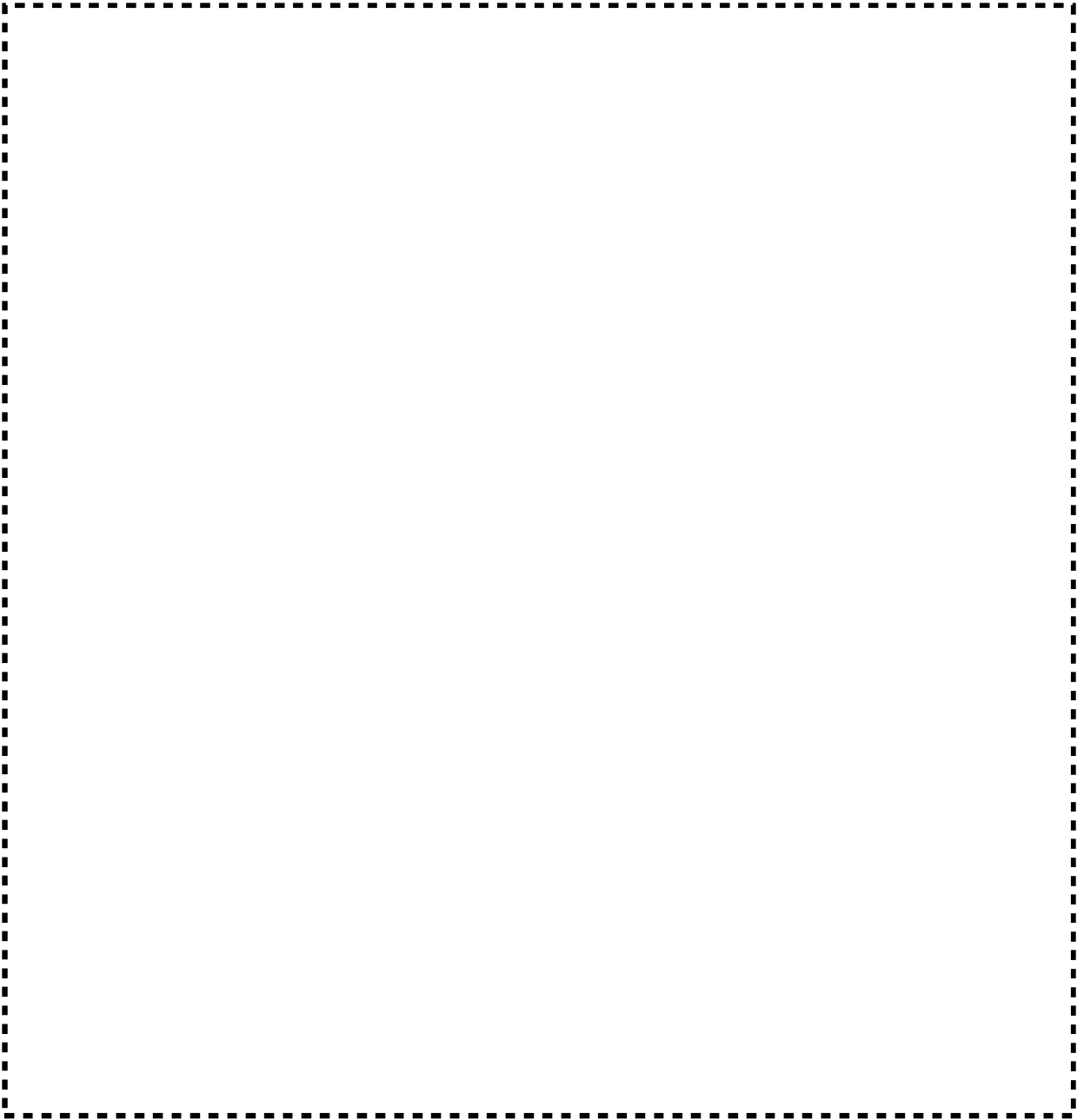
図ハ-2-1-2-20 第2加工棟 既設部材リスト大ぶり1





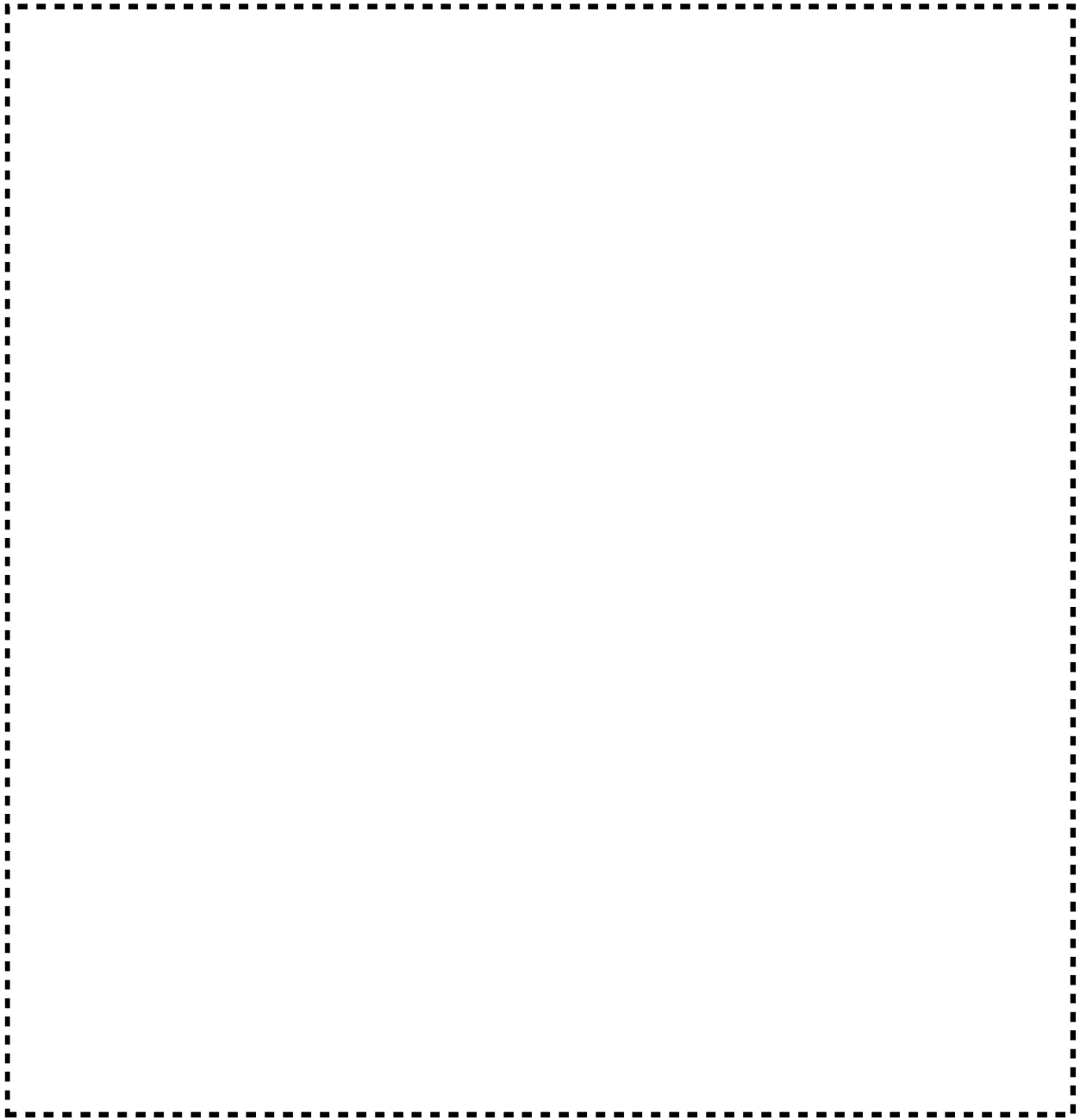
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-21 第2加工棟 既設部材リスト大ばり2



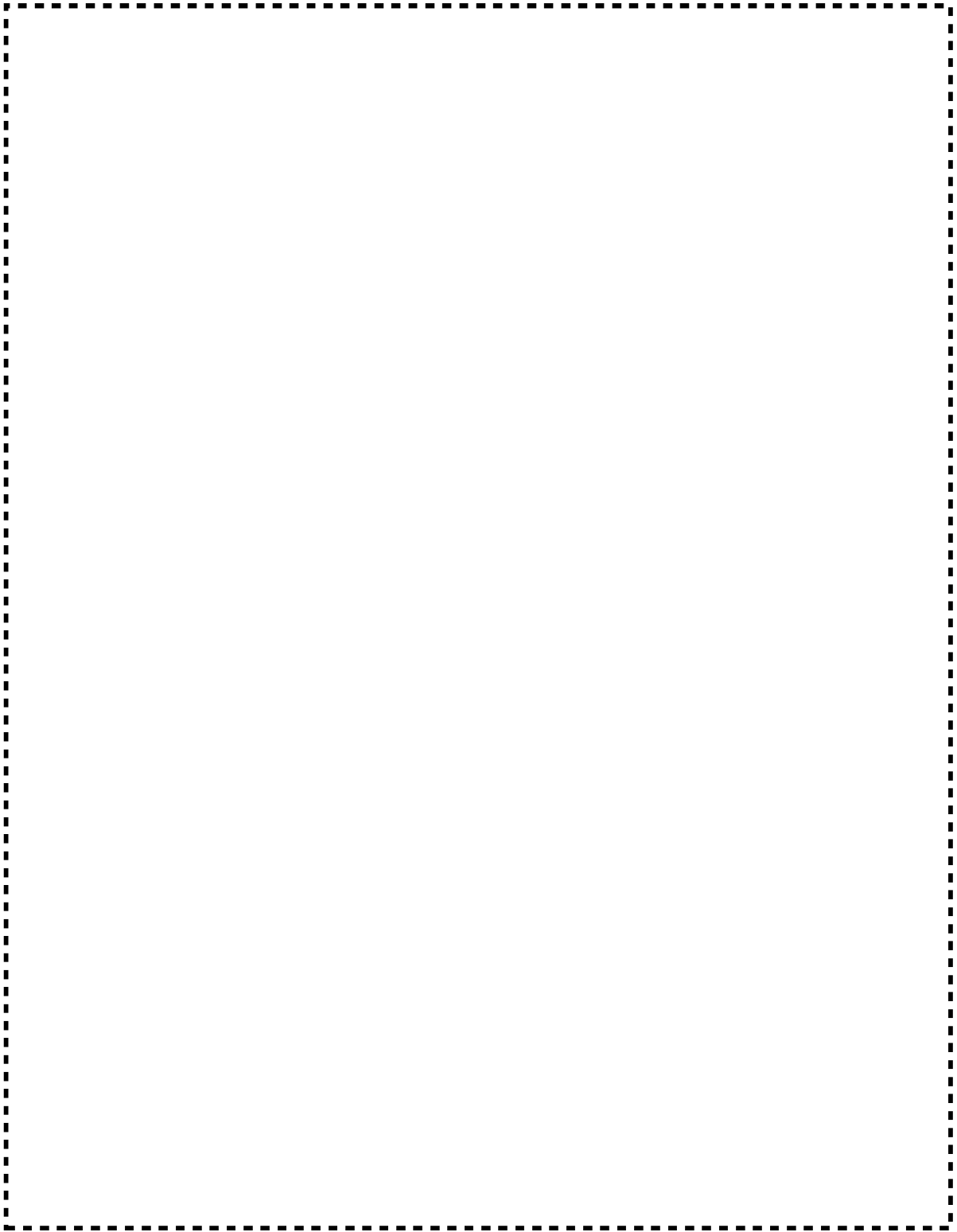
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-22 第2加工棟 既設部材リスト大ばり3



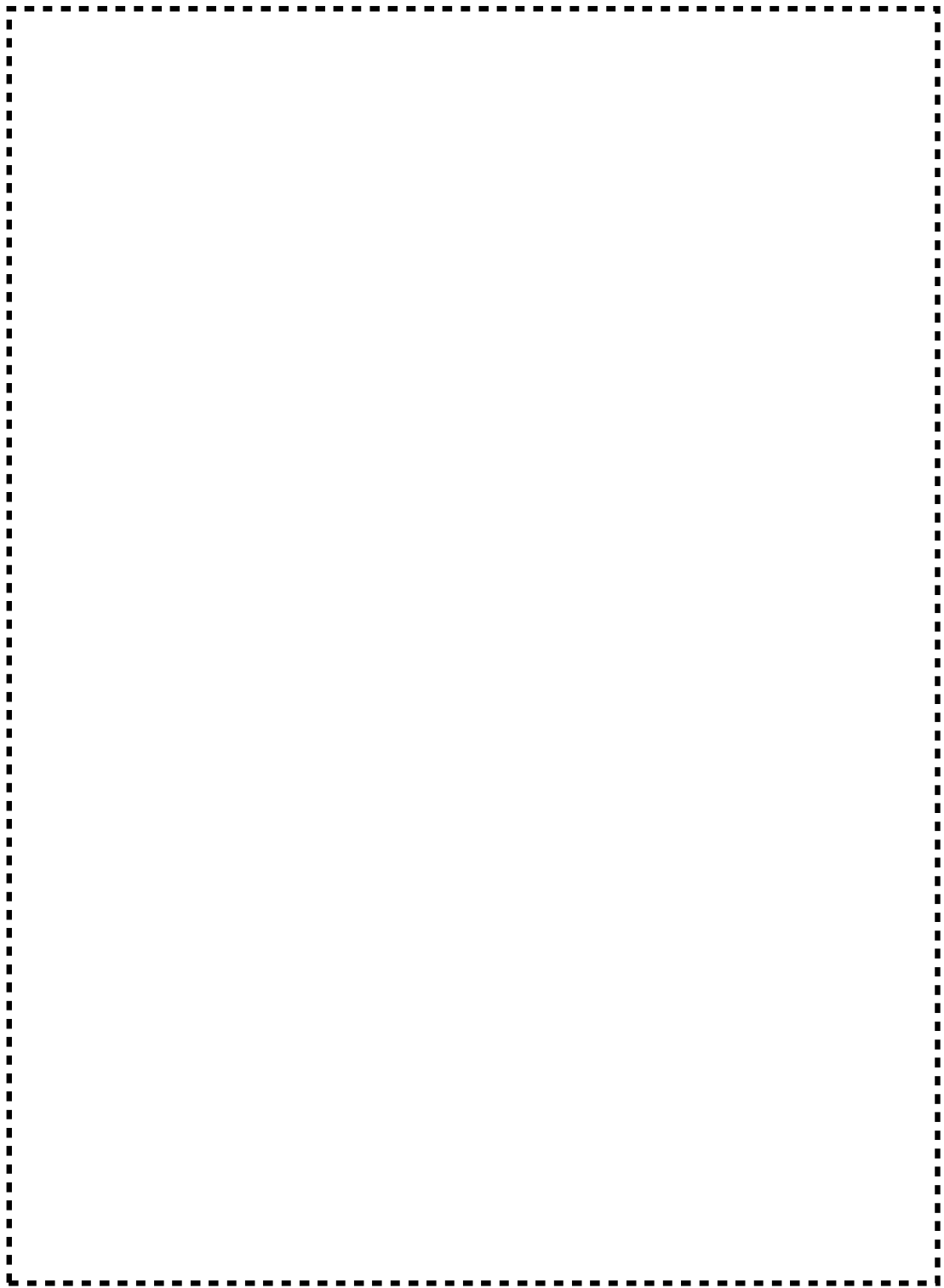
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-23 第2加工棟 既設部材リスト大ばり4



(単位：mm)

図ハ-2-1-2-24 第2加工棟 既設部材リスト小ぶり1



(単位：mm)

図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ぶり2

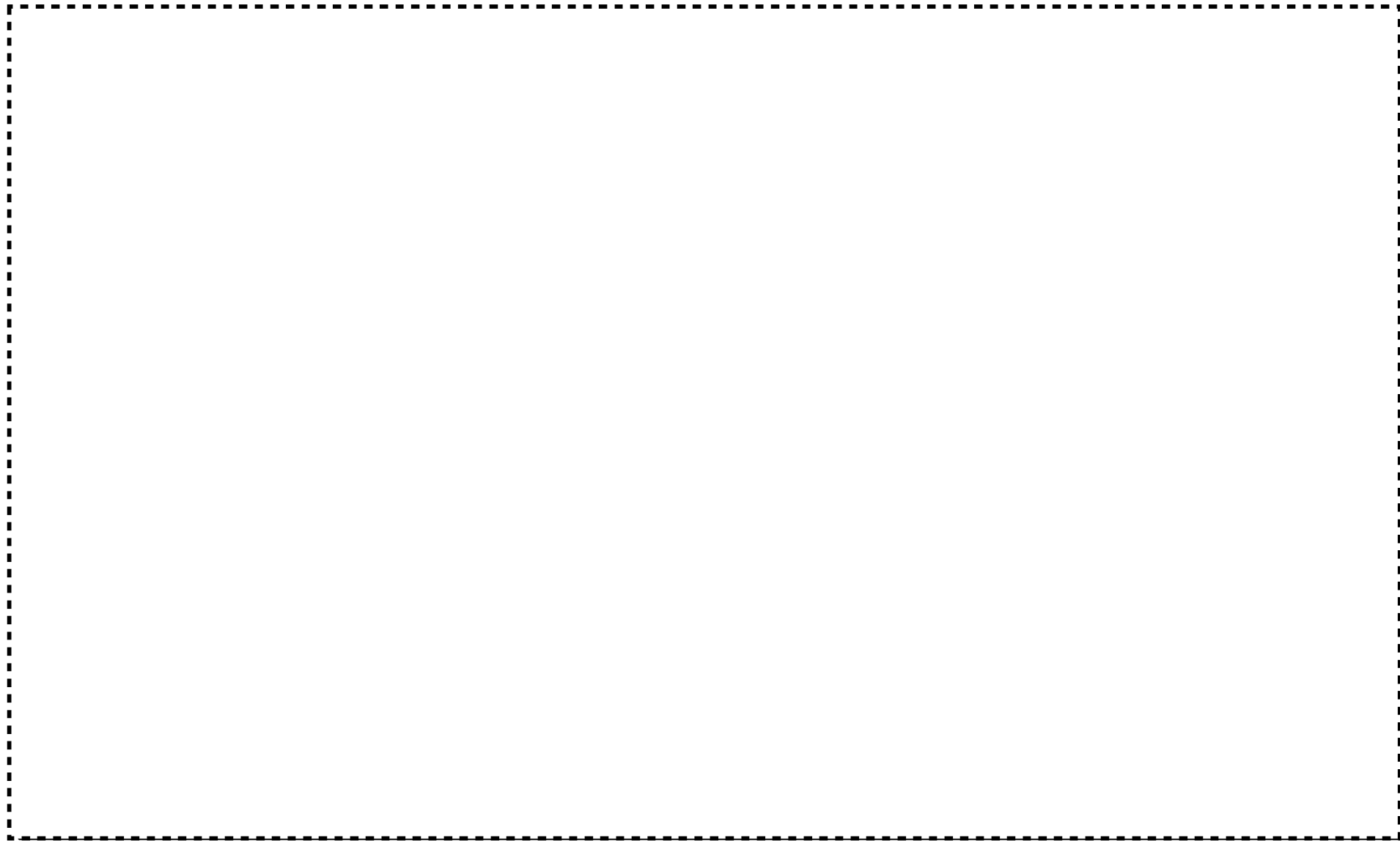
213



(単位 : mm)

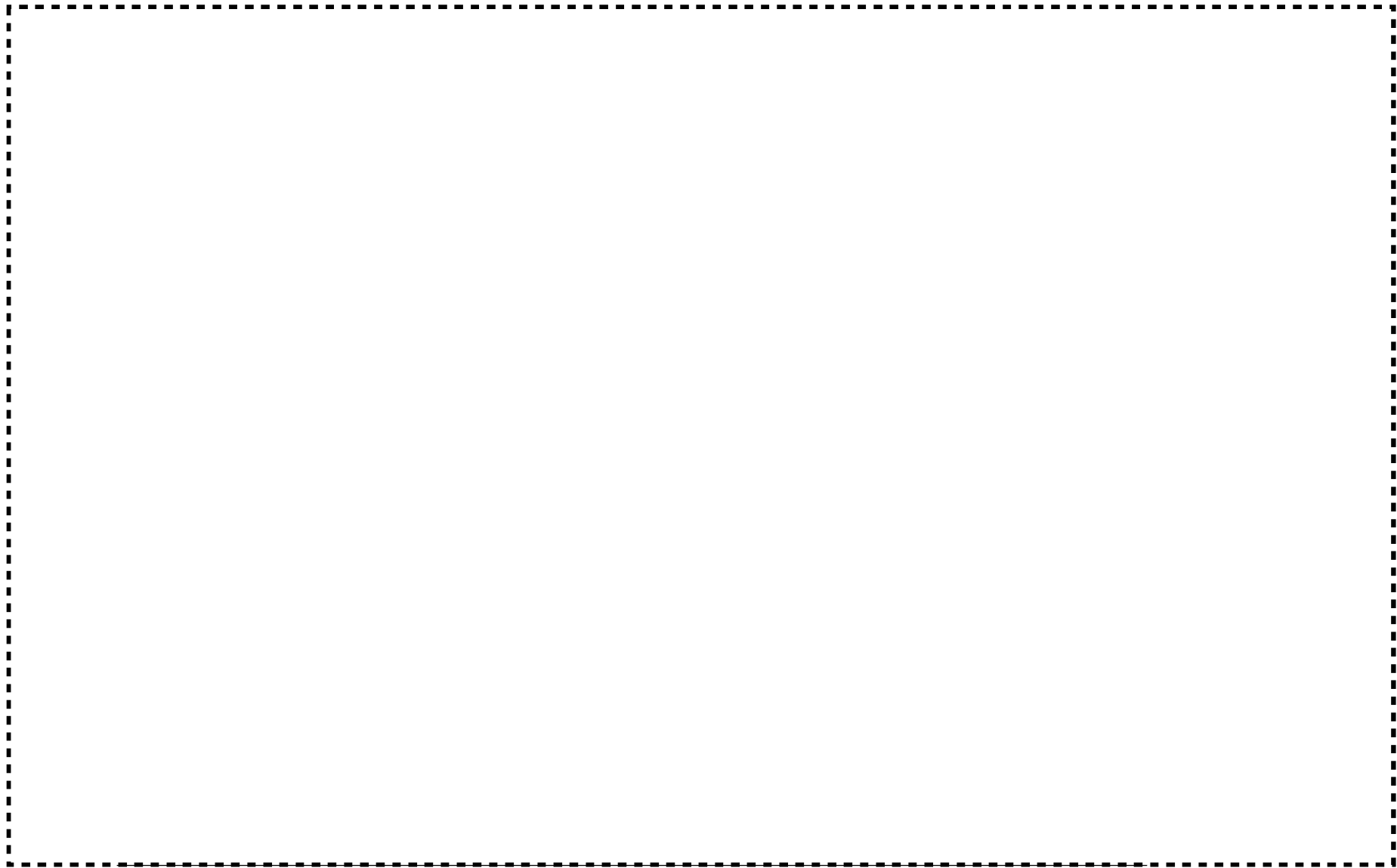
図ハ-2-1-2-26 第2加工棟 既設部材リストスラブ1

214



(単位 : mm)

図ハ-2-1-2-27 第2加工棟 既設部材リストスラブ2



(単位：mm)

図ハ-2-1-2-28 第2加工棟 既設部材リスト壁





図ハ-2-1-2-29 第2加工棟 基礎スラブ・床スラブ 配筋要領

図ハ-2-1-3-1 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1

218

図ハ-2-1-3-2 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図2



図ハ-2-1-3-3 第2加工棟 コンクリート充填扉1

220



図ハ-2-1-3-4 第2加工棟 コンクリート充填扉2



図ハ-2-1-3-5 (1) 第2加工棟 南側防護壁



図ハ-2-1-3-5 (2) 第2加工棟 南側防護壁



図ハ-2-1-3-6 (1) 第2加工棟 北側防護壁

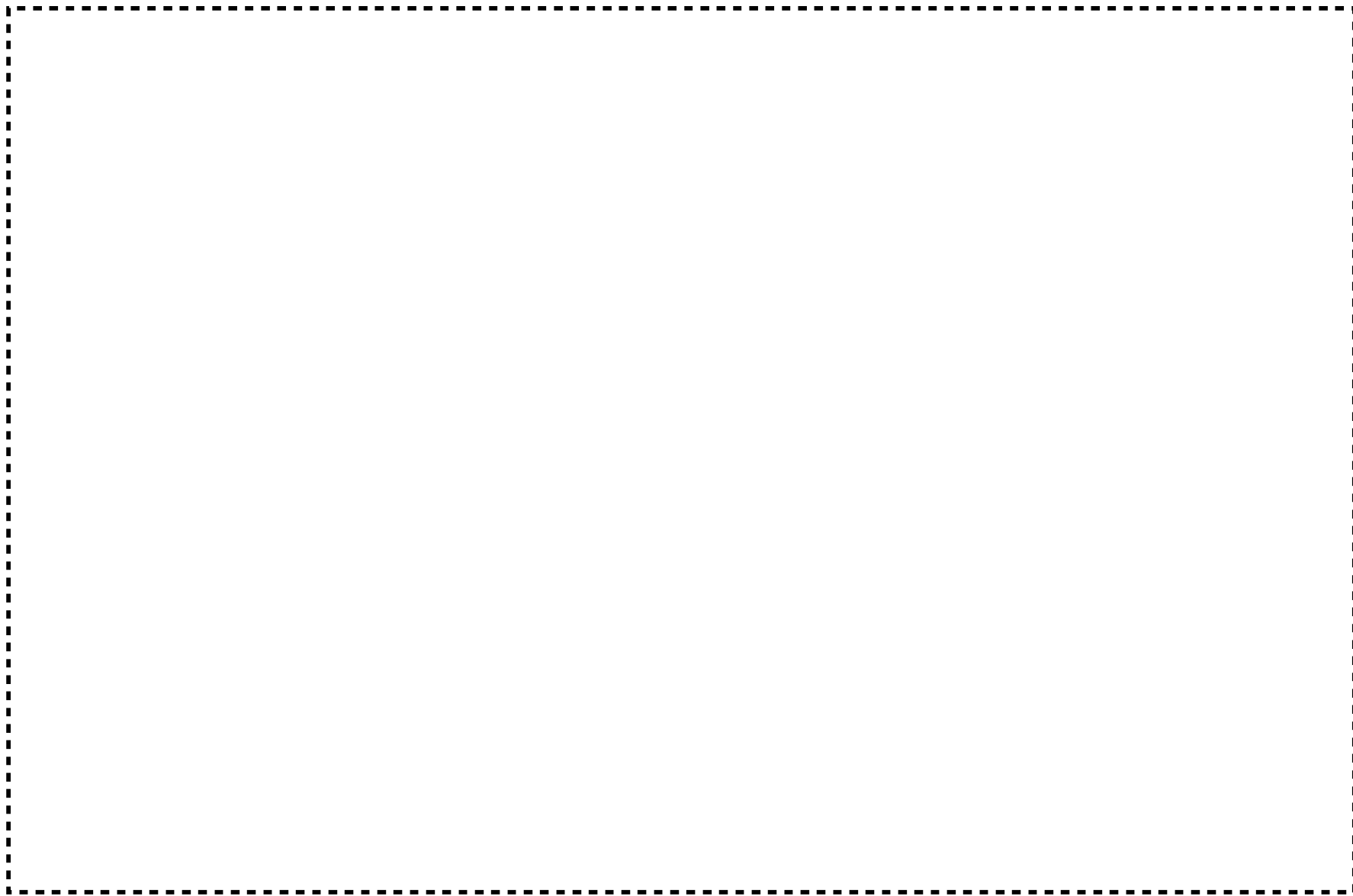




図ハ-2-1-3-6 (2) 第2加工棟 北側防護壁



図ハ-2-1-3-7 第2加工棟 11通り袖壁

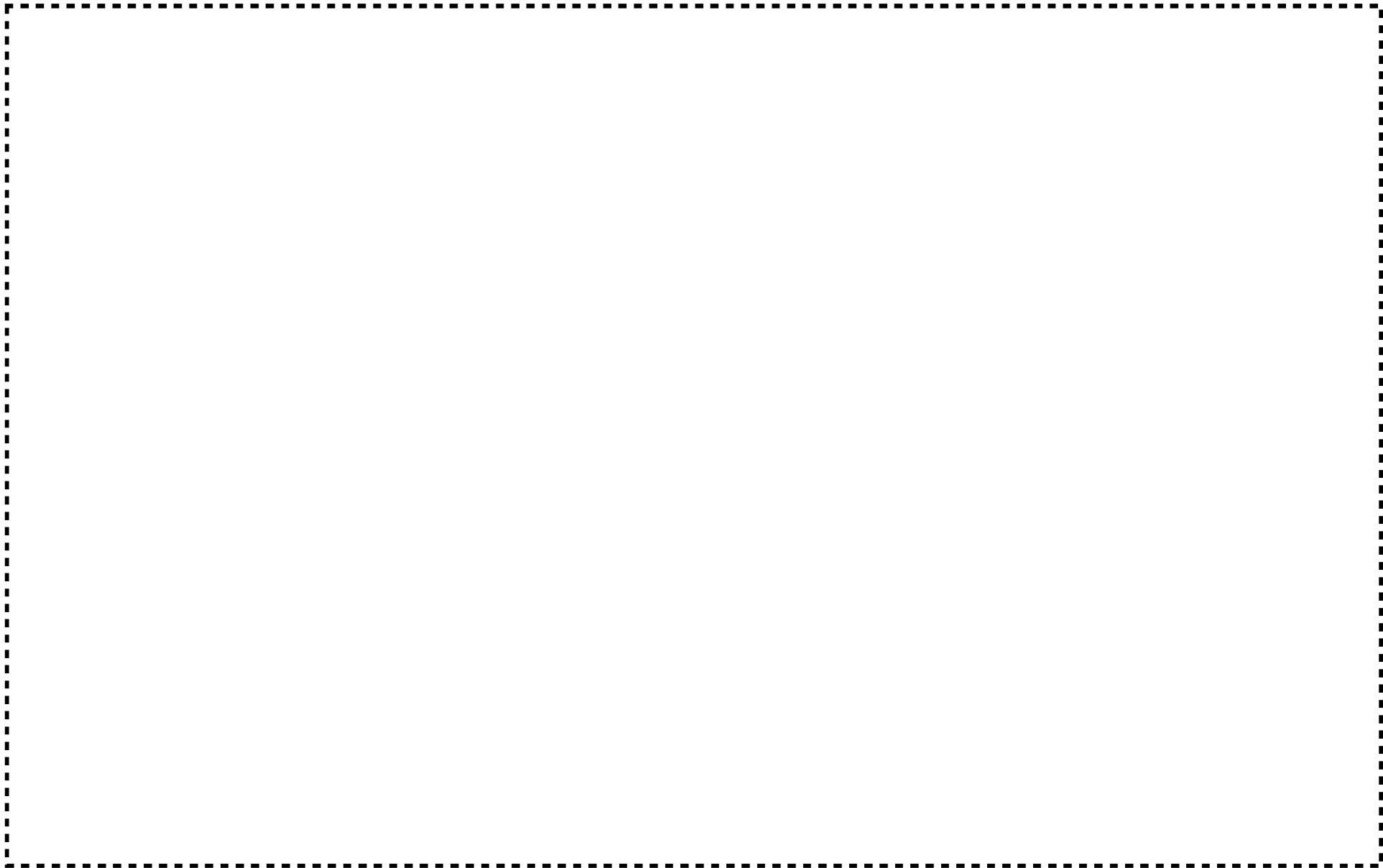


図ハ-2-1-3-8 第2加工棟 試料保管棚防護壁 No. 1、No. 2 姿図

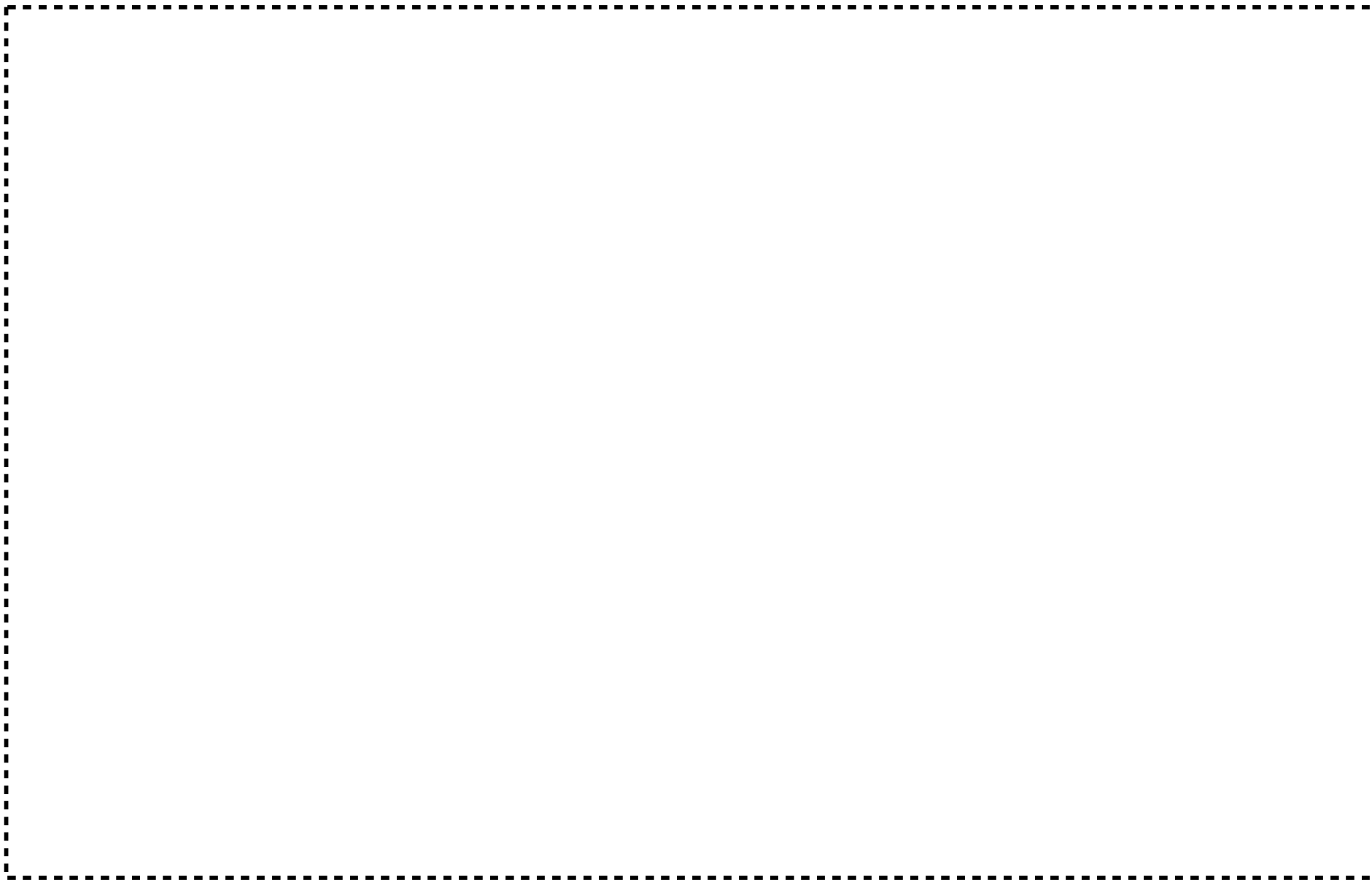


図ハ-2-1-3-9 第2加工棟 試料保管棚防護壁 No. 1、No. 2 配筋図

228



図ハ-2-1-3-10 第2加工棟 防護柵 No.1



図八-2-1-3-1 1 第2加工棟 防護柵 No.2

230



図八-2-1-3-1 2 第2加工棟 防護柵 No. 3



図ハ-2-1-3-1 3 第2加工棟 防護柵 No. 4



232

図ハ-2-1-3-14 第2加工棟 閉止部① (1階11通り C-D間) 扉閉止

233

図ハ-2-1-3-15 第2加工棟 閉止部② (2階A通り 8-9間) ガラリ閉止



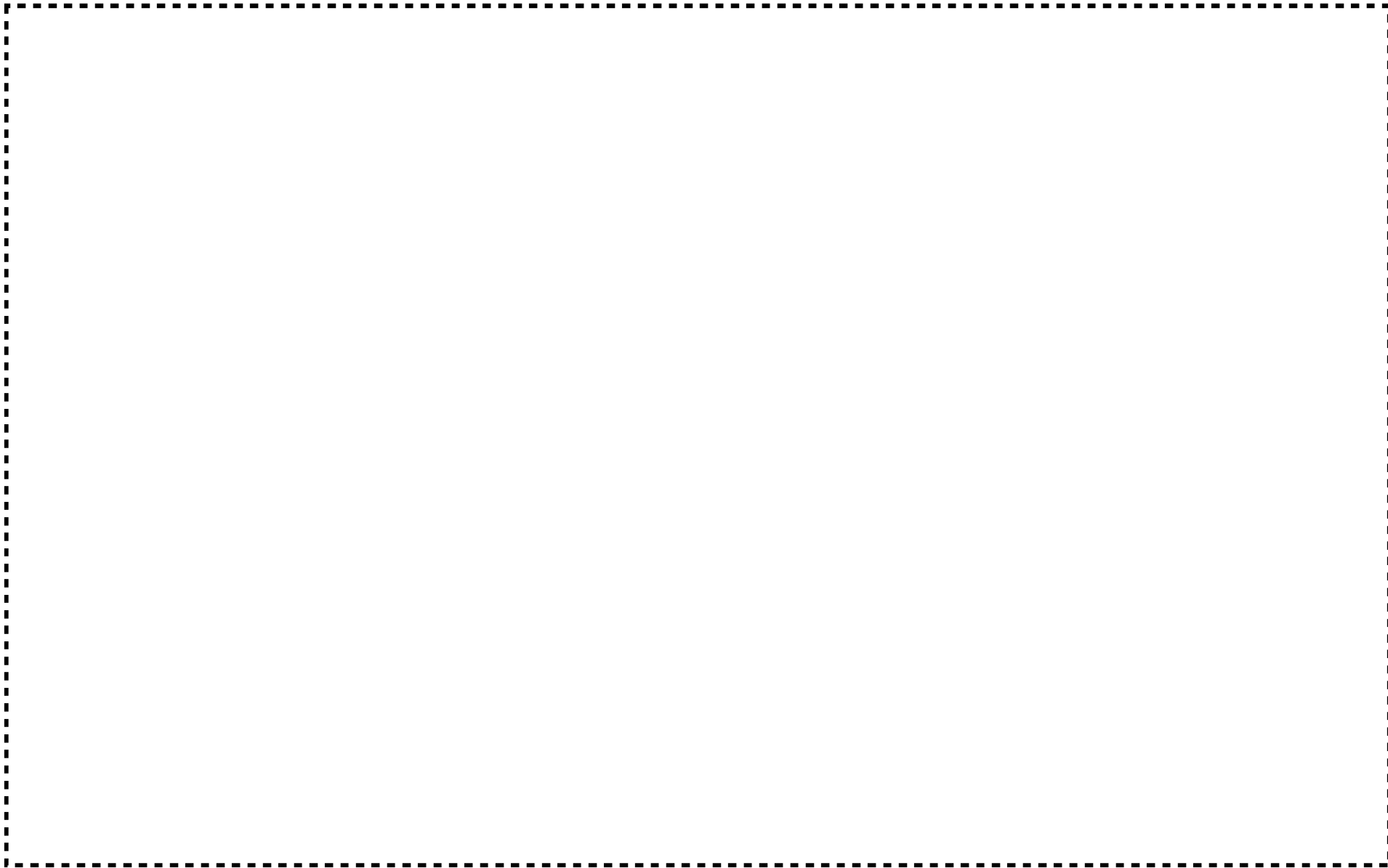
図ハ-2-1-3-16 第2加工棟 閉止部③ (1階12通り C-D間) 開口部閉止

235

図ハ-2-1-3-17 第2加工棟 北面増し打ち

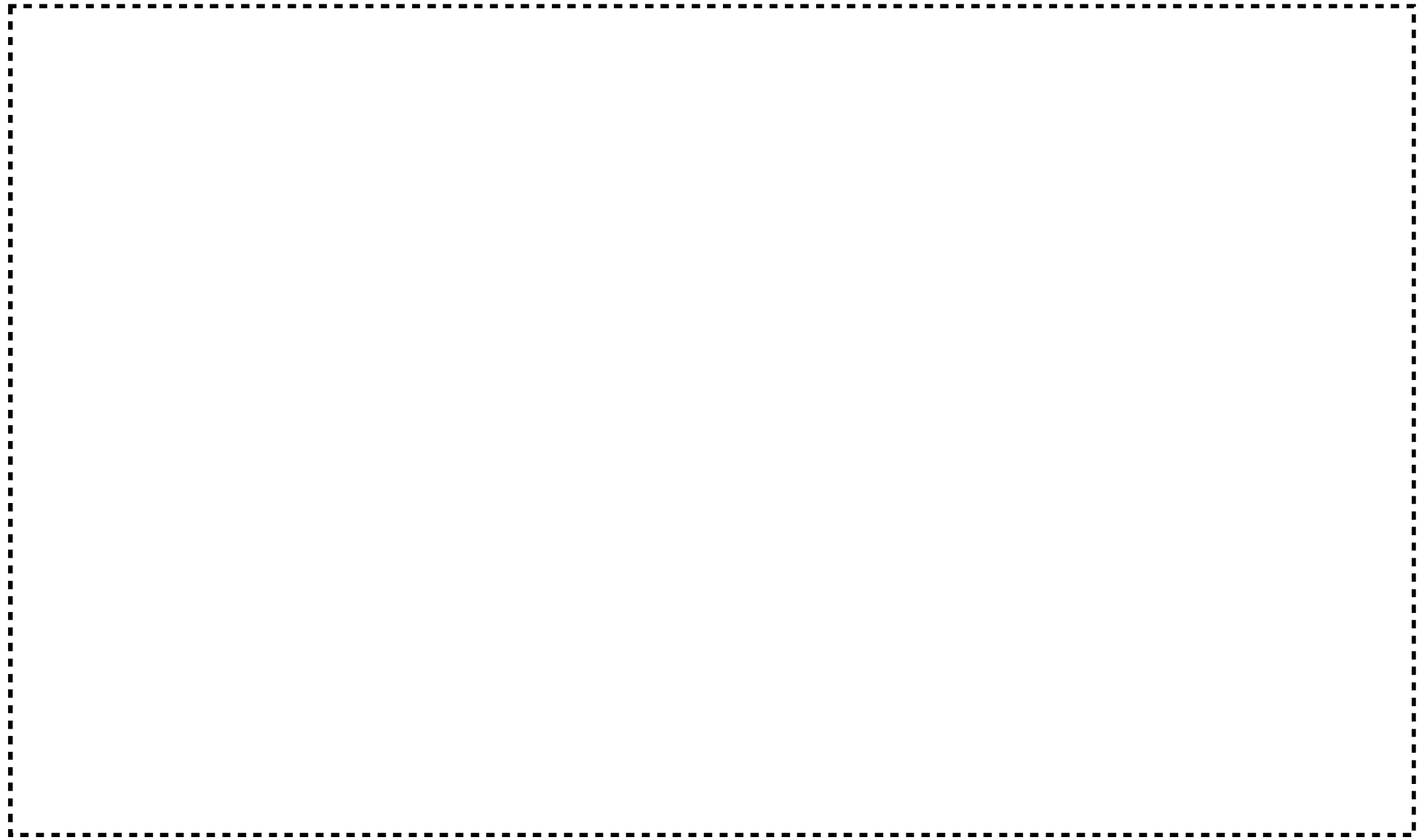
236

図ハ-2-1-3-18 第2加工棟 南面増し打ち1

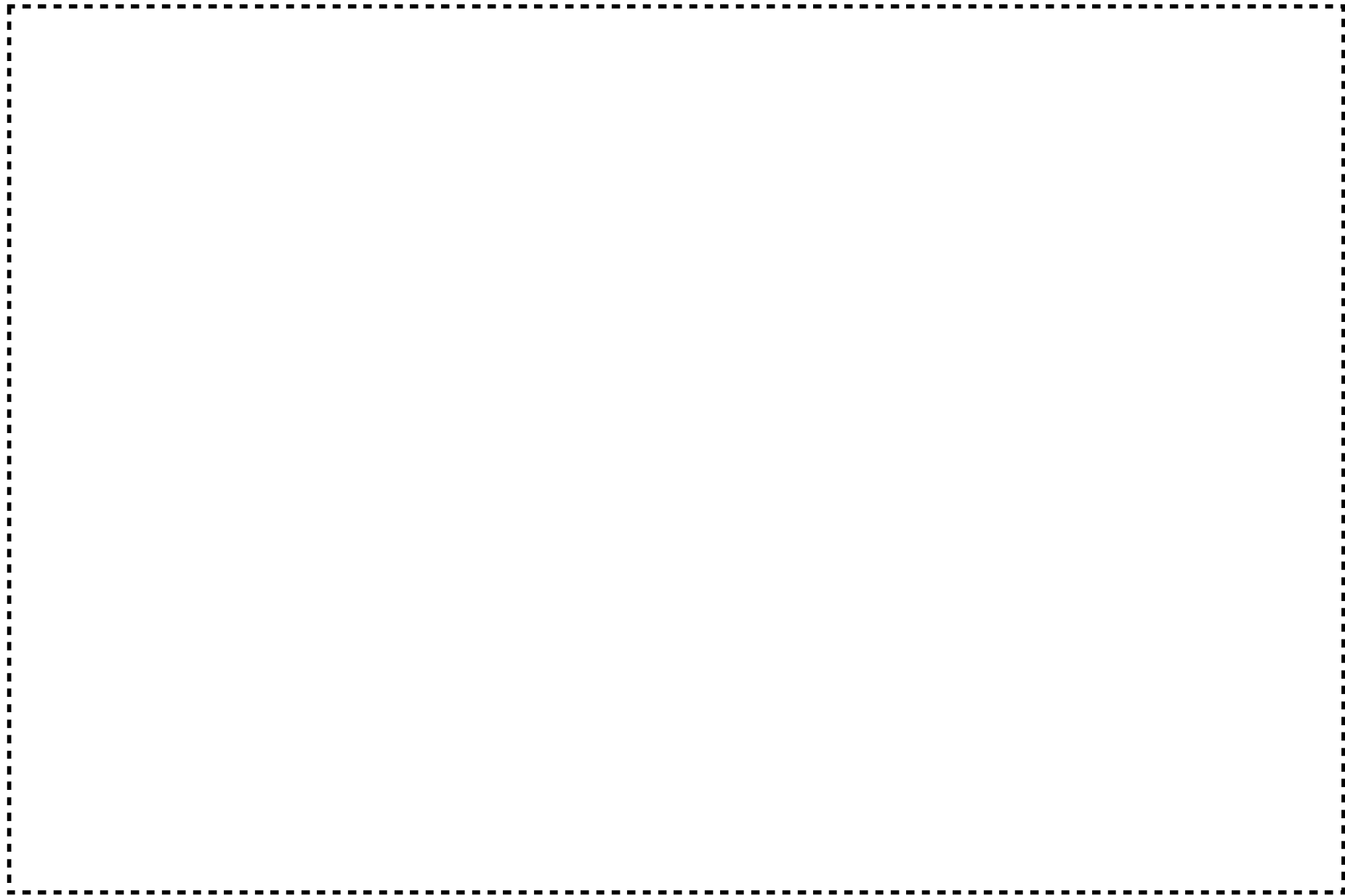


図ハ-2-1-3-19 第2加工棟 南面増し打ち2

238



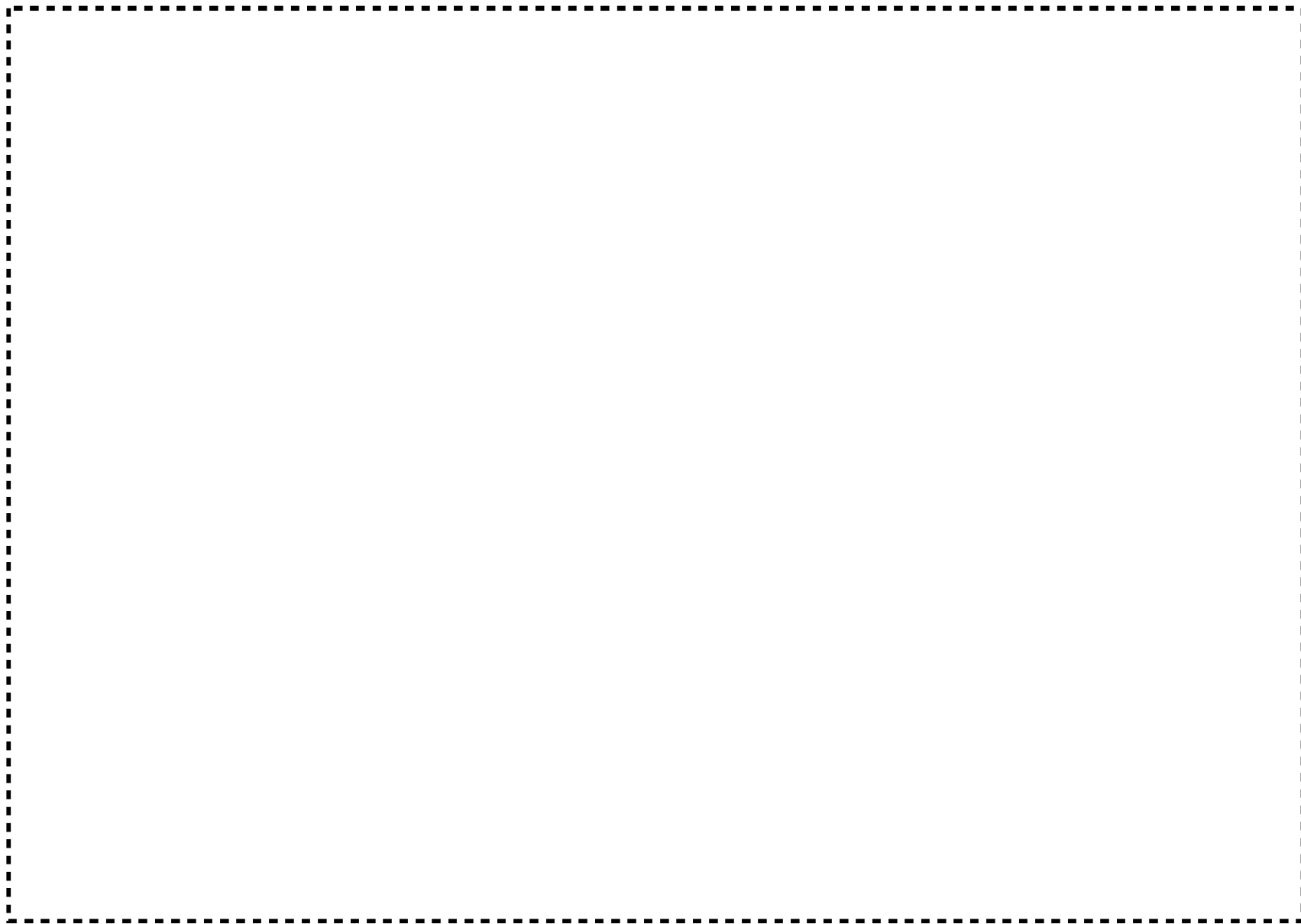
図ハ-2-1-3-20 第2加工棟 大型搬入口扉防護増し打ち壁



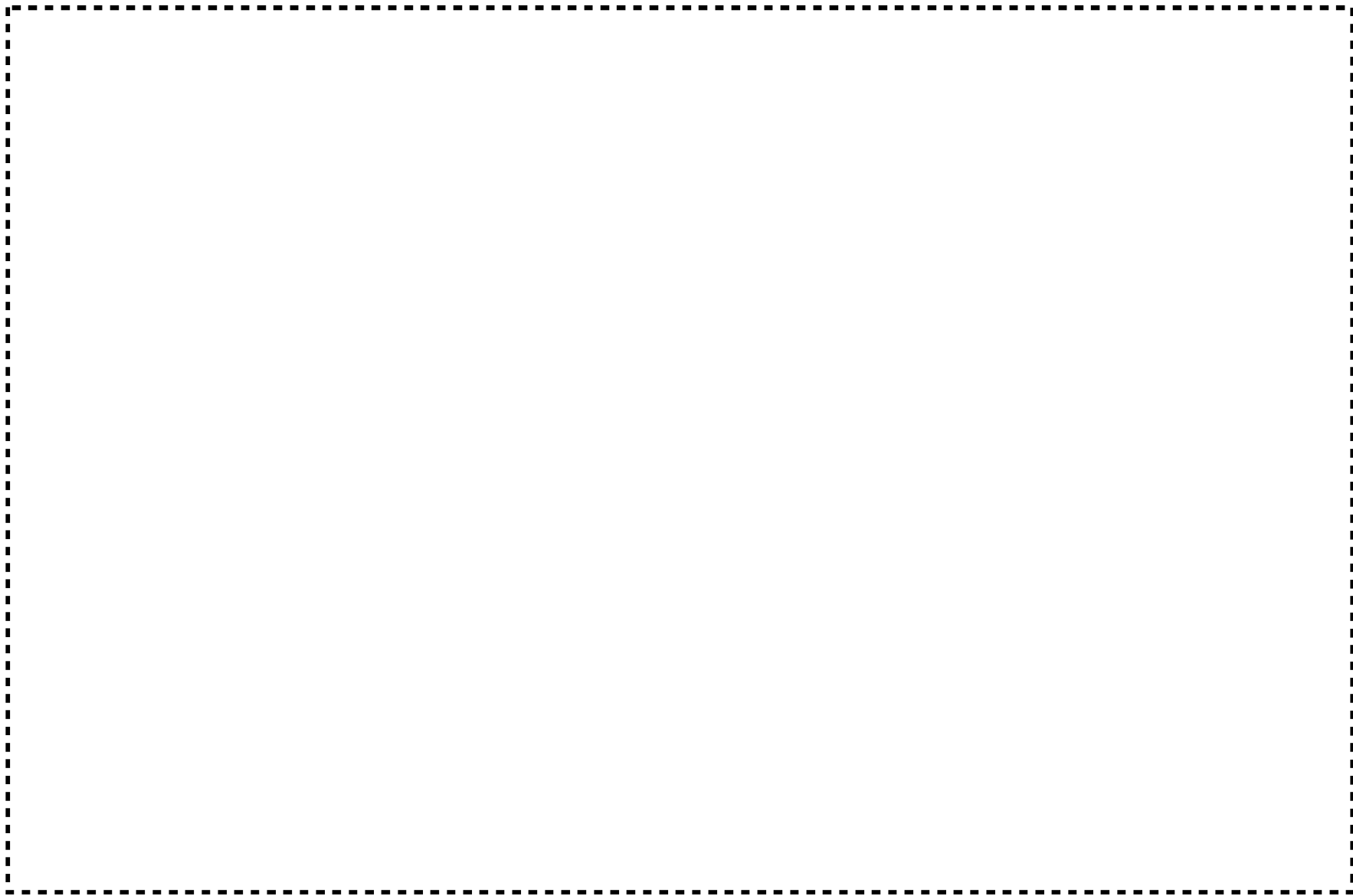
図ハ-2-1-3-21(1) 第2加工棟 防火区画の改造



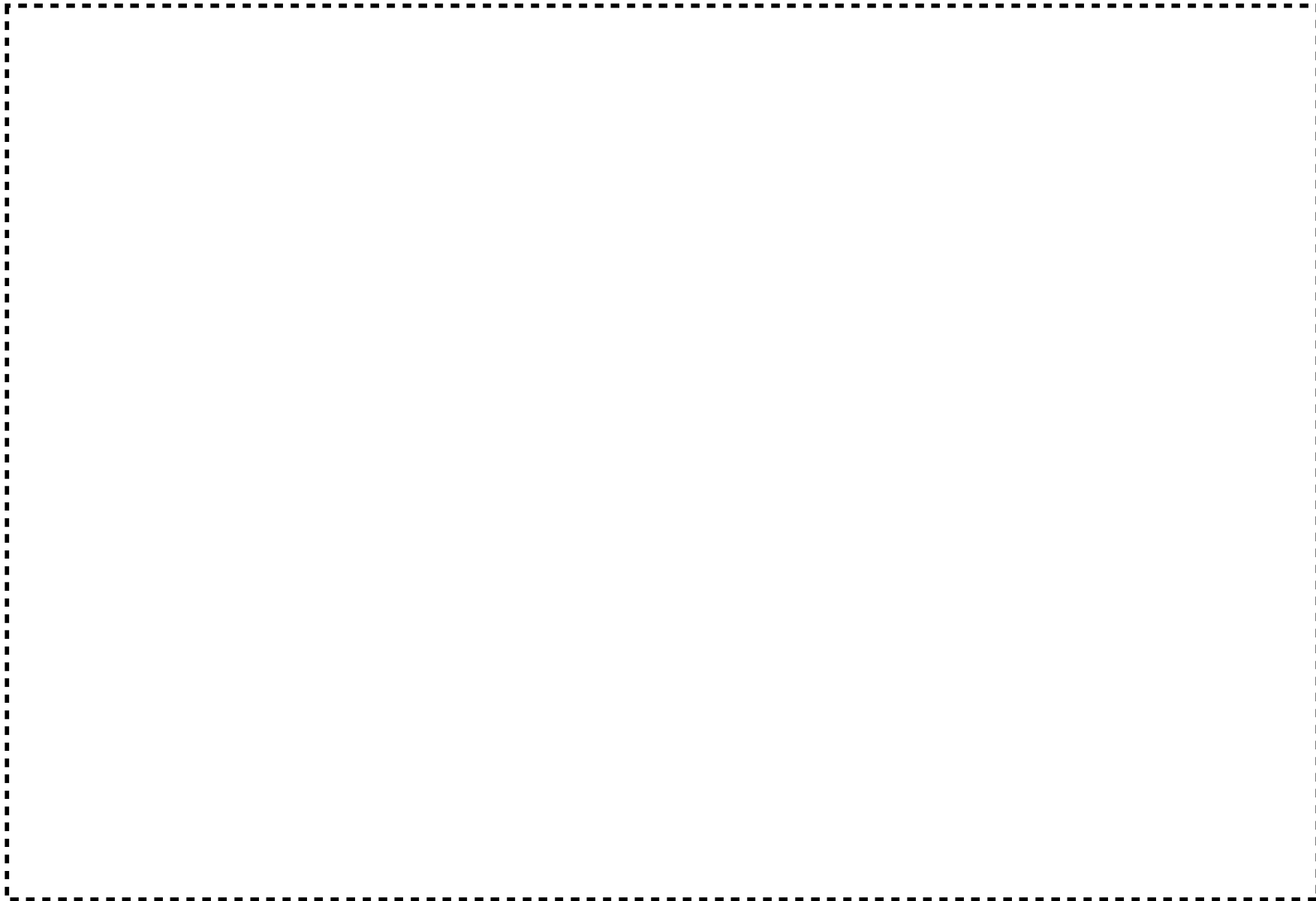
240



図ハ-2-1-3-21(2) 第2加工棟 火災区画の改造



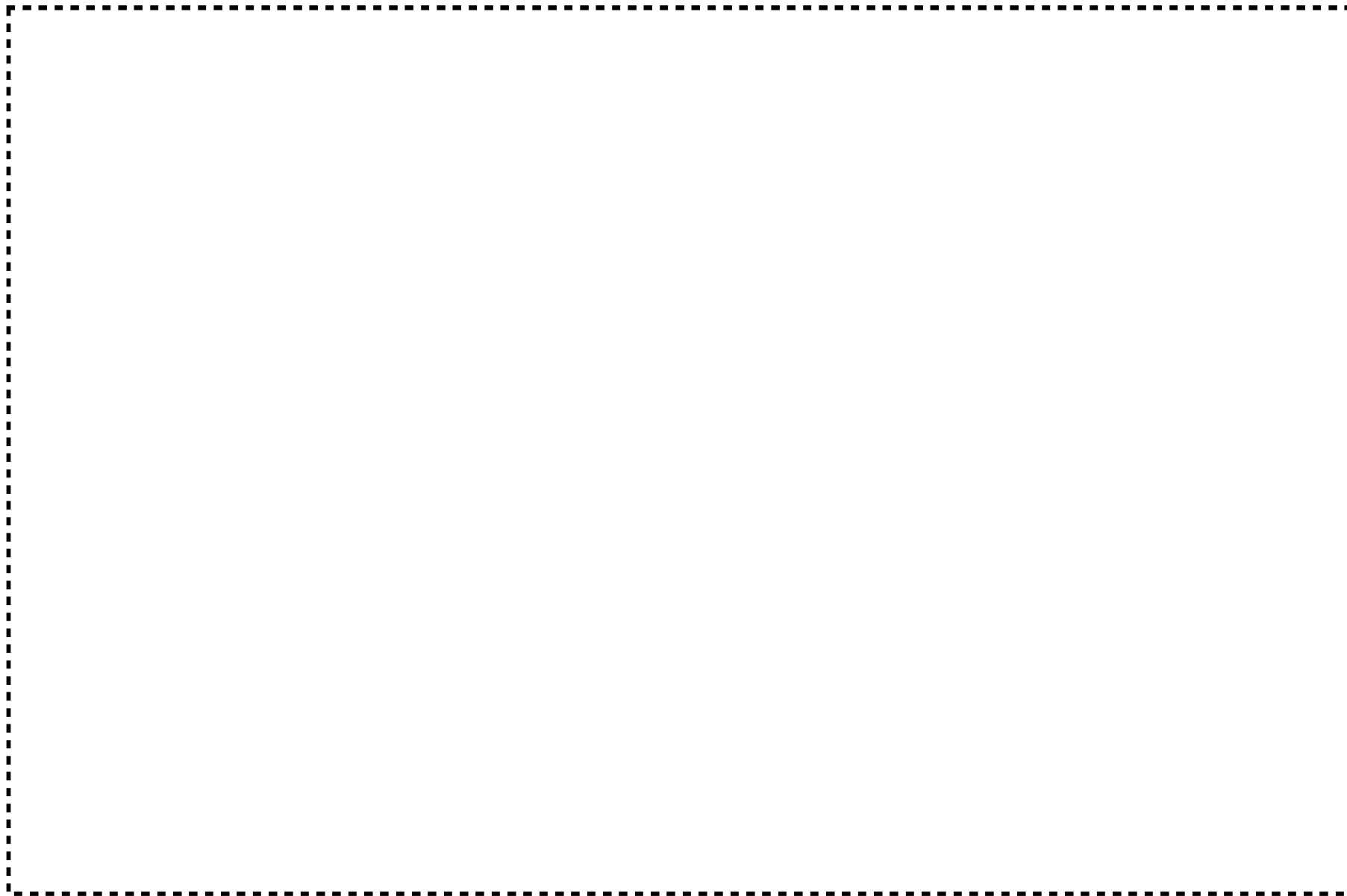
図ハ-2-1-3-21(3) 第2加工棟 火災区画の改造



図ハ-2-1-3-21(4) 第2加工棟 火災区画の改造(防火板詳細図1)



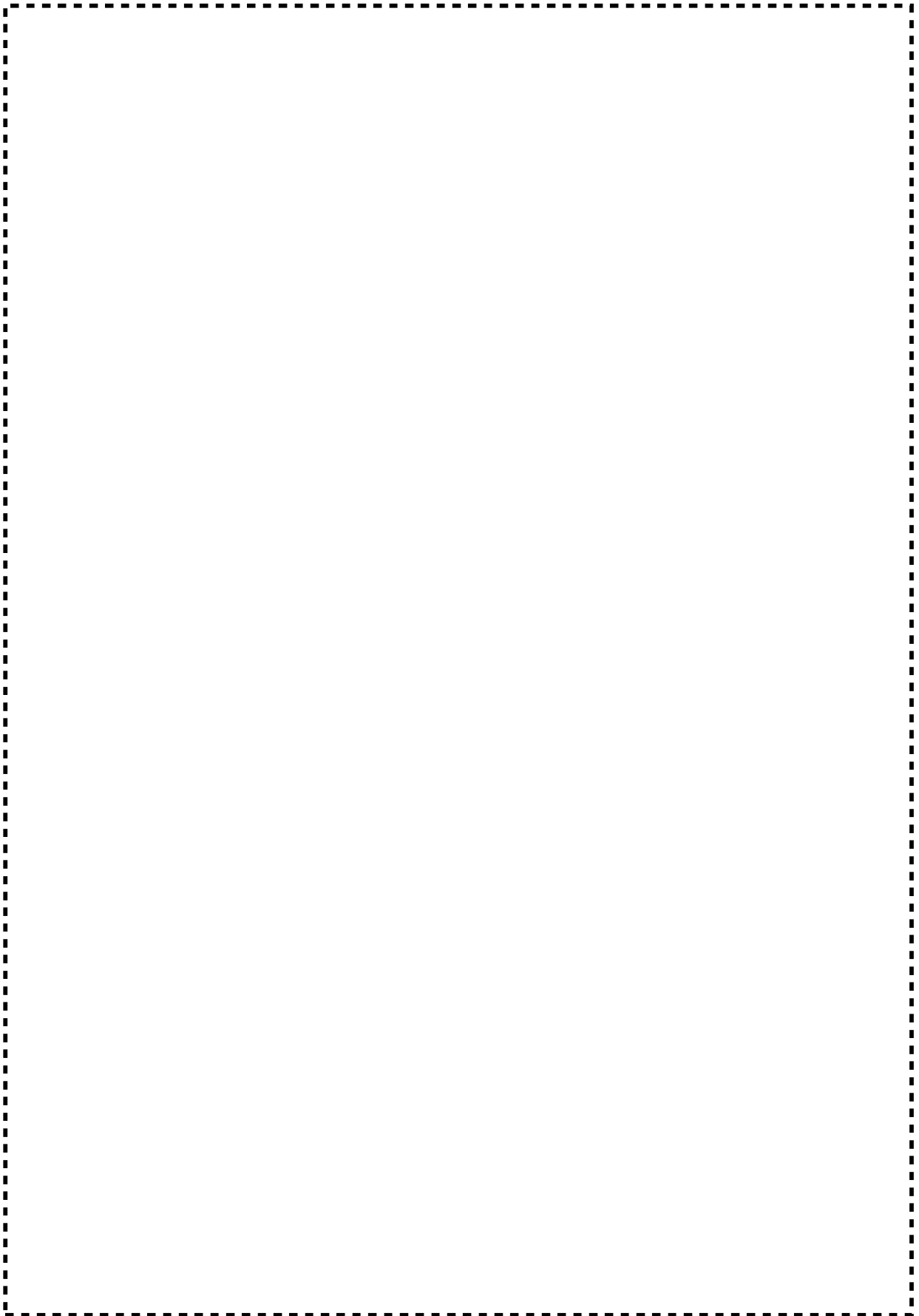
図ハ-2-1-3-21(5) 第2加工棟 火災区画の改造(防火板詳細図2)



図ハ-2-1-3-21(6) 第2加工棟 火災区画の改造(防火板詳細図3)



図ハ-2-1-3-21(7) 第2加工棟 防火区画の改造



図ハ-2-1-3-22 第2加工棟 改造溢水対策一覧表

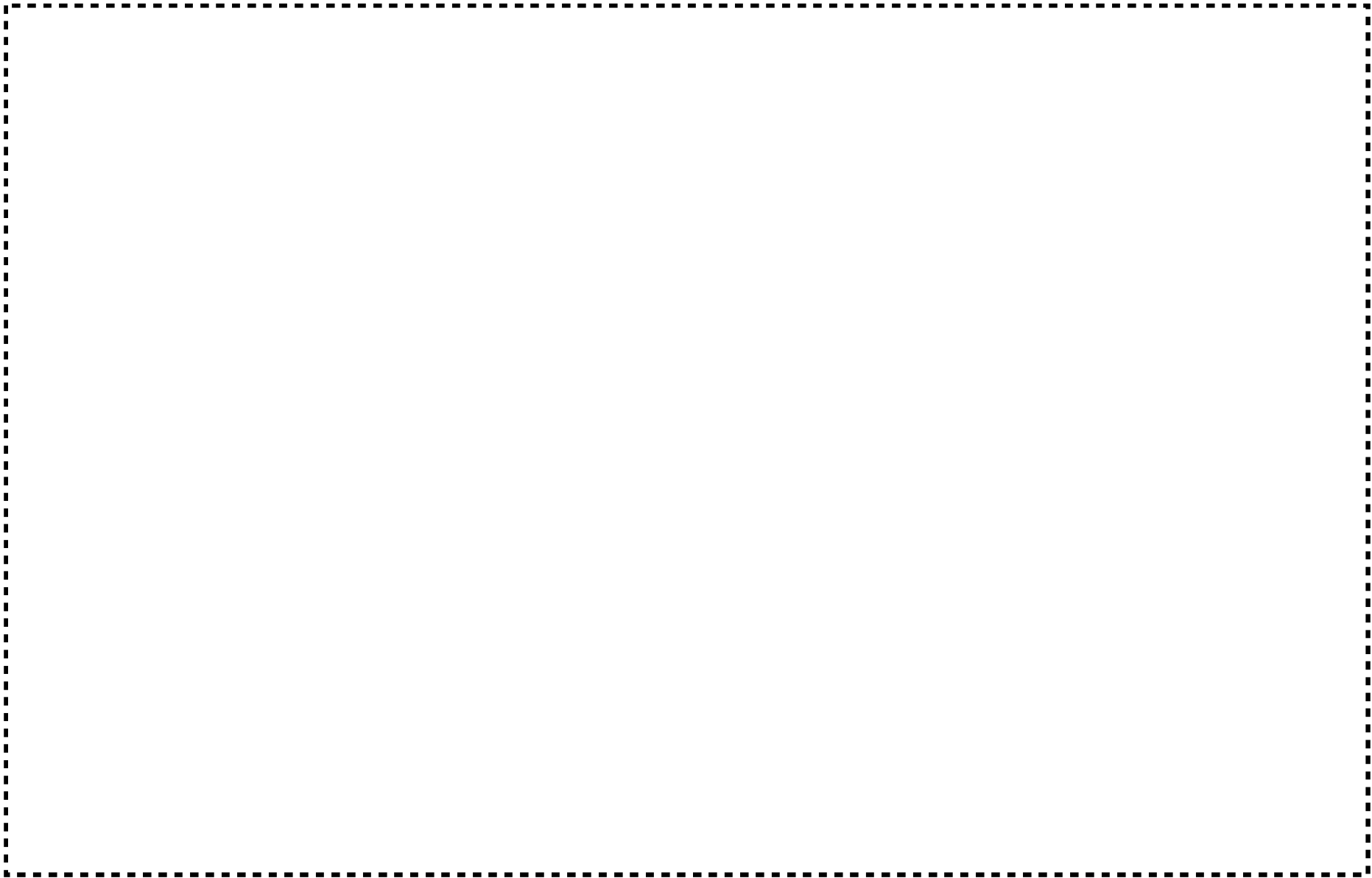


図八-2-1-3-23 第2加工棟 溢水対策1



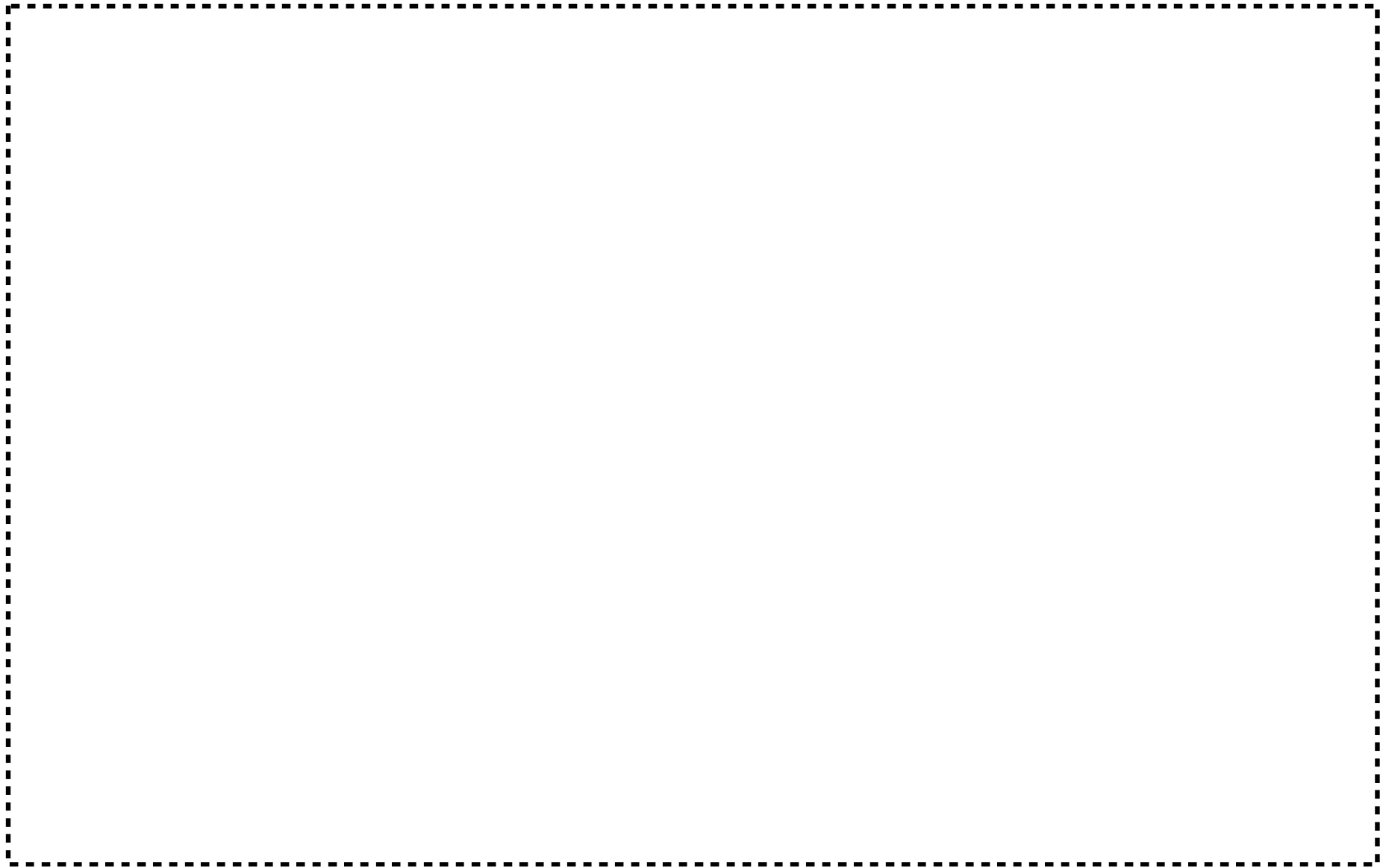


図八-2-1-3-24 第2加工棟 溢水対策2

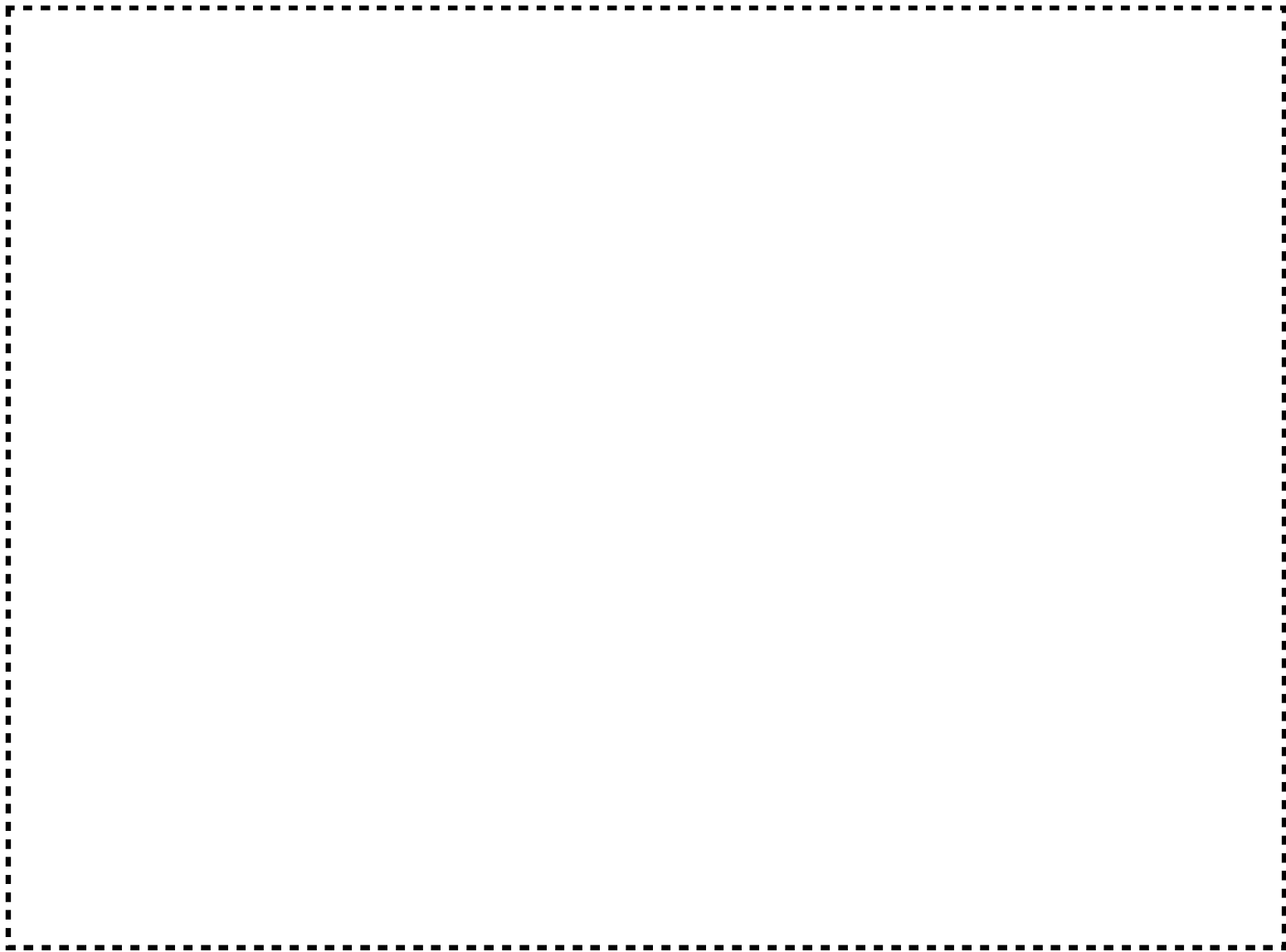


図八-2-1-3-25 第2加工棟 溢水対策3

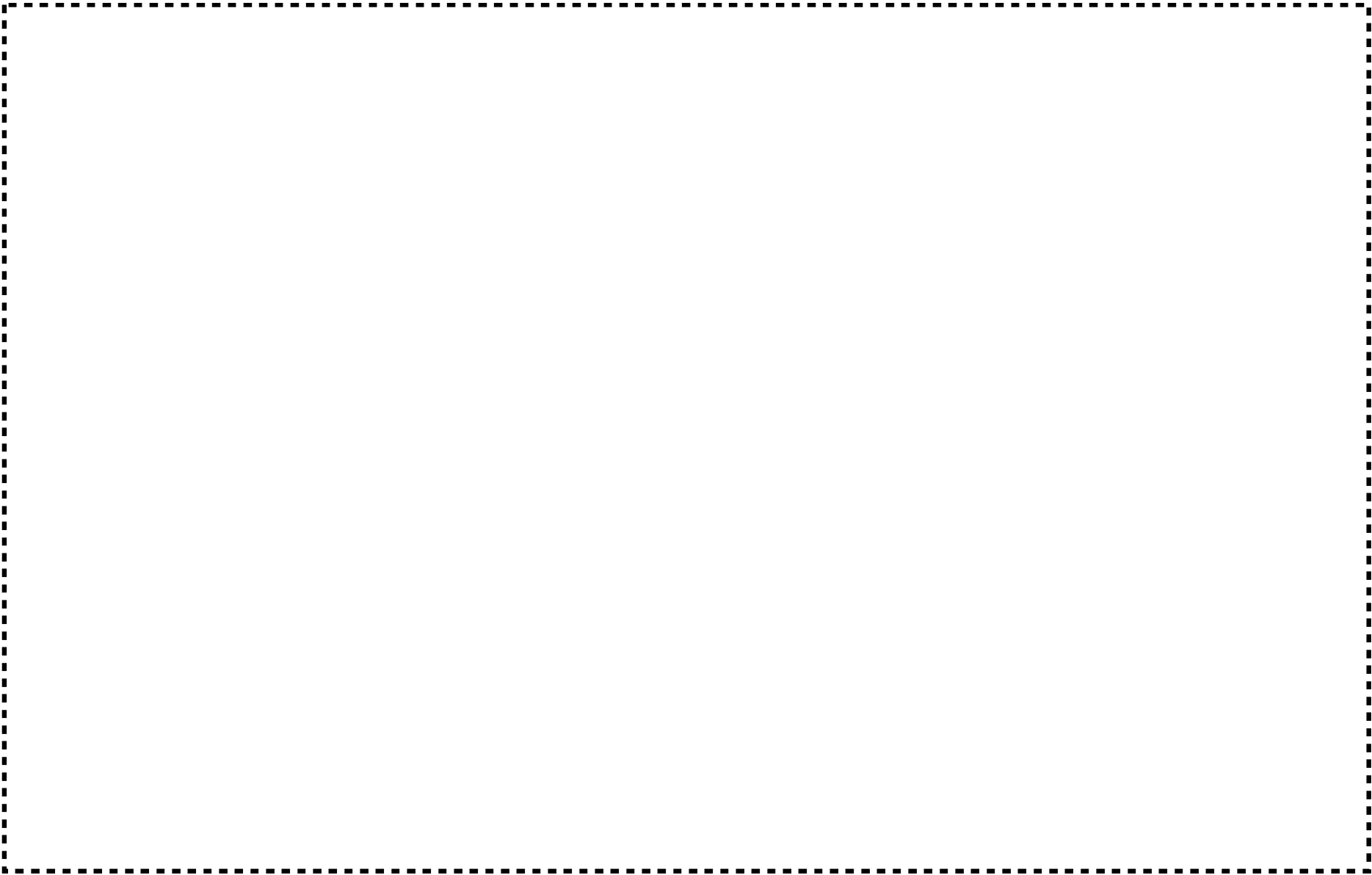
250



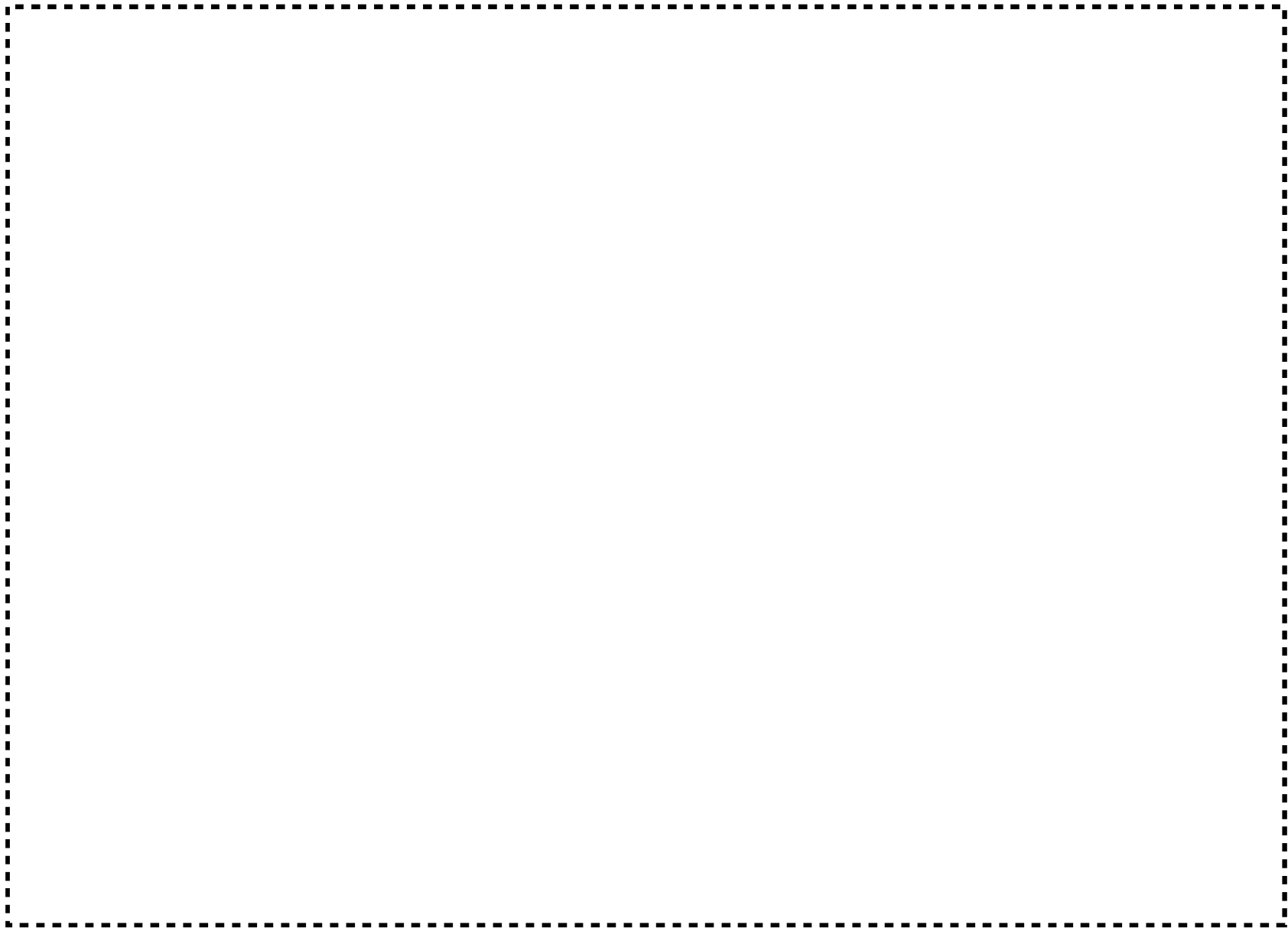
図八-2-1-3-26 第2加工棟 溢水対策4



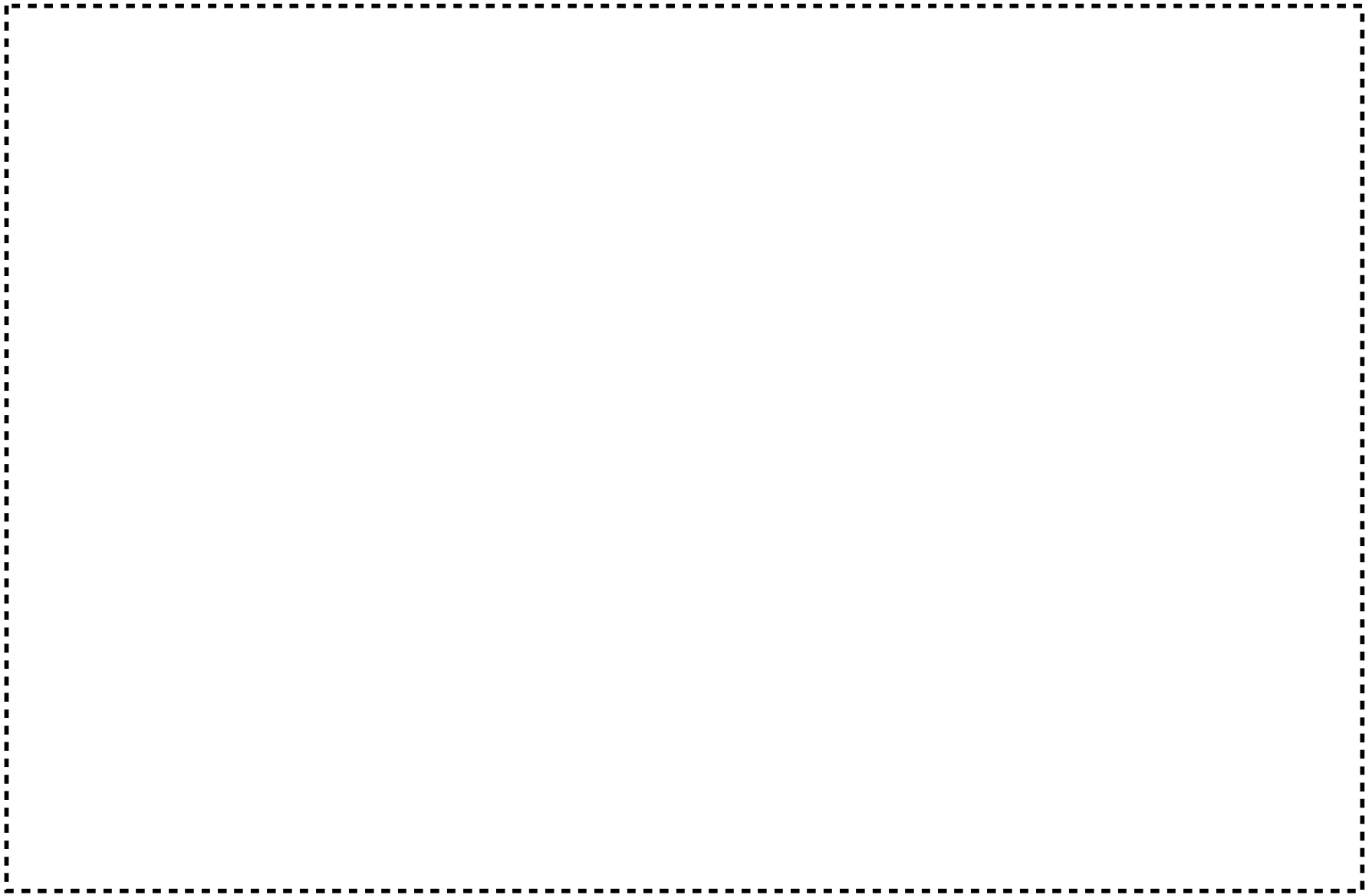
図ハ-2-1-3-27 第2加工棟 溢水対策5(1)



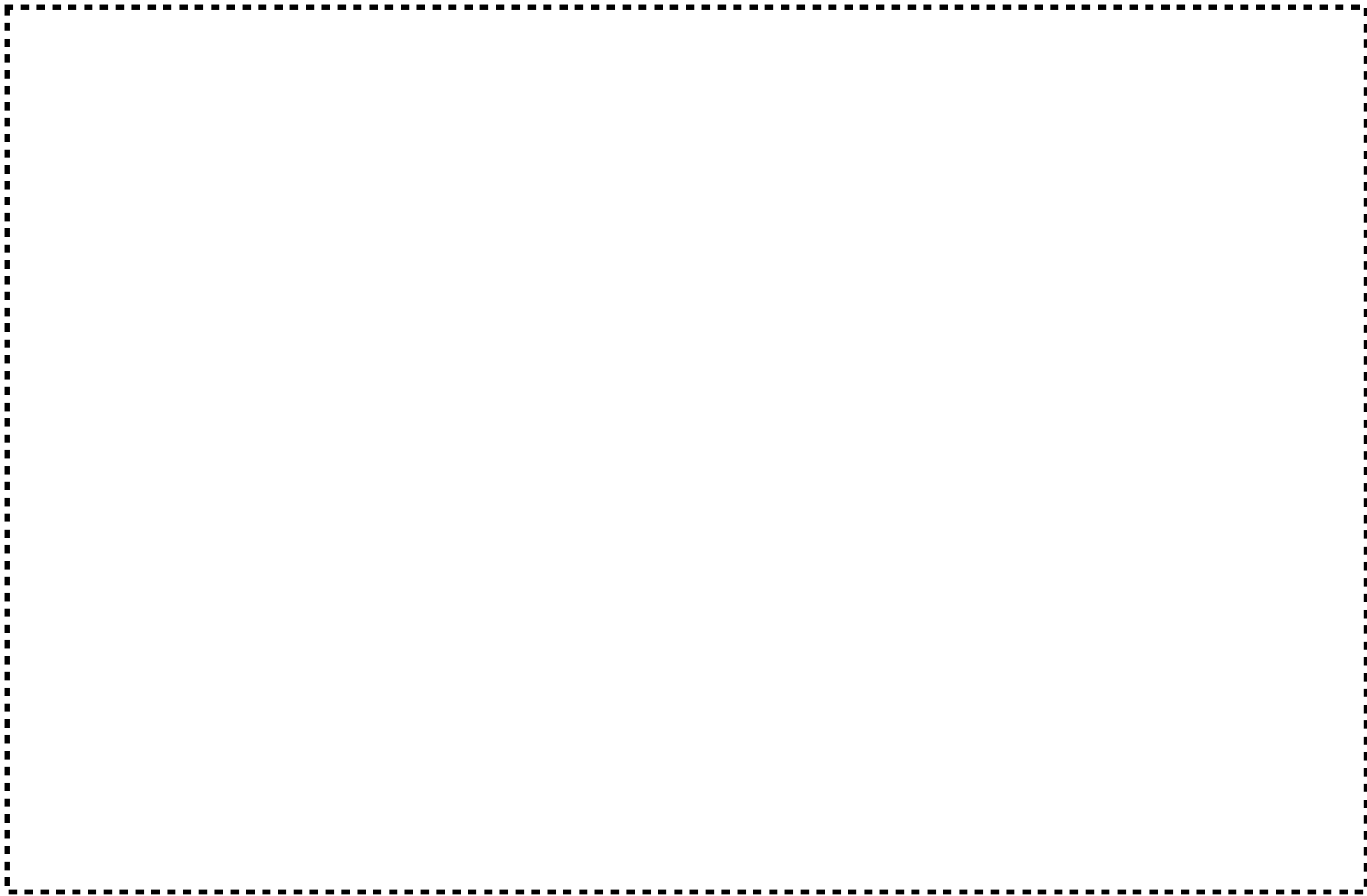
図ハ-2-1-3-28 第2加工棟 溢水対策5(2)



図ハ-2-1-3-29 第2加工棟 溢水対策6・7



図八-2-1-3-30 第2加工棟 溢水対策8

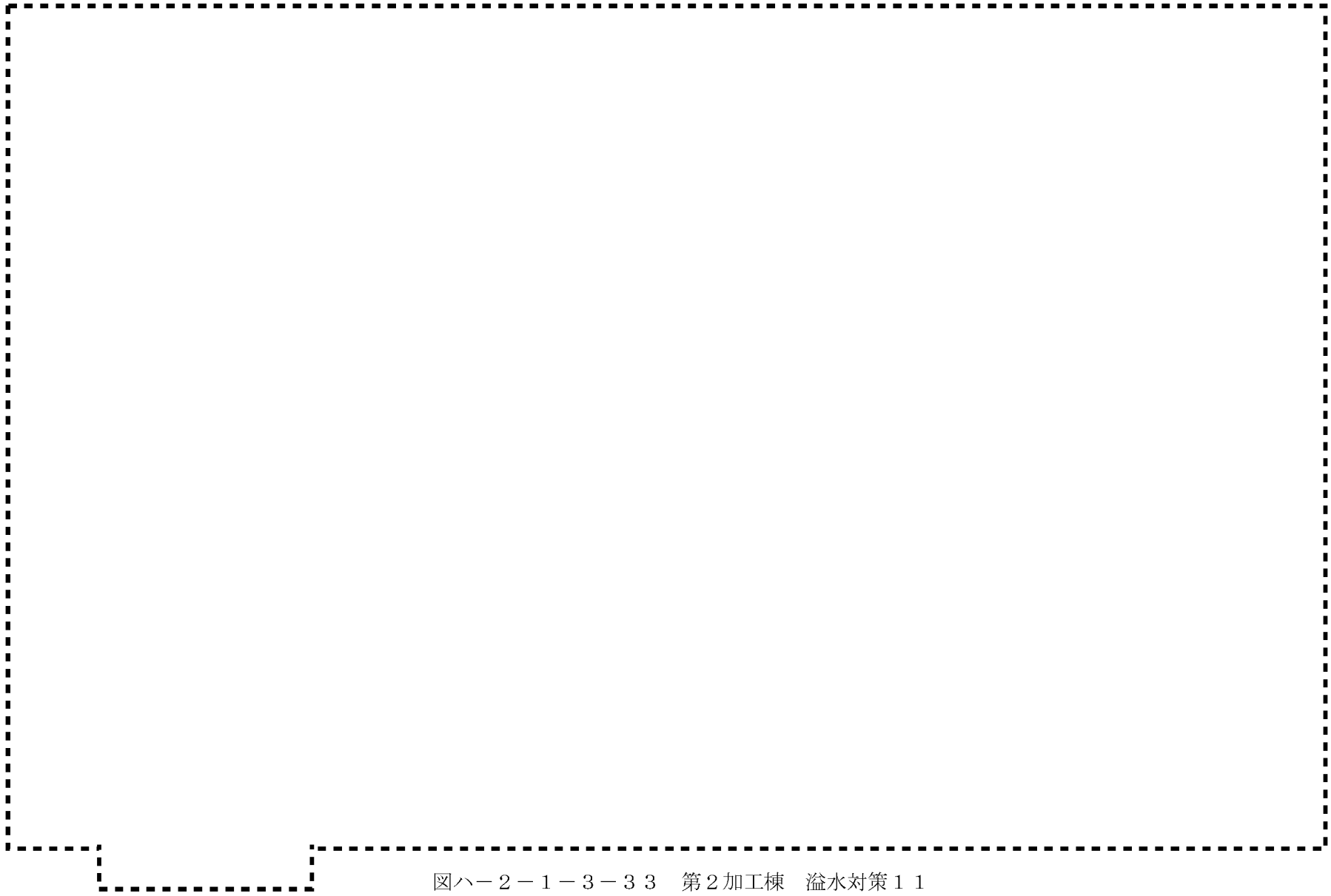


図八-2-1-3-3 1 第2加工棟 溢水対策9

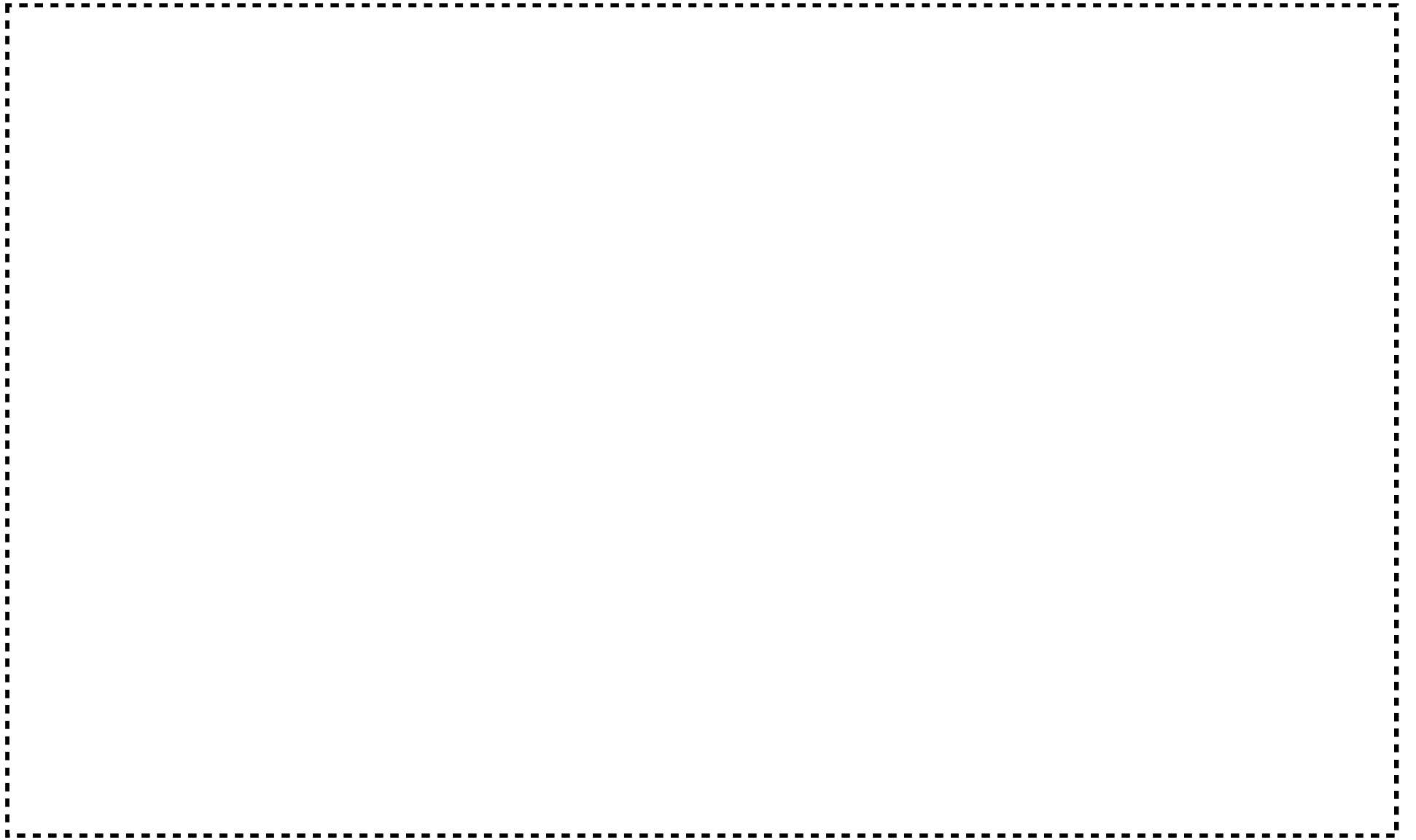




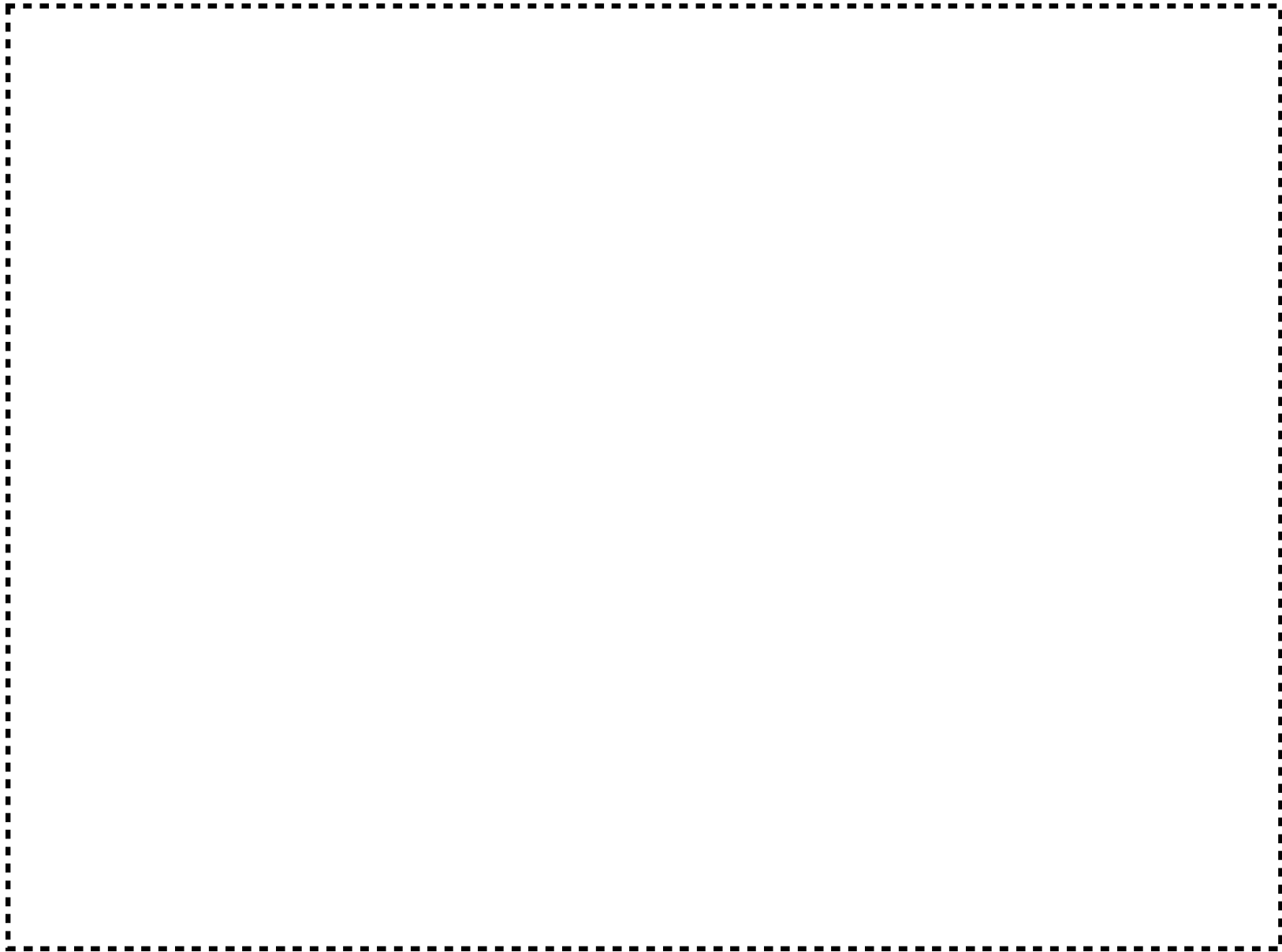
図ハ-2-1-3-3 2 第2加工棟 溢水対策10



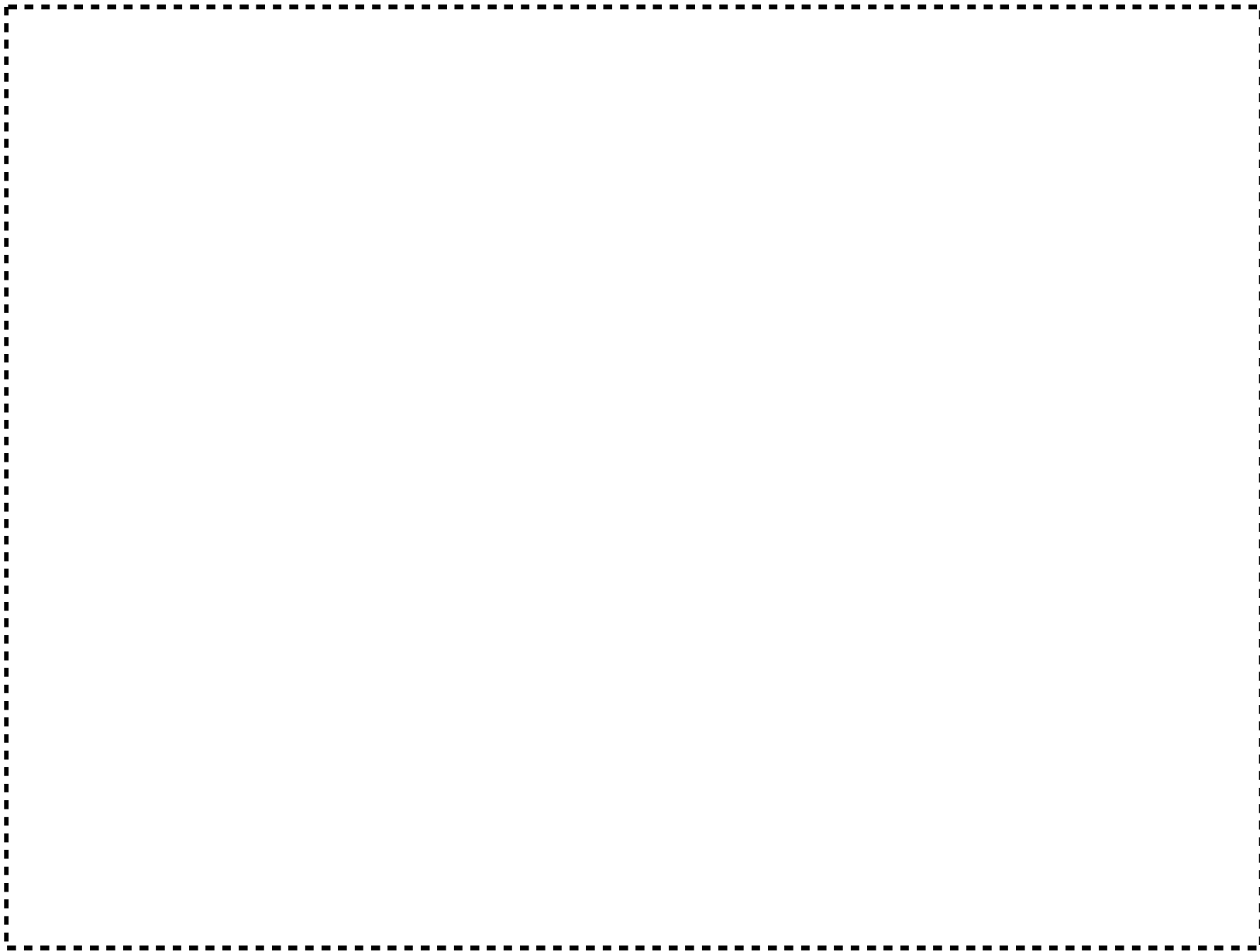
図八-2-1-3-3 第2加工棟 溢水対策1 1



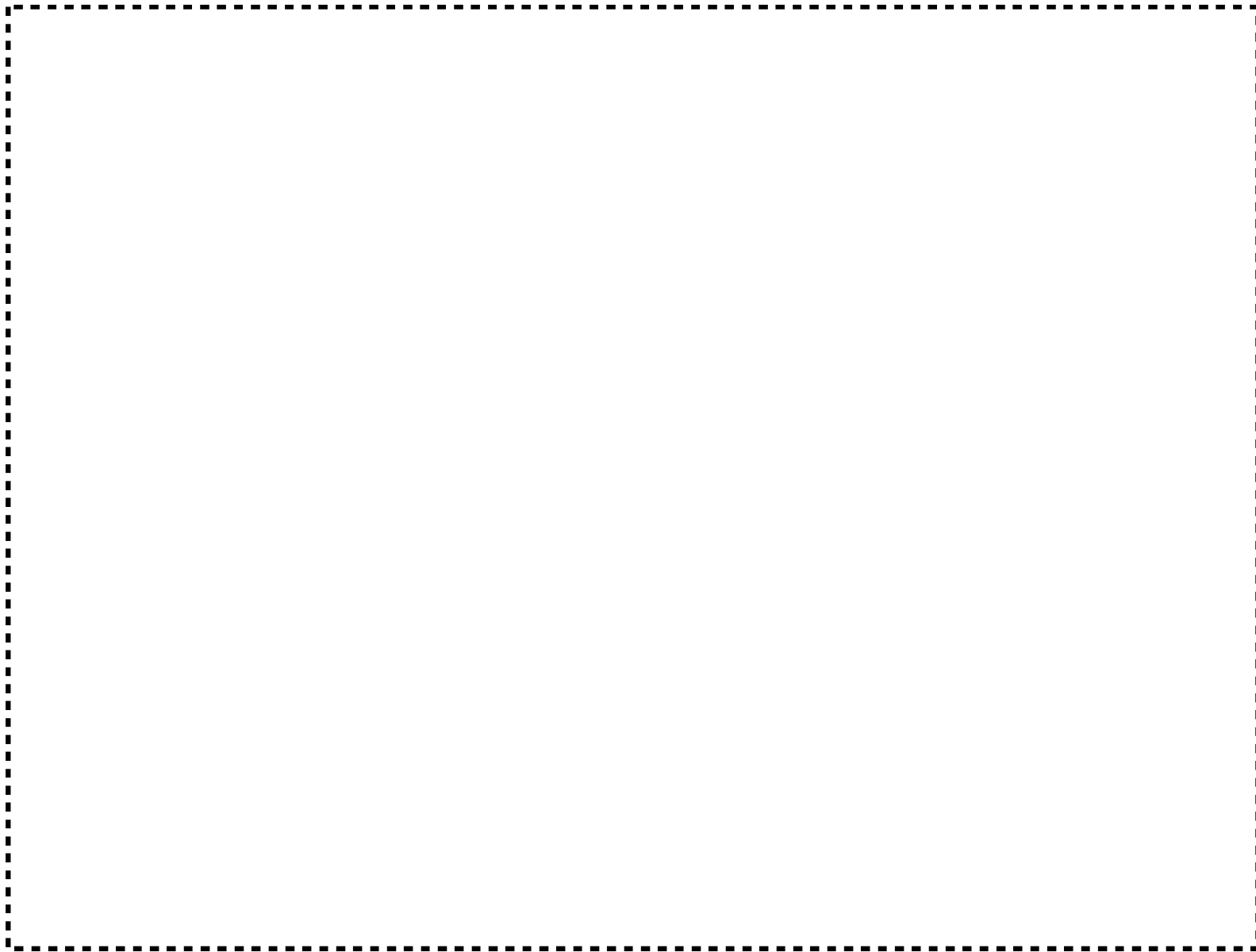
図八-2-1-3-34 第2加工棟 溢水対策12・13



図ハ-2-1-3-35 第2加工棟 溢水対策14



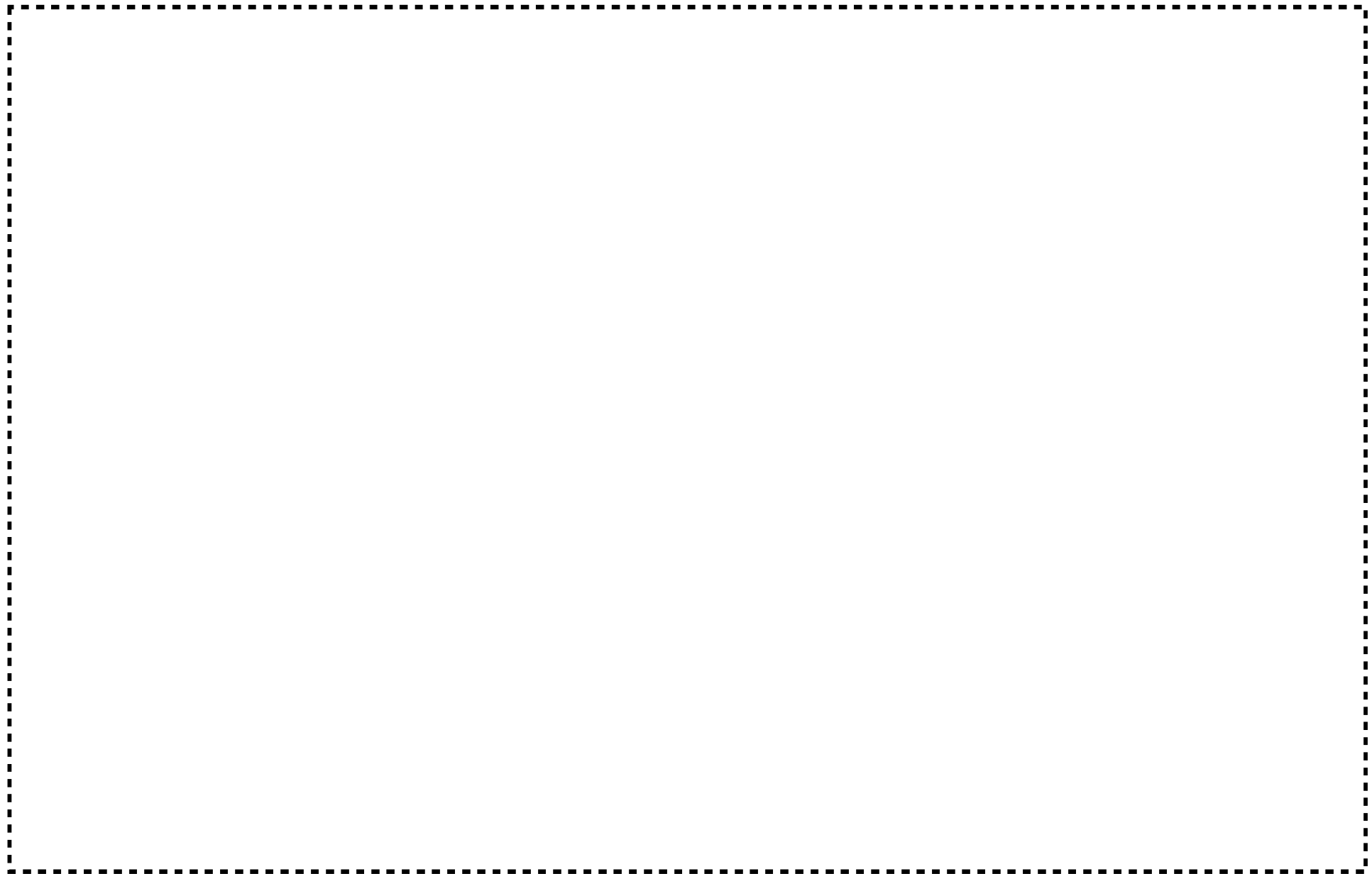
図八-2-1-3-36 第2加工棟 溢水対策15



図ハ-2-1-3-37 第2加工棟 溢水対策16

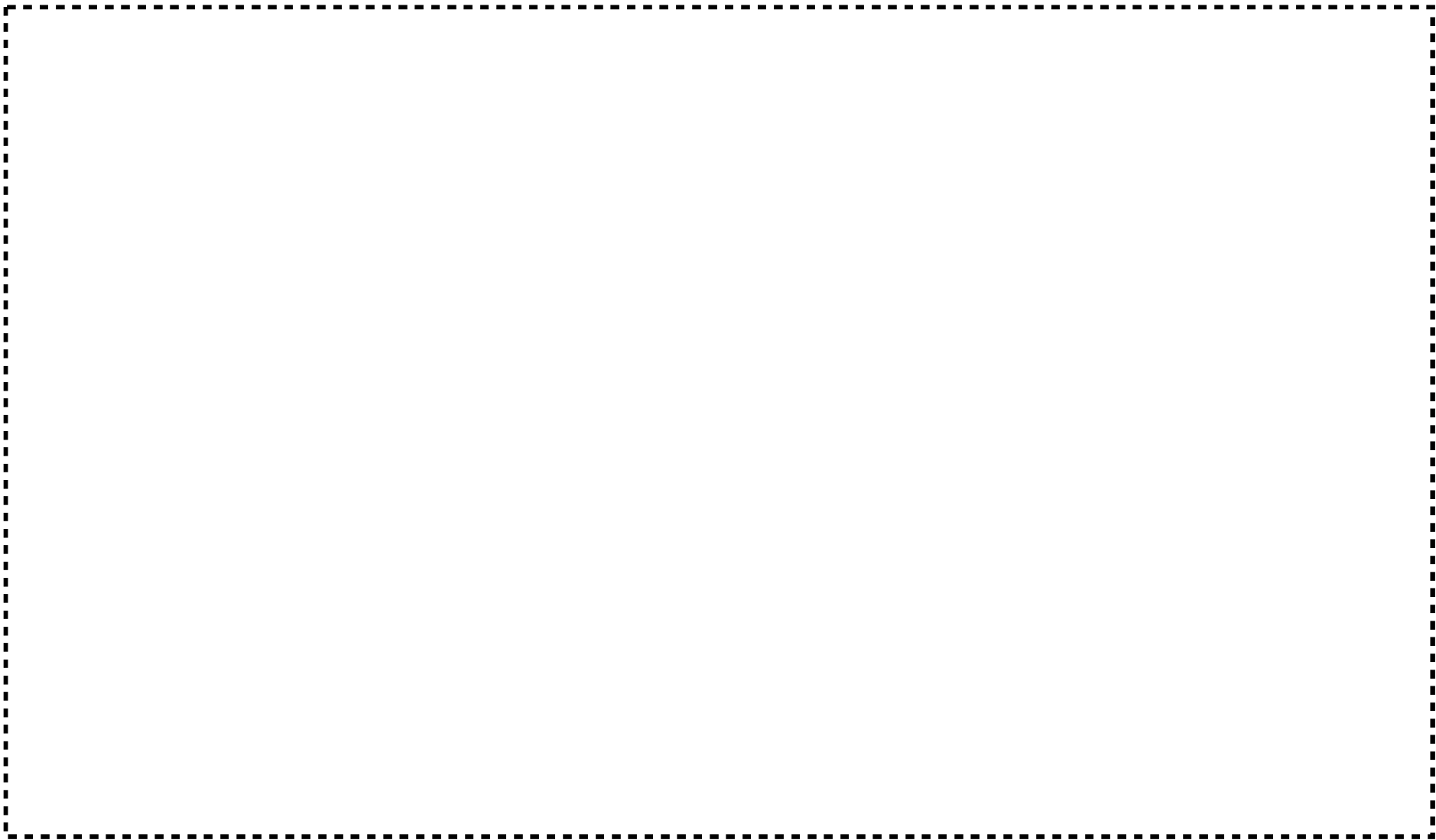


図ハ-2-1-3-38 第2加工棟 溢水対策17

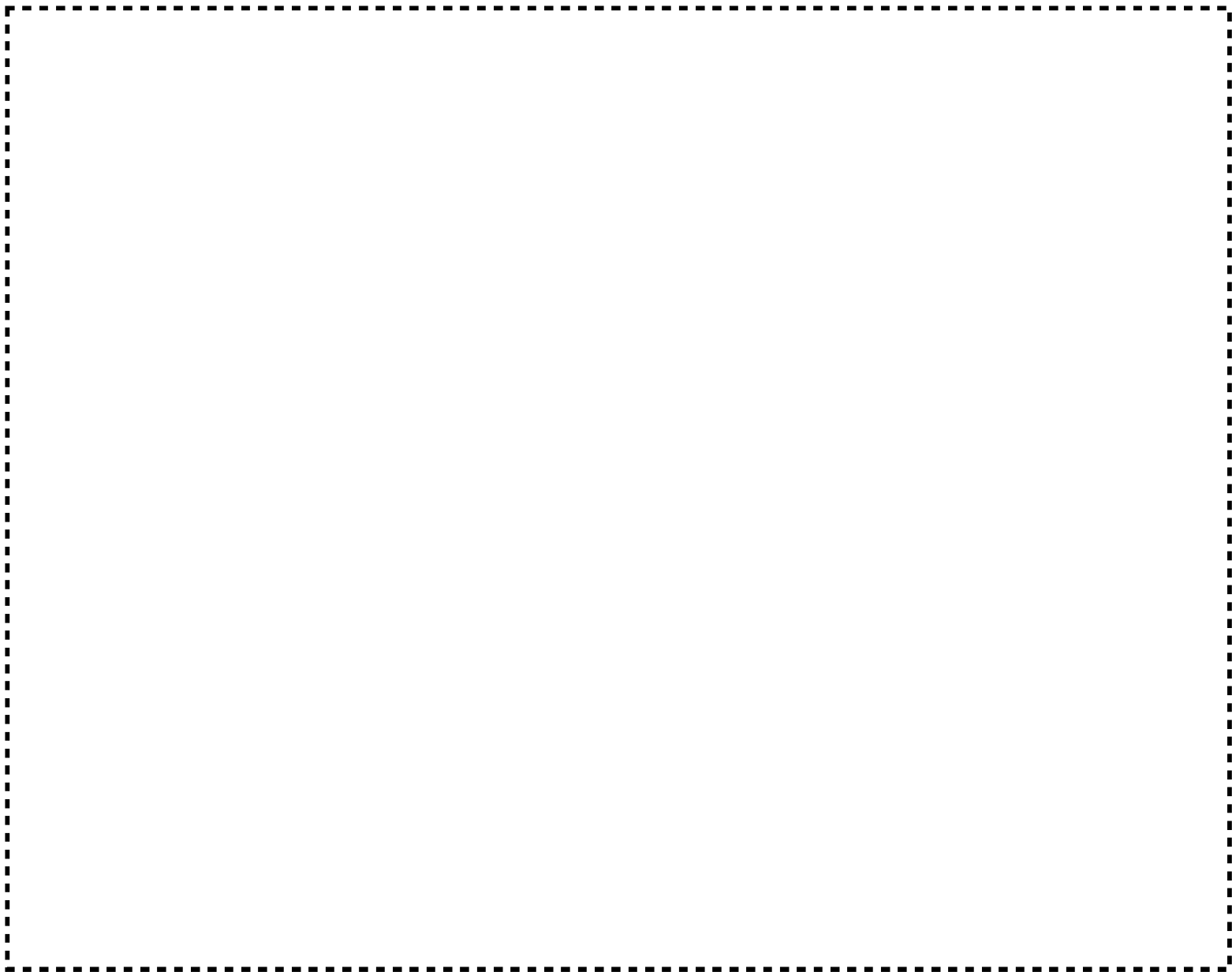


図ハ-2-1-3-39 第2加工棟 溢水対策18(1)

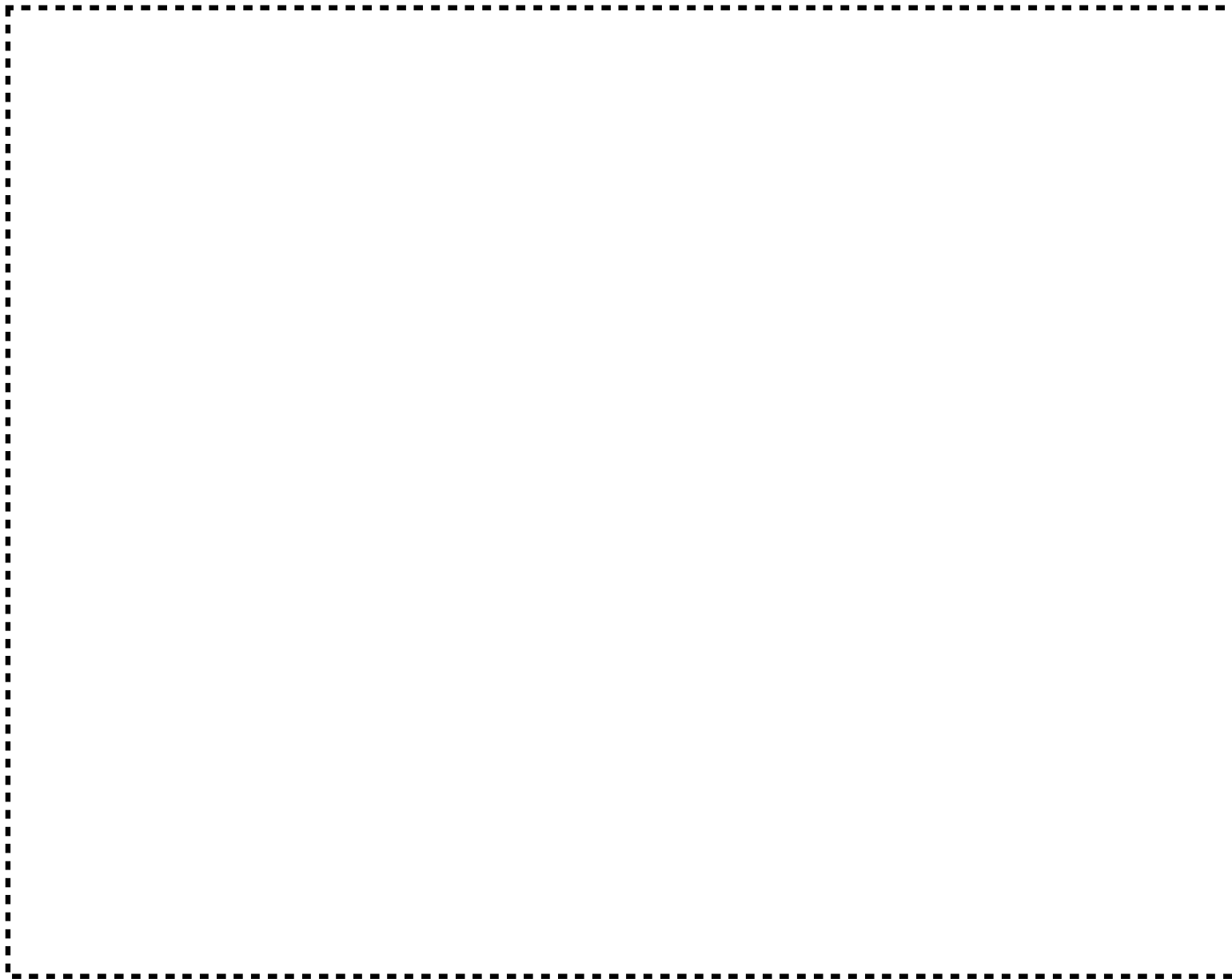




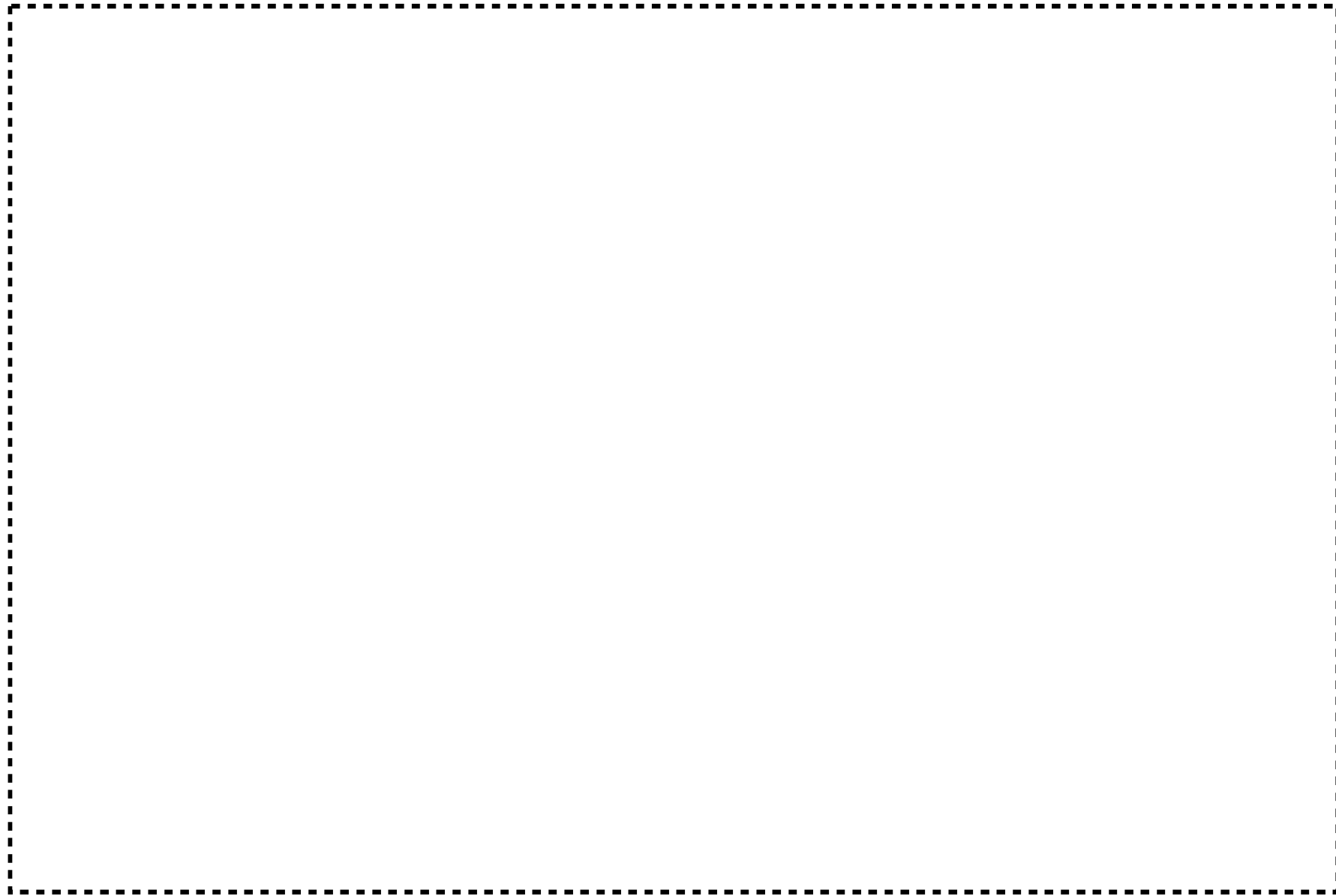
図ハ-2-1-3-40 第2加工棟 溢水対策18(2)



図ハ-2-1-3-4 1 第2加工棟 溢水対策19



図ハ-2-1-3-4 2 第2加工棟 溢水対策20



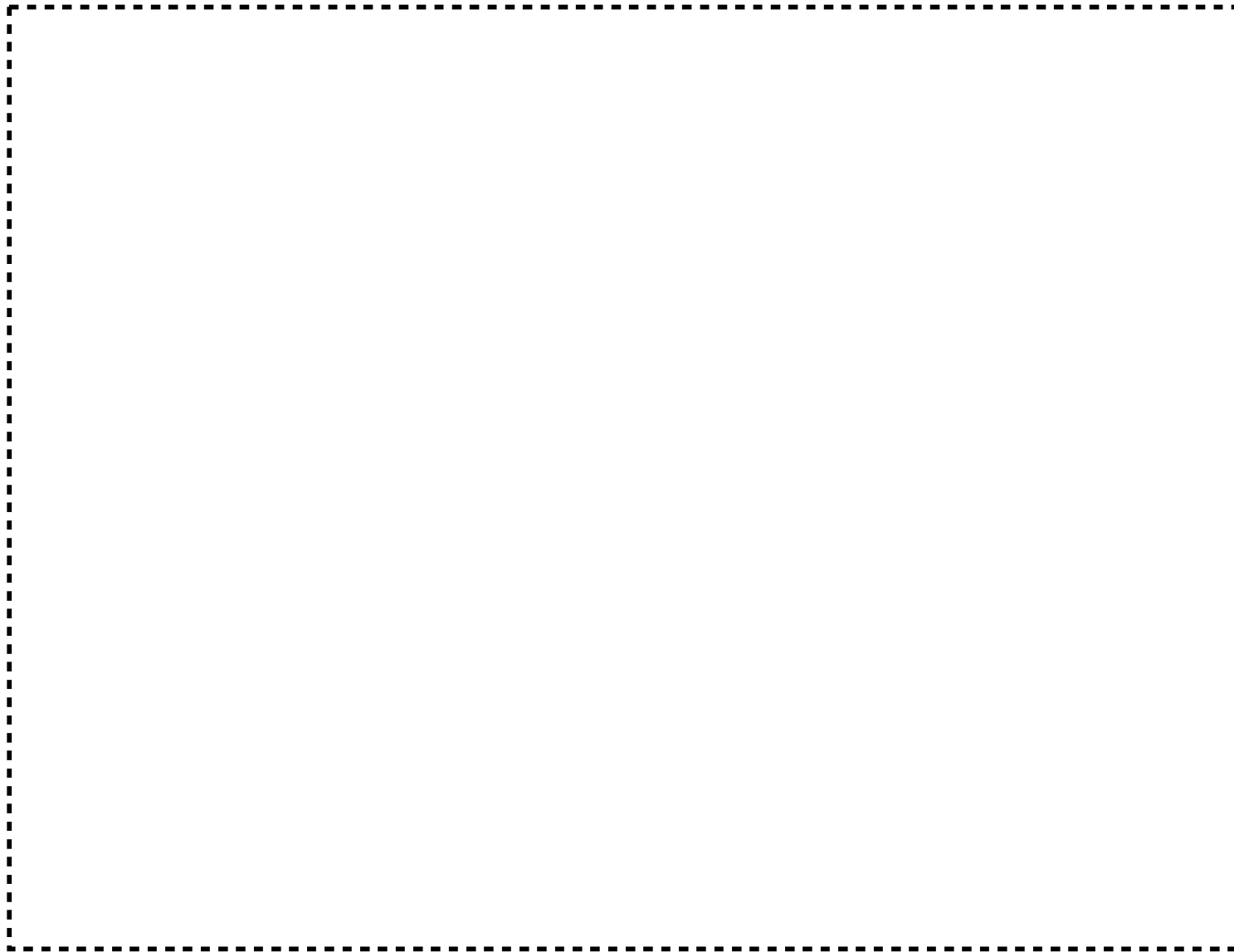
図ハ-2-1-3-4 3 第2加工棟 溢水対策 2 1



図八-2-1-3-4 4 第2加工棟 溢水対策 2 2



図八-2-1-3-45 第2加工棟 溢水対策23・24・25

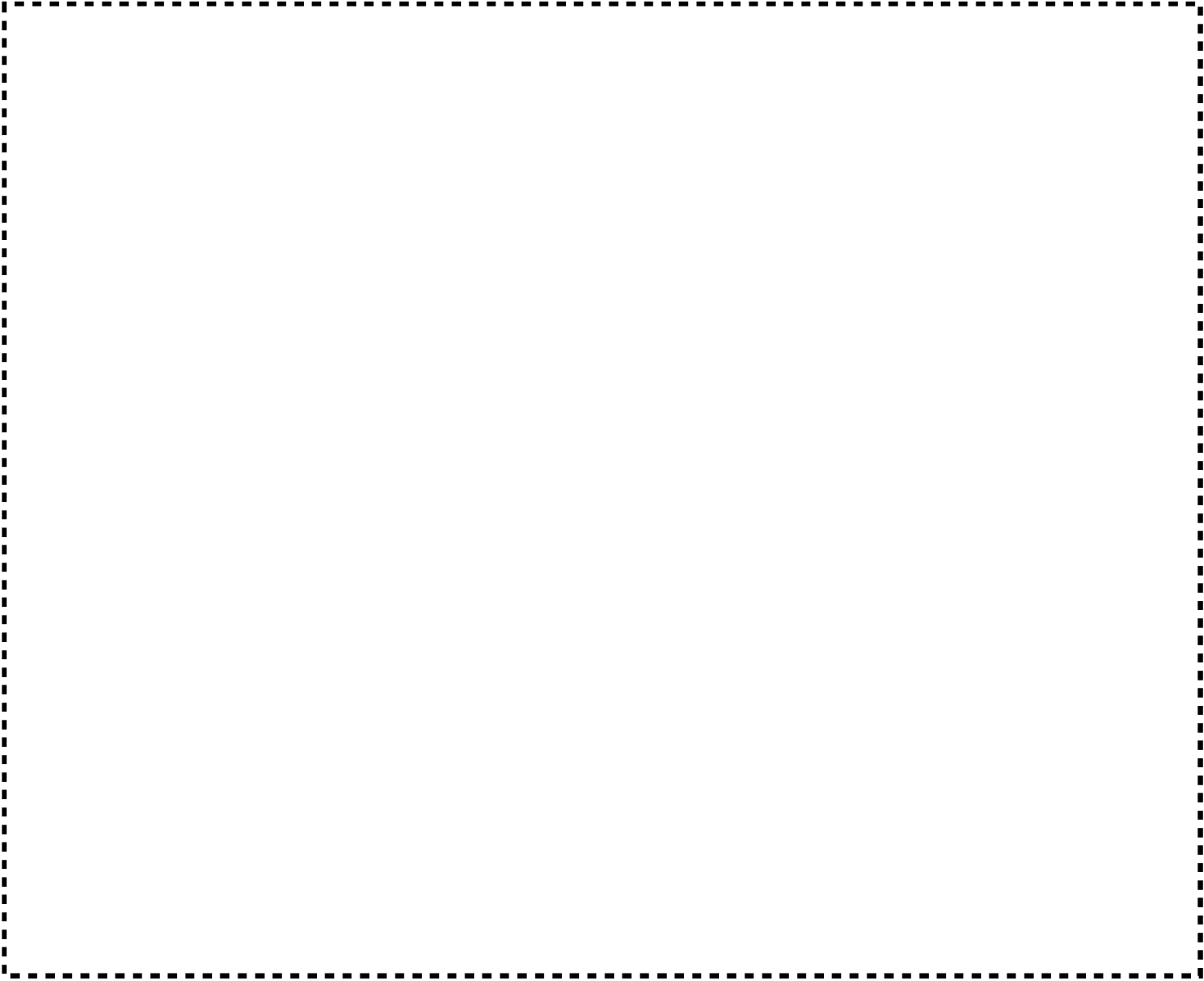


図八-2-1-3-46 第2加工棟 溢水対策26・27・28



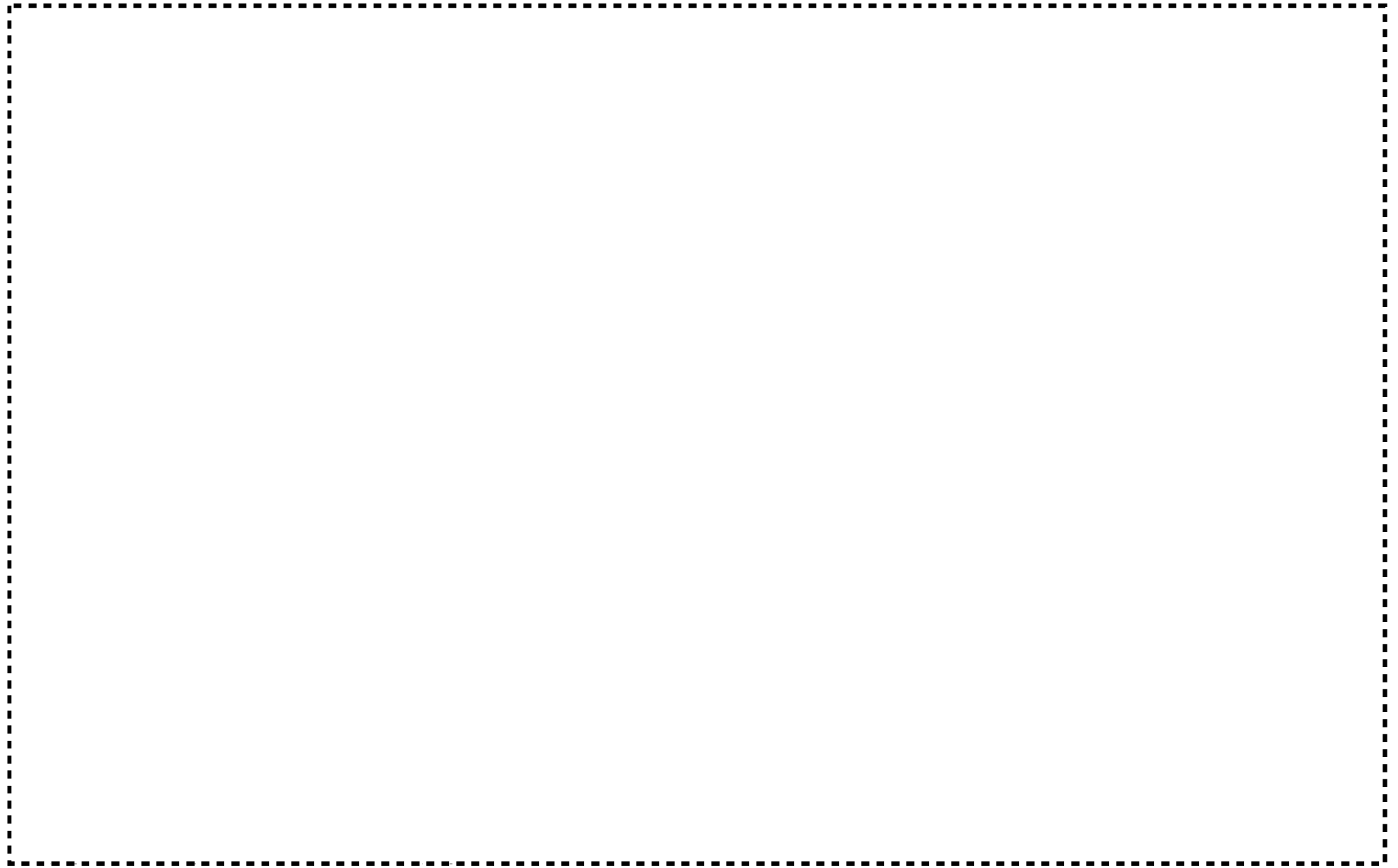
図ハ-2-1-3-47 第2加工棟 溢水対策29





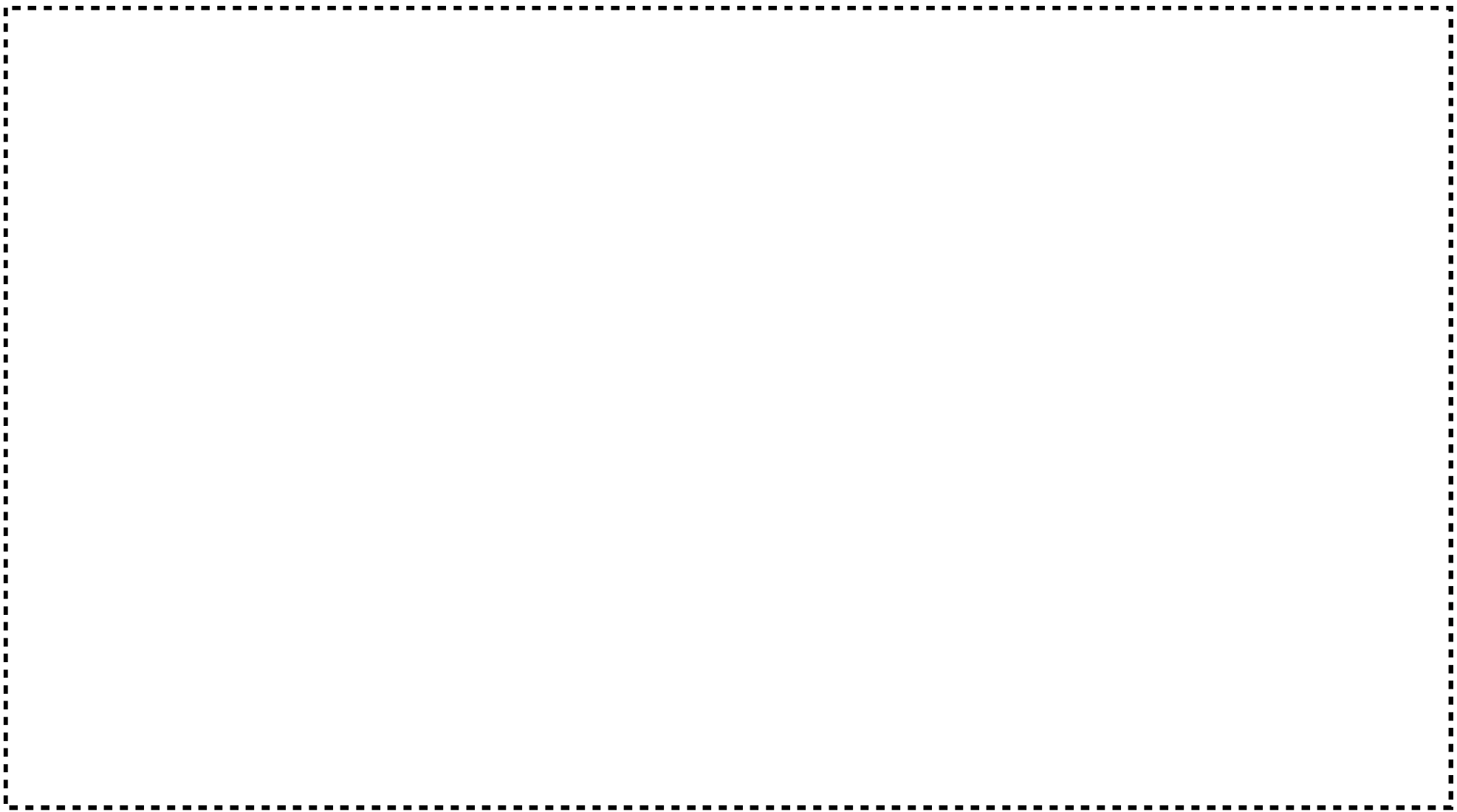
図八-2-1-3-48 第2加工棟 既設溢水対策一覧表

273



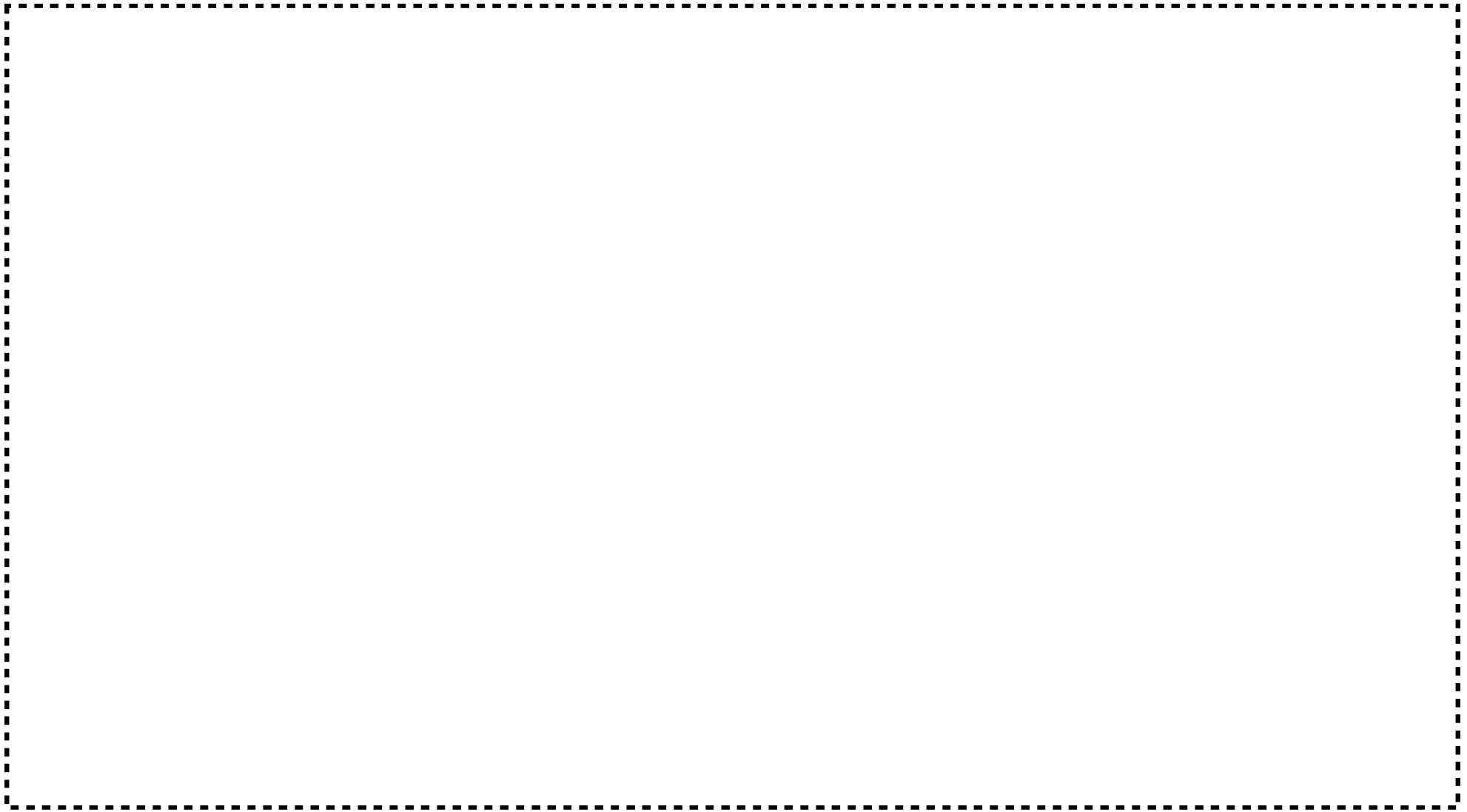
図ハ-2-1-3-49 第2加工棟 地下貯槽ピット・液溜 配置図

274



図ハ-2-1-3-50 (1) 地下貯槽ピット 詳細図1

275



図ハ-2-1-3-50 (2) 地下貯槽ピット 詳細図2

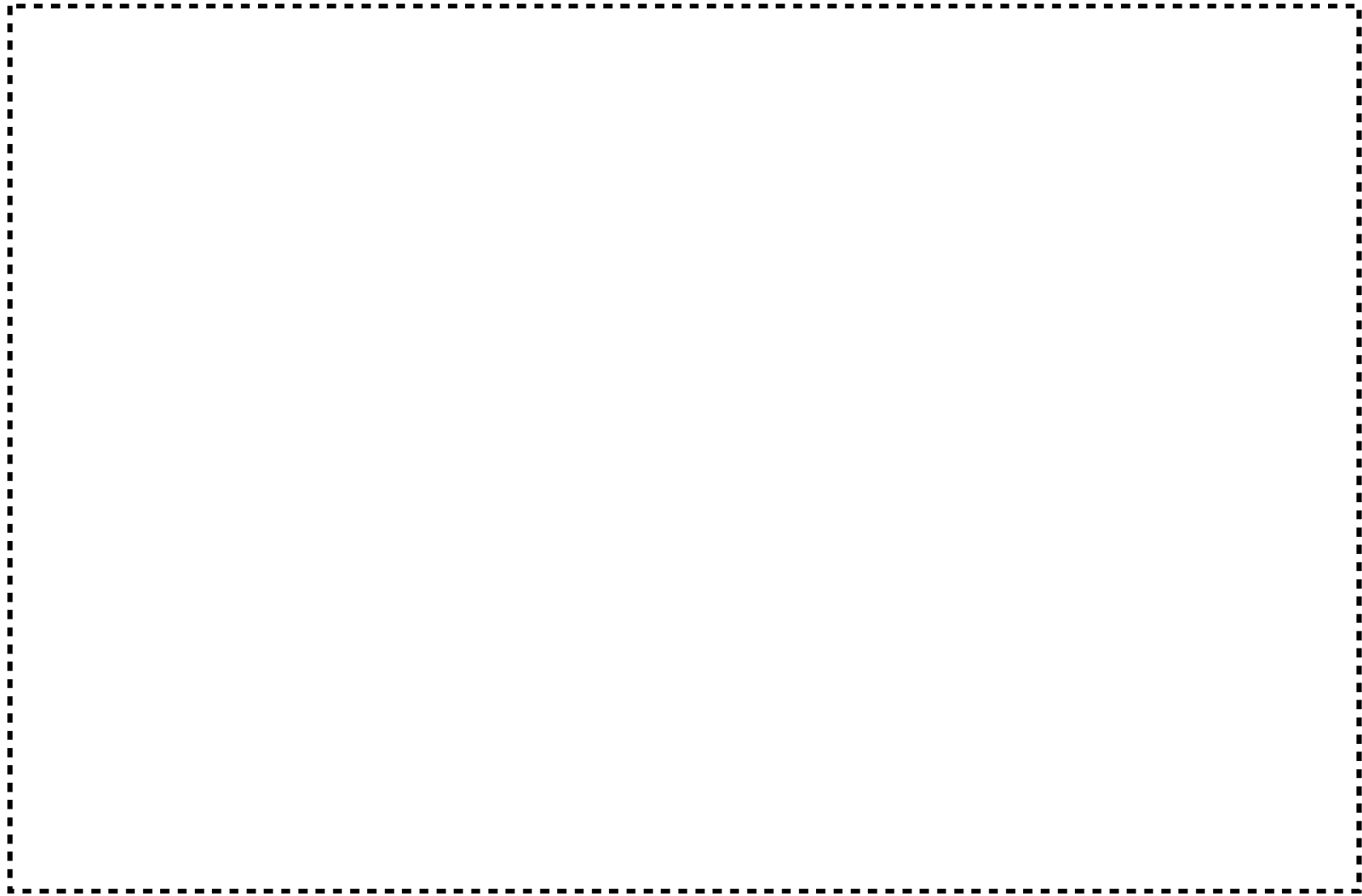
276



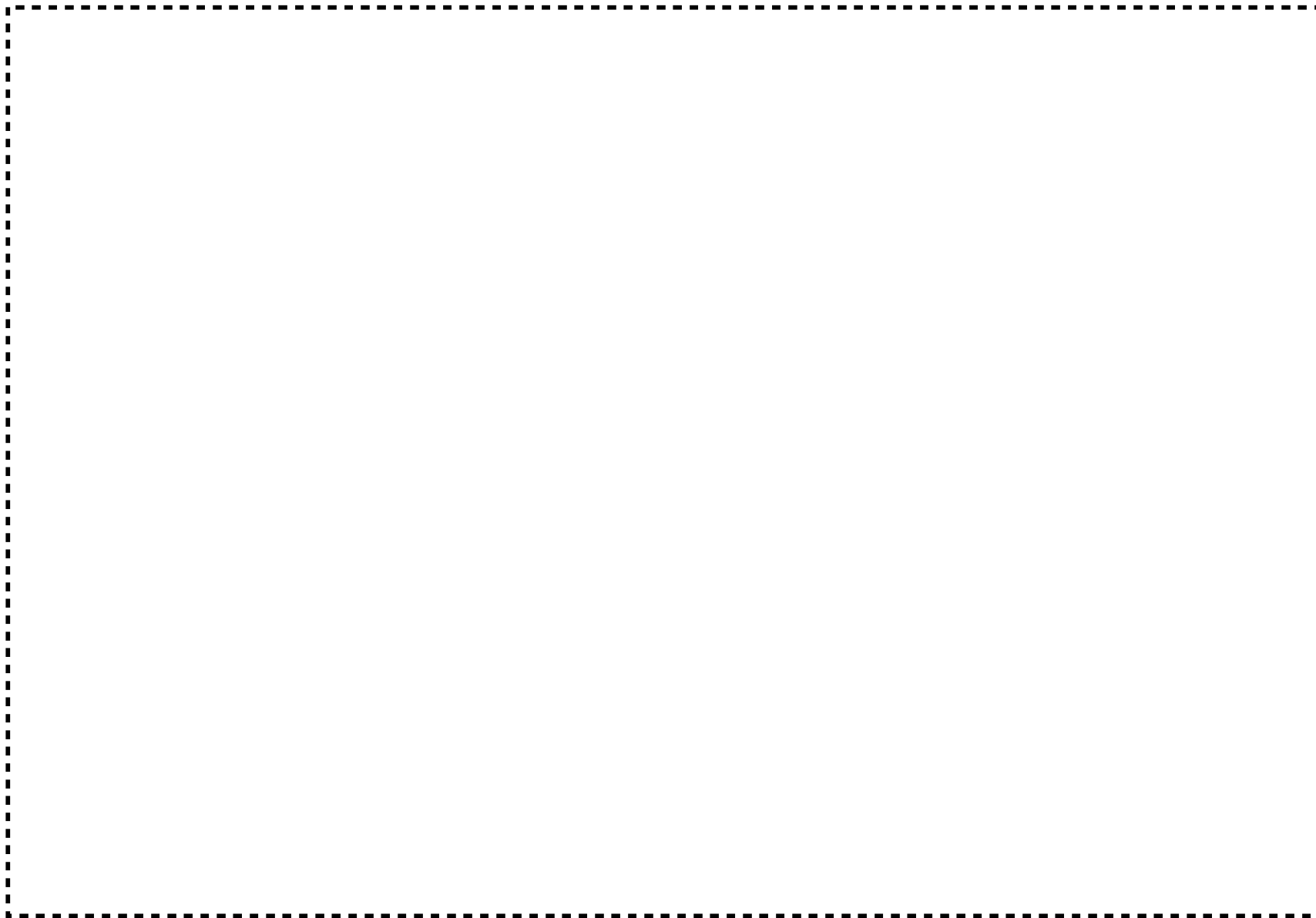
図ハ-2-1-3-5 1 地下貯槽ピット 詳細図3



図八-2-1-4-1 第2加工棟 建具配置図 1階



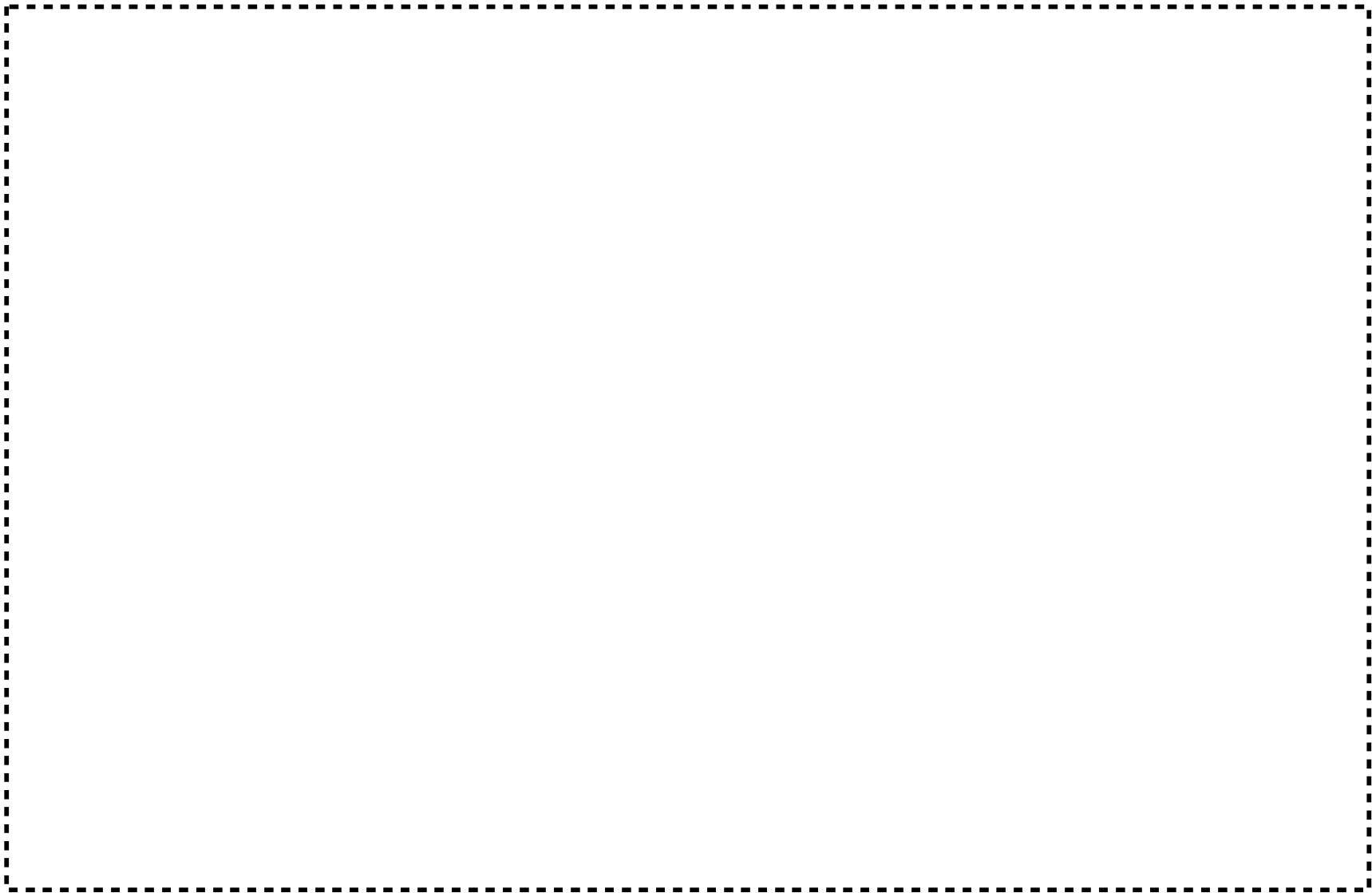
図ハ-2-1-4-2 第2加工棟 建具配置図 中2階



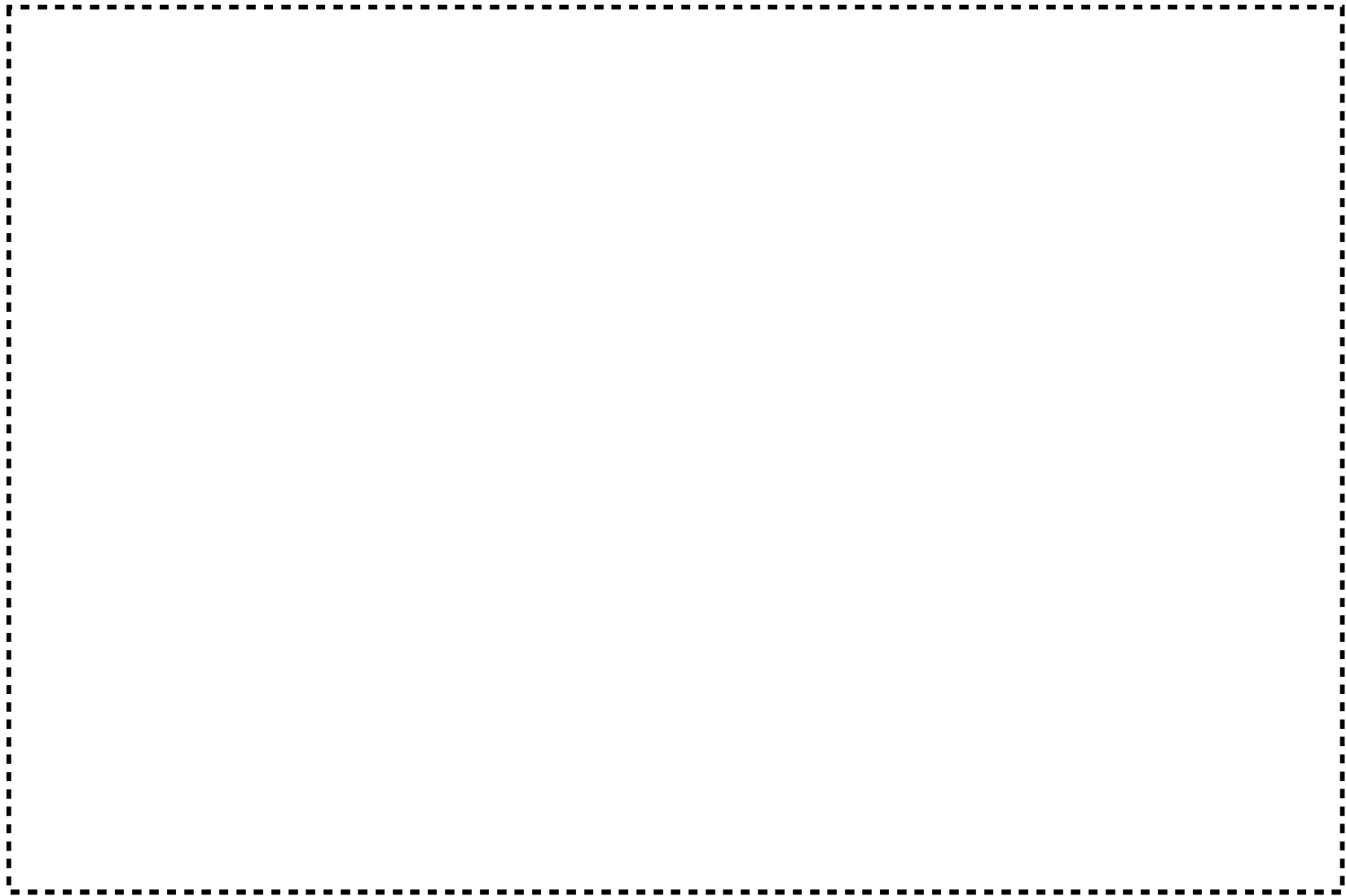
図ハ-2-1-4-3 第2加工棟 建具配置図 2階



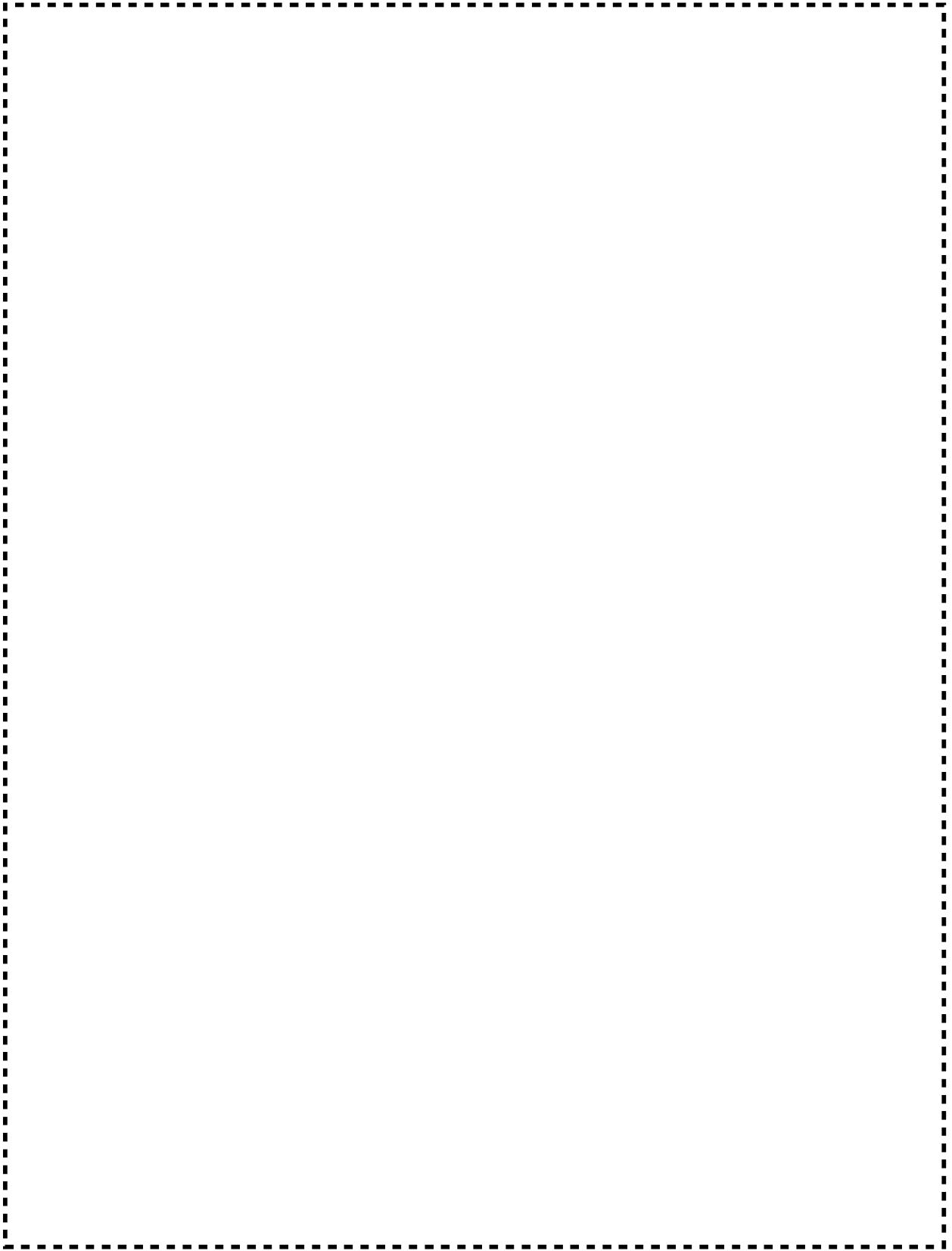
280



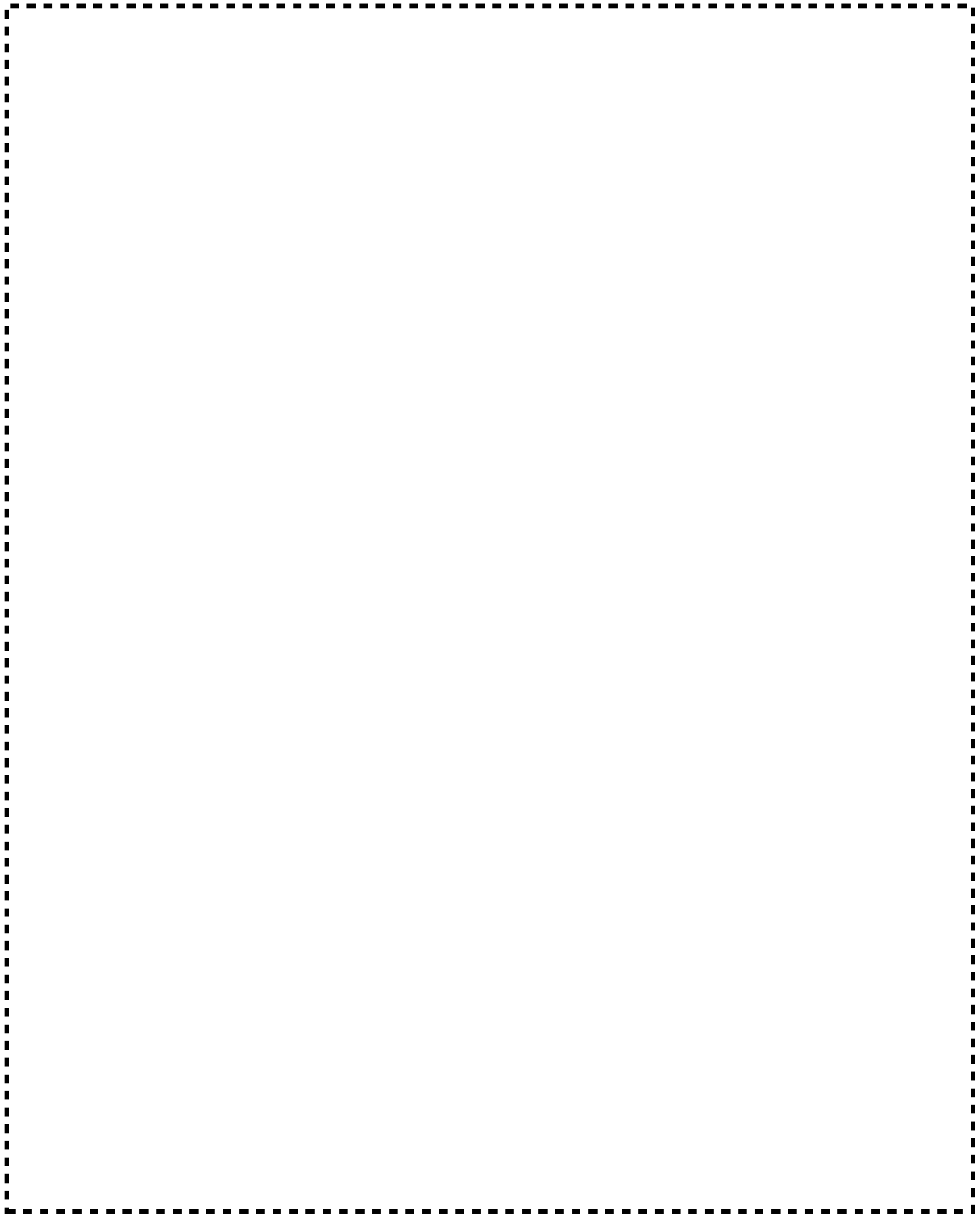
図ハ-2-1-4-4 第2加工棟 建具配置図 3階



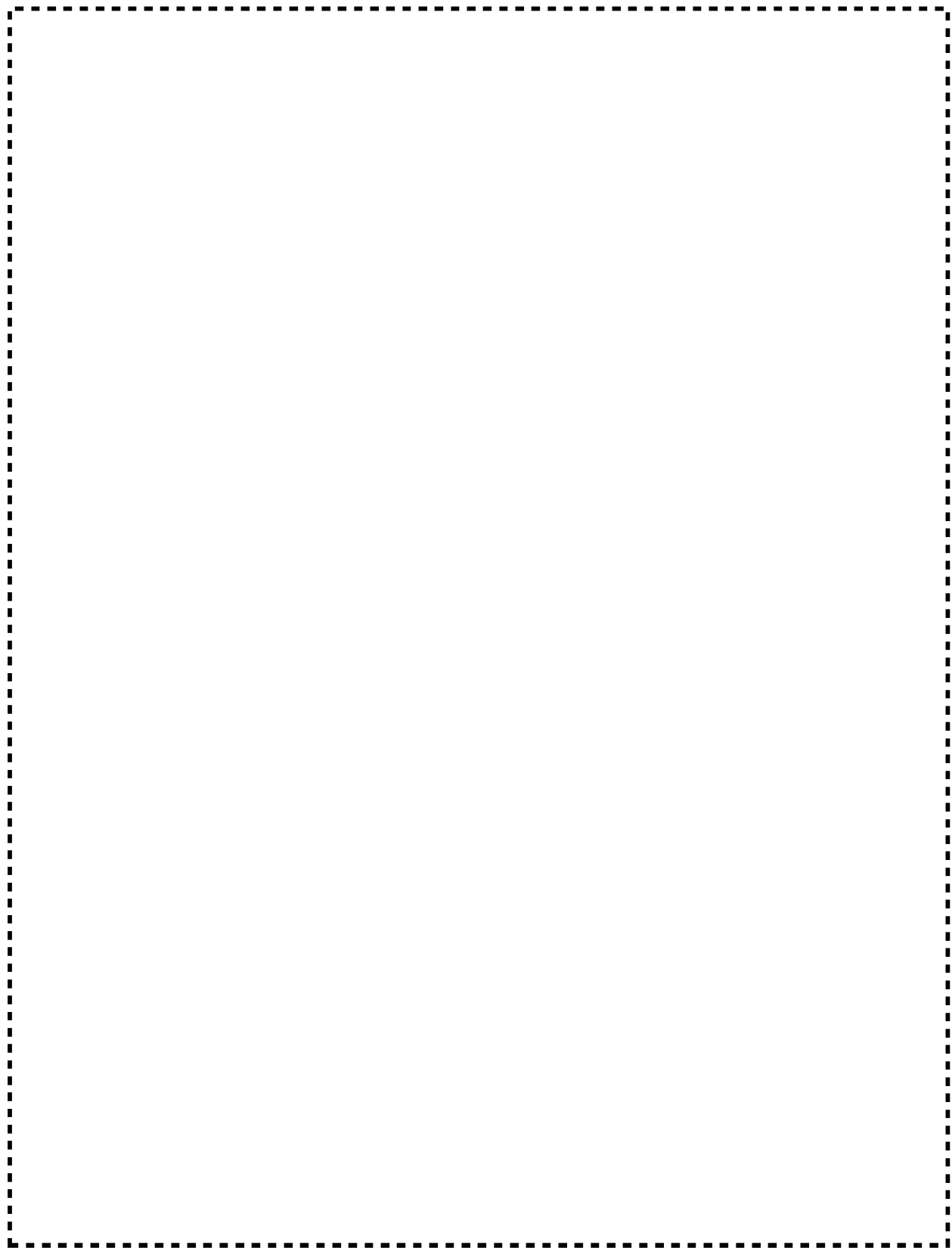
図八-2-1-4-5 第2加工棟 建具配置図 4階



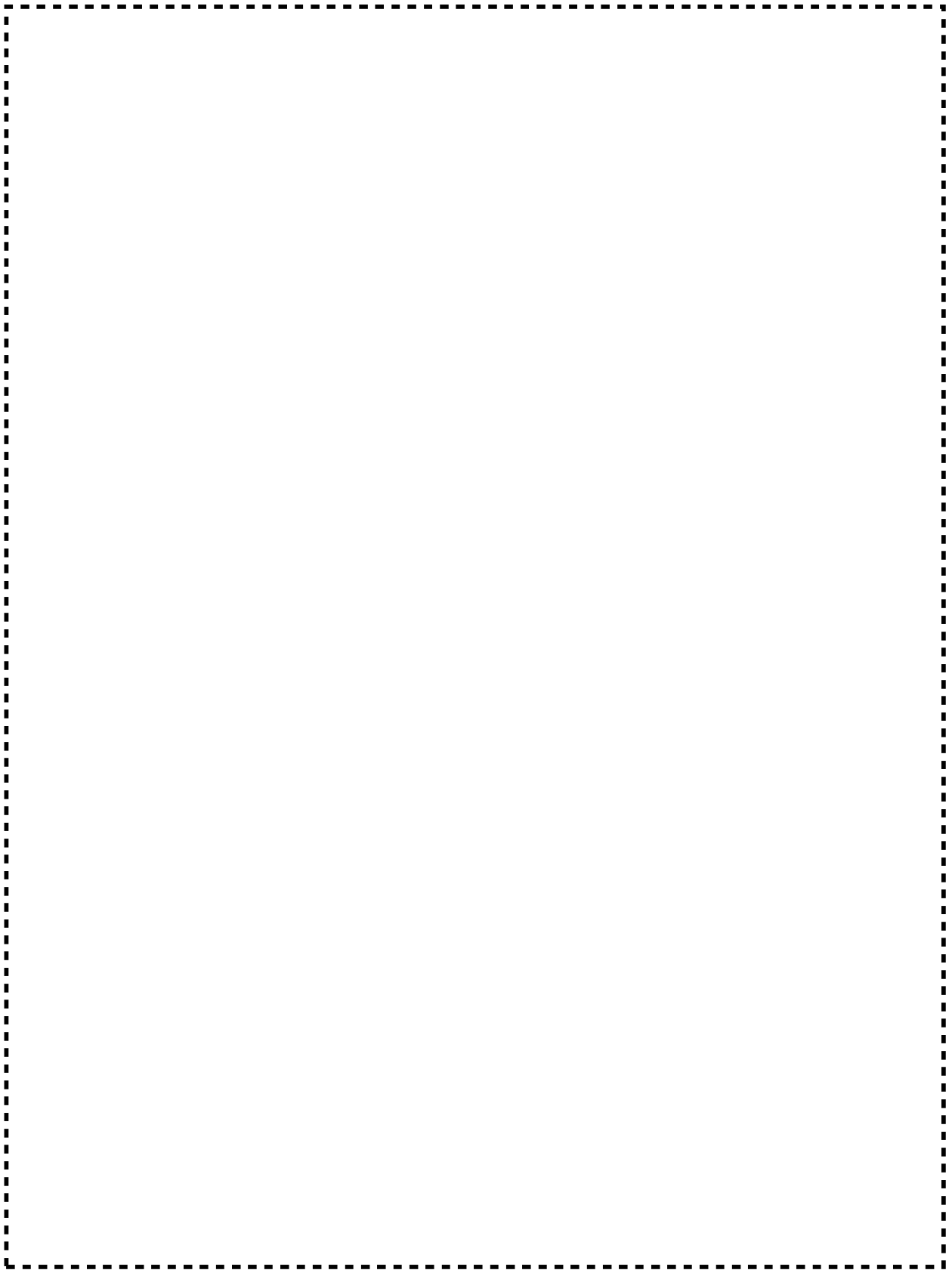
図ハ-2-1-4-6 (1) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 1



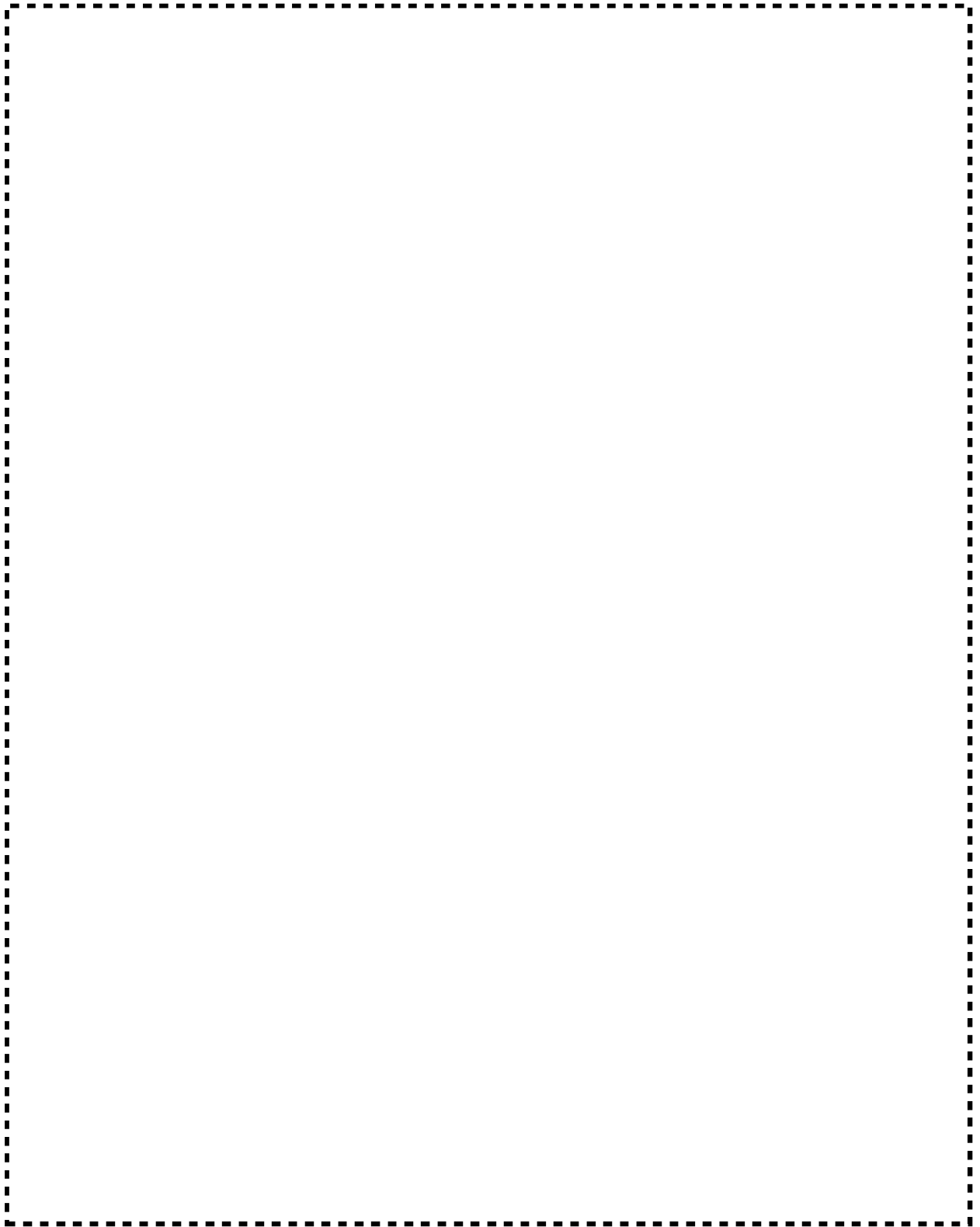
図ハ-2-1-4-6 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2



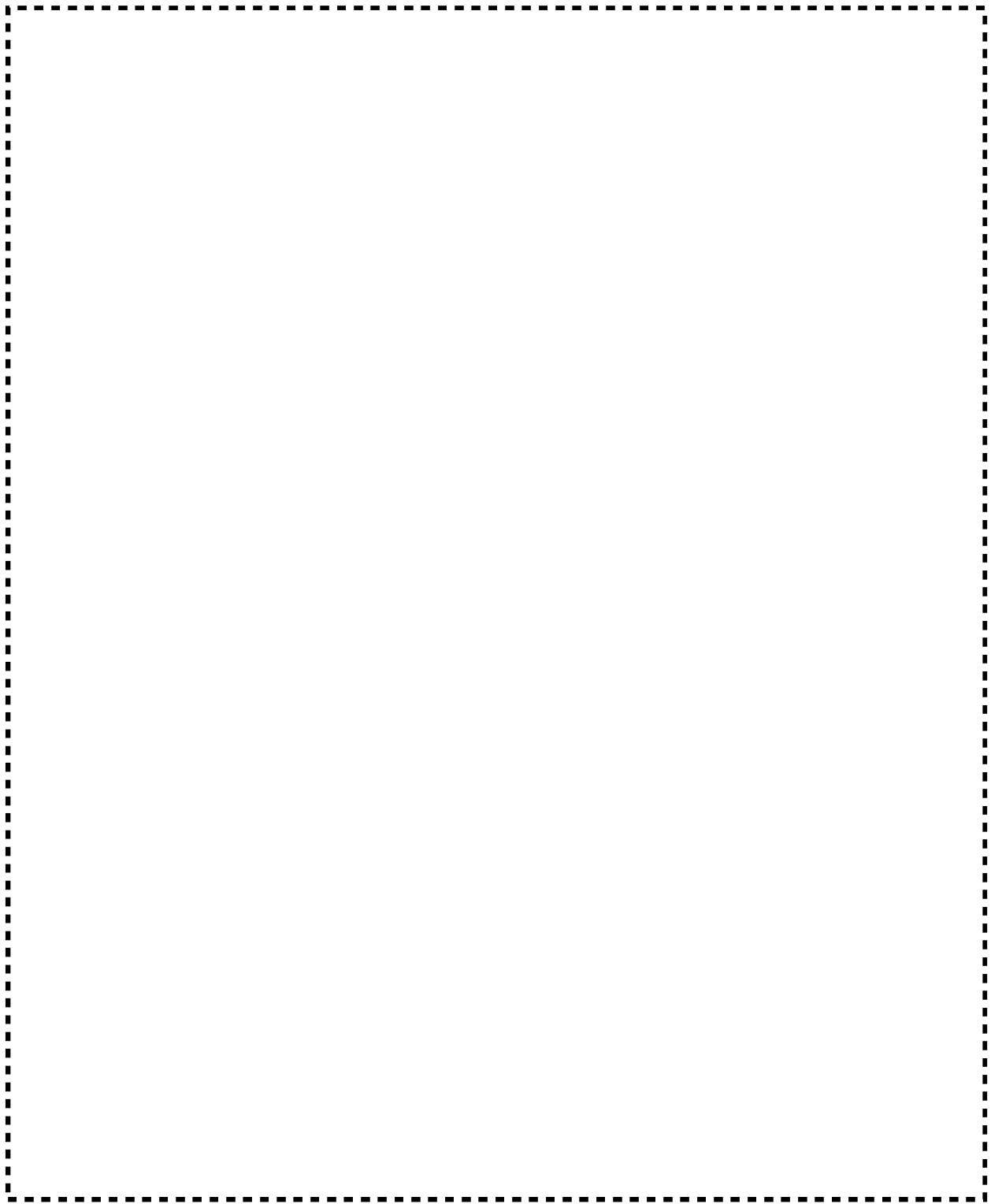
図ハ－２－１－４－７（１） 第２加工棟 安全機能を有する建具（中２階・２階） 1



図ハ-2-1-4-7 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (中2階・2階) 2



図ハ-2-1-4-8 (1) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 1



図ハ-2-1-4-8 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 2

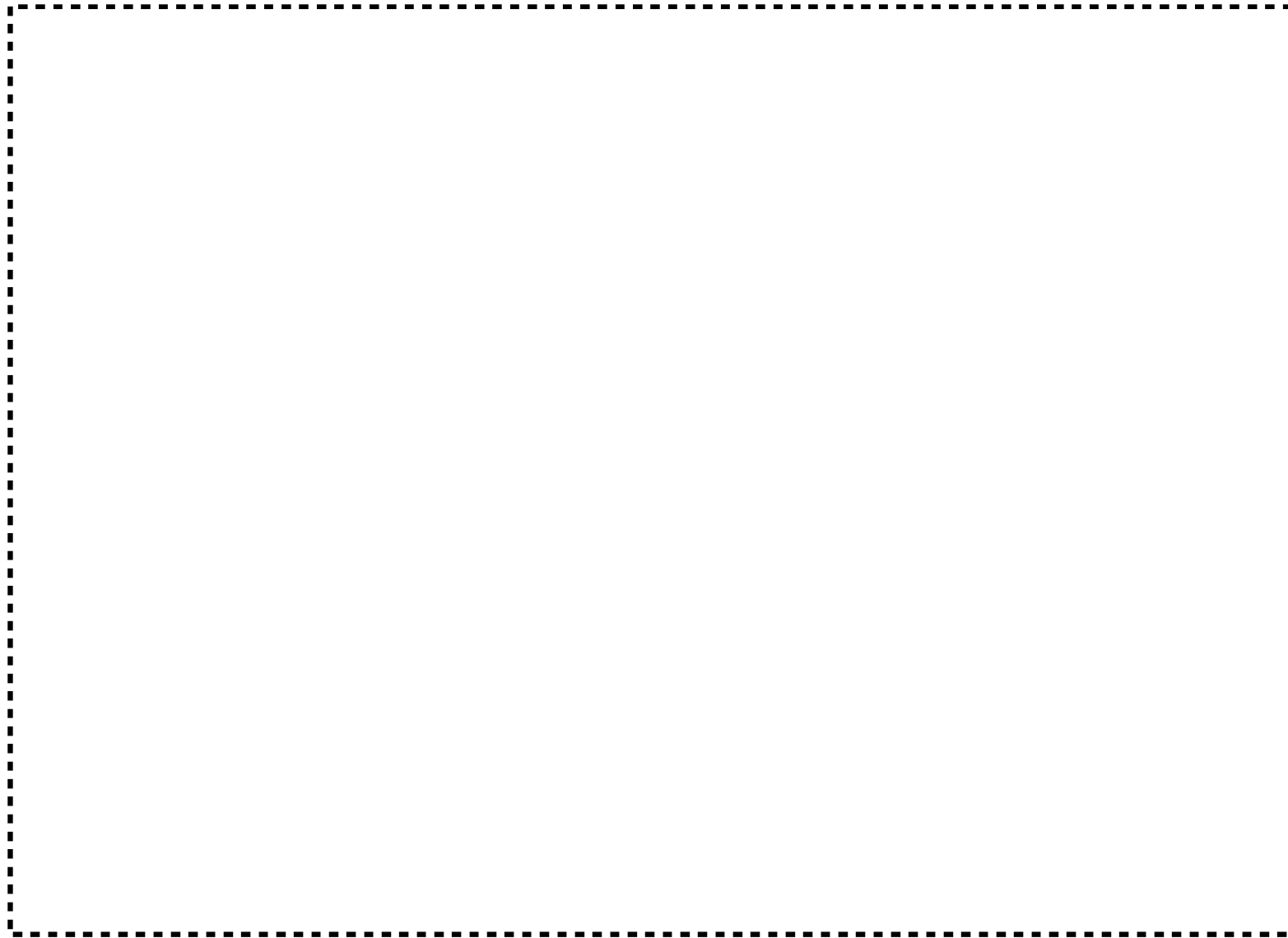


図八-2-1-4-9 第2加工棟 改造鋼製建具 姿図1

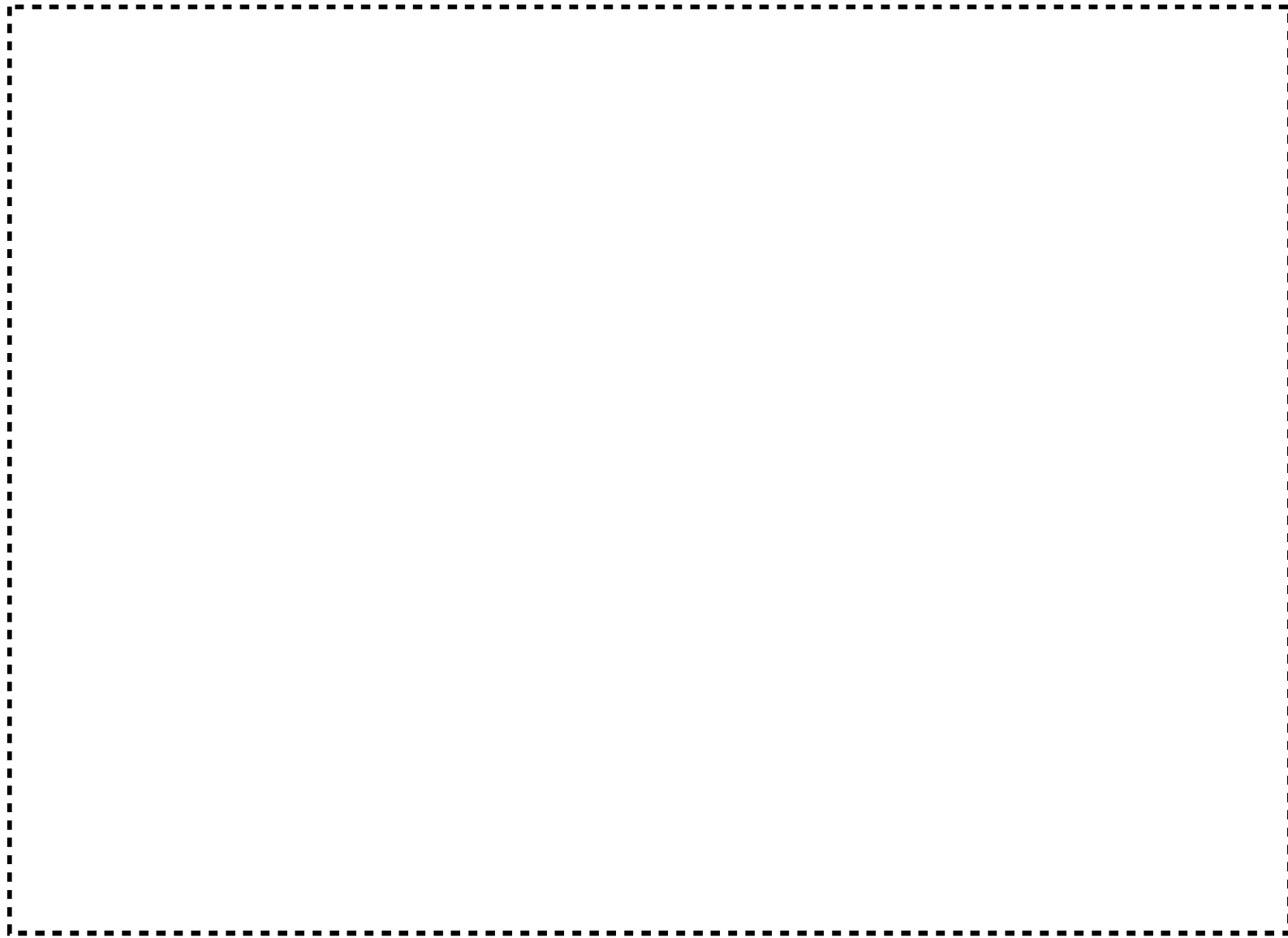


図八-2-1-4-10 第2加工棟 改造鋼製建具 姿図2

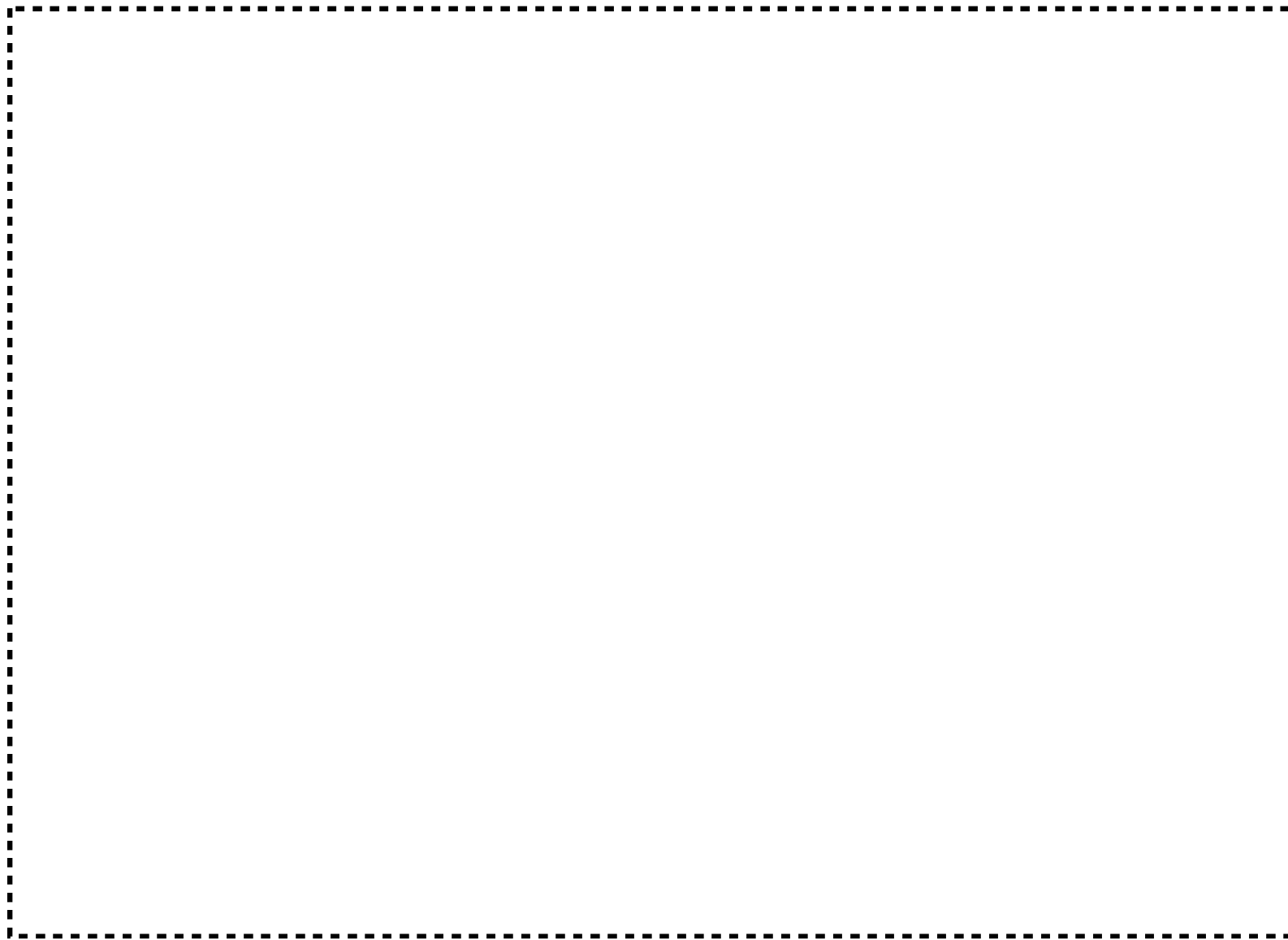
図八-2-1-4-1 1 第2加工棟 改造鋼製建具 姿図3



図八-2-1-4-12 第2加工棟 1-1 改造鋼製建具詳細図 部材表



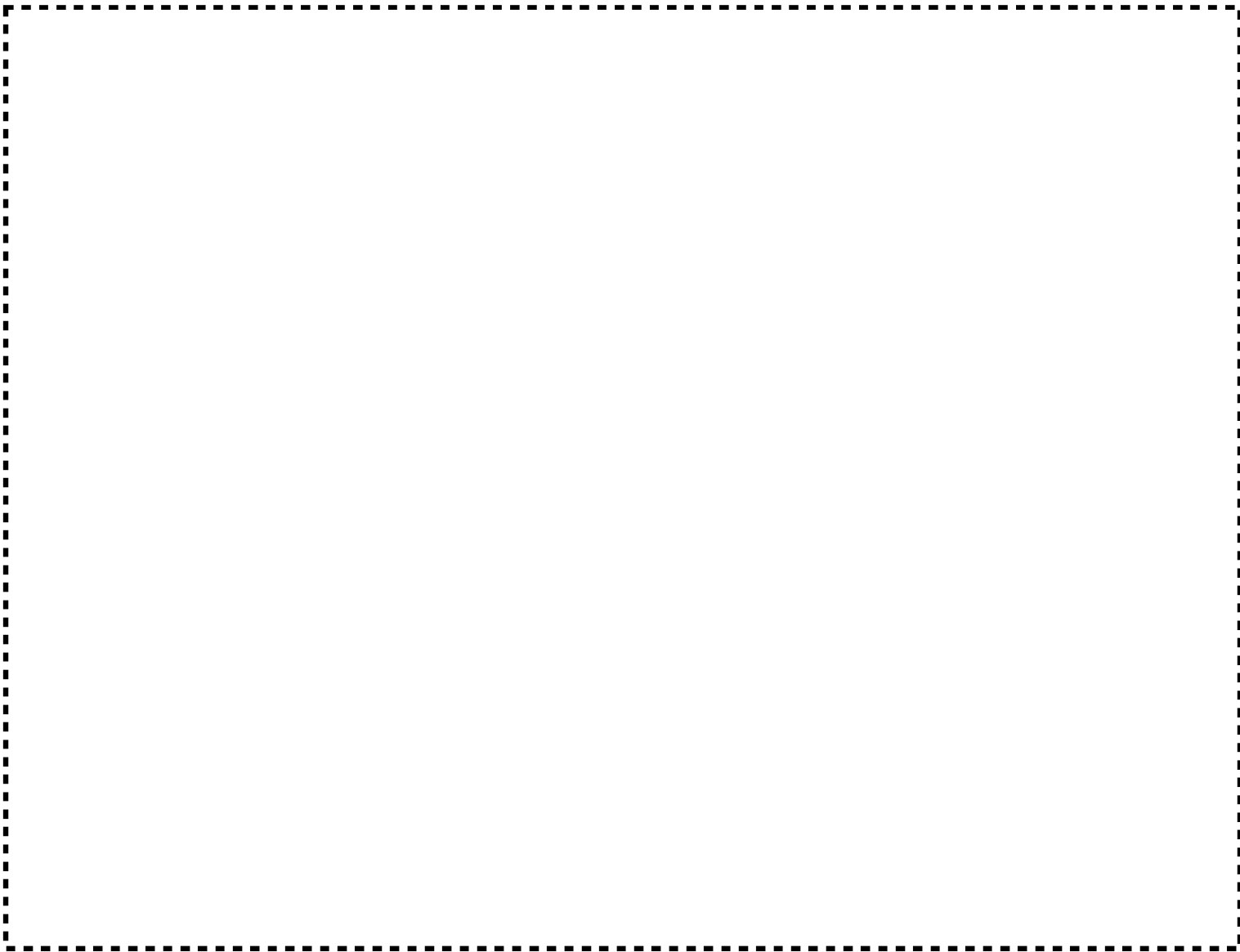
図八-2-1-4-13 第2加工棟 1-2 改造鋼製建具詳細図 部材表



図ハ-2-1-4-14 第2加工棟 1-4、1-11 改造鋼製建具詳細図 部材表

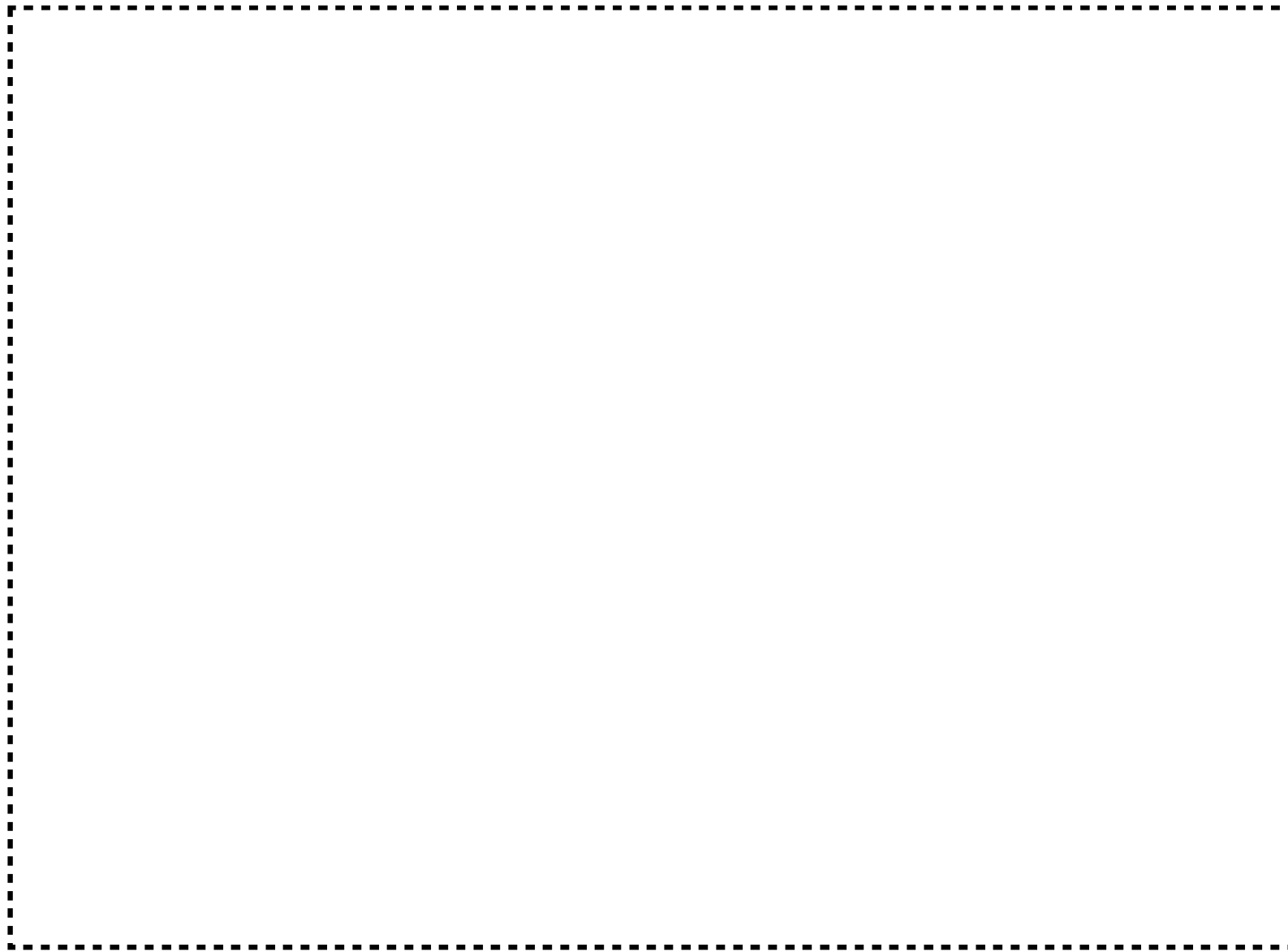


図八-2-1-4-15 第2加工棟 1-7、1-9 改造鋼製建具詳細図 部材表

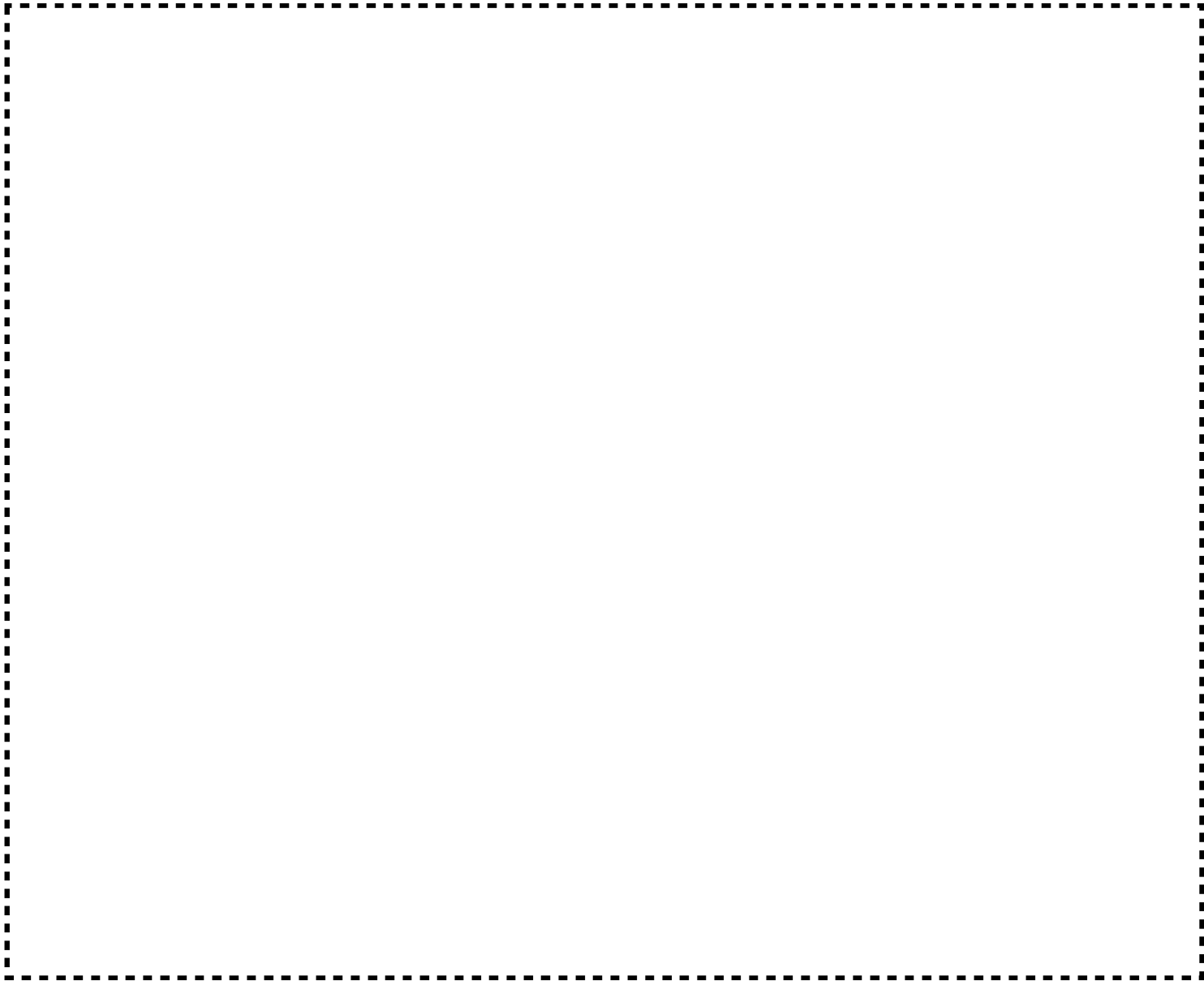


図八-2-1-4-16 第2加工棟 1-8 改造鋼製建具詳細図 部材表

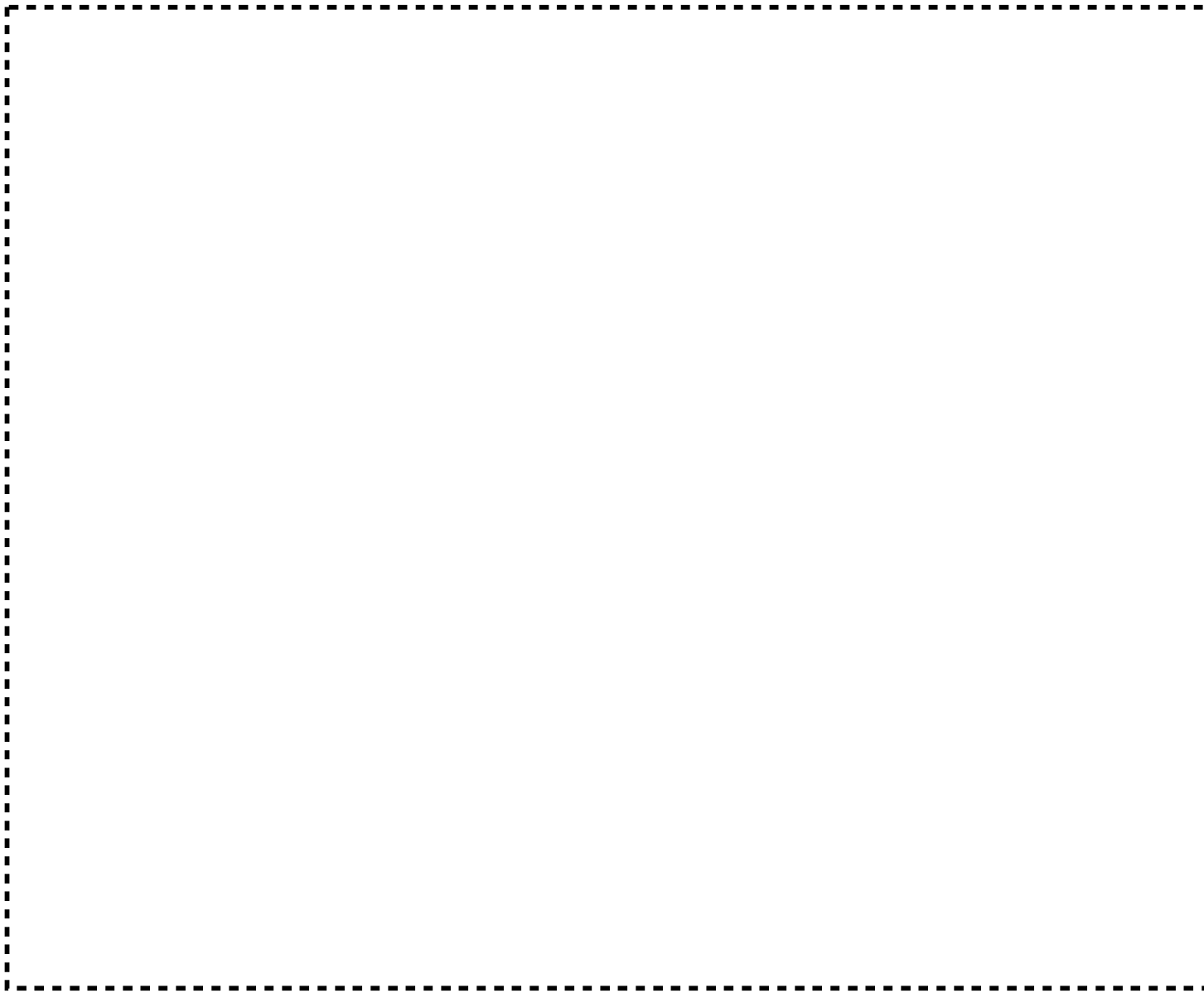




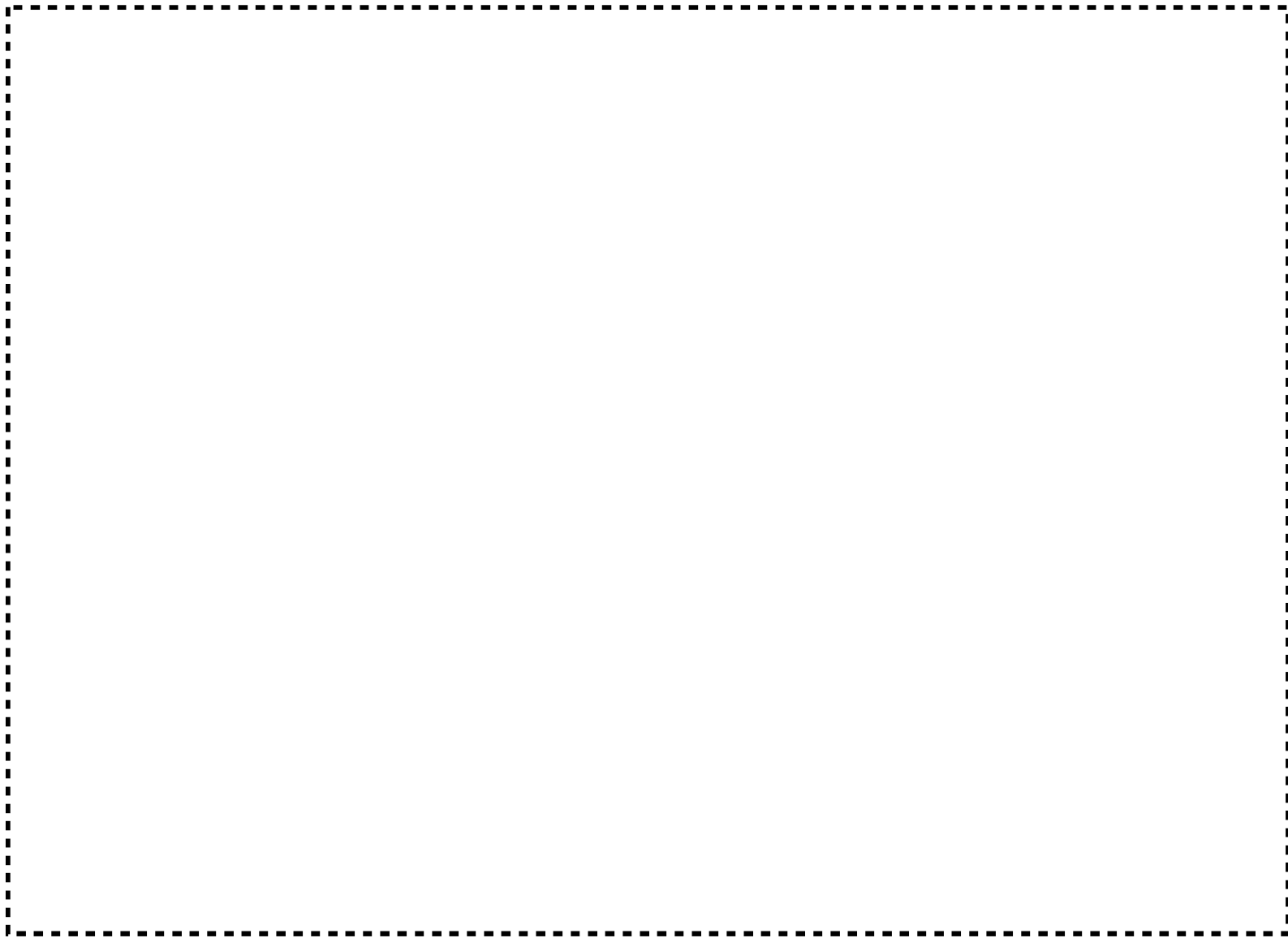
図八-2-1-4-17 第2加工棟 2-1、2-2、2-5、2-6、3-1、4-a 改造鋼製建具詳細図 部材表



図ハ-2-1-4-18 第2加工棟 2-3、2-4、3-3、3-4 改造鋼製建具詳細図 部材表



図八-2-1-4-19 第2加工棟 3-2 改造鋼製建具詳細図 部材表

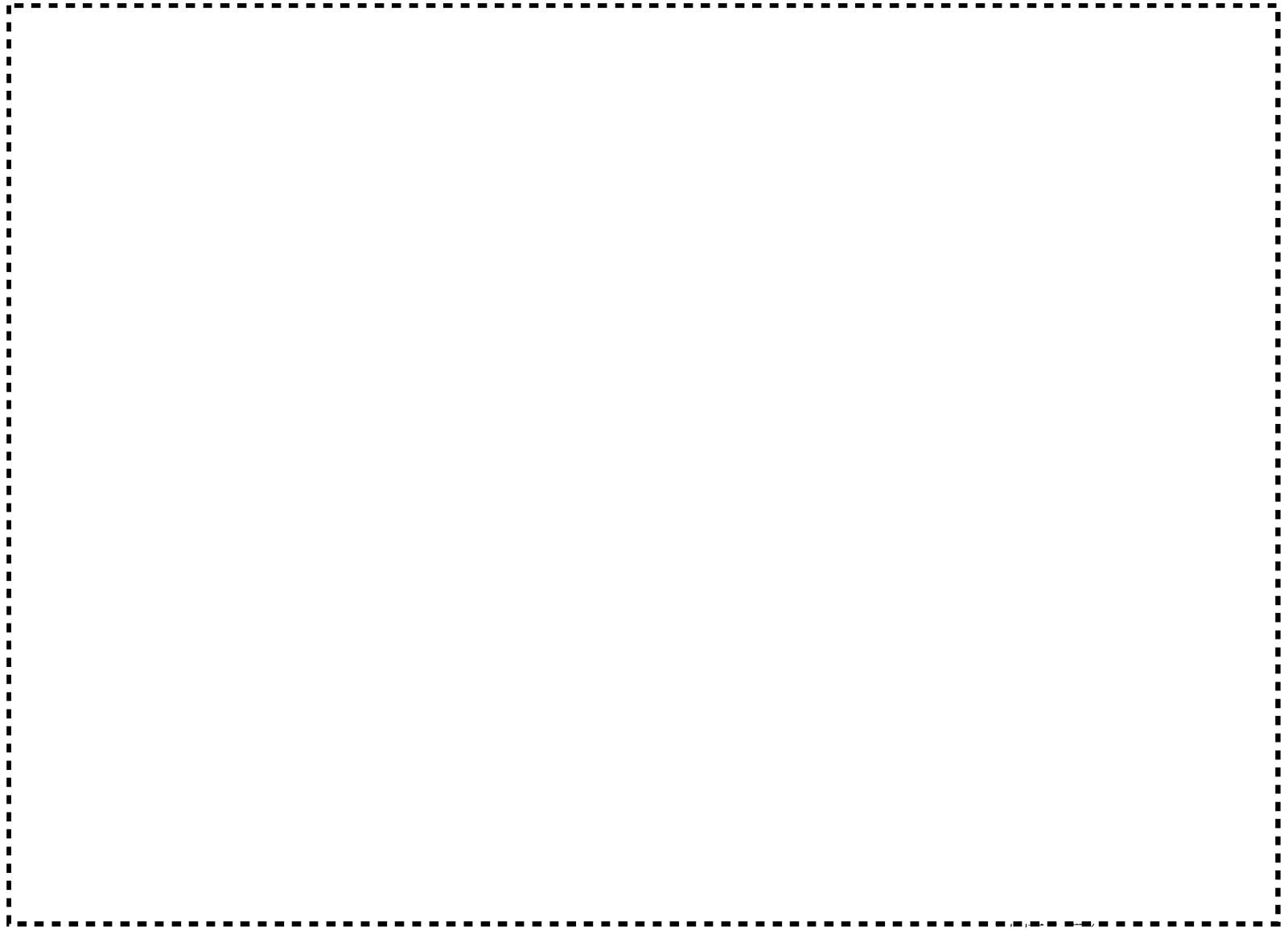


図八-2-1-4-20 第2加工棟 3-5 改造鋼製建具詳細図 部材表

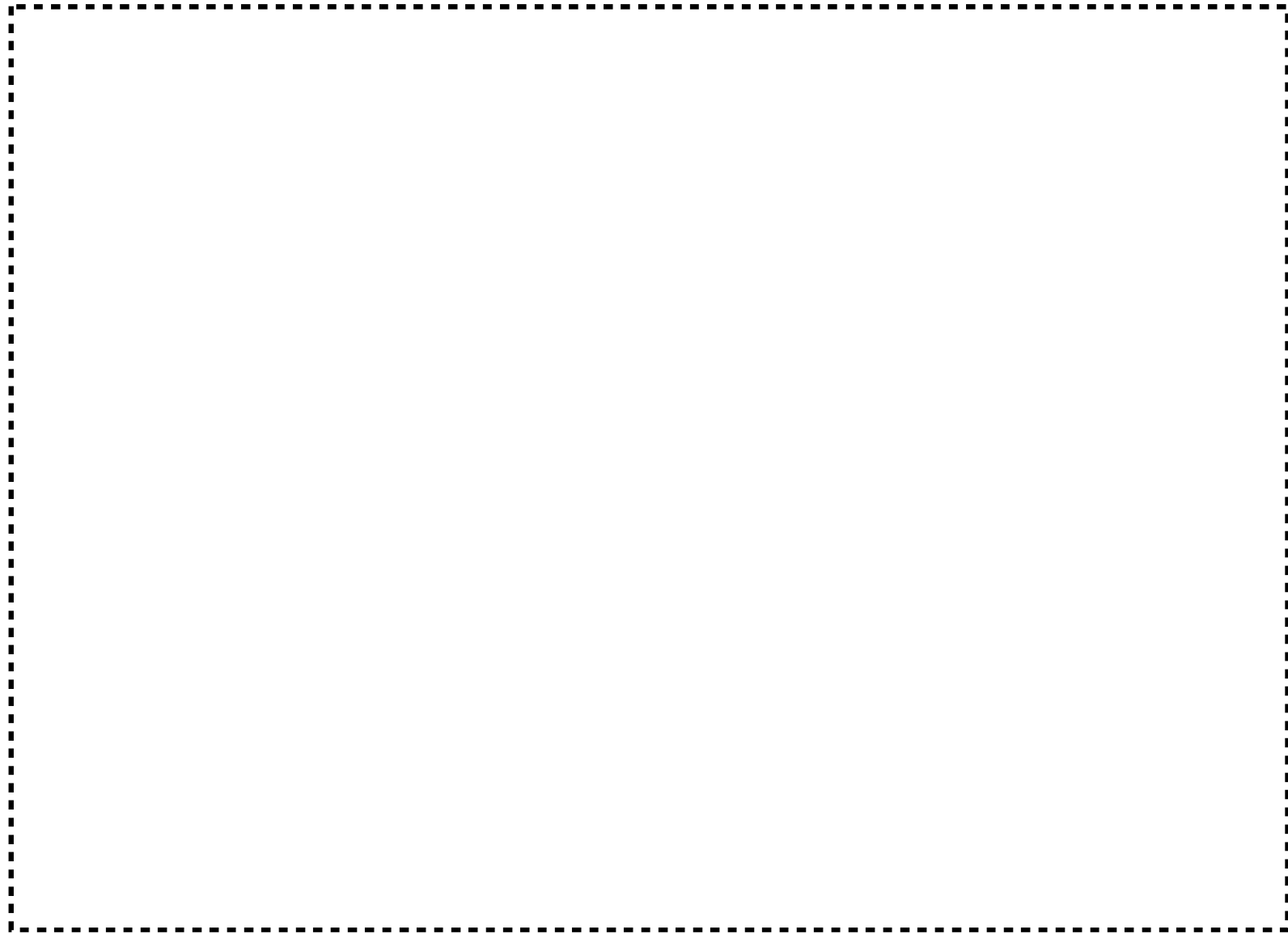
300



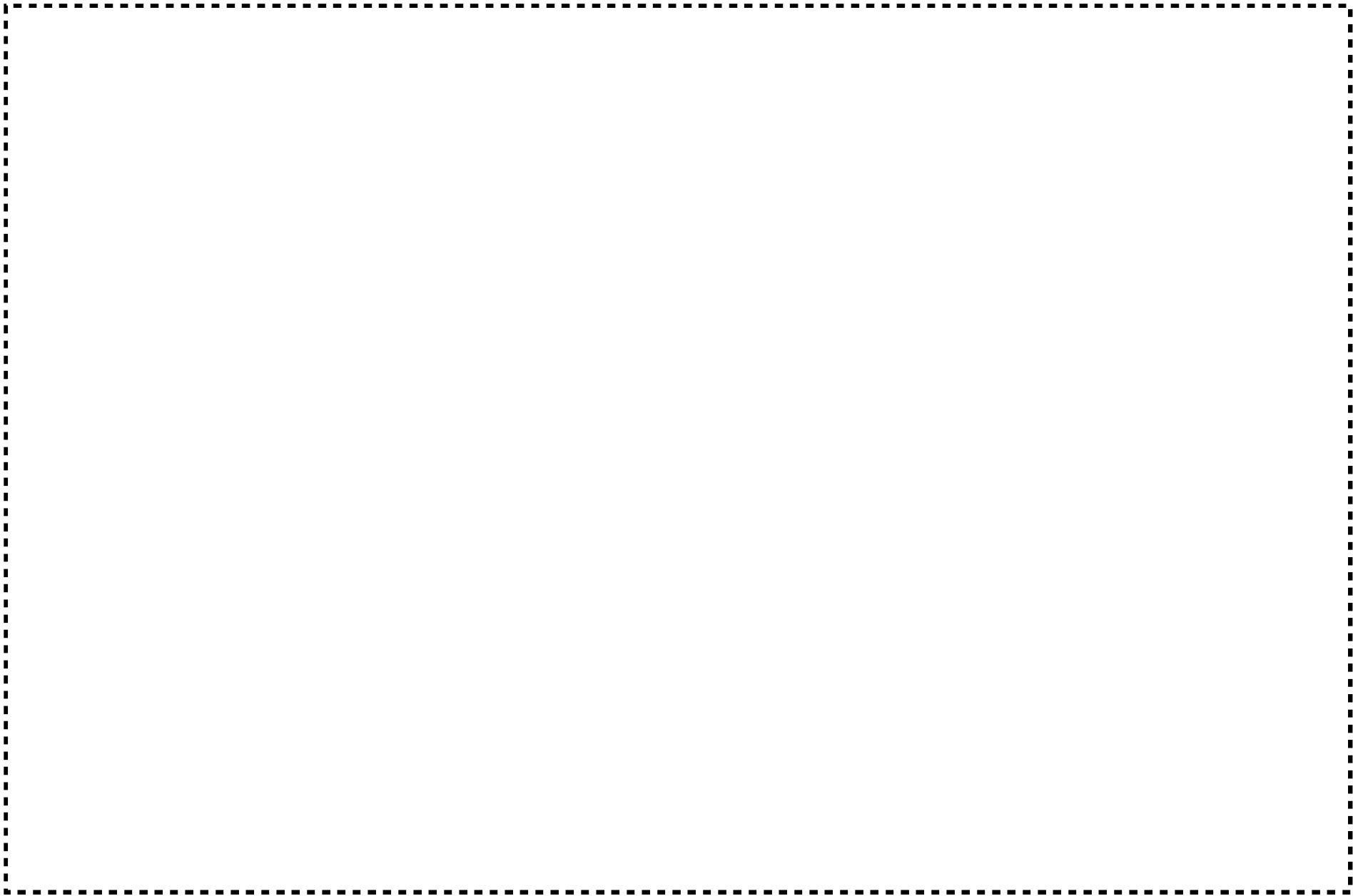
図八-2-1-4-2 1 第2加工棟 3-6 改造鋼製建具詳細図 部材表



図八-2-1-4-2 2 第2加工棟 4-1 改造鋼製建具詳細図 部材表

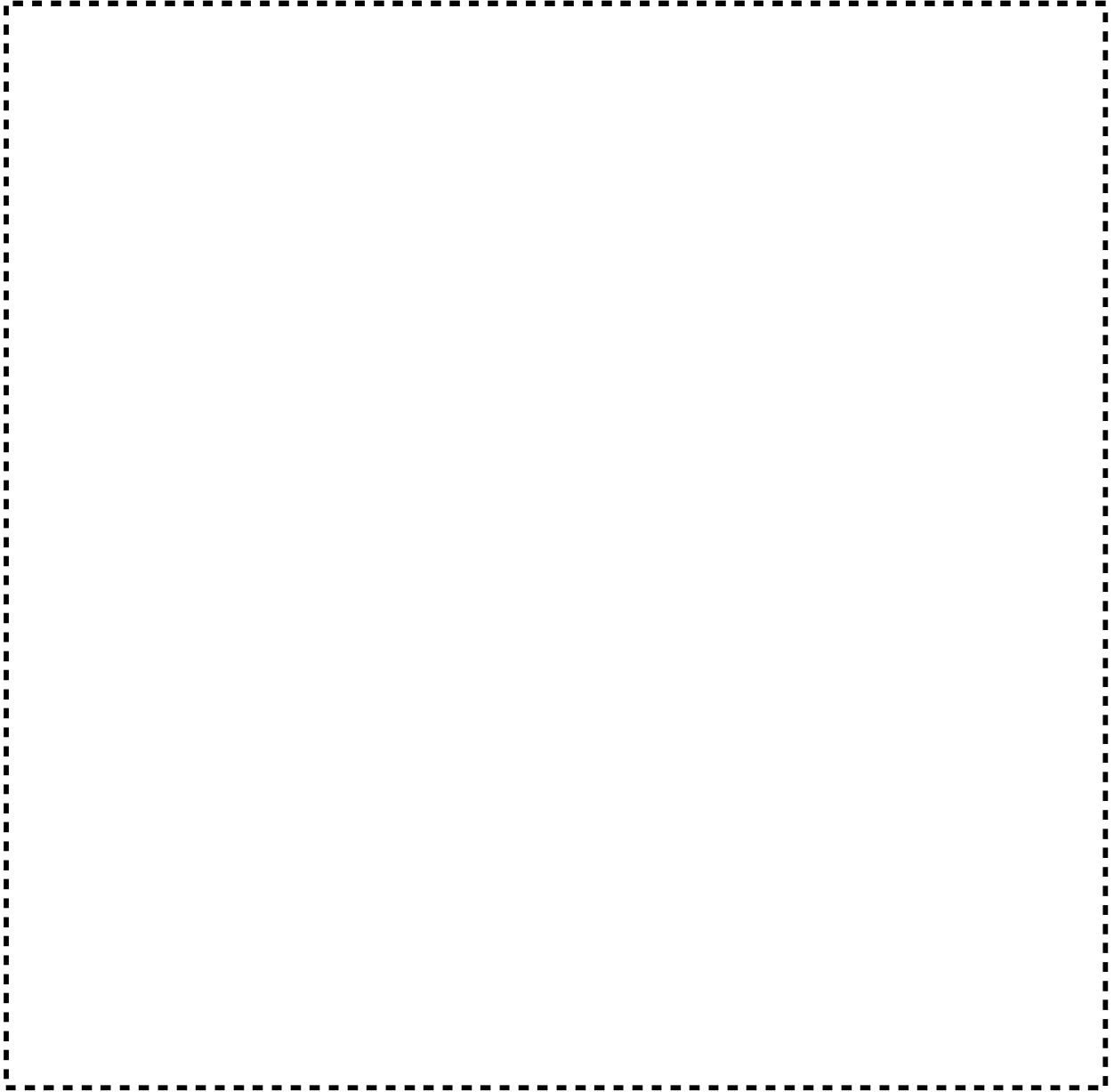


図八-2-1-4-23 第2加工棟 4-2 改造鋼製建具詳細図 部材表



図ハ-2-1-4-24 第2加工棟 1-6、1-10 大型搬入口扉詳細図





図ハ-2-1-5-1 (1) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟)

305



図ハ-2-1-5-1 (2) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 1階)



図ハ-2-1-5-1 (3) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 中2階)



図ハ-2-1-5-1 (4) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 2階)



図ハ-2-1-5-1 (5) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 3階)



図ハ-2-1-5-1 (6) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 4階)

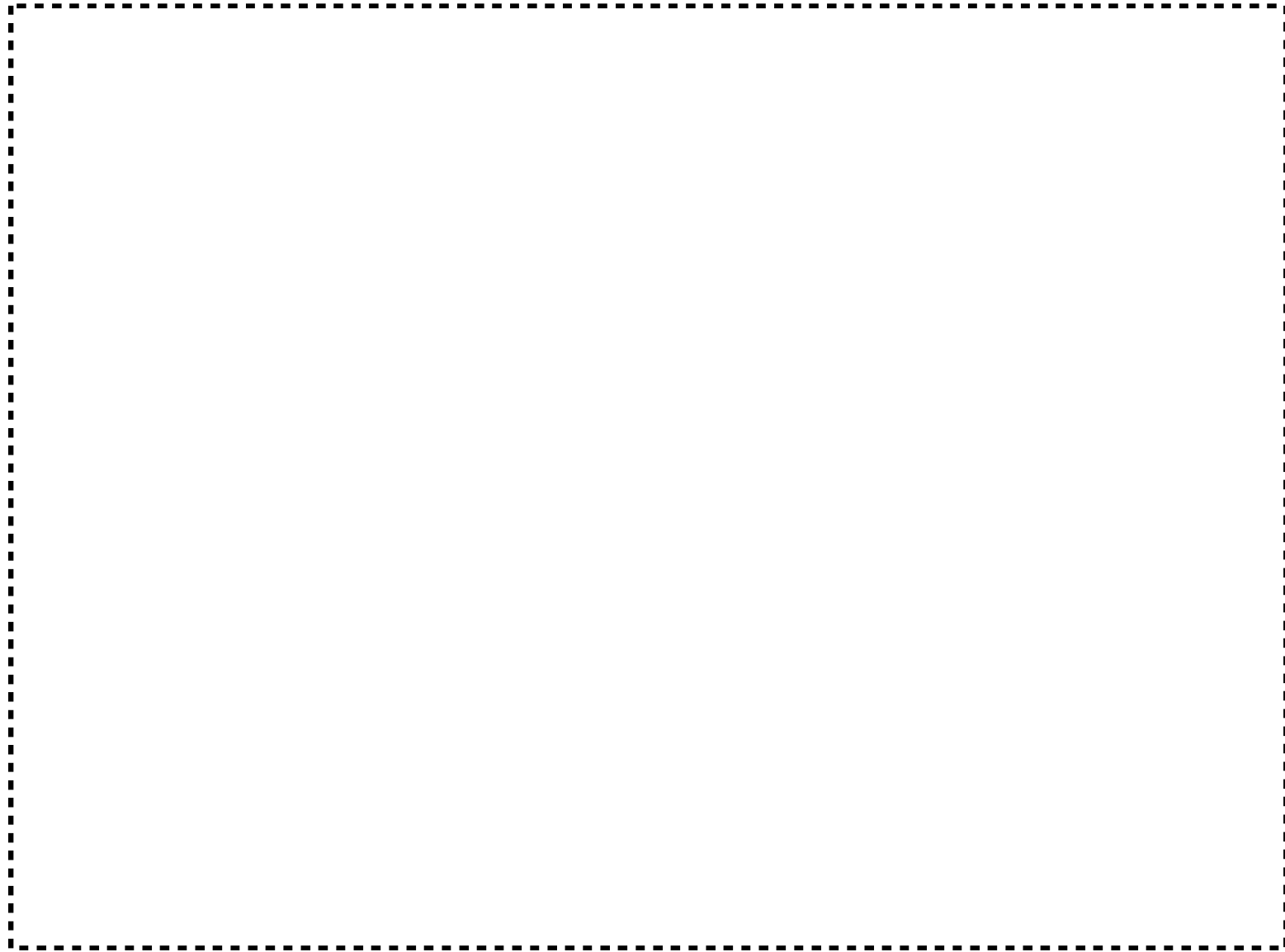


図ハ-2-1-5-1 (7) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 A通り、A1通り)

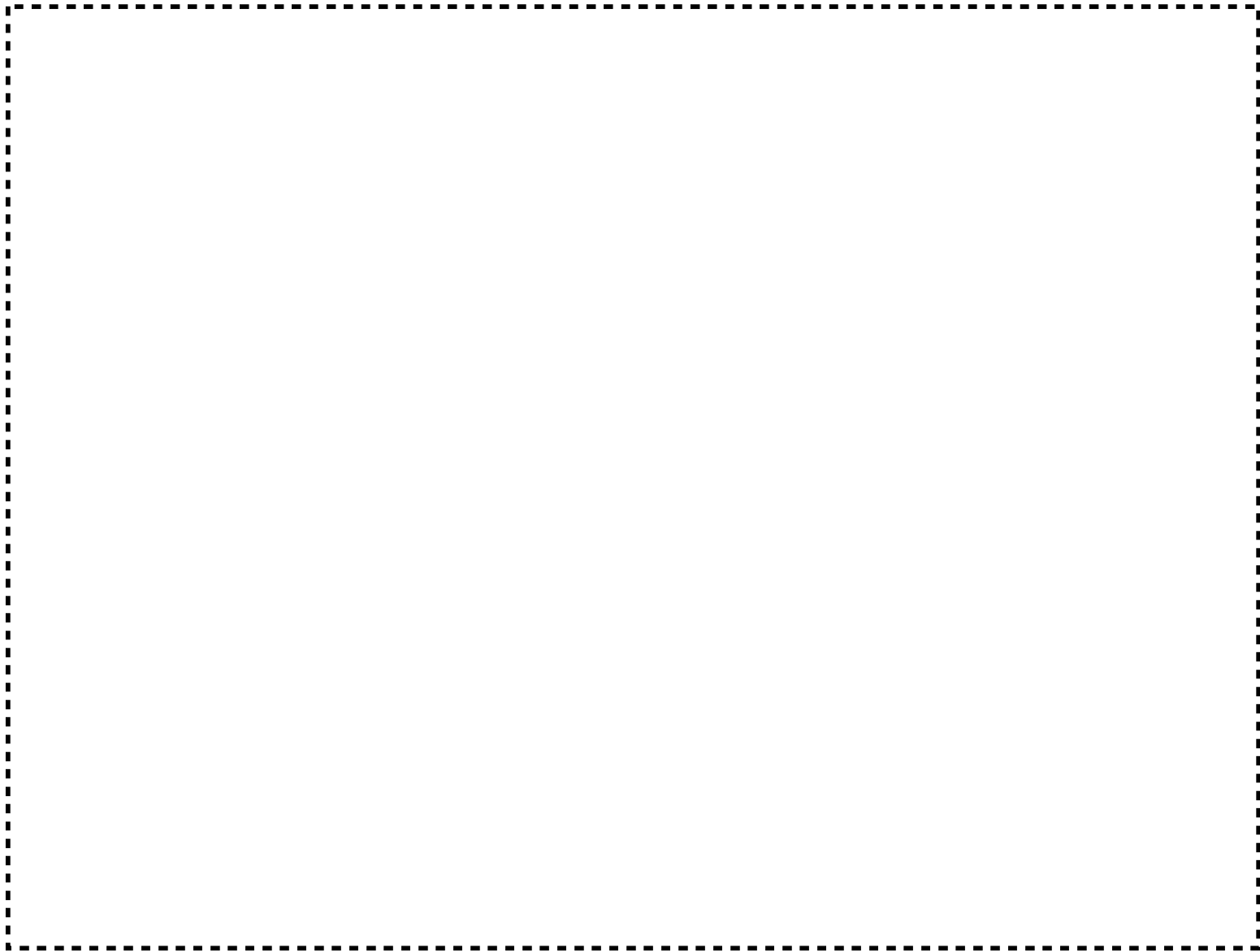


図ハ-2-1-5-1 (8) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B通り、B0通り)





図ハ-2-1-5-1 (9) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B1通り、B2通り)



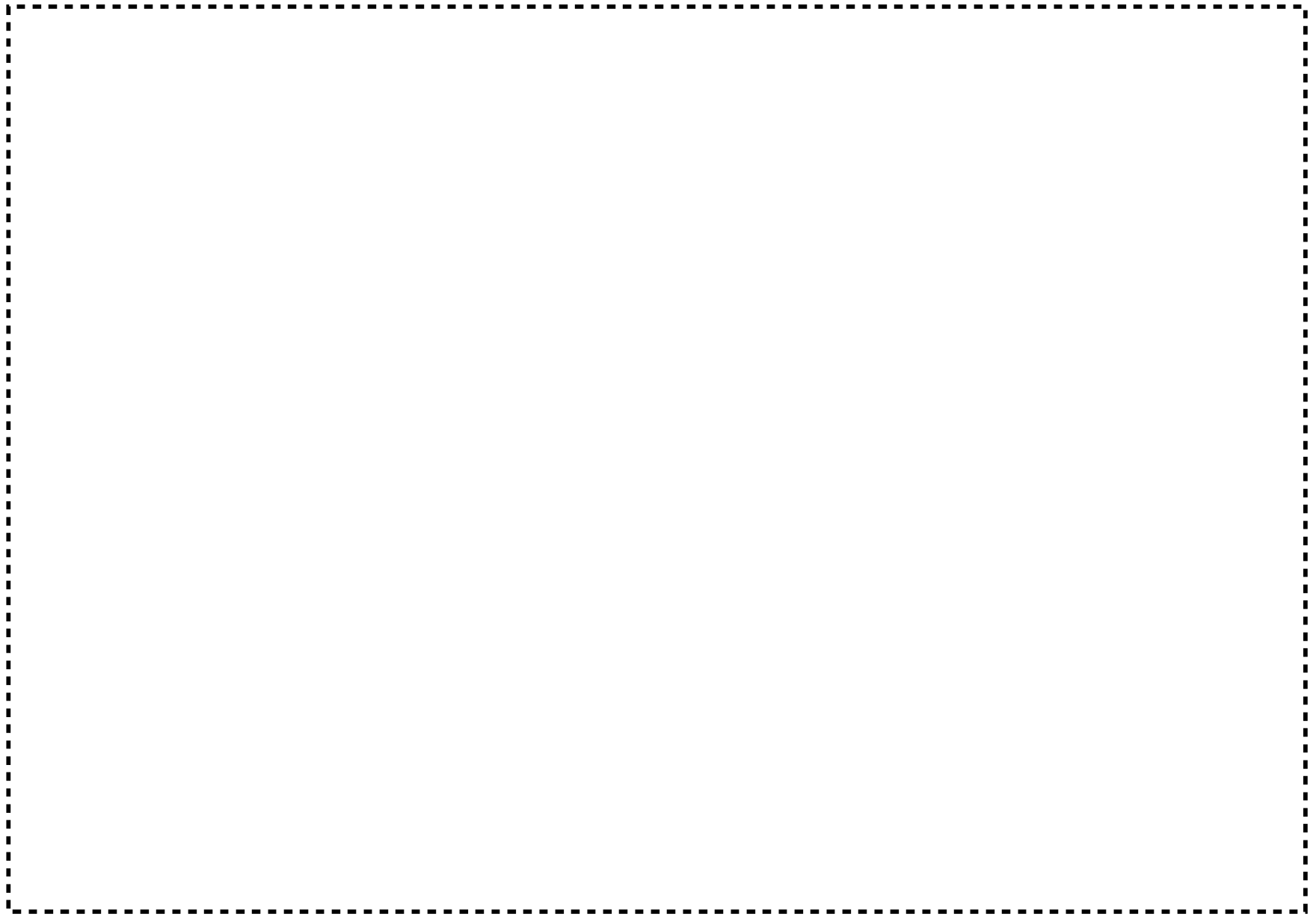
図ハ-2-1-5-1 (10) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B3通り、C0通り)



図ハ-2-1-5-1 (11) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 C通り、C1通り)



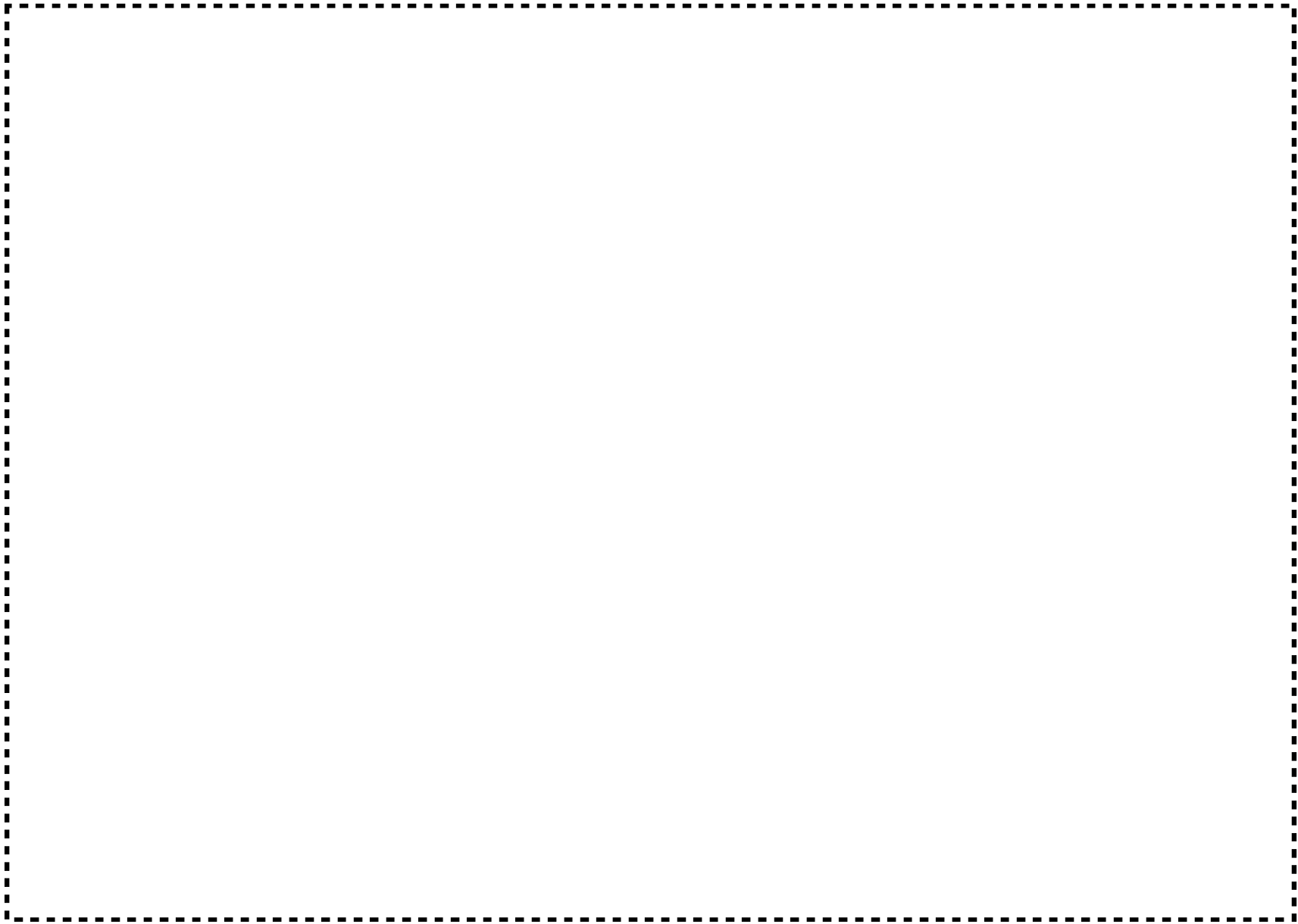
図ハ-2-1-5-1 (12) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 D通り)



図ハ-2-1-5-1 (13) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 1通り、2A通り、2B通り、2C通り)



図ハ-2-1-5-1 (14) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 3通り、5通り、6通り、6A通り)



図ハ-2-1-5-1 (15) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 7通り、8通り、8B通り、9通り)



図ハ-2-1-5-1 (16) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 9A通り、9B通り、10通り、11通り)





図ハ-2-1-5-1 (17) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 12通り)



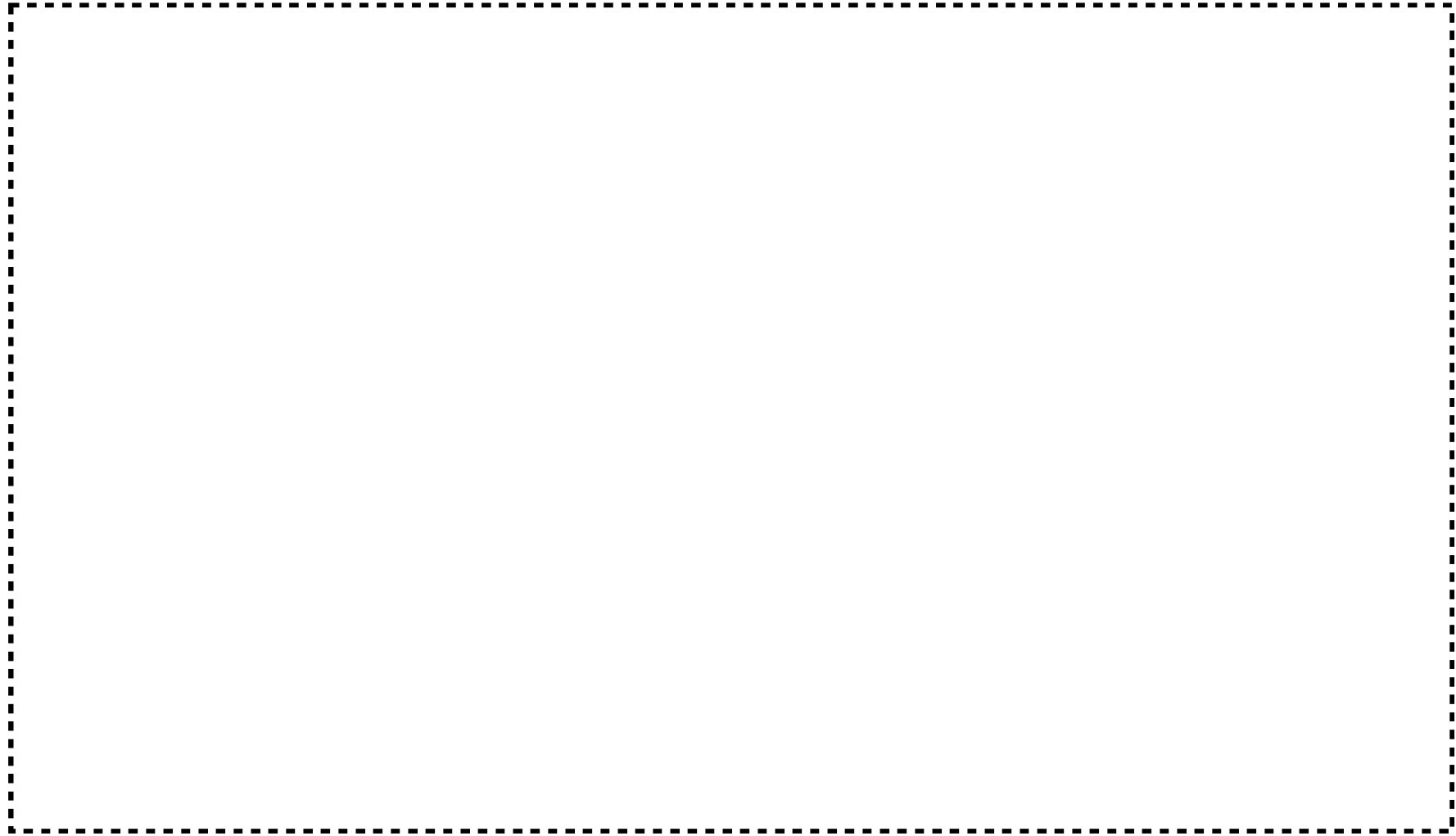
図ハ－２－１－５－２ 防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置関係



図ハ-2-1-5-3 防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係



図ハ-2-1-5-4 敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置



図ハ-2-1-5-5 敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置

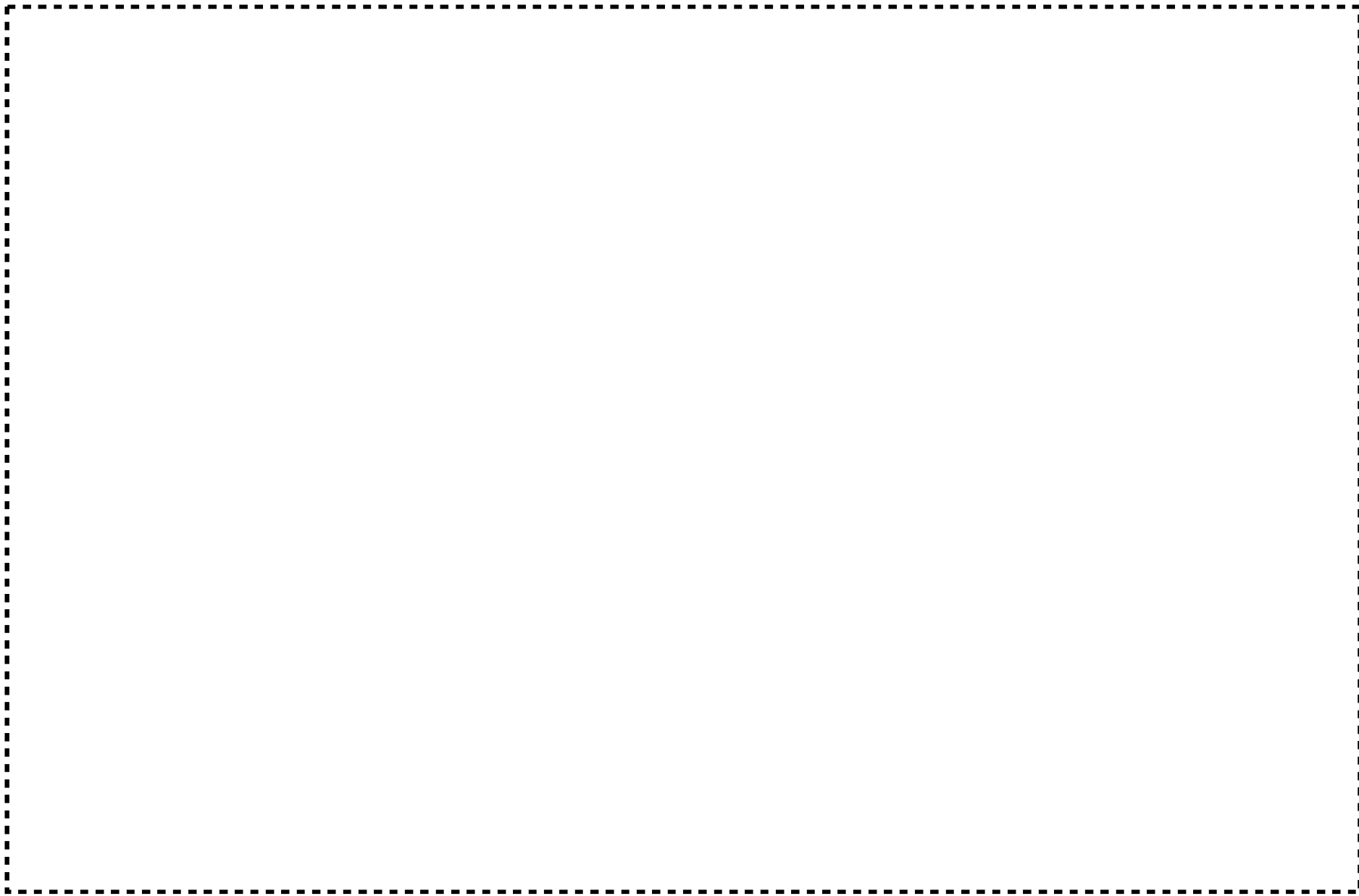


図ハ-2-1-5-6 加工施設と町道の位置関係

326

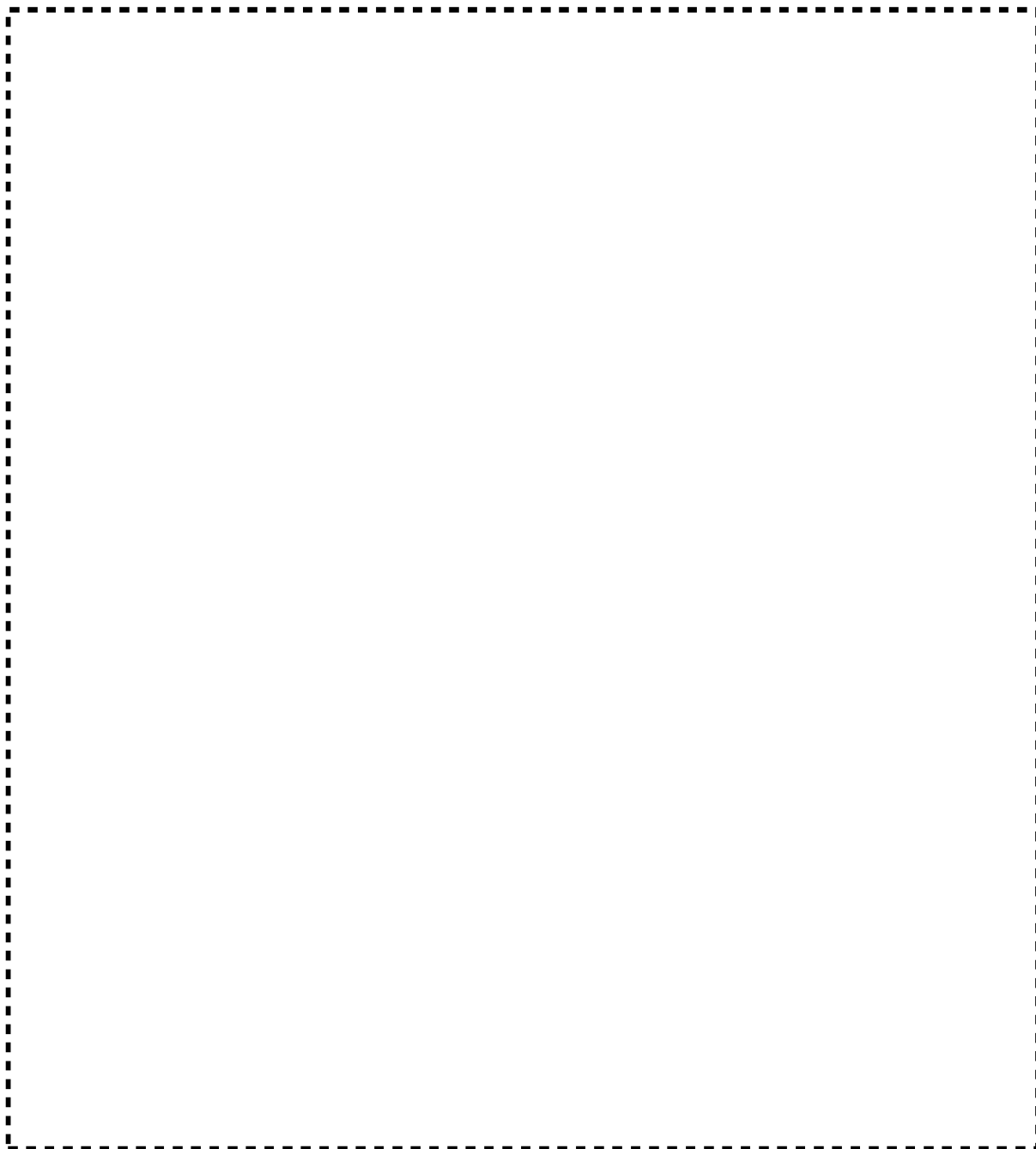


図八-2-1-5-7 第2加工棟 管理区域区分



図ハ-2-1-5-8 第2加工棟 火災区域及び火災区画





図ハ-2-1-5-9 想定する航空機落下火災位置

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 第2加工棟

- ①外壁の改造
- ②外部扉の改造
- ③コンクリート充填扉の新設
- ④防護壁の新設
- ⑤防護柵の新設
- ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止
- ⑦防火区画等の改造
- ⑧堰、グレーチング及び扉の改造

### (1) 工事上の注意事項

#### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を策定し、作業を実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。

- ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

#### c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。

- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

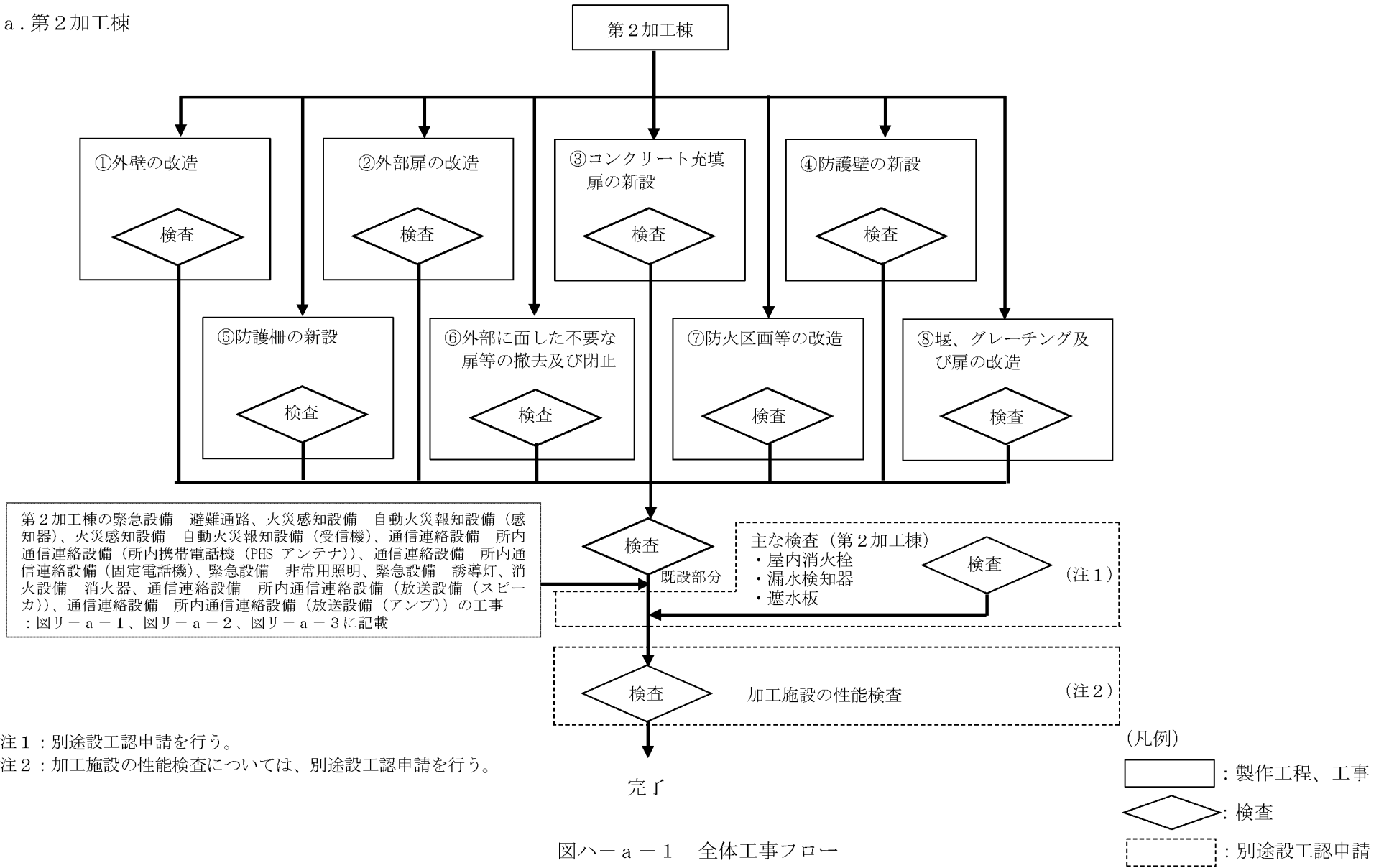
## (2) 工事手順

### a. 第2加工棟

第2加工棟を図ハ－a－1に示す手順で改造する。

- ①外壁の改造：図ハ－a－1－1に示す手順で、図ハ－2－1－1－3～図ハ－2－1－1－23、図ハ－2－1－1－29～図ハ－2－1－1－36、図ハ－2－1－3－1、図ハ－2－1－3－2及び図ハ－2－1－3－16～図ハ－2－1－3－20に示す既存建物の鉄筋コンクリート壁の外壁にコンクリートの増し打ちを行う。また、遮蔽のために開口部を鉄筋コンクリートで閉止する。
- ②外部扉の改造：図ハ－a－1－2に示す手順で、図ハ－2－1－1－11～図ハ－2－1－1－17及び図ハ－2－1－4－1～図ハ－2－1－4－23に示す既存建物の外部扉の改造を行う。
- ③コンクリート充填扉の新設：図ハ－a－1－3に示す手順で、図ハ－2－1－1－11、図ハ－2－1－3－3及び図ハ－2－1－3－4に示すコンクリート充填扉を新設する。
- ④防護壁の新設：図ハ－a－1－4に示す手順で、図ハ－2－1－1－11～図ハ－2－1－1－17及び図ハ－2－1－3－5～図ハ－2－1－3－9に示す防護壁及び袖壁を外部扉前に新設する。
- ⑤防護柵の新設：図ハ－a－1－5に示す手順で、図ハ－2－1－1－12、図ハ－2－1－1－15～図ハ－2－1－1－17及び図ハ－2－1－3－10～図ハ－2－1－3－13に示す防護柵を外部扉前に新設する。
- ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止：図ハ－a－1－6に示す手順で、図ハ－2－1－1－11、図ハ－2－1－1－12、図ハ－2－1－1－15、図ハ－2－1－1－17、図ハ－2－1－3－14及び図ハ－2－1－3－15に示す外部扉、ガラリを撤去し、鉄筋コンクリートによる閉止の改造を行う。
- ⑦防火区画等の改造：図ハ－a－1－7に示す手順で、図ハ－2－1－1－37～図ハ－2－1－1－45、図ハ－2－1－3－21及び図ハ－2－1－4－7に示す既存防火区画を防火区画壁、防火区画床、防火板等による閉止及び防火シャッターの改造を行う。また、火災区域内において、第1種管理区域境界とそれ以外の区域の境界間仕切り壁及び境界扉等に防火性能を追加する改造を行う。
- ⑧堰、グレーチング及び扉の改造：図ハ－a－1－8に示す手順で、図ハ－2－1－1－46～図ハ－2－1－1－53及び図ハ－2－1－3－22～図ハ－2－1－3－51に示す堰及びグレーチングを設置する。また、既設扉をエアタイト扉に改造する。

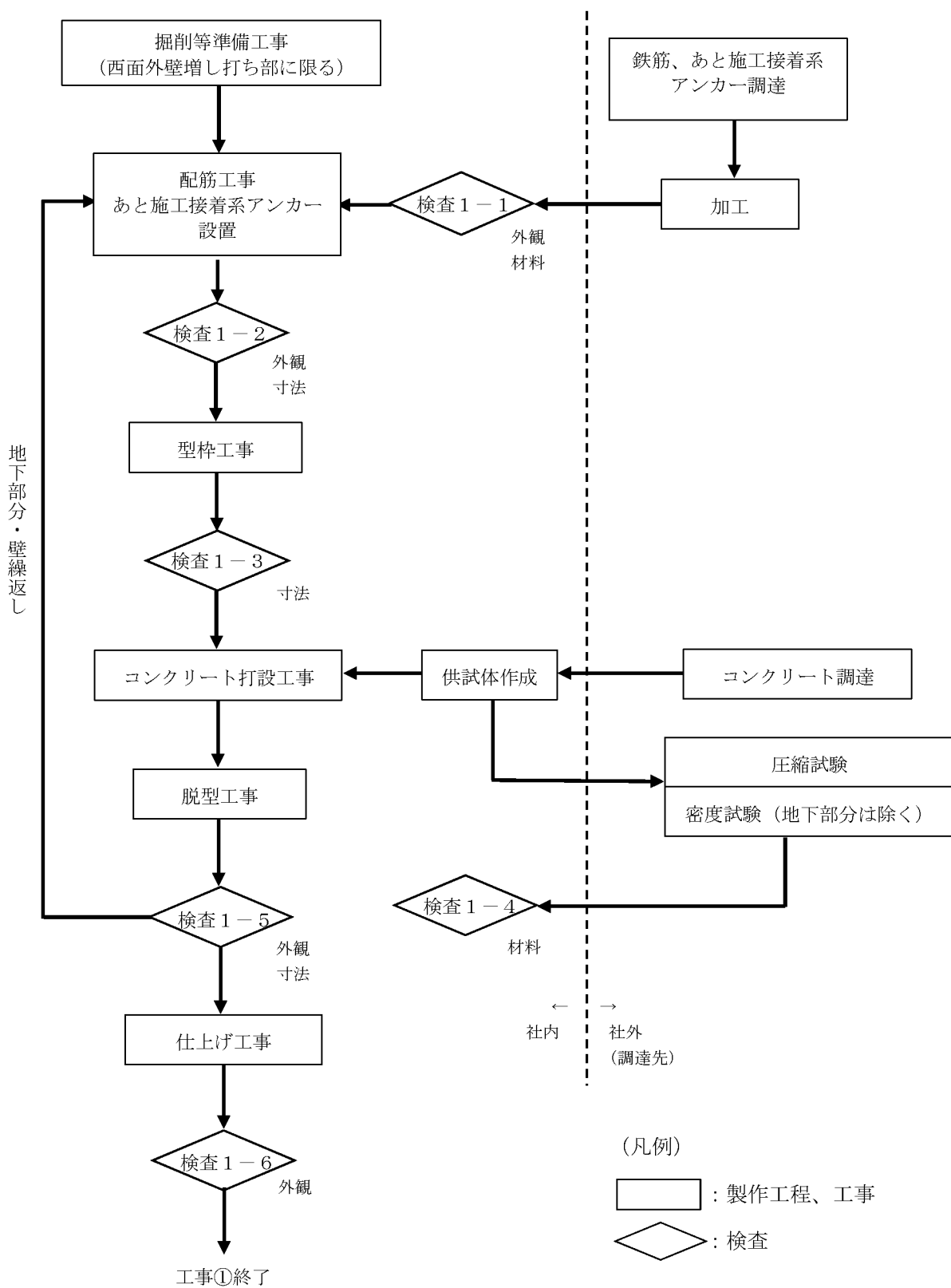
a. 第2加工棟



注1 : 別途設工認申請を行う。  
 注2 : 加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う。

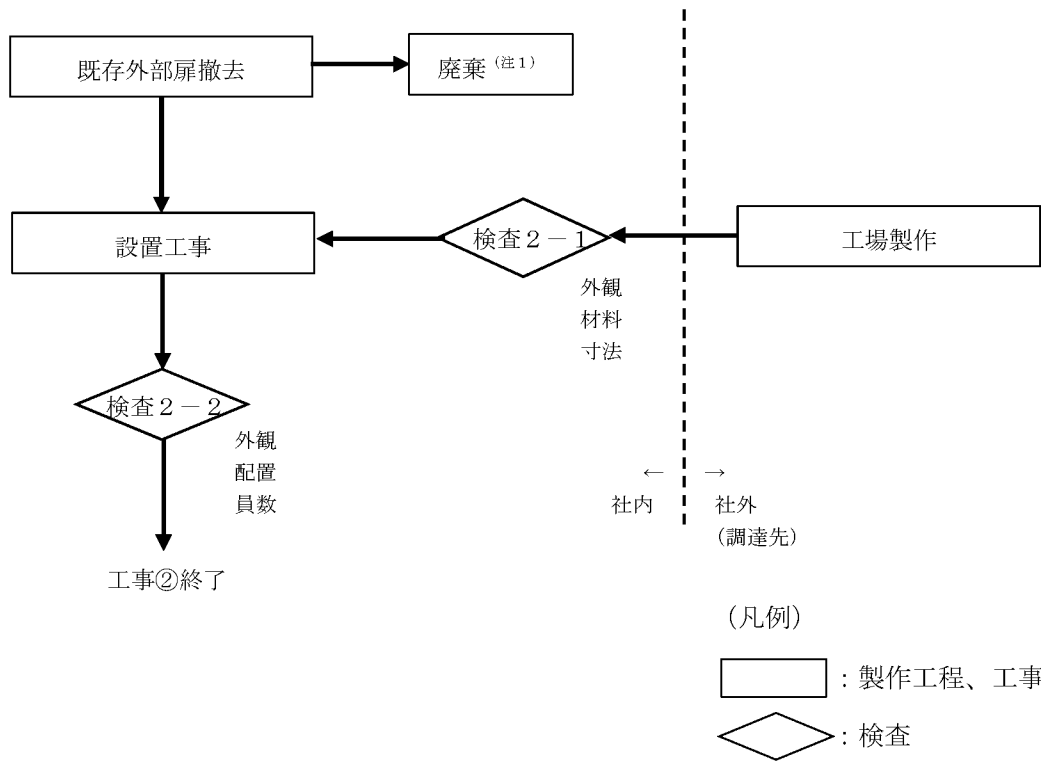
図ハ-a-1 全体工事フロー

①外壁の改造



図ハ-a-1-1 個別工事フロー

②外部扉の改造 (注2)

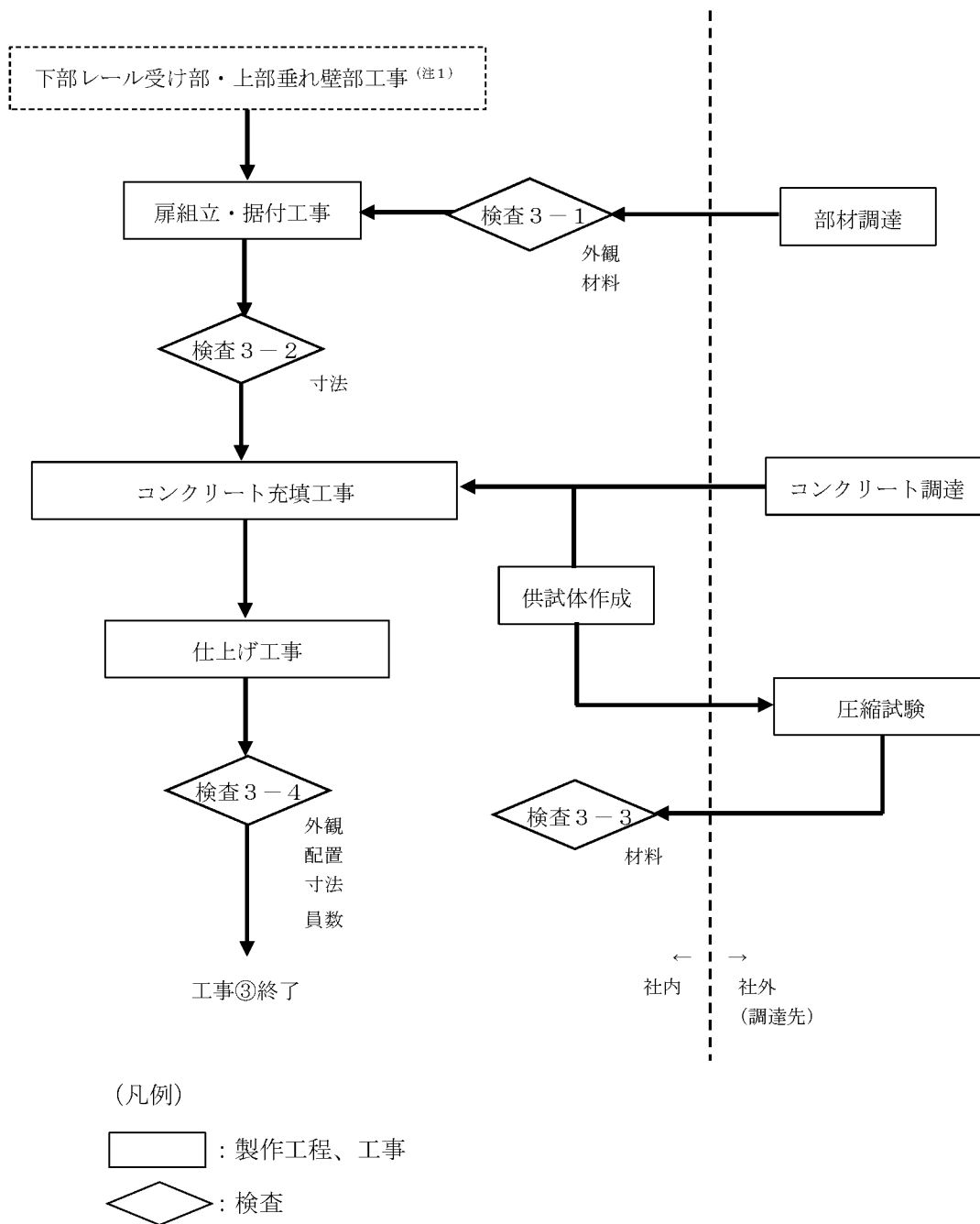


注1 : 第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2 : 扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ハ-a-1-2 個別工事フロー

③コンクリート充填扉の新設

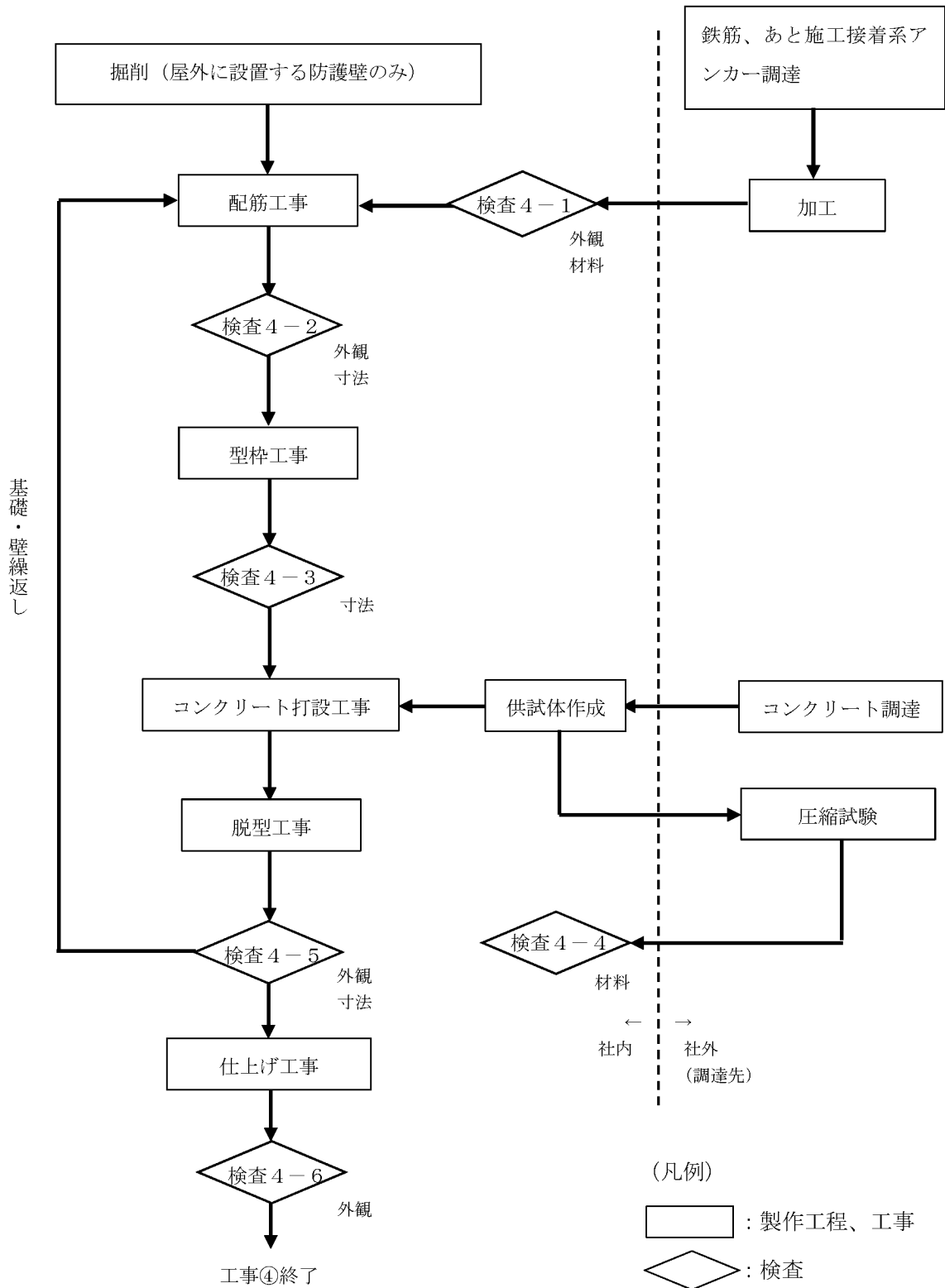


注1 : 当該工事は、「①外壁の改造」にて実施する西面外壁の増し打ち工事の中で行う。

図ハ-a-1-3 個別工事フロー

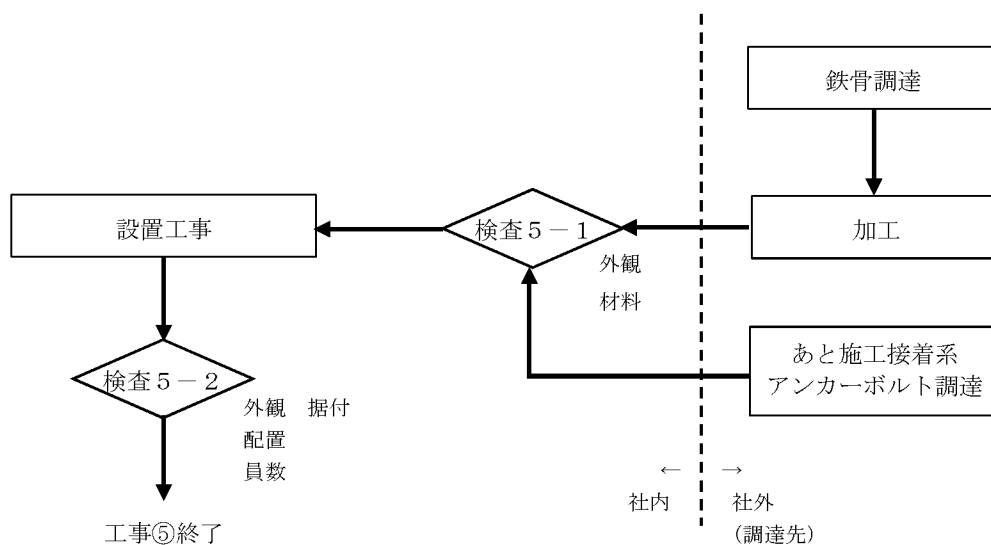


④ 防護壁の新設



図ハ-a-1-4 個別工事フロー

⑤防護柵の新設



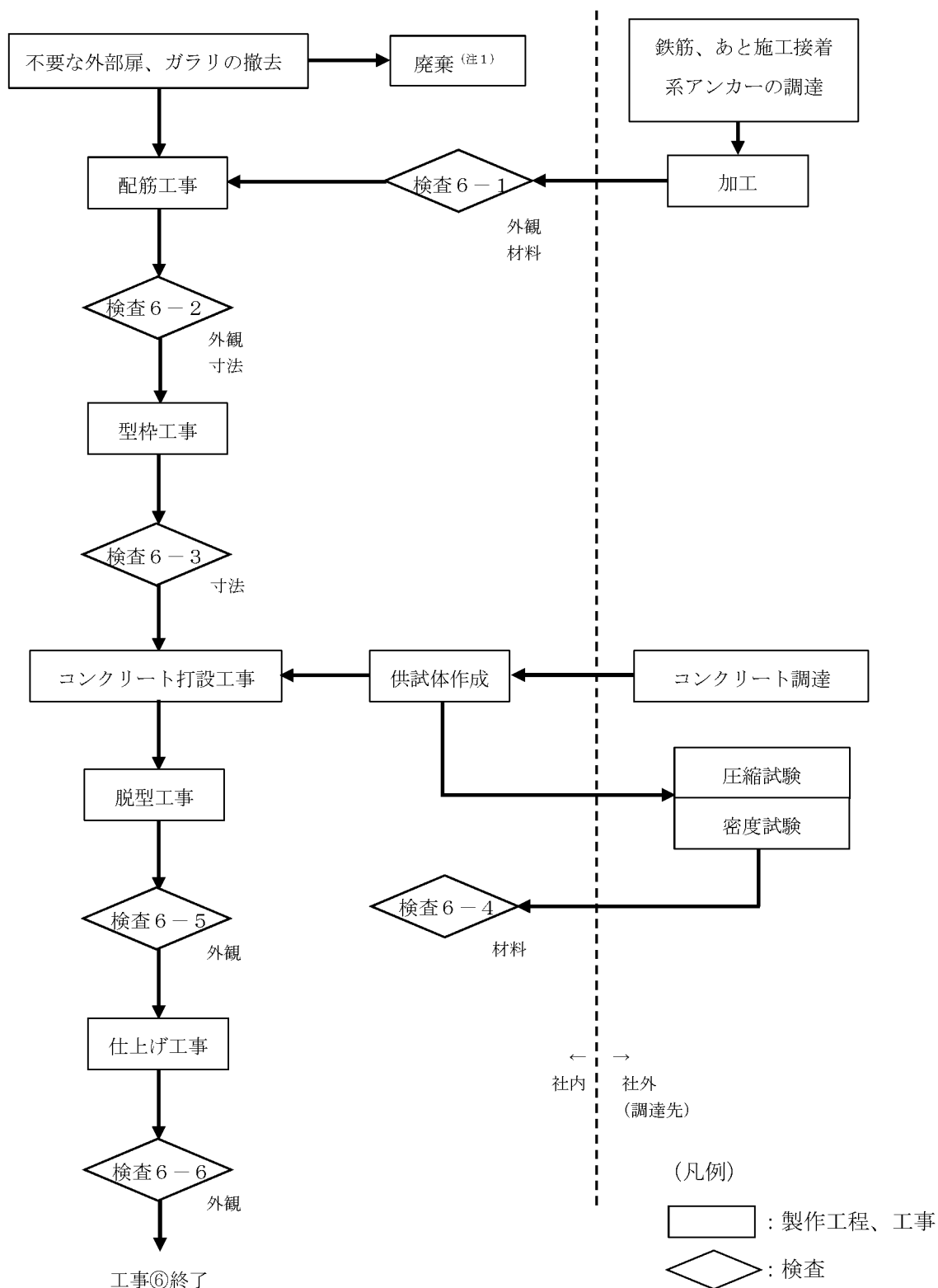
(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

図ハ-a-1-5 個別工事フロー

⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止 (注2)



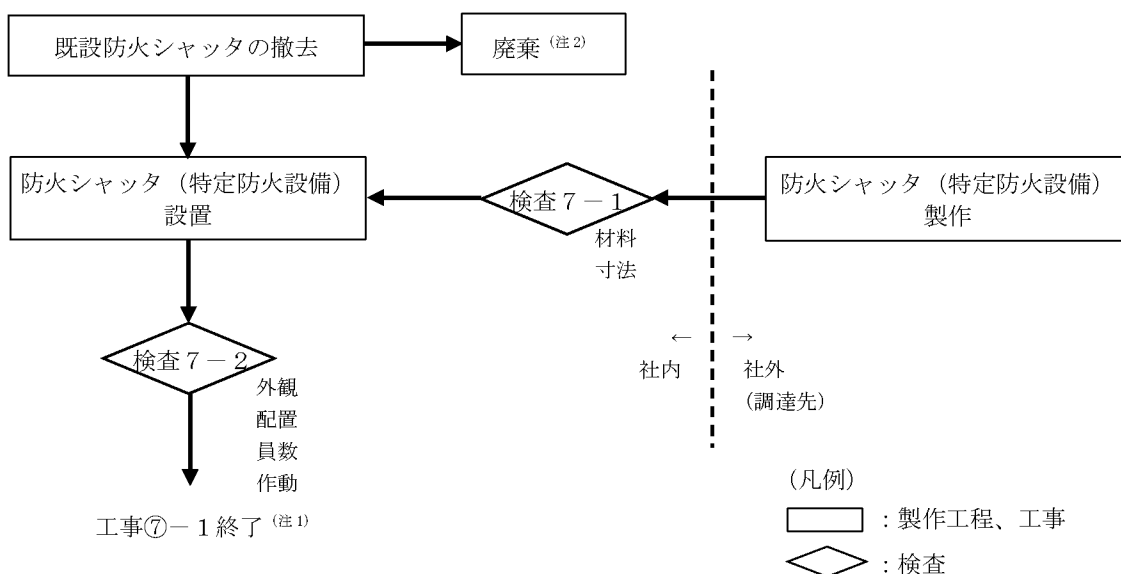
注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2：扉の閉止工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

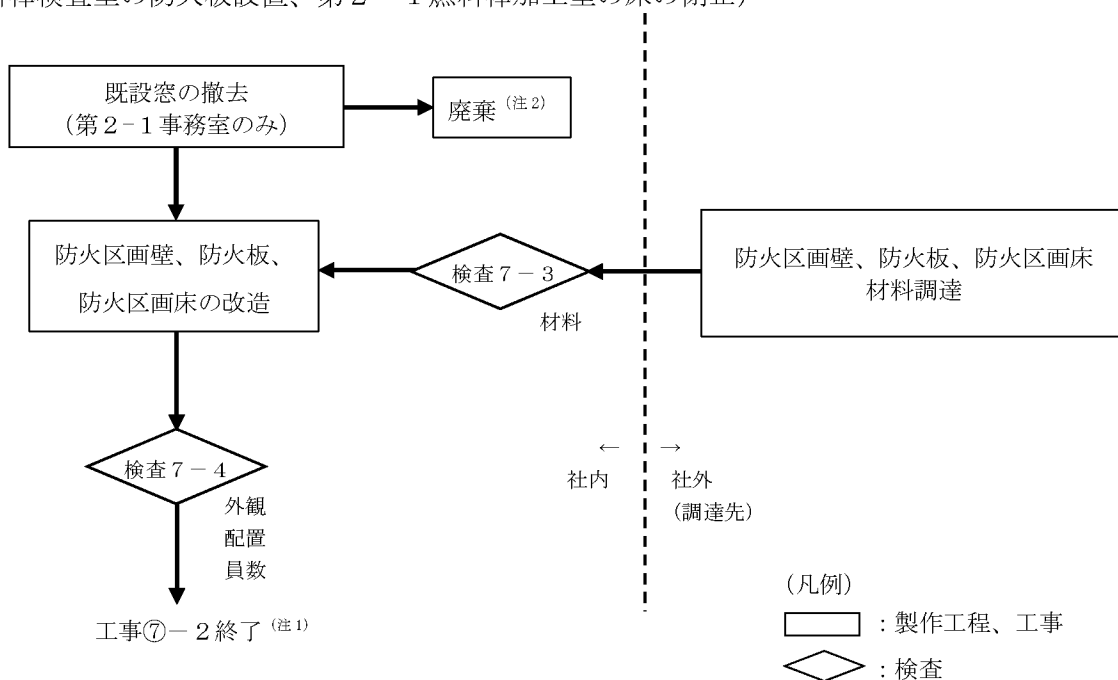
図ハ-a-1-6 個別工事フロー

⑦防火区画等の改造

⑦-1 防火シャッターの更新（第2 輸送容器保管室）



⑦-2 防火区画等の改造（第2-1 事務室のボード閉止、第2 燃料棒保管室、第2 部品室、第2-1 燃料棒検査室の防火板設置、第2-1 燃料棒加工室の床の閉止）

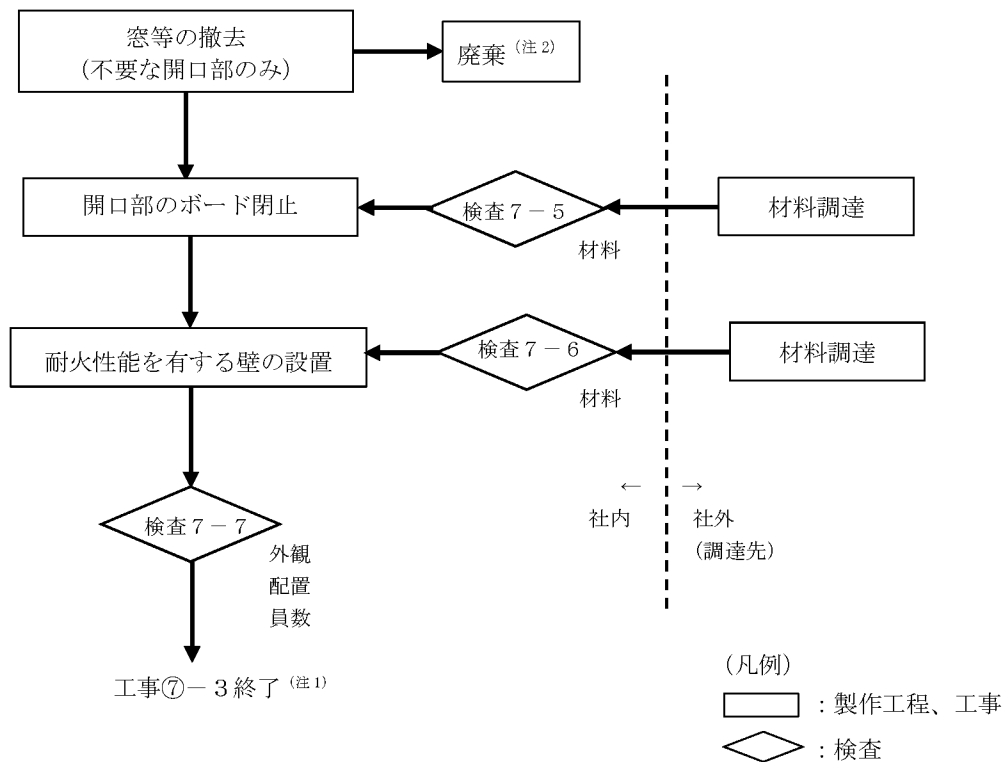


注1：工事⑦は工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の5つの工事からなり、工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の全ての工事の終了をもって、工事⑦の終了とする。

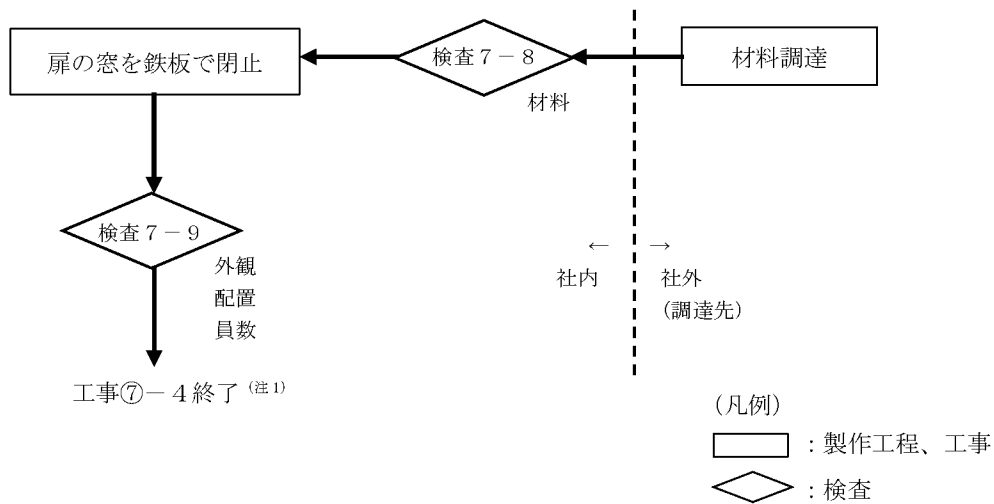
注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図ハ-a-1-7 個別工事フロー（1/3）

⑦-3 第1種管理区域境界 火災区画壁の改造



⑦-4 第1種管理区域境界 火災区画境界扉の改造

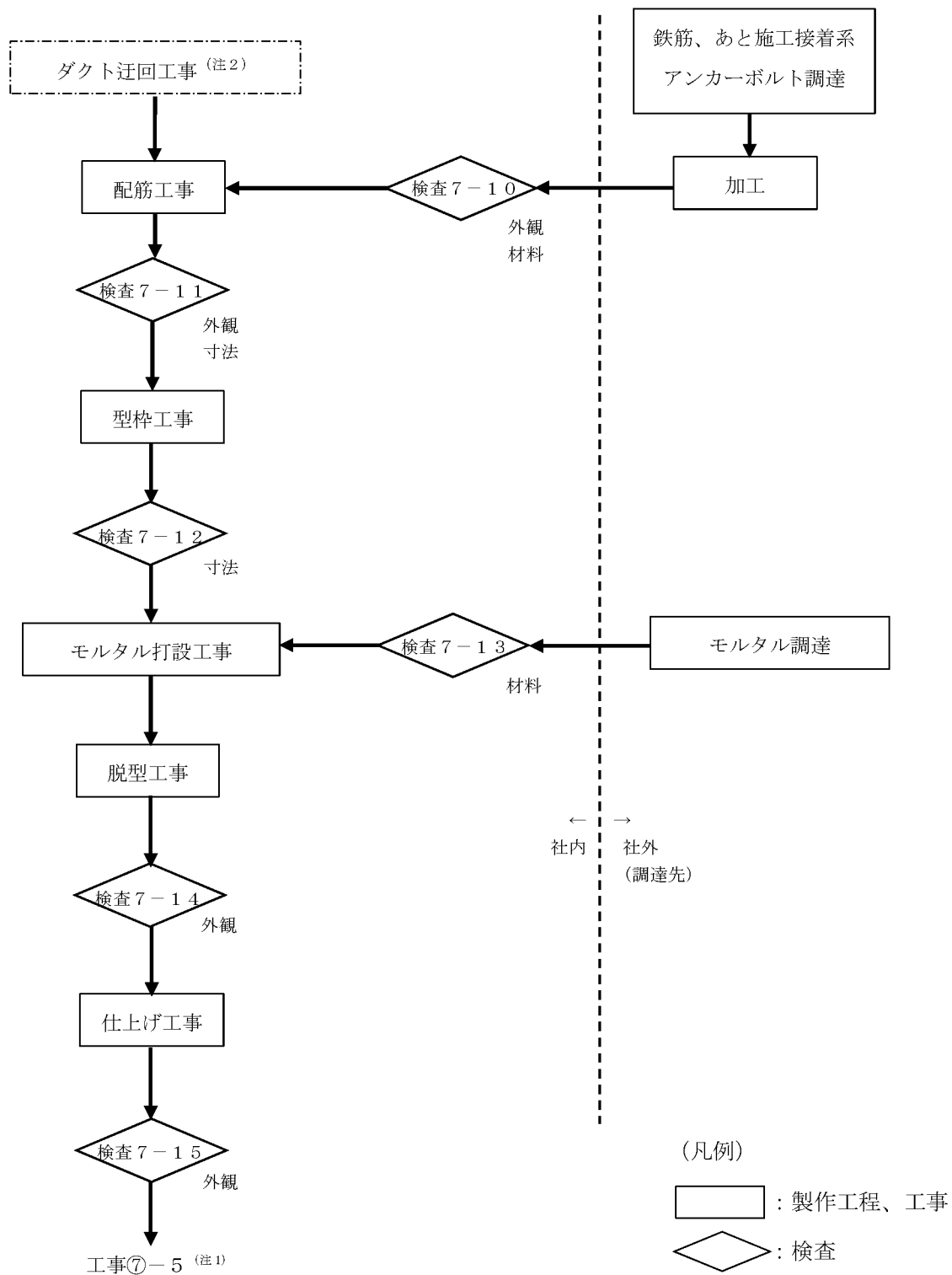


注1：工事⑦は工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の5つの工事からなり、工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の全ての工事の終了をもって、工事⑦の終了とする。

注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図ハ-a-1-7 個別工事フロー（2/3）

⑦-5 防火区画開口部の閉止



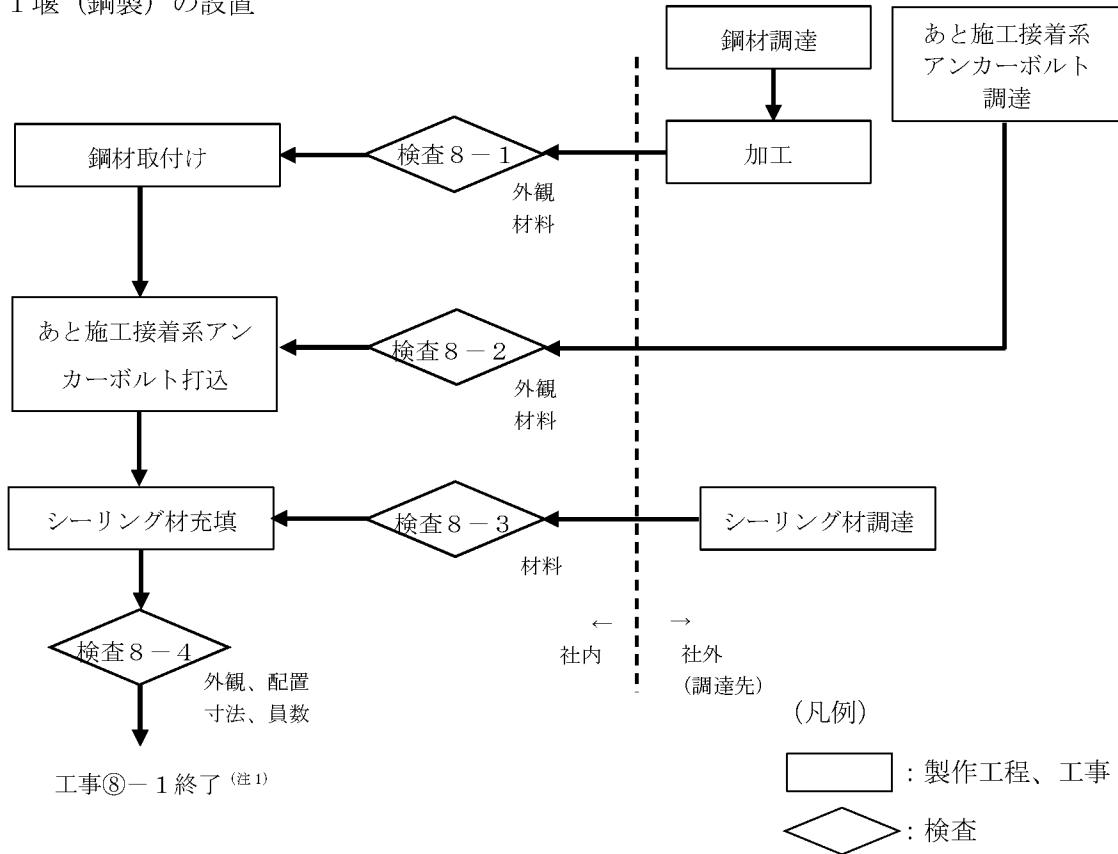
注1 : 工事⑦は工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の5つの工事からなり、工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の全ての工事の終了をもって、工事⑦の終了とする。

注2 : 部屋排気ダクトのルート変更により不要となった開口部を閉止する。部屋排気ダクトについては、次回以降の設工認で申請する。

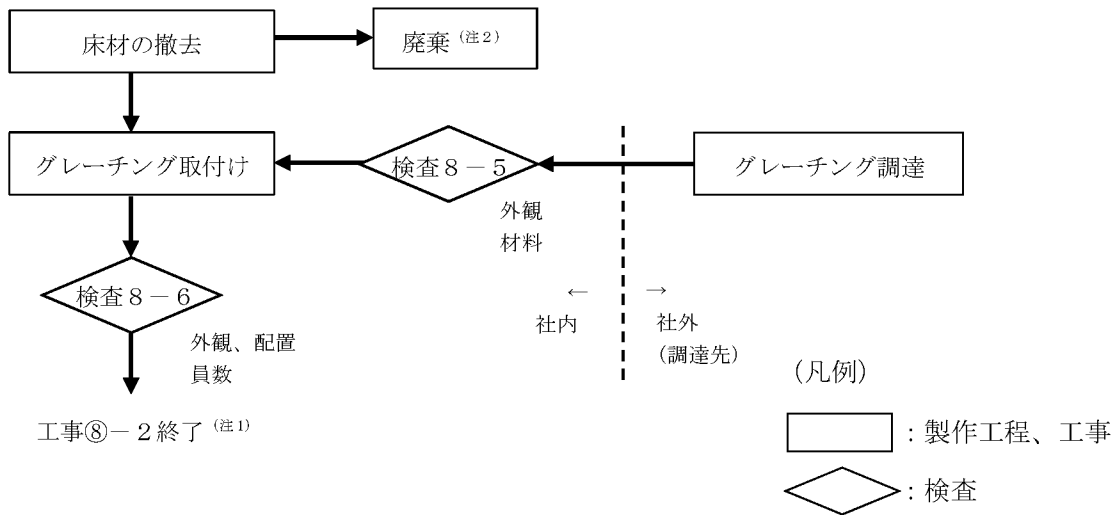
図ハ-a-1-7 個別工事フロー (3/3)

⑧堰、グレーチング及び扉の改造<sup>(注1)</sup>

⑧-1 堰（鋼製）の設置



⑧-2 グレーチングの設置

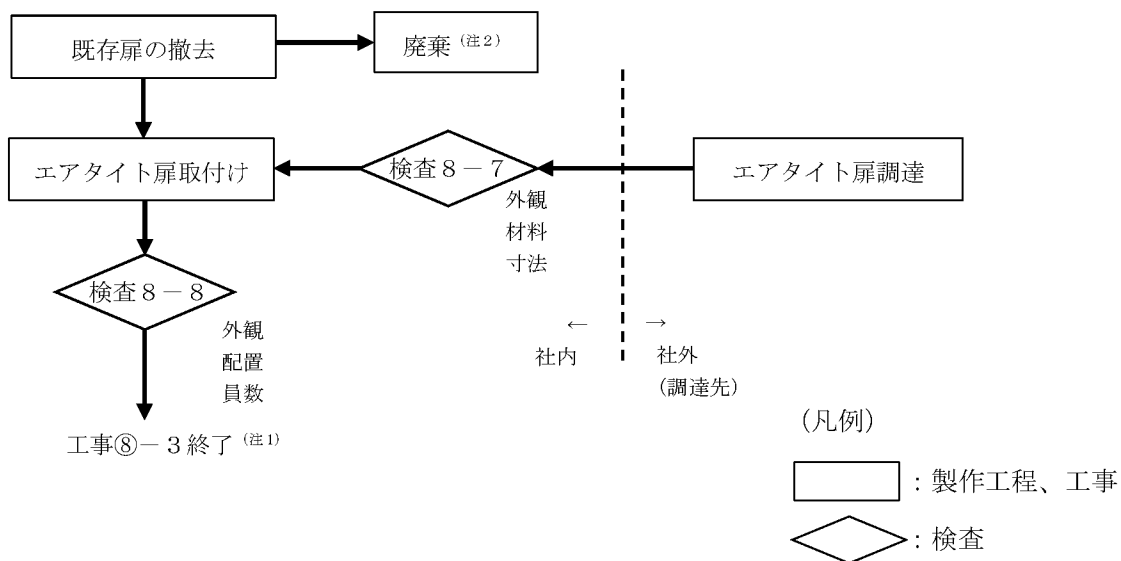


注1：工事⑧は工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の5つの工事からなり、工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の全ての工事の終了をもって、工事⑧の終了とする。

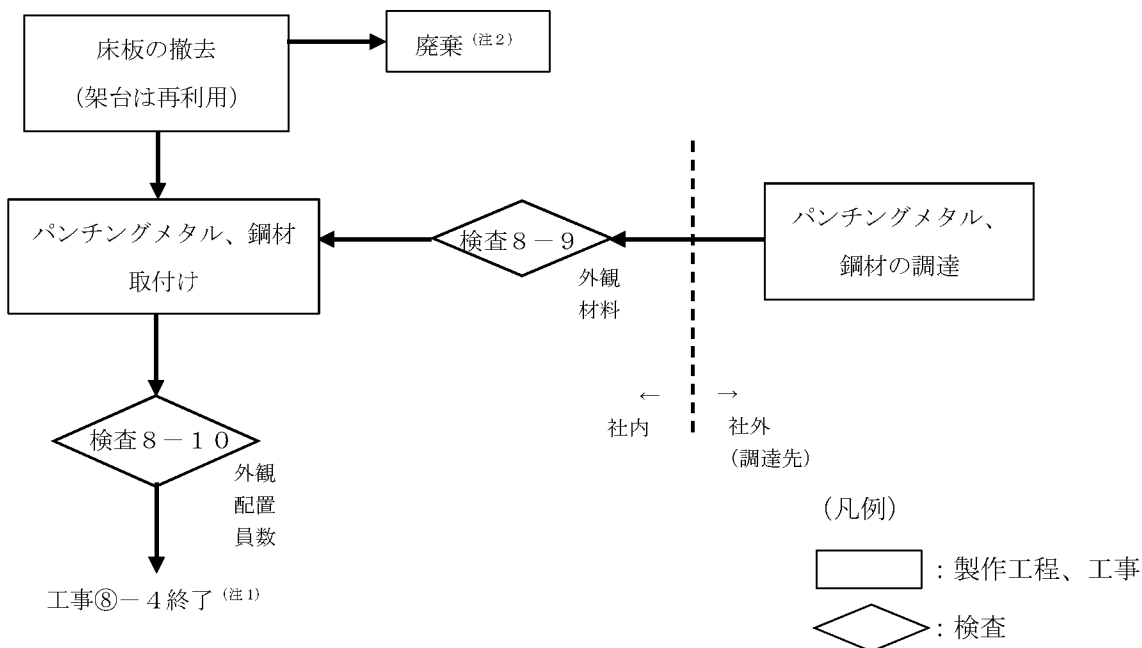
注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

図ハ-a-1-8 個別工事フロー（1/3）

⑧-3 扉の改造



⑧-4 床架台の改造



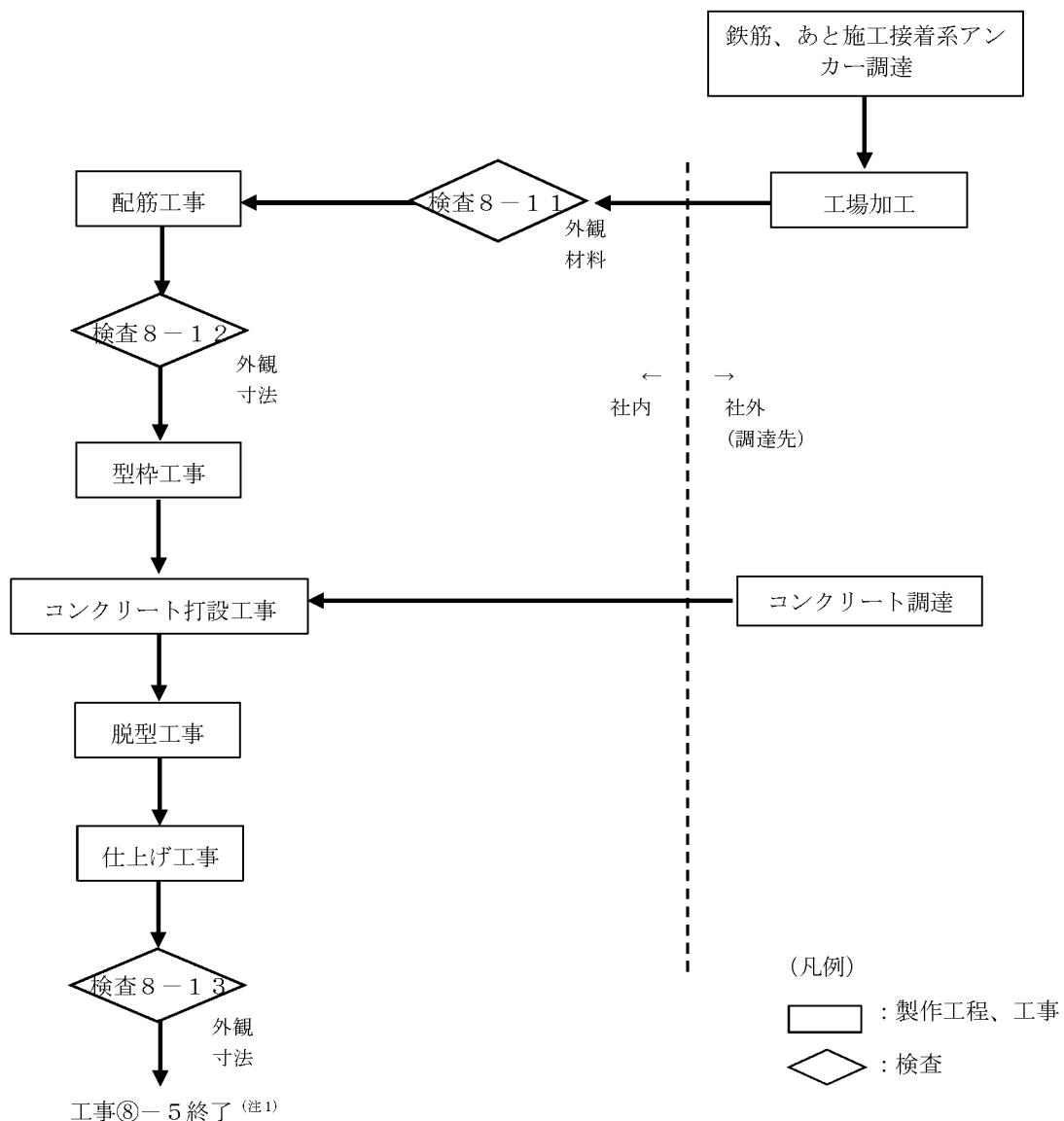
注1 : 工事⑧は工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の5つの工事からなり、工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の全ての工事の終了をもって、工事⑧の終了とする。

注2 : 第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

図ハ-a-1-8 個別工事フロー (2/3)



⑧-5 堰（コンクリート製）の設置



注1：工事⑧は工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の5つの工事からなり、工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の全ての工事の終了をもって、工事⑧の終了とする。

図ハ-a-1-8 個別工事フロー (3/3)

### (3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

### (4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第2加工棟は、建物として、外的事象から建物内部の設備・機器を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第2加工棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）は、第2加工棟において設計基準事故が発生した場合にそれらを確実に検知して速やかに対処するための安全機能を有する。

これらの安全機能を維持しながら、経過措置期限後に第2加工棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性廃棄物の廃棄施設の運転、核燃料物質の貯蔵等）を今後も継続するため、第2加工棟及び第2加工棟の付属設備は、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により、5. 工事の方法 (2) 工事手順に従い行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第ハ-1表に、検査の方法を第ハ-2表、第ハ-3表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ-4表に示す。

第ハ-1表 建物・構築物に係る試験及び検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査						第2号検査
				外観	配置	員数	据付	材料	寸法	作動
成型施設	第2加工棟	第2加工棟	改造	○	○	○	○	○	○	○

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（1/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ①外壁の改造 <sup>(5)</sup> (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-1 個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径が別表ハ-2-1-1及び別表ハ-2-1-3のとおりであること。
	検査1-2	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチを目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチが図ハ-2-1-3-1、図ハ-2-1-3-2及び図ハ-2-1-3-16～図ハ-2-1-3-20のとおりであること。
	検査1-3	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ハ-2-1-3-1、図ハ-2-1-3-2及び図ハ-2-1-3-16～図ハ-2-1-3-20のとおりであること。
	検査1-4	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が、西面外壁及び閉止部③は $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上、その他は $\geq 15$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		材料	遮蔽に見込んでいる部分のコンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	遮蔽に見込んでいる部分のコンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。
	検査1-5	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	脱型後のコンクリートの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	壁の寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	壁の寸法が図ハ-2-1-3-1、図ハ-2-1-3-2及び図ハ-2-1-3-16～図ハ-2-1-3-20のとおりであること。
	検査1-6	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

(5) コンクリート充填扉の下部レール受け部の工事を含む。

第ハ－２表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（２／１２）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第２加工棟 ②外部扉の改造 （図ハ－a－１全体工事フロー、図ハ－a－ １－２個別工事フロー参照）	検査２－１	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置（骨組）を目視、測長又は関係書類等により確認する。（改造）	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置（骨組）が別表ハ－２－１－２及び図ハ－２－１－４－１２～図ハ－２－１－４－２３のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。（改造）	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ハ－２－１－４－６～図ハ－２－１－４－１１のとおりであること。
	検査２－２	外観	設置後の F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	F1 竜巻対策扉の配置が図ハ－２－１－４－１～図ハ－２－１－４－５のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	F1 竜巻対策扉の員数が図ハ－２－１－４－６～図ハ－２－１－４－８のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（3/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ③コンクリート充填扉の新設 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表ハ-2-1-3のとおりであること。
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の内寸(コンクリート充填厚さ)が別表ハ-2-1-3、図ハ-2-1-3-3及び図ハ-2-1-3-4のとおりであること。
	検査3-3	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
	検査3-4	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の配置が図ハ-2-1-1-1のとおりであること。
		寸法	完成したコンクリート充填扉の寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	コンクリート充填扉の寸法が別表ハ-2-1-3、図ハ-2-1-3-3及び図ハ-2-1-3-4のとおりであること。
		員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の員数が別表ハ-2-1-3のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ④防護壁の新設 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-4 個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径が別表ハ-2-1-4のとおりであること。
	検査4-2	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチが図ハ-2-1-3-5～図ハ-2-1-3-9のとおりであること。
	検査4-3	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ハ-2-1-3-5～図ハ-2-1-3-9のとおりであること。
	検査4-4	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
	検査4-5	外観	脱型後のコンクリート表面を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	壁の形状、寸法及び壁の厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	壁の形状、寸法及び壁の厚みが図ハ-2-1-3-5～図ハ-2-1-3-9のとおりであること。
検査4-6	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。



第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（5/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑤防護柵の新設 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-5 個別工事フロー参照)	検査5-1	外観	加工後の防護柵の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄骨の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		外観	あと施工接着系アンカーボルトの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーボルトの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	防護柵の材質及び形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	防護柵の材質、形状が別表ハ-2-1-5のとおりであること。
		材料	あと施工接着系アンカーボルトの材質、呼び径及び本数を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーボルトの材質、呼び径及び本数が別表ハ-2-1-5のとおりであること。
	検査5-2	外観	防護柵の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防護柵の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	設置後の防護柵の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防護柵の配置が図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17のとおりであること。
		員数	設置された防護柵の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防護柵の員数が別表ハ-2-1-5のとおりであること。
		据付	防護柵の取り付け状態を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	図ハ-2-1-3-10～図ハ-2-1-3-13のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（6/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-6 個別工事フロー参照)	検査6-1	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径が別表ハ-2-1-6のとおりであること。
	検査6-2	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチを目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチが図ハ-2-1-3-14及び図ハ-2-1-3-15のとおりであること。
	検査6-3	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ハ-2-1-3-14及び図ハ-2-1-3-15のとおりであること。
	検査6-4	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		材料	コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。
	検査6-5	外観	脱型後のコンクリート表面を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋コンクリート壁の開口部が隙間なくコンクリートで閉止されていること。
検査6-6	外観	閉止部の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋コンクリート壁の閉止部表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（7/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-1	材料	防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。
		寸法	防火シャッタの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。
	検査7-2	外観	防火シャッタの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタに使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。
		員数	防火シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。
		作動	防火シャッタが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。
	検査7-3	作動	防火シャッタの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。	シャッタ降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。
		材料	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-4	外観	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が火災区域及び火災区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-4-2及び図ハ-2-1-4-3のとおりであること。
員数		防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（8/12）

検査の項目			検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>	判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-5	材料	開口部を閉止する壁の材料(下地材、ボード材)を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	開口部を閉止するボード壁の材料(下地材、ボード材)が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-6	材料	防火性能の追加として設置する壁の材料(ボード材)を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置する壁の材料(ボード材)が、別表ハ-2-1-7及び図ハ-2-1-3-21のとおりであること。
	検査7-7	外観	設置後の壁の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の壁の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	設置後の壁の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の壁の配置が図ハ-2-1-1-38~図ハ-2-1-1-40のとおりであること。
		員数	設置後の壁の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置した壁の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-8	材料	材料を関係書類等により確認する。(改造)	材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-9	外観	鉄板で窓を閉止した扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	鉄板で窓を閉止した扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の配置が図ハ-2-1-1-39及び図ハ-2-1-3-21のとおりであること。
		員数	鉄板で窓を閉止した扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-10	外観	あと施工接着系アンカー及び鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカー及び鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	あと施工接着系アンカー及び鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカー及び鉄筋の材質及び呼び径が別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-11	外観	あと施工接着系アンカー及び鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカー及び鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
寸法		あと施工接着系アンカーの呼び径及び本数、鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーの呼び径及び本数、鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが別表ハ-2-1-7及び図ハ-2-1-3-21のとおりであること。	
検査7-12	寸法	型枠の内寸(モルタル寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(モルタル寸法)が図ハ-2-1-3-21のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ－２表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（９／１２）

検査の項目			検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>	判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第２加工棟 ⑦防火区画等の改造 （図ハ－a－１全体工事フロー、図ハ－a－ １－７個別工事フロー参照）	検査７－１３	材料	材料（モルタル）を関係書類等により確認する。（改造）	モルタルであること。
	検査７－１４	外観	脱型後のモルタル表面を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	鉄筋コンクリート壁の開口部が隙間なくモルタルで閉止されていること。
	検査７－１５	外観	閉止部の外観を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	鉄筋コンクリート壁の閉止部表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（10/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑧堰、グレーチング及び扉の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-8 個別工事フロー参照)	検査8-1	外観	加工後の鋼材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鋼材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鋼材の材質及び形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鋼材の材質、形状が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-2	外観	あと施工接着系アンカーボルトの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーボルトの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	あと施工接着系アンカーボルトの材質及び径を測定又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーボルトの材質、径が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-3	材料	シーリング材の材質を関係書類等により確認する。(改造)	シーリング材が耐火用、耐火構造用又は耐火目地用のシーリング材であること。
	検査8-4	外観	堰の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	堰の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	堰の配置が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53のとおりであること。
		寸法	堰の形状及び寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	堰の形状、寸法が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-5	員数	堰の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	堰の員数が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
		外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	グレーチングの材質、形状、流路断面積を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの材質、形状が別表ハ-2-1-8及び図ハ-2-1-3-24のとおりであること。また、流路断面積の合計が0.20 m <sup>2</sup> 以上であること。
	検査8-6	外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	グレーチングの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
		員数	グレーチングの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの員数が別表ハ-2-1-8のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。  
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。  
 (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（11/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑧堰、グレーチング及び扉の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-8 個別工事フロー参照)	検査8-7	外観	対象扉がエアタイト仕様であることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉 (PAT仕様) であること。
		材料	エアタイト扉の材質を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の材質が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
		寸法	エアタイト扉の形状及び寸法を目視、測長器及び関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の形状及び寸法が図ハ-2-1-3-29、図ハ-2-1-3-35～図ハ-2-1-3-37、図ハ-2-1-3-41、図ハ-2-1-3-42、図ハ-2-1-3-45、図ハ-2-1-3-47及び図ハ-2-1-4-9～図ハ-2-1-4-11のとおりであること。
	検査8-8	外観	エアタイト扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	エアタイト扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の配置が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50、図ハ-2-1-3-22及び図ハ-2-1-3-48のとおりであること。
		員数	エアタイト扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の員数が別表ハ-2-1-8及び図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8のとおりであること。
	検査8-9	外観	パンチングメタル及び鋼材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	パンチングメタル及び鋼材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	パンチングメタル及び鋼材の材質、形状、流路断面積を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	パンチングメタル及び鋼材の材質、形状が別表ハ-2-1-8、図ハ-2-1-3-27、図ハ-2-1-3-28のとおりであること。また、流路断面積の合計が0.30 m <sup>2</sup> 以上であること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（12/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑧堰、グレーチング及び扉の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-8 個別工事フロー参照)	検査8-10	外観	床架台の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	床架台の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	床架台の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	床架台の配置が図ハ-2-1-1-46、図ハ-2-1-3-27及び図ハ-2-1-3-28のとおりであること。
		員数	床架台の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	床架台の員数が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-11	外観	加工後の鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質、形状が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-12	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。(新設)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチが図ハ-2-1-3-34のとおりであること。
	検査8-13	外観	コンクリート堰の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	コンクリート堰に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	コンクリート堰の形状、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	コンクリート堰の寸法が図ハ-2-1-3-34の高さ以上であること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。



第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（1/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>	
建物	外観	建物の外観を目視又は関係書類等により確認する。		建物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
	配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図ハ-1-1-1のとおりであること。	
	員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。	
	配置	第2加工棟と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。	
	配置	第2加工棟と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ハ-2-1-5-3、図ハ-2-1-5-5に示す危険限界距離以上であること。	
地業	ぐり石コンクリート地業	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。	
		配置	ぐり石コンクリートの配置を関係書類等により確認する。	ぐり石コンクリートの配置が図ハ-2-1-1-2（1）のとおりであること。	
		配置	支持層にぐり石コンクリートが到達していること（N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか）を関係書類等により確認する。	ぐり石コンクリートが支持層に到達していること。	
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
構面（柱・はり・壁で構成される面）		配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ハ-2-1-2-8～図ハ-2-1-2-15のとおりであること。	
柱	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
			鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。	
		鉄筋	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-18及び図ハ-2-1-2-19のとおりであること。
		コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。	
寸法	柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図ハ-2-1-2-18及び図ハ-2-1-2-19のとおりであること。			

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。



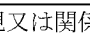
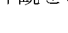
第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（2/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>	
はり	鉄骨 4階9～12通りはり (3階屋根面はり)	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。 鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。	
		配置	はりの配置を目視又は関係書類等により確認する。	はりの配置が図ハ-2-1-2-6、図ハ-2-1-2-11、図ハ-2-1-2-14、図ハ-2-1-2-15のとおりであること。	
	鉄骨鉄筋 コンクリート・鉄筋 コンクリート	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。 鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		鉄筋 コンクリート	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
			材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
			寸法	柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ハ-2-1-2-20～図ハ-2-1-2-25のとおりであること。
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
		材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-28のとおりであること。	
			壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。 臨界隔離壁の厚さを測定器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図ハ-II-1～図ハ-II-5のとおりであること。 臨界隔離壁の厚さが30.5 cm以上であること。	
	配置	臨界安全管理上の領域が臨界隔離壁により隔離されていることを目視又は関係書類等により確認する。	臨界安全管理上の領域と臨界隔離壁の位置関係が図ハ-2-1-1-1のとおりであること。		
	せつこうボード壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（軽量鉄骨、せつこうボード）であること。	
防火区画	配置	防火区画が適切に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。	防火区画の設定が図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5のとおりであること。		
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。	
		寸法	床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。	
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。	
		寸法	屋根の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（3/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
開口部	扉共通	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料であること。
		配置	扉／防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5のとおりであること。
		員数	扉／防火板の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8のとおりであること。
	防火戸	材料	防火戸の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令第百十二条（関連告示を含む）に定めるとおり、  以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に張ったもの、又は  以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
		作動	常時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。 随時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。	扉を開放し手を離せば自動で閉鎖すること。 感知器に模擬信号を入力した場合に自動で閉鎖すること。
	防火板	材料	防火板の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火板が  以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉（PAT仕様）であることを目視又は関係書類等により確認する。	エアタイト扉（PAT仕様）であること。
	大型搬入口扉	外観	大型搬入口扉（扉1-6及び1-10）の外観を、目視又は関係書類等により確認する。	パッキンが固定されていること。  のボルト12本で第2加工棟に固定されていること。
梯子	梯子	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
避雷針	避雷針	外観	外観を目視又は関係書類等により確認する。	使用上有害な傷及び変形がないこと。
		作動	接地極の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおり、単独接地抵抗50Ω以下、総合接地抵抗10Ω以下であることを測定又は関係書類等により確認する。	接地極の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおり、単独接地抵抗50Ω以下、総合接地抵抗10Ω以下であること。
階間貫通部（溢水）	配管	外観	階間貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止されていること。
		配置	階間貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-47～図ハ-2-1-1-50のとおりであること。
防火区画貫通部	電気・計装ケーブル	外観	防火区画貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	防火区画貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
	配管	外観	防火区画貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料で施工していること。
		配置	防火区画貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
	鋼	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
地下貯槽 ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃材料（鉄筋コンクリート、鉄板）であること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ハ-2-1-3-49のとおりであること。
		寸法	配管溝貫通孔、地下貯槽ピット蓋開口部、地下貯槽ピット貫通孔、階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	配管溝貫通孔が0.05 m <sup>2</sup> 以上、地下貯槽ピット蓋開口部が0.08 m <sup>2</sup> 以上、地下貯槽ピット貫通孔が0.01 m <sup>2</sup> 以上、階段開口部が4.0 m <sup>2</sup> 以上の流路断面積であること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ－４表 第３号検査に係る建物・構築物及び設備・機器の検査の項目及び検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
第３号検査	品質マネジメントシステムに係る検査	設工認に記載された工事の方法及び品質マネジメントシステムに従って、設計情報を工事に引き継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に記載の品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

## 二. 被覆施設

## 目 次

### 二. 被覆施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法

## 二. 被覆施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。



## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応を表ニ-1-1に、変更内容を表ニ-1-2に示す。

ここで、表ニ-1-1以降において、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ニ-2-1～表ニ-18-1に、関係図面を図ニ-1～図ニ-18-1に示す。

ここで、表ニ-2-1～表ニ-18-1において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様  
[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様  
[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表ニ－１－１ 被覆施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3001} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3002} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3003} ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3004} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入装置 燃料棒解体装置	{3006} 燃料棒解体装置 No. 1 —	燃料棒解体装置 No. 1 解体作業台 フード
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台	{3007} 燃料棒トレイ置台 —	脱ガス設備 No. 1 燃料棒トレイ置台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 脱ガス装置	{3008} 脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 脱ガス装置	{3009} 脱ガス設備 No. 1 運搬台車	脱ガス設備 No. 1 運搬台車
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3010} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送装置 No. 1-1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3011} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接機 No. 1-1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3012} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接機 No. 1-2
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3013} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送装置 No. 1-2
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 1	{3014} 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載装置（1）
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 1	{3015} 燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部	燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 1	{3016} 燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部	燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 1	{3017} 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 2	{3018} 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒 移送装置（A） —	燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置（A）

表ニ－１－１ 被覆施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 3	{3019} 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒 移載装置（2） —	燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置（2）
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	検査設備 ペレット検査台	{3020} ペレット検査台 No. 2 —	検査設備 ペレット検査台 No. 2
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 8	{3021} 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 8	{3022} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載装置 No. 8-1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 8	{3023} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載装置 No. 8-2
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台	{3024} ペレット一時保管台 —	ペレット一時保管台 —
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置	{3025} ペレット検査装置 No. 5 —	ペレット検査装置 No. 5 ペレット検査装置
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3026} ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送機
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3027} ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置	{3028} 燃料棒解体装置 No. 2 —	燃料棒解体台 No. 2 —
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	検査設備 計量設備架台	{3029} 計量設備架台 No. 9 —	ペレット検査装置 No. 5 計量設備架台 No. 9
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	検査設備 計量設備架台	{3030} 計量設備架台 No. 10 —	ペレット保管ラック E 型 計量設備架台 No. 10
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-1燃料棒検査室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 9	{3031} 燃料棒搬送設備 No. 9 —	燃料棒搬送設備 No. 9 燃料棒搬送設備

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパ・ガイドを変更・追加する。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更、部材の追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ガイドを追加する。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	1台	改造 老朽化対策のため、ロボットを更新する。それに伴い架台柱脚部を短尺化する。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 1 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレットトレイ、保管容器G型及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 —	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの追加を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	1台	改造 耐震補強のため、チャンバ2系統の撤去、アンカーボルトの撤去・追加、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更・追加を行う。 使用予定のない空トレイ置台を撤去する。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1 運搬台車	1台	改造 耐震補強のため、レール据付ボルトの変更・追加を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。




表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・変更、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	1台	改造 耐震補強のため、部材の追加を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A)	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2)	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパを追加する。
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更・追加を行う。 老朽化対策のため、ロボットを更新する。

表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更・追加、部材の変更を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を追加する。
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 9 —	1台	変更なし
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 10 —	1台	変更なし
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室 第2－1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9 —	1台	変更なし

表ニ-2-1 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部 仕様


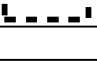

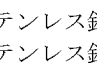
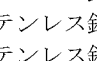
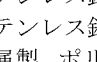
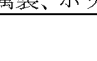


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	
設備・機器名称 機器名	{3001} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部		
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器 G 型の落下防止のため、ストッパ・ガイドを変更・追加する。)		
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	コンベア型	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個)	
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下</li> </ul> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。	
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。	


表ニ-2-1 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-2-1 (別表 2) に示す。

表ニ-2-1 (別表 1) ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ ストッパの取付ボルト ガイド 1 ガイド 1 の取付ボルト ガイド 2 ガイド 2 の取付ボルト 設備カバー	鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  金属製、ポリカーボネート (難燃性)



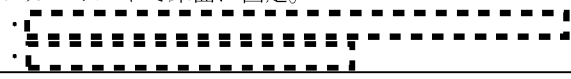
\* 以上の強度を有する材料



表ニ-2-1 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部 仕様  
 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3002} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器 G 型の落下防止のため、ガイドを追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	チェンローラ式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	モータボックス
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 5 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。また、保管容器 G 型を取り扱う際に落下しないよう、ストoppa及びガイドを設ける。	


表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-2





(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-2-2（別表3）に示す。

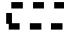
表ニ-2-2 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー	鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート(難燃性)

\*  以上の強度を有する材料

表ニ-2-2 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの変更	アンカーボルト 		図ニ-2-2
はりの追加	はり 		
	接合ボルト 		




\*  以上の強度を有する材料

表ニ-2-2 (別表3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-2-3 ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部 仕様

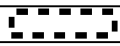

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3003} ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、ロボットを更新する。それに伴い架台柱脚部を短尺化する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	機械式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ロボット (重量約 40 kg)
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレットトレイ 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 柱をアンカーボルトで床面に固定。  ロボットを取付ボルトで柱に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。設備カバーは、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部及びペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部の設備カバーを共用する。

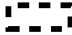
表ニ-2-3 ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-3

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-2-3（別表2）に示す。

表ニ-2-3（別表1） ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部 材料一覧

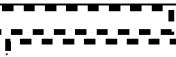

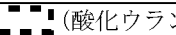

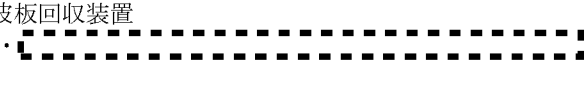
部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト	鋼 

\* 以上の強度を有する材料

表ニ-2-3 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部 仕様  
 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-2-4 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3004} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	水平台式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (波板回収装置) 
	その他の構成機器	上皿電子天秤、波板回収装置
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウランペレット)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 ○本体  ○波板回収装置 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	




表ニー 2-4 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] ペレットを取り扱う際に設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-4	



(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニー 2-4（別表 3）に示す。

表ニ-2-4 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (本体) はり (本体) 柱 (波板回収装置) はり (波板回収装置)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	ペレット整列トレイ	金属製
その他	アンカーボルト 設備カバー	鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)

\* 以上の強度を有する材料

表ニ-2-4 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部 耐震補強の項目


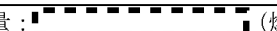

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの撤去 (本体)	アンカーボルト		図ニ-2-4
アンカーボルトの追加 (本体)	アンカーボルト 		

表ニ-2-4 (別表3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-3-1 燃料棒解体装置 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入装置 燃料棒解体装置
設備・機器名称 機器名	{3006} 燃料棒解体装置 No. 1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレットトレイ、保管容器 G 型及び燃料棒の落下防止のため、ストップパを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 7 本)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、保管容器 G 型及び燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ストップパを設ける。


表ニ-3-1 燃料棒解体装置 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-3-1

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-3-1（別表2）に示す。

表ニ-3-1 (別表1) 燃料棒解体装置 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ1 ストッパ2 ストッパ3 ストッパ4 高さ制限棒1 高さ制限棒2 高さ制限棒3 設備カバー	鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート(難燃性)

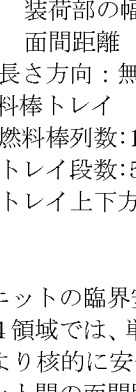

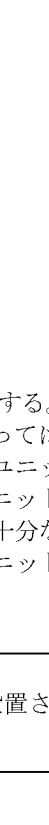
\*以上の強度を有する材料

表ニ-3-1 (別表2) 燃料棒解体装置 No.1 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 脱ガス設備 燃料棒トレイ置台
設備・機器名称 機器名	{3007} 燃料棒トレイ置台 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	リフター式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 5 個 (燃料棒 90 本))
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(2)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限</li> </ul> <p>燃料棒装荷部 上下方向段数: 1 段 装荷部高さ: 40 cm 以下 横方向: 無限個 装荷部の幅: 40 cm 以下 面間距離 : 30.5 cm 以上 長さ方向: 無限長さ</p> <p>燃料棒トレイ 燃料棒列数: 18 列以下 トレイ段数: 5 段以下 トレイ上下方向ピッチ: 3.0 cm 以上</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—


表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である銅製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-4、図ニ-4-1、図ニ-5-1	

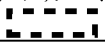
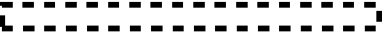
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-4-1（別表3）に示す。


表ニ-4-1 (別表1) 燃料棒トレイ置台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

\*  以上の強度を有する材料

表ニ-4-1 (別表2) 燃料棒トレイ置台 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの追加	アンカーボルト 		図ニ-4-1

\*  以上の強度を有する材料


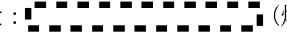

表ニ-4-1 (別表3) 燃料棒トレイ置台 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)


項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	適合性を確認するための施設 第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備



表ニ-5-1 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	脱ガス設備 脱ガス装置
設備・機器名称 機器名	{3008} 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 {3008-2} 燃料棒トレイ	
変更内容	改造 (耐震補強 (チャンバ 2 系統の撤去を含む) の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (空トレイ置台を撤去する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	真空加熱炉部 1 台 燃料棒トレイ 20 個	
一般仕様	型式	チャンバ型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	架台、真空排気装置、トレイ台車 (3 個)
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 15 個 (燃料棒 270 本)) 最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(2)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限</li> </ul> <p>燃料棒装荷部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下方向段数: 1 段</li> <li>装荷部高さ: 40 cm 以下</li> <li>横方向: 無限個</li> <li>装荷部の幅: 40 cm 以下</li> <li>面間距離 : 30.5 cm 以上</li> <li>長さ方向: 無限長さ</li> </ul> <p>燃料棒トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒列数: 18 列以下</li> <li>トレイ段数: 5 段以下</li> <li>トレイ上下方向ピッチ: 3.0 cm 以上</li> </ul> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。</p>

表二-5-1 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、20 cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-4、図ニ-5-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表二-5-1(別表3)に示す。

表ニ-5-1 (別表1) 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (チャンバ支持脚) はり (チャンバ支持脚)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	チャンバ ストップ アンカーボルト 接合ボルト  燃料棒トレイ トレイ台車 レール (トレイ台車)	ステンレス鋼 ステンレス鋼 鋼 鋼 以上、 金属製 金属製 ステンレス鋼

表ニ-5-1 (別表2) 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 耐震補強の項目



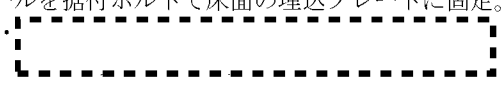
補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
チャンバ2系統の撤去 (全5系統→全3系統)	チャンバ及び付帯 設備 (配管等)		図ニ-5-1
柱の追加	柱		
トラスの追加 (新設柱 間)	トラス		
トラスの追加 (チャンバ 撤去箇所)	トラス		
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		
既存部材の接合ボルトの 変更	接合ボルト		
既存部材の接合ボルトの 追加	接合ボルト		
トラスの追加 (チャンバ 固定支持脚) (チャンバ基数 3)	トラス 接合ボルト		

表ニ-5-1 (別表3) 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-5-2 脱ガス設備 No.1 運搬台車 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	脱ガス設備 脱ガス装置	
設備・機器名称 機器名	{3009} 脱ガス設備 No.1 運搬台車		
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)		
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	リフター式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 5 個 (燃料棒 90 本))	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(2)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールを据付ボルトで床面の埋込プレートに固定。 
		津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	

表ニ-5-2 脱ガス設備 No.1 運搬台車 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である銅製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-4、図ニ-5-1、図ニ-5-2	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-5-2（別表3）に示す。

表ニ-5-2 (別表1) 脱ガス設備 No.1 運搬台車 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	据付ボルト ストッパ ストッパ (車止め) レール (トレイ台車)	鋼 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼

表ニ-5-2 (別表2) 脱ガス設備 No.1 運搬台車 耐震補強の項目




補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
レール据付ボルトの変更	据付ボルト		図ニ-5-2
レール据付ボルトの追加	据付ボルト		

表ニ-5-2 (別表3) 脱ガス設備 No.1 運搬台車 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ－6－1 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3010} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 12 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ニ－６－１ 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部 仕様


技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	<p>[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>
	添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－６、図ニ－６－１

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－６－１（別表 3）に示す。






表ニ－6－1（別表1） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼、ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ 溝型トレイ	鋼 金属製、樹脂 樹脂（燃料棒の積載部）

\* 以上の強度を有する材料

表ニ－6－1（別表2） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		図ニ－6－1
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		




\* 以上の強度を有する材料

表ニ－6－1（別表3） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2－4領域に配置する図ニ－6－1に示す設備

表ニ－6－2 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3011} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シングルロッド式二連ヘッド型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 2 本 <sup>*1</sup> )
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ニ-6-2 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部 仕様


技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-6、図ニ-6-2	

※1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部の燃料棒12本に含まれる。



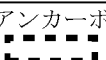
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-6-2 (別表3) に示す。


表ニ-6-2 (別表1) 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼

\* 以上の強度を有する材料

表ニ-6-2 (別表2) 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部 耐震補強の項目


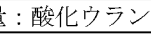

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
トラスの追加	トラス 		図ニ-6-2
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルトの追加	アンカーボルト 		

\* 以上の強度を有する材料

表ニ－6－2（別表3） 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1 部 仕様  
 （次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備

表ニ－6－3 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3012} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シングルロッド式二連ヘッド型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量: 酸化ウラン  (燃料棒 2 本 <sup>*1</sup> )
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ニ－6－3 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部 仕様


技術基準に基づく仕様		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－2－1－1－1、図ニ－1、図ニ－6、図ニ－6－3	

※1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1 部の燃料棒 12 本に含まれる。


(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－6－3（別表3）に示す。


表ニ－6－3（別表1） 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼

\*以上の強度を有する材料

表ニ－6－3（別表2） 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
トラスの追加	トラス		図ニ－6－3
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		



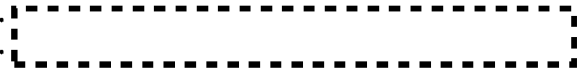
\*以上の強度を有する材料

表ニ－6－3（別表3） 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2 部 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1]                      （複数ユニットの臨界安全）                      第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備</p>

表ニ－6－4 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3013} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 26 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する、及びストッパを設ける。


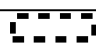



表ニ-6-4 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-6、図ニ-6-4


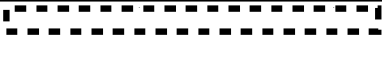
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-6-4（別表3）に示す。

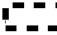
表ニ-6-4（別表1） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ ガイドローラ 溝型トレイ	鋼  樹脂 金属製、樹脂 樹脂（燃料棒の積載部）

\* 以上の強度を有する材料

表ニ－6－4（別表2） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		図ニ－6－4
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		

\* 以上の強度を有する材料

表ニ－6－4（別表3） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備

表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
設備・機器名称 機器名	{3014} 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	
変更内容	改造(耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。)	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(装置) (架台)
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量: (燃料棒 18本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 架台をアンカーボルトで床面と壁面に固定。 ○架台 ・床面: ・床面: ・壁面:  レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—


表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、20 cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-1	

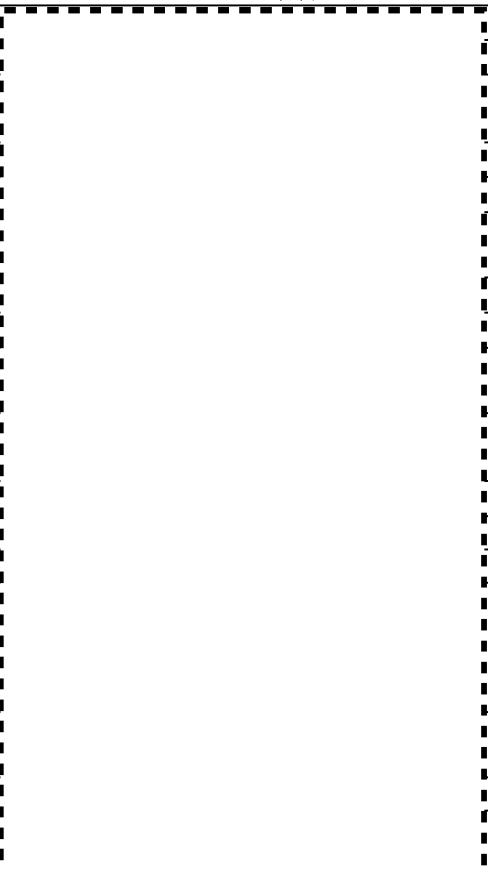
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-7-1(別表3)に示す。


表ニ-7-1 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱(架台) はり(架台) 柱(装置) はり(装置) トラス(装置) レール	鋼 鋼 アルミニウム合金 アルミニウム合金 ステンレス鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト(レール) 接合ボルト(装置) 接合ボルト(架台) 安全カバー(装置) 安全カバー(階段) ストッパ(車止め) 溝型トレイ	鋼 鋼 鋼 鋼 難燃性樹脂 金属製 金属製 樹脂(燃料棒の積載部)

\*  以上の強度を有する材料

表ニ-7-1 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 耐震補強の項目




補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
壁面支持はりの撤去 (建屋の柱、設備東側)	アンカーボルト はり		図ニ-7-1
壁面支持はりの追加(建屋の柱、設備東側)	アンカーボルト 柱 はり		
柱の追加(通路、設備西側)	アンカーボルト 柱 はり 接合ボルト		
柱の追加	アンカーボルト 柱		
柱脚はりの追加(階段)	はり		
はりの追加(階段)	はり		
既存部材の接合ボルトの変更	接合ボルト		
アンカーボルトの変更	アンカーボルト		
装置のトラスの追加	トラス 接合ボルト		

\*  以上の強度を有する材料

表ニ－7－1（別表3） 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部 仕様  
 （次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1]                      （複数ユニットの臨界安全）                      第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備</p>

表ニ－７－２ 燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 1
設備・機器名称 機器名		{3015} 燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2 - 1 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


表ニ-7-2 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部 仕様

技術基準に基づく仕様		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-2	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-7-2 (別表 2) に示す。

表ニ-7-2 (別表 1) 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ 溝型トレイ	鋼 金属製、樹脂 樹脂 (燃料棒の積載部)




\*  以上の強度を有する材料



表ニ-7-2 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部 仕様  
 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1]                      (複数ユニットの臨界安全)</p> <p>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</p>

表ニ-7-3 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 仕様



許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
設備・機器名称 機器名	{3016} 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラーで保持する。


表ニ-7-3 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-3

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-7-3（別表2）に示す。

表ニ-7-3（別表1） 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 材料一覧



部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 安全カバー ガイドローラ	鋼  難燃性樹脂 金属製、樹脂

\* 以上の強度を有する材料

表ニ-7-3 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 仕様  
 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-7-4 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
設備・機器名称 機器名		{3017} 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部
変更内容		改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)
設置場所		第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 1 個 (燃料棒 18 本))
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台及びレールを燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部と共用しており、架台を安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 架台及びレールを燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部と共用しており、架台をアンカーボルトで床面と壁面に固定し、レールを取付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、チャックで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ニ-7-4 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-1

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-7-4 (別表3) に示す。

表ニ-7-4 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (装置) はり (装置) トラス (装置)	アルミニウム合金 アルミニウム合金 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	接合ボルト 安全カバー チャック	鋼 難燃性樹脂 金属製




表ニ-7-4 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
装置のトラスの追加	トラス		図ニ-7-1
	接合ボルト		

表ニ-7-4 (別表3) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様  
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-7-1に示す設備

表ニ－８－１ 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 2
設備・機器名称 機器名		{3018} 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) —
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。




表ニ－８－１ 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置（A） 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－８－１	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－８－１（別表 2）に示す。

表ニ－８－１（別表 1） 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置（A） 材料一覧




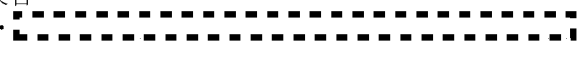

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 高さ制限棒 安全カバー ガイドローラ	鋼 樹脂 金属製、難燃性樹脂 金属製、樹脂

\*以上の強度を有する材料

表ニ－８－１（別表２） 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置（A） 仕様  
 （次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第２－４領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第２－４領域に配置する図ニ－１に示す設備

表ニ－9－1 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置（2） 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 3
設備・機器名称 機器名	{3019} 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置（2） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：(装置)  (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量：  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表（別表 1）に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台   レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。	


表ニ-9-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、20 cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-9-1

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-9-1(別表2)に示す。

表ニ-9-1 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール	鋼 鋼 アルミニウム合金 アルミニウム合金 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト (レール) 安全カバー ストッパ (車止め) 溝型トレイ	鋼 鋼 難燃性樹脂 金属製 樹脂 (燃料棒の積載部)



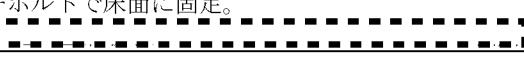
\*以上の強度を有する材料

表ニ-9-1 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-10-1 ペレット検査台 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 検査設備 ペレット検査台
設備・機器名称 機器名	{3020} ペレット検査台 No.2 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器 G 型の落下防止のため、ストoppaを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設置する。また、保管容器 G 型を取り扱う際に落下しないよう、ストoppaを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


表ニ-10-1 ペレット検査台 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-10-1

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-10-1（別表2）に示す。

表ニ-10-1 (別表1) ペレット検査台 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼 
ウランを取り扱う部位	ペレット回転台	金属製
その他	アンカーボルト ストッパ1 ストッパ2 ストッパ3 ストッパ4 高さ制限棒1 高さ制限棒2 高さ制限棒3 高さ制限棒4 設備カバー	鋼  金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート（難燃性）、ガラス

\* 以上の強度を有する材料

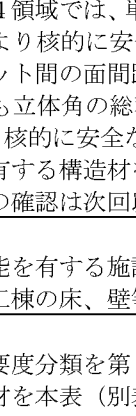
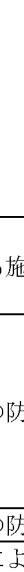

表ニ-10-1 (別表2) ペレット検査台 No.2 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備



表ニ-11-1 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 仕様

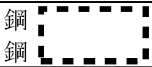

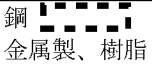
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8
設備・機器名称 機器名	{3021} 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(6)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


表ニ-11-1 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-11、図ニ-11-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-11-1 (別表 2) に示す。

表ニ-11-1 (別表 1) 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ 溝型トレイ	鋼  金属製、樹脂 樹脂 (燃料棒の積載部)





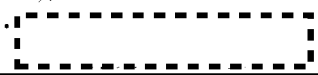
\* 以上の強度を有する材料

表ニ-1 1-1 (別表2) 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全)</p> <p>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</p>

表ニ一 1 1 - 2 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8
設備・機器名称 機器名	{3022} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 燃料棒加工室 第 2 - 2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	クレーン式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (装置)  (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1) 及び No. 2-4(6)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台   レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。	


表ニ-11-2 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-11、図ニ-11-2

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-11-2（別表2）に示す。

表ニ-1 1-2 (別表1) 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト ストッパ (車止め) 溝型トレイ	鋼 鋼 金属製 樹脂 (燃料棒の積載部)




\*  以上の強度を有する材料

表ニ-1 1-2 (別表2) 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-11-3 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部 仕様



許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8
設備・機器名称 機器名	{3023} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

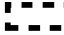
表ニ－１１－３ 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所ので想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所ので想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－１１、図ニ－１１－３	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－１１－３（別表 2）に示す。

表ニ－１１－３（別表 1） 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 溝型トレイ	鋼  樹脂（燃料棒の積載部）



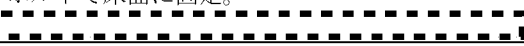
\* 以上の強度を有する材料



表ニ－11－3（別表2） 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部 仕様  
 （次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備

表ニ-12-1 ペレット一時保管台 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台
設備・機器名称 機器名		{3024} ペレット一時保管台 —
変更内容		改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパを追加する。)
設置場所		第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 8 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(4)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。


表ニ-12-1 ペレット一時保管台 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-12-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-12-1（別表2）に示す。

表ニ-12-1（別表1） ペレット一時保管台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ1 ストップ1の取付ボルト ストップ2 ストップ2の取付ボルト 高さ制限棒 設備カバー	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製、ポリカーボネート（難燃性）




\*  以上の強度を有する材料

表ニ-12-1 (別表2) ペレット一時保管台 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全)</p> <p>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</p>

表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置
設備・機器名称 機器名		{3025} ペレット検査装置 No. 5 —
変更内容		改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)
設置場所		第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	ペレット回転式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 2 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(5)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルト及び据付ボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。


表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-13-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-13-1（別表2）に示す。

表ニ-13-1 (別表1) ペレット検査装置 No.5 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	ペレット回転台	金属製
その他	アンカーボルト 据付ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト ストッパ3 ストッパ3の取付ボルト ガイド 高さ制限棒1 高さ制限棒2 高さ制限棒3 高さ制限棒4 設備カバー ボールローラ	鋼 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート(難燃性)、 ガラス 金属製




\* 以上の強度を有する材料

表ニ-13-1 (別表2) ペレット検査装置 No.5 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ一 1 4 - 1 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3026} ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (老朽化対策のため、ロボットを更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	コンベア式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	ロボット (重量約 20 kg)
	その他の性能	最大取扱量 :  (ペレット保管容器 17 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(6)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。  ロボットを取付ボルトで設備に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。設備カバーは、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部の設備カバーを共用する。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストップ、ガイドを設ける。



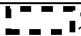
表ニ一 1 4 - 1 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-1 4-1	

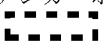



(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ一 1 4 - 1（別表 3）に示す。


表ニ-14-1 (別表1) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト ガイド1 ガイド1の取付ボルト ガイド2 ガイド2の取付ボルト	鋼 鋼 ステンレス鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

\* 以上の強度を有する材料

表ニ-14-1 (別表2) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの変更	アンカーボルト 		図ニ-14-1
アンカーボルトの追加	アンカーボルト 		

\* 以上の強度を有する材料

表ニ-14-1 (別表3) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様  
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	適合性を確認するための施設 第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備